

●新らしい雑報

▲新聞雑誌展覧會 東京朝日新聞社の主催たる新聞講演夏期大學の附屬として、去る八月十八日より五日間、信州輕井澤に於て新聞雑誌の展覧會があつた、在金澤の朝日新聞通信部長たる天弓中神利人子の所藏品を陳列するのであると聞き、天弓子とは未見の間であつたが、今春吉野先生を通じて子の愛藏せる報條帖を借覽中であり、好きな古い新聞雑誌の展覧であるから、天弓子に面會旁た病床を飛び出して態々輕井澤まで行つた、子との面會は好者同志の事とて互に舊知の如く、横臥して夜の更を知らず、新聞談雑誌談を交換して近頃ない慰みと利益を得た

展覧の新聞雑誌は(一)徳川幕府時代における讀賣瓦版時事摺物類(二)安政慶應間の新聞紙並に官版時事摺物(三)明治維新より六年迄の新聞紙(四)明治七年より十年までの新聞紙雑誌(五)明治十一年より二十三年國會開設までの新聞紙雑誌(六)先覺新聞記者著作物傳記肖像類等、合計三千部の陳列であつたから、未見の新聞紙雑誌が少からずあり、明治維新の資料、年表の補足など、得る所が甚だ大であつた、近く東京で大聯合の展覧會を開く筈に成つて居る

▲新聞雑誌批判號 『日本及日本人』の秋期増刊として本月五日、政教社から「現代新聞批判號」(定價金一圓八十錢)

といふのを發行した、現代とはあるが、明治初年の新聞雑誌を考察すべき記事も少くない、就中

新聞紙發達論(淺野利三郎)明治初年の記者生活(臥波生)明治初年に於ける新聞雜誌(干河岸貫一)新聞記者としての回顧(朝日奈和泉)都新聞の今昔(橋本老人)關西の新聞發達史(尾藤貞一)

などは、政治研究、社會研究の參考にも成る趣味的有益の讀物である

▲長崎新聞第一號 東京帝國大學内にも去る七月、帝大

明治文化研究會と云ふのを開く事に成り、本月十日其第二回を山上御殿跡の食堂で開催されたが、出席者三十餘名で各自持寄品の中には珍籍奇物も夥多あつたが、予が「垂波措く能はざりし」ものは、學生某子が出品した明治六年一月發行の「長崎新聞」第一號であつた、長崎で新鑄した行草活字で和紙十枚に印刷した一冊三錢三厘といふ珍物

▲本書第五篇第六篇 今春永永びいた病氣も、昨今は殆ど全快に近づいたので、次篇は來十一月中旬、第六篇は十二月二十日迄に發行する豫定であります

明治奇聞

第五篇

●官尊民卑の思想

生殺與奪の權を握つて居た支配階級者が威張り、一般國民は唯々諾々で盲目的服従を強制されて居たのが此思想の起原である、徳川幕府は一層此階級の隔絶、尊卑を嚴にしたので傲慢と卑屈、華奢と質素、生活にも社交にも官民は別人種の如き觀があつた

四民平等といふ明治の代になつても、依然たる専制で役人が威張り、一般國民は長い間の因習が失せないで、ヤハリ「お上様」と奉つて居たが、西洋文物の輸入と共に、政治的思想までが輸入された明治六七年後、初めて一部の國民が眼を醒して、自主自由、天下は天下の天下なりと叫び、役人をエライと思つたは間違ひ、彼等は法律の行使者に過ぎないと悟つたので、民權論、人權論が普及するに至つたのである

國民一般の知識が進歩し、立憲政治の實行として、田舎の豆腐屋が大臣に成れる世の中と成つたので、大臣の値打が下落したと云ふ者もあるが、それは大臣が下落したのではなく民衆の力が騰貴したのであると見るがよい、生殺與奪の權が民衆に移る時代が來ぬとも計られないが、それでは民尊官卑以上の弊害であらう

お歴々の朝臣様をひろか

明治十三年の叙位叙勳記
 下のやうな署名がある
 のを見て、へ、ラ可笑い
 威が起つた
 三條岩倉柳原三氏の如き
 は系圖の正しいお公卿様
 であらうが、討幕の勳功
 で明治新政府の参議に成
 つた連中は、素性の知れ
 ぬ野武士の子孫で、祖先
 の判明した者では無い筈
 である
 それが各々何々朝臣と自
 稱して居るのは滑稽であ
 る、明治初年に系圖學者
 の鈴木真年が大持て、
 彼方此方から系圖の製造
 を頼まれたと聞いたが、
 恐く此御連中の御依頼も
 あつたのだらう

藤原朝臣實美—三條
 源 朝臣具視—岩倉
 菅原朝臣重信—大隈
 藤原朝臣喬任—大木
 藤原朝臣宗則—寺島
 越智宿禰博文—伊藤
 藤原朝臣從道—西郷
 平 朝臣純義—川村
 藤原朝臣顯義—山田
 源 朝臣馨—井上
 源 朝臣有朋—山縣
 藤原朝臣清隆—黒田
 藤原朝臣前光—柳原
 源 朝臣正義—松方
 源 朝臣巖—大山
 源 朝臣武揚—榎本
 越智宿禰敏謙—河野
 藤原朝臣庸三—山尾
 藤原朝臣 密—前島
 藤原朝臣世履—玉乃

元老院

十を省けば元老院
 太政官を正院として明治四年七月に左院右院を置いた、左
 院は公議所と同様、政治上の評議所であつたが、同七年の
 改正官制には左の如くある
 左院ハ會議ヲ提掌シ國憲民法ヲ編纂スル事ヲ總裁シ或ハ
 命ニ應シテ法案ヲ草ス
 諸建白ノ可否ヲ審辨シテ上呈スルヲ掌ル
 此「左院」と云ふのを明治八年四月十四日に廢止して、同日
 更に「元老院」を置いたのである、元老院は立法の府で、其
 職制は左院と略ぼ同一であつた、そこで其頃何人の詠であ
 るか「元老院十を省けば元老院」といふ狂句があつた、十
 を省けばと云ふことは、單に字形に就てのみの意であるか
 又は他に旨義ある事かと、考へて見たが判らない
 初めての元老院は議官が十名であつたが、左院には其十名
 が無かつたといふ事か、又は左院には一二三等の書記官が
 あつたに、元老院書記の官等は四等より十三等までの十級
 であつたので、其十を省けば左院と同様であると云ふ事か
 など當推量をして見た、これは字形だけの意でないとする
 ば、狂句として一層妙を加へると思つたからである

山形縣新庄の士族

明治八年五月二十三日「郵便報知新聞」第六七五號
 山形縣下最上郡新庄は華族戸澤氏が舊封なり此頃事に因り
 て其地を經過するに長途の疲勞暫く脚を一榻に休めんと或
 る茶店に憩ひ在りしに偶ま其前を過る一個の怪物を認め得
 たり其狀手拭にて覆面し頭に一帽を戴けるが其帽編藁の筵
 を以て製し前庇長さ二三尺藁末參差として均齊ならず後ろ
 に布雜巾様の見苦しき小切を垂れたる物にして其奥に雙眸
 炯々として右顧左眈して市街店頭を覗ひ見或は其上に雙刀
 を挿み街衢を往來する者一人一個に止らざれば餘り不審に
 茶店主翁に向ひ彼は乞丐なりや紙屑拾ひなりや氣違ひなり
 やと問たるに主翁我口を掩ひてアナ聲高し／＼彼は乞丐な
 らす紙屑拾ひならず又固より氣違ひならず彼は貫族様にて
 被る帽子は逆帽子と唱へ舊來よりの藩習にて士族様方市中
 通行の節は忍びの爲に用ひらるゝ處なりと諄々として細話
 せり嗚呼何事ぞや抑今日に至り穢多も非人も乞丐も共に立
 派な平民様にて華族と縁組勝手次第されば彼百萬石を領し
 たる前田氏でも無僕の獨行白晝公然市物を買ひ歩行きても
 愧ざる隆世然るに何の士族の分儕にして舊習を墨守し稗蒔



鉢より少き昔の城下町忍も何もいるべきや詰句物珍らしく
 目に付より却て舊藩中の耻辱を四方に晒すのみ又同所貫族
 屋敷を過たるに高祖譲りの蠟色袴兩刀衝張り蠶糸束藁の大
 髷結ひ力身腐つて歩行くもありヤットウ、マイツタと擊劍
 修行の掛聲も盛なり御維新以來武は鎮臺に歸して士の常職
 は解れたれば難
 有思ひ脱刀斷髮
 の今様に倣ひ早
 く許多の費金に
 ても頂戴し永世
 の産業に就て勉
 勵し坐食だの居
 候だのと講りを
 免れ三千五百萬
 兄弟と共稼ぎの
 人間一疋と成り
 立つ様該區々戸長さん方奮て説諭なし玉へ今其紙屑拾ひか
 氣違ひか乞丐と皆様の我が如く疑ひ玉んを恐れて逆帽子舊
 戸澤家來が風を寫して日本國中は愚ろか世界の果々迄も知
 らせんと山中に棲むいら猿生

天理可樂怖といふ新聞

文久頃から明治三四年頃までの間に発行した新聞の数は少くないが、其中に一つ奇な標題のものがあつた、それは明治二年四月に第一號を發行した『天理可樂怖』である。

其第一號の初頁は左の如き繪ばかりであつて、次の二頁に西洋諸國には傳信機局ありていはゆるテレグラフの裝置を用ふ是によりて王事には驛傳の煩を省くの益あり商賈は速に物價を知るの利あり一勞永逸朝野之に頼る又新聞紙局ありて傳信機の報告を悉く出版し家毎に分ち人毎に讀む依て數千里外の事情を即日に察す其世に益あること豈大ならずや今我邦文運益々盛に學術日に進む是におゐて新聞紙の官許あり傳信機局の建設亦近日に在らんこと豫め指を屈して待つべきに似たり因て先づ傳信機の略圖を卷首に冠し假て以て此編の名とすと云ふ

編輯社長 小笹謙太郎 敬識
 彫刻發兌 笹屋政兵衛

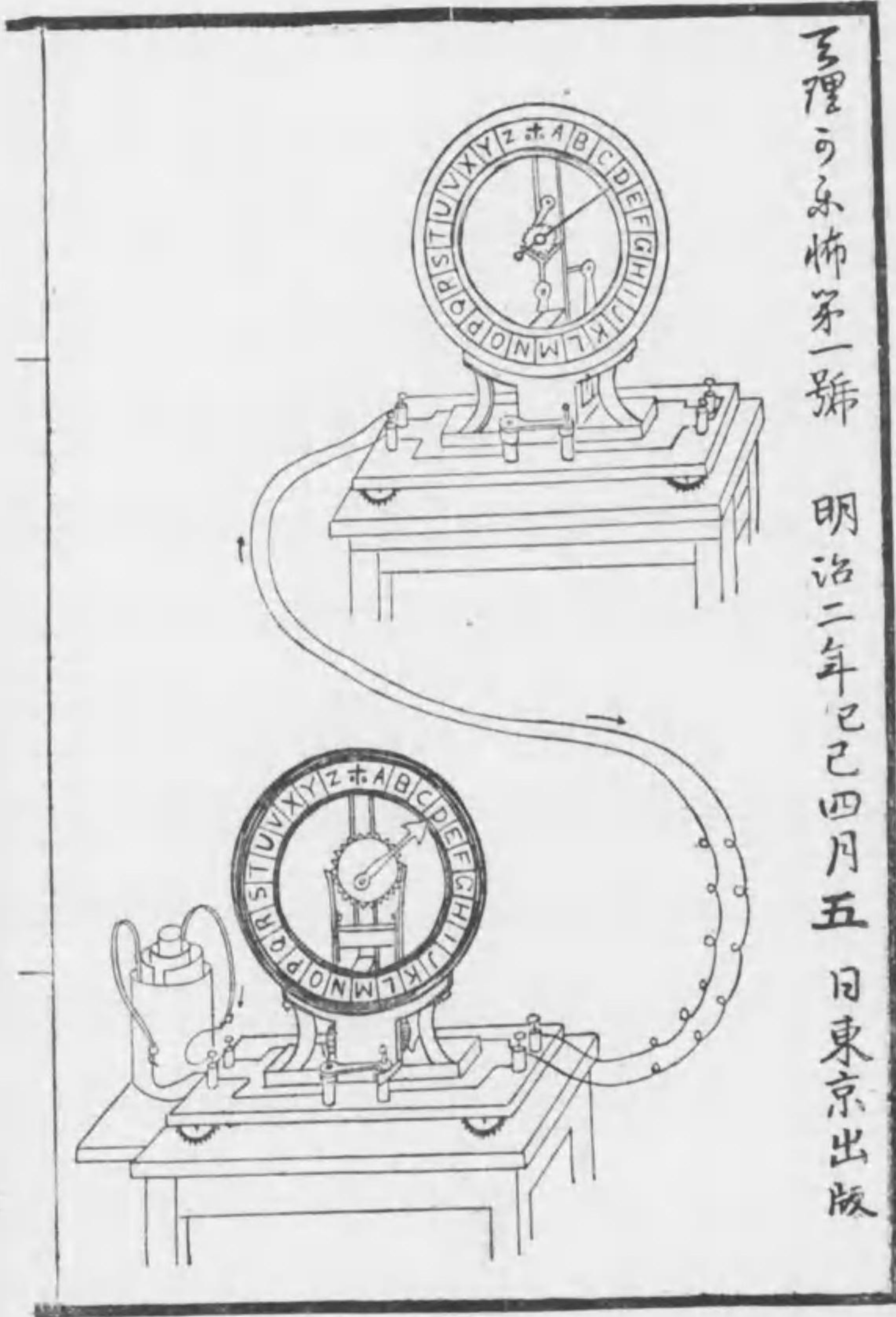
とある、テリグラフとは電信機の事で、今いふテレグラフの訛りである、これで標題の名號を察し得られ、電報新聞といふに同じ意義である事が知れるであらう、電氣利用を

切支丹伴天連の魔法使ひと云つて居た時代の迷想がマダ失せないで、天理ではあるが樂む可く怖る可きものとして、『天理可樂怖』とあて字に書いた所が面白い。さて電報新聞といふ名號ではあるが、我國にマダ電信局の開設がなかつたので、名稱とは相違、電報による報道は一つも載せてない。

此新聞は一々彫刻の整版で半紙八枚綴の一冊が「定價一匁」である、東京淺草平右衛門町の笹屋政兵衛が發行し、同じ四月に第三號まで發行して廢刊した（明治十九年出版、内務省の圖書課書目、新聞の部には二號で廢刊したやうに記してあるが、小野秀雄氏所有に第一、二、三號がある）其三冊の總目次を左に挙げる

- 御觸書寫（戶籍編製の論議）
- 横井平四郎の殺害されたる事につき薰子の上書
- 商社規則（貿易會社を設立せし五ヶ條）
- 米鹽油洋銀金札茶の相場略表 以上一號
- 長崎に於て九藩士澤殿へ建議
- 白川邊に脱走人五六十人集り云々
- 商社規則（前號續第六條より第十一條） 以上二號
- 北情新話（會津白虎隊戰死の報） 三號は此一話

天理のふ怖第一號 明治二年己巳四月五日東京出版



過渡期の奇裁判 (四)

法學博士中田薫先生法文註解

▲家長の財物を持逃げの罪

東京第一大區三小區

五郎兵衛町一番地借商村田芳兵衛雇人

加藤竹藏

十七年 二月

其方儀陸軍省ヨリ家長芳兵衛へ拂下ケ相成金子百五十五圓
余同省ヨリ請取持逃致スコ盜家長財物律ニ依リ準流十年申
付ル

右ノ者ハ第二大區三小區芝濱松町三丁目十三番地借加藤
二三郎三男ニテ右芳兵衛方へ雇人トナリ家長名代トシテ
兼テ陸軍省御用心得在リシガ當四月廿日同省ヨリ御下ケ
渡シ相成ル御用代金百五十五圓九十錢ヲ落手シ其途中圖
ラズ盗心ヲ生シ右金ヲ携へ新吉原揚屋町伊藤さく方ヨリ
角町貸座敷渡世杉浦いくへ到リ出稼娼妓若式ヲ呼揚ゲ遊
興ノ末同人ヲ伴ヒテ新富町森田座芝居ヲ見物シ其他酒食
ノ爲ニ百九圓餘ヲ遣ヒ捨シガ遂ニ御捕へトナリテ前願ノ

御處置アリシト也(明治六年六月四日發行東京日々新聞)
(法文註解)明治五年十一月改正雇人盜家長財物律ニ依レバ
犯人ハ凡盜ニ一等ヲ加フ新律綱領財盜律盜條ニ依レバ一
百二十兩以上(三百兩未満)ハ流三等ニ處ス但明治四年十一
月十八日准流法ニ依リ流刑ハ北海道流所規則未定ノ中ハ准
流徒役ニ處スコト、ナル即三等ハ準流十年ヲ科セラル、モ
ノナリ

(編者曰)雇人盜家長財物律、刑罰に階級があつた一例
▲官吏を罵る罪

盤前縣貫屬士族室原治兵衛次男

標葉貫之助

其方儀街上股脚ヲ露スニ付番人ニ制ラレ後飲酒ノ餘リ憤
リヲ含ミ殊更ニ再ビ股脚ヲ露シ通行致スヲ番人ニ被差止
ヲ不相用警視出張所於テ糺彈受ル節暴言ニ及フ科罵官吏
律ニ依リ閉門六十日申付ル(同年七月二日發行同新聞)
(法文註解)五年十一月五日改正罵官吏律ニ依レバ判任官ヲ
罵ル者ハ杖六十トアリ、然ルニ新律綱領ノ士族罰刑條ニハ
「杖刑ニ該ル者ハ閉門ニ處シ」トアリ杖六十ハ杖ノ最輕ニ
テ閉門ノ最輕ハ六十日ナリ

(編者曰)閉門の刑は舊幕府時代の遺法

投票を以て無罪

これは「過渡期の奇裁判」に入れてもよい事であらうが、裁
判は無罪の者に無罪を言渡したのであるから奇とすべきで
なく、其判決の文句を奇とせねばならぬ事である
廣澤參議暗殺の嫌疑者として數年間獄に繋がれた上、種々
糺問された中村六藏は、終に證據が擧がらなかつたので、
左の宣告を受けた

宣告

長崎縣肥前國彼杵郡十善寺郷

木澤淳藏方同居平民

中村六造

其方儀故廣澤參議暗殺事件ニ付審問ヲ遂ケ即チ本局裁判
規則ニ因リ投票ヲ爲セシ處無罪ニ決シタルヲ以テ無罪

但シ澤田衛守殺害事件ハ追テ處斷スベシ

明治十三年三月二十二日

大審院別調所

合議裁決を投票と明記した所が面白い、無罪に決した者を
有罪とする筈もないに御叮嚀な文句である
中村六藏は政府の間諜澤田衛守殺害者として終身禁獄に處
せられ、明治二十一年に特赦で出獄した

東京裁判所

東京大 小區分繪圖 明治八年改訂版



●支那國民性の代表

明治九年五月二十六日『讀賣新聞』第三百九十九號
 ○南京菓子ヤア一イ天保一ツ菓子うまいヨ一と賣つて歩行
 く豚尾先生は支那の潘度(パンデ)といふ人で毎日横濱を賣り
 あるきますが二三日あごに同所翁橋の上で石川五丁目の蕎
 麥(そば)のかつぎに行あたり肩で受てゐた蕎麥は往來へがら
 ら落ちて何をするこの豚尾めといふ相手は私しらない貴丈
 わるいと南京さんの争論を巡査(こうさ)が聞つけて全く南京さん
 が突き當つた事に極まり蕎麥代十二錢の半分として六錢の
 償(ひ)を南京人に出させると私六錢出しましたから蕎麥わ
 たくし貰ひますといつて大道へ落ちてきたない土の附いた
 蕎麥を手拭に包んで持つて歸りました大かた勿体ないと思
 ったのでしやう

●鉄と糊の雑誌編輯人

鐘紡(かねつ)社の重鎮、實業同志會の頭領とやらで威張つて居る
 武藤(むとう)山治(やまぢ)は、オレも昔は記者生活をしたと云つて居るさう
 だが、それは明治二十年の末頃、『博聞(はくぶん)雑誌』といふ諸新聞
 の記事を抜載する月刊物の署名編輯人であつた事だらう

●野崎左文子の初投書?

魯文翁(ろぶん)の高弟として明治十年後、操觚(そうこ)界で名を揚げた野
 崎(さき)左文子(さぶんし)は、假名讀新聞、いろは新聞、繪入朝野新聞、
 今日新聞等の記者であつた外、多くの諸雑誌にも筆を執
 られ、今尙健在(けんざい)で時々明治文化史的の叙述を公表されて
 居るが、明治九年四月十一日の『讀賣新聞』第三百六十號
 に左の一文が載つて居る、これが子の初投書であらう
 ○ソレ妖怪が出るよと云て小兒の泣く時に怖(おそ)かすさえ善く
 ない事でありますに近頃専ら流行する怪談(かいだん)の大切(おほせ)に幽靈(おんりやう)
 の姿を現はして婦人子供を怖(おそ)がらせるのは悪い事かどぞんじ
 ます幽靈(おんりやう)や妖怪(やかい)は箱根(はこね)から以東(いとう)は勿論(もちろん)世界中に無い物をが
 んぜない子供達にこんな真似(まね)をして見せては怖いといふ思
 ひが頭腦(かみね)へ染込(せんこん)で成長して後までも神經病(しんけいびやう)と云て自分の心
 で怪しい物を見るやうに臆病者(おくびやうしや)に成らうも知れませんが基(もと)
 者の務(つと)といふものは愚(おろ)かな人を開けた道(みち)へ導(みちび)くのが基(もと)
 ありましやうから怪物(かいぶつ)を出す事(こと)は廢(や)して何(なに)とか外(ほか)に世(よ)の人
 の爲(ため)になるやうなお断(おん)をなされてはどういふものでござり
 ましやうかと此御相談(ごさうだん)もどうかドロ／＼と立消(たてけ)のせぬ
 やうに致(いた)したいものであります
 有樂町(うらく) 野崎(さき)左文子(さぶんし)

雇人請宿の福澤屋諭吉



此繪(このゑ)は明治十二年十一月十五日發行(はつぱん)の『驥尾(きび)園子(おんし)』第五十六
 號(ごう)に出(い)で居(ゐ)るものである、『御新聞記者請宿(ごしんぶんきしやく)』の下(した)は「學問
 のすゝめ屋(まなぶや)」で「田舎行御世話仕候(いんがやうごせわじこう)」と傍記(はな)した外(ほか)に

「サア、是(こゝ)は日々發兌(はつたい)の口(くち)で、日曜(にちよう)と大祭日(おほまつり)が休暇(やすみ)
 月給(げき)が三圓五十錢(さんげんごじゅうせん)ぢや、サアどうだ、此方(こゝ)らは雑誌
 の口(くち)で土曜(どよう)日の發兌(はつたい)、月給(げき)は一圓七十五錢(いちげんしちごじゅうせん)、往(い)く者は無
 いかナ、給金(きつぎん)は取るだけ取るが宜(よろ)い、遠慮(えんりよ)は損(こ)の世(よ)の中
 おらが家の暖簾(のれん)は田舎(いんが)へ響(こ)いて居(ゐ)るからノ

(註、當時(たうじ)は一ヶ月(いっかげつ)の下宿料(げしゆくりょう)が二圓以下、湯錢(ゆせん)が二厘
 位(くらい)であつたから、新聞雜誌記者(しんぶんざしき)の月給(げき)もヤスかつた)
 「金を取れ」と言(い)つて論(ろん)しが吉(きち)から皆(みな)が頼(たの)みに來(き)る、
 遠國(とんこく)の口(くち)入れなら此處(こゝ)の慶應(けいおう)オツト慶應(けいおう)に限(かぎ)るよ

「三田(さんだ)とこからして福澤(ふくざ)山(やま)と思(おも)はれるい、株(かぶ)に成(な)たなア
 西南(せいなん)戦争(せんそう)後の此頃(このころ)は各地(こゝ)に新聞雜誌(しんぶんざし)が勃興(はつこう)した時代(じだい)であつ
 て、それが大概(たいたい)慶應義塾(けいおうぎじく)の長(なが)たる福澤諭吉(ふくざんきち)先生(せんせい)の方(かた)へ、記
 者(きしやく)を周旋(しゆせん)して呉(くれ)れと申(ま)込んで來(き)る、又(また)記者生活志望(きしやくせいかつしぼう)の者は
 福澤(ふくざ)先生(せんせい)の方(かた)へ、適當(たうたう)の口(くち)があつたらお世話(せわ)下さいと頼(たの)み
 込む、そこで福澤(ふくざ)先生(せんせい)は恰(ただ)も記者(きしやく)を周旋(しゆせん)する請宿業(しんしゆくごう)のやう
 であつた、尾崎(おしざき)行雄(やうゆう)が新潟新聞(しんせつしんぶん)の主筆(しゅひつ)として越後(えちご)へ行(い)つた
 のも同(おな)く福澤(ふくざ)先生(せんせい)の紹介(せうかい)で此十二年(このじふにねん)の末(すえ)であつた

●總生寛の誨淫書

明治十三年の末頃、變妙百物語、よん所なし、世海乗合船世渡道中雙六、などいふ戯文小冊を著作發行して居た竹天堂主人總生寛は、翌十四年一月より『古今無類新書』と題して雜誌の如く毎月二回發行一冊定價十錢といふ事にし、毎號軍行本式の戯文一篇を載せ、其本題は

人間皆入用 親より大事 萬事此通り
天道人殺し 曲つて眞直 口から出まかせ
馬鹿の一藝 一身敵味方 世の中劍の刃渡

など云ふのであつたが、其三十冊ばかりの中に、左の如く藝妓買、娼妓買の秘傳といふのが數多くある

○娼妓買當る請合 一冊金十錢

此書は上高尾小柴より下局見世の女に至るまで凡そ鑑札を持って色を賣る者に可愛がられる名方奥許しの一巻なり

○藝者買虎の巻 一冊金十錢

此書は通人の種本にして粹客の守り本尊とすべき猫一切應來受合の奥義を著したるものなり

○藝者買三味線枕 一冊金十錢

此書は虎の巻の又奥許しにして一度揚げた藝者には皆き

ついですよと手を握られる場合に女の方から持ち込んで應來受合の名方なり

○藝者買黒人筋 一冊金十錢

此書は藝者買のことわけ、筋道、通人の極意、粹の行き方を悉く記したる遊び上の六箱三略なり

○娼妓買ひ奥許し 一冊金十錢

此書は前に著はしたる娼妓買ひ當る請合の又一段奥の手許しの巻にて實に無類飛切り通人の種本なり

○藝者ばれ 一冊金十錢

此書は是迄出版の藝者買秘傳の又別段の秘傳にして藝者に惚れられること百發百中の名方なり

○娼妓買の秘事 一冊金十錢

此書は娼妓買の筋道一切萬端、通人の奥義、黒人の秘事とする所を残らず書き著したる花柳情事の珍説なり

○娼妓買通人種 一冊金十錢

初會、裏の遊び方より起證警紙を取りかはして女房にする迄の手續を始め凡そ此道の奥義とする所を書き著したる通人必携の珍説新案なり

身過ぎ世過ぎの七杉子が、低級讀者の要求に應じて出したのであらうが、需給共に呆れたものである

●目安箱

訴狀投入函

享保六年に始まりて明治六年に終る

今の若い人々は、明治初年にこんな物のあつた事を知るといふから、冗長には失するが、其解説を茲に載せる

中田黨先生所藏の『評定所關係材料』と題せる寫本中に、『老友會雜誌』第四號より抜記として左の一節がある

此「老友會雜誌」といふのは、明治初年に舊幕府の評定所(今の裁判所)に勤めて居た老友連が寄り會ひ、史料として後の人に示すべき事々物々を實寫した雜誌で、刊行物ではないとの事である

評定所訴狀箱

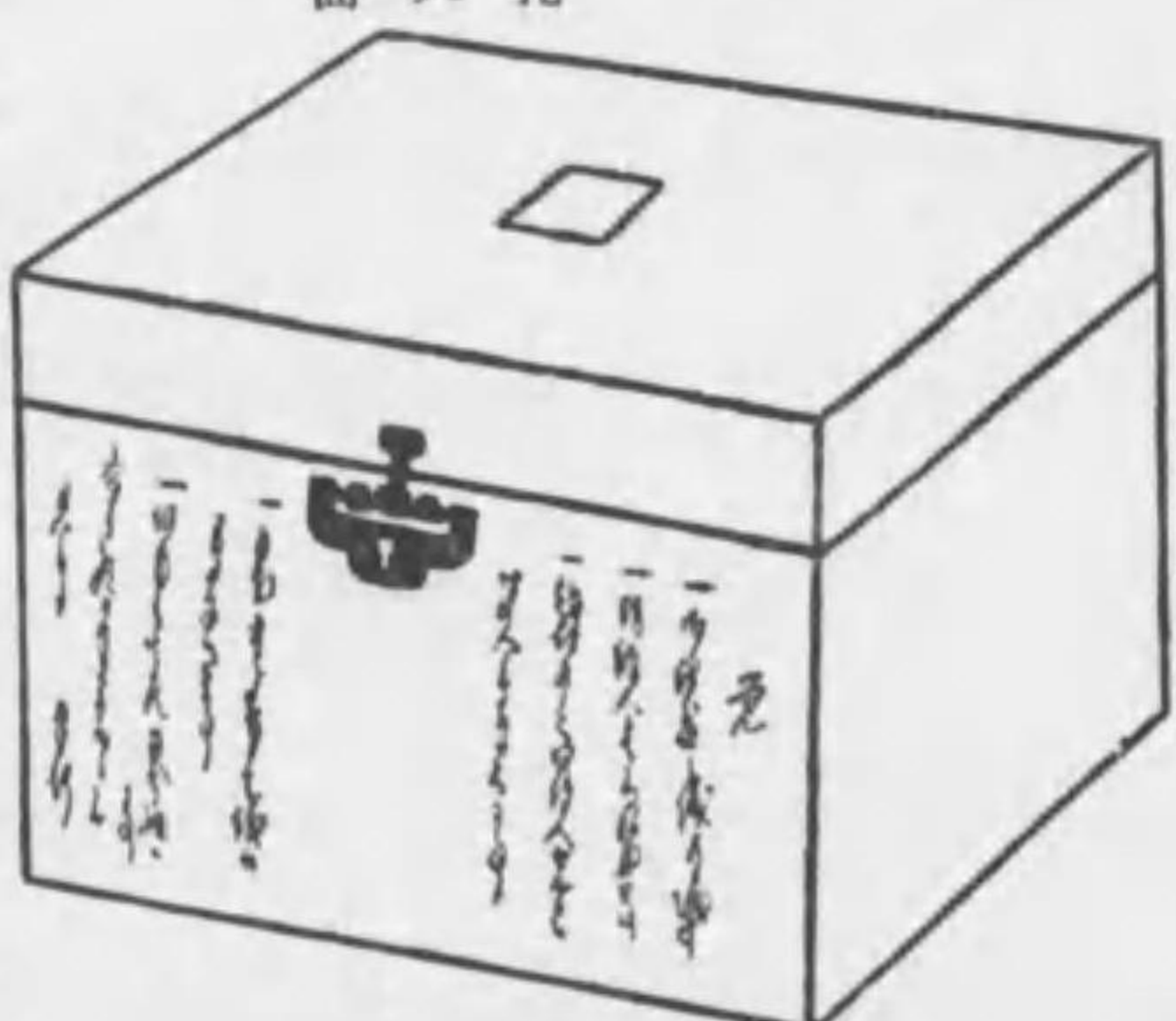
評定所に訴狀箱を置れしは享保六年辛丑八月に起れり八代大將軍徳川吉宗公の創意にして言路を開き冤枉を伸ぶるを得るの盛旨に出たるなり此訴狀箱の一事は將軍自ら衆庶の直訴を受らるゝものなれば幕府に在て殊に重き事として閣老又側衆といへども是を取扱ふことあたはず訴狀を箱中に投するものあれば徒目付是を受取り箱を目付に出し目付更にこれを側衆に出し側衆則ち將軍の面前に捧ぐ此時將軍自から鑰匙を執り箱の蓋を開き其訴狀を檢覽せらる此訴狀箱

を御箱又其臺を御臺と唱ふるは皆將軍の直轄に關すれはなり一に訴狀箱を目安箱といふ目安の訴狀を容るといふこと又箱訴とは投函の訴狀といふことなり訴狀箱の圖大概左の如し

(白木製)

縦 壹尺五寸許
横 貳尺五寸許
巾 壹尺三寸許

蓋に方三寸許の孔を穿ち訴狀を投入するの所とす表面に覺書あり



以上が「老友會雜誌」抜記の全文である、箱の圖は中田先生が往年見取に略寫したもの、原圖と相違して居るかも知れぬが、借覽せし同誌は其後の所在不明で、今は對照の途もないとの事、「目安」とは「見易」で通俗文書の義である

目安箱の廢棄

『藝備日報』の記者であつた廣島の戸田十畝といふ人の著述で、明治二十年の末に出版した『明治建白沿革史』の中に其廢棄された理由を明記してある

幕府政治の時ヨリシテ目安箱ナルモノアリ人民ノ氣付キタルコトハ書面ニ認メテ此ノ箱ニ投ジ暗々ノ裡ニ下情ヲ上達セシムル事トナセリ此ノ箱ニ投ズル書面ニハ姓名ヲ記スルニ及バズ若シモ姓名ヲ記セズンバ採用スル事ナシトセバ幕府專横ノ政下ニ一人トシテ投書スル者ナカルベカリシナラシ然レドモ姓名ヲ記スルニ及バザル事トセシヨリ投書ノ數甚ダ多ク下情ヲ採擇セザル幕府モ爲メニ大ニ益セシ事アリト謂フ此ノ良法アリ明治政府ニ移ルモ何ゾ容易ク之ヲ廢スル事アラシヤ之ヲ廢セント欲セバコレニ代フルノ法ナクンバアラス然レトモ明治政府ハ幕府ノ專横ヲ相續セシモノニアラズ故ニ投書ニ姓名ヲ記スルモ爲メニ法網ニ羅ル如キ事ナシ且ツ維新後専ラ人材ヲ登用スルノ主旨ナルヲ以テ目安箱ニ投書スルモノハ忌諱ナク姓名ヲ記スベキ事ヲ達セラル(明治元年五月)之レ投書ノ所論精細ニシテ適當ナルモ其ノ誰レノ爲シタルカヲ知ラザルハ遺憾ナリトノ意ナレバナリ然ルニ又一得アレバ一失アル事ヲ免レズ上情ノ上達ヲ計ラ

レ國事ノ如何ヲ上書スルタメニ設ケラレタル目安箱モ投書ノ易キガ爲メ或ハ私怨ヲ以テ人ヲ讒譏シ或ハ己レ罪ヲ犯シナガラ却テ之ヲ他ニ負ハシ或ハ國益ヲ名トシテ一己ノ私利ヲ營マントスル者等往々少ナカラザル事トナリ所謂玉石混淆シテ採擇ノ便ナキヨリ政府ハ一令ヲ發シ實意ヲ以テ申出デントスル者ハ住所姓名ヲ明記シ捺印シテ投函スベシ若シ無名ノ投書アルニ於テハ封ノ儘ニテ燒捨ル事トセラレタリ(明治二年七月廿七日達)當時或ハ下情ヲ上達スルノ途ヲ塞ギタリトノ嫌ナキニアラザリシモ大切ナル目安箱ヲシテ私怨ノ府トナシ私利ノ紹介所トナル事ヲ防ガントスルニハ制限ヲ設ケル事ナクンバ能フ可カラズ今日ヨリシテ之ヲ見ルトキハ誰レカ之ヲ非難スルモノハアラザルベシ雖デ百政緒ニ就キ待詔院ナルモノヲ置キ集議院ナルモノヲ置カレシヨリ上書建白ヲ呈スベキ官衙ヲ設ケタルニヨリ今ハ目安箱ノ必要甚ダ少ナク明治六年(六月十日第百九十九號布告)之ヲ廢シテ上書建白ハ集議院又ハ各地方廳ニ差出ス事トセラレタリ蓋シ公議所。待詔院。集議院等ハ既ニ明治一二年ノ間ニ設ケラレ上書建白ヲ受理スル事トセラレタルニ明治六年ニ至ルマデ目安箱ヲ廢スル事ナカリシモノハ地方人民ニ上書建白ノ便ヲ與ヘラレタルニ因リシモノナランカ

當初の郵便物

明治二十五年出版の太田久好著述『横濱沿革史』に、初めて郵便事務の開設された時の事が載つて居る

明治四年七月東京横濱間郵便ヲ開設シ其局ヲ辨天通三丁目鹿島屋龜吉方ニ設置ス(驛遞寮ヨリ相川尙清、神奈川縣裁判所ヨリ若井爲次郎出張、事務ヲ扱フ)



書狀一通ニ付金一錢ノ切手ヲ糊付シ之ヲ貼用ス其手數ヲ厭フ者ハ書狀ニ金一錢ヲ括リ箱ニ投入ス(當時未ダ人民ノ馴レザルト又飛脚問屋ニテ一通五厘ニテ領收證ヲ交付スルガ故ニ飛脚問屋ノ方ニ委託スルモノ過半ナリ)

書狀の表に「東京にておばね」と書いて投入する者もあつたと云ふ滑稽談は此頃の事であらう

危険思想の新聞記者

今のマルクス派の新人雜誌にでも書かれさうな一記事が、古い明治八年九月四日發行の『郵便報知新聞』第七百六十八號に出て居る

○當年は前田家の先祖菅原利家公の千年期に當るよしに去る一日より二日迄兩日の間根岸中道前田家邸内に於て祭禮を執行し大そふなる能舞臺を設けて能舞を催し其外はやし家臺手踊の仕組をなし望みの人々へは誰でも勝手次第に見物を許されたれば老若男女の群集夥しく又門前には縁日の如く飴屋や水屋杯が見世を開きてイヤモ一方ならぬ賑ひでありましたがすがはお米やお金の澤山ある華族さんのことゆへ見物の人々へは赤飯並に甘酒を振まひ門前の商人へは金を一分つゝ施されましたし誠にスバラシイものだが連も自身の額に汗水を流して貯めたお金では這樣なことは出来ません

日本に社會主義者が輩出したのは、明治三十年後の事であるが、五十年前にコンナ危険思想の記事があるのを見ると権力者やブルジョアを呪ふ左傾的の者は、いつの世にもあつたものらしい

左の一文は「早稲田大學新聞」の學會から何か書いて呉れど頼まれたのに應じて筆を執つたもの、今月の同新聞第八十二號に載つたのを轉載するのである

紅顔の美少年たりし

高田早苗先生

石川ミカ子嬢の失戀

『早稲田學報』の先月號に、早稲田大學總長高田早苗先生の「圖書館の開館式に臨んで」といふ長文を掲出され、其「過去を顧みて將來に望む」の條に

此早稲田大學は今年が創立四十三年であります、私が始めて此學校創立當時に關係をしました年が二十三歳、今日は六十六歳、其年を勘定すると直ちに學校の年齢も分ります、支那人の詩に此翁白頭眞可憐、是昔紅顔美少年と云ふのがあるのは御承知の通りであります、私が二十三歳の當時紅顔の美少年であつたか否やは諸君の判斷に任せますが、惘れむか惘れまないかも諸君の御隨意であるが、白頭翁たることは確かであるので、兎に角この學校は四十三年経過したのであります、予は之を通讀して、今より四十五年前、即ち予が十五歳、

高田早苗先生が二十二歳であつた時の事を想ひ出した、「紅顔の美少年であつたか否やは諸君の判斷に任せます」とあるので、今の青年學生諸君は、白頭翁の温容秀貌から推して、翁の少壯時に於ける翁の眉目を察し得られるであらうが、予は其時に於ける翁が紅顔の美少年であつた事を保證すべき一話を紹介する

讃岐の高松藩醫であつた尙賢こと橋機郎といふ漢學先生が明治五年三月、本郷元町二丁目の舊旗本屋敷であつた大きな邸宅を購入して、そこに進文學舎といふ英學獨逸學を教授する私立學校を設立した、初めは外人を雇入れて教師として居たが、追々熟達者が輩出するので、後には日本人を教師として居た明治十四年の頃、高田早苗先生は此進文學舎の英語教師として日々出勤されて居た、芳齡正に二十二紅顔の美少年はこゝに一つの艶聞悲話を生み出した此進文學舎の構内に寄宿を許す橘香塾といふのがあり、十五歳の予は其塾に居たのであるが、同じ構内に二軒の貸家があつて、其一軒に橘先生の姻戚たる石川氏の一族が居た後の大學教授理學博士石川千代松先生も此時はマダ二十歳で父君母君と同居、其妹にミカ子といふ十八歳の令嬢があり、甘つたれた言葉のシャナリ／＼した美人であつたので

若い學生連が盛んに秋波を送つて居たが、曾て一瞥の應酬に接する者もなかつた、それはその筈、此ミカ子嬢には深く思ひ詰めた意中の人があつたからである、意中の人とは誰か、サーこれからお安くない所

青春の血燃ゆるといふ妙齡のミカ子嬢、何時しか高田先生の風貌を一目見て以來、寝ても起きてても忘れられず、朝はモー高田さんのおいでになる頃、夕はモー高田さんのお歸りになる頃と、嬢は厚化粧で毎日／＼其時刻に小門の外に立ち、高田先生が表の黒門より玄關までの敷石間を袴羽織の凛々しい姿で通行されるのを見詰めて居た

「おかあさん、今高田さんがワタシの顔を御覽になつて一寸オジギされましたよ」

と、嬢の熱狂は餘所目も憚らず駆け込んで母君に告げた事もあつた、斯くて嬢は夢現にも高田先生の事ばかり云つて居て、何事も手に就かない、其娘心を察した母君の慈愛、お前がそれほど高田さんを想ふのならばと、橘先生を介して高田家へ結婚を申込んだが、冷酷無殘にも「既に他からの申込みもありますが、嫁を貰ふのはマダ早いので」この一言で断られたさうである

失戀のミカ子嬢、少し哲學思想でもあつたならば、菊池大

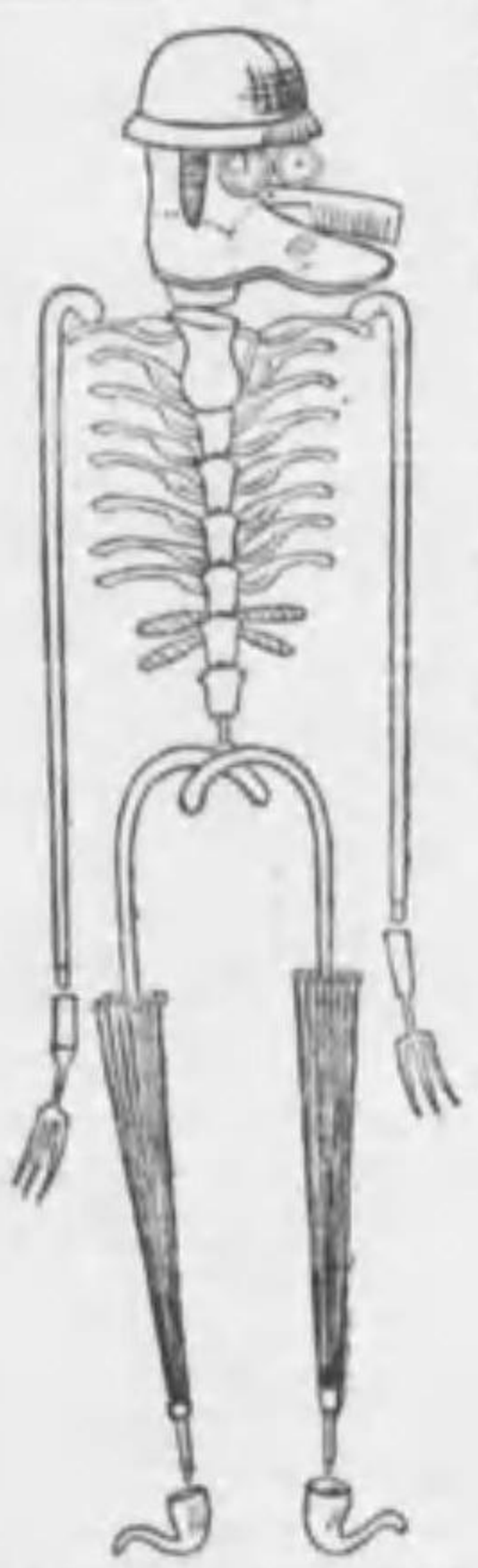
麓先生の令嬢に戀慕した藤村操の如く、華嚴の瀧へでも身投げしたであらうが、そんな浮名を流すこともなく、其後何處かへ縁付いたらしい、今に存命ならば六十二のお婆さんである

これで高田先生が紅顔の美少年であつた事は察し得られるであらうが、尙一つ補足すべき話がある

高田先生の此後の飲み仲間たる親友は市島謙吉先生と坪内雄藏先生とであつた、何時も此三人連で茶屋を飲み廻つたのであるが

「坪内君はアレで女好きがせぬ氣質、僕は不男であるし何處へ行つても女中連に騒がれたのは高田君ばかりであつたよ」

とは市島謙吉先生の懐舊談である、今の白頭翁が紅顔の美少年であつた事は、我々が保證するよりも、此一話が有力な説明にもなるではないか



明治四十一年の圖々

●チヨン鬘を釣るした床屋

西南戦争の最中、即ち明治十年五月十日に第一號を發行した『大阪畫入新聞』が翌六月より『大阪畫入雜誌』と改題したが、其第三號に左の一節がある

○東堀下大和橋西へ入る髮結床にては切りたる男の鬘を數百箇釣りて有るそうですが此床始めしより開化風の斬髮に歸依せし衆生の黒髮ならんか。或は此程微慕によりて戦地へ五出陣になりし抜刀隊が一度に固有の鬘を思ひ切る太刀齧て此床にて切りしものか。曰く否。是は床の親方が粹な人で鬘を屋すく仕ましようといふ口合の看板だらう(どうでもい)

政府が人民一般に對し、舊習のチヨン鬘を廢して散髮にしろといふ斷髮令を發したのは明治五年であつたが、舊習墨守が多くて其令に遵はない者が少くなかつた、某縣ではチヨン鬘の者には税を課するぞとまで云つたが、それでも効が無かつた位である、これに反して開化人は早く散髮に成つて、チヨン鬘の者を舊弊人と嘲笑して居たのであるから此床屋は開化人をこれだけ扱つたと云ふ事を誇りの招牌にして居た開化の誘導者であらう

●小學校設置案建白書

明治二年四月の六橋外史編輯東京鈴木氏藏版『都鄙新聞』の第一號に左の建白書が出て居る

民間小學校之儀ニ付鄙説建白

有竹衛門

大政御一新之聖代ニ當リ衆庶 王化ニ浴シ候ヘトモ恐クハ舊來不學之流弊遺憾ナキニアラス方今 朝廷ノ政令至仁公明ナリト雖モ奉承スルノ民盡ク頑愚不解ナレハ美事モ行レ難ク御布告ノ御文中ニ御深意ノ含蓄スル處アレトモ之ヲ熟讀感悟スルコト能ハス是皆庶民不學ノ弊ナリ是迄 政府ニ於テ教ヲ施スノ法ニ密ナラサルカ故ナリ今天下億萬ノ兒童ヲシテ遊惰安佚ニ日月ヲ送り終ニ不學無頼ノ徒ニ墜ラシムルハ皆是君父ノ遇ナリ不教シテ一日ヲ移セハ一日ノ損失ナリ明日ノ憂ハ今日未萌ニ制スヘシ然レハ即今ノ急務ハ民間ニ學校ヲ建ルニアリト奉存候則府藩縣トモ市中鄉村其各所ノ戶數ニ應シ各小學校ヲ設ケ農工商ノ差別ナク童男童女ヲ分テ學校ニ入シメ始メハ近俗ヲ旨トシ進歩スルニ至テ 皇學漢學洋學ノ三科ヲ教ヘ理學算學其外諸學科ヲ教候機早々御取建相成學校ノ法則ハ外國ノ良法ニ倣ヒ候者可然奉存候不願鄙説聊言上仕候誠恐惶頓首百拜

●婦人乘馬の流行

徳川幕府時代には、武士でなくば單騎を許されないのであつた、それが明治維新の四民平等で、農民でも町人でも、馬子なしの馬に乗ることを四年の四月に許された、そこで我も我もと馬に乗ることが流行した明治五六年の頃、婦人までが借馬に乗る事が流行し十八九の島田鬘の娘が馬乗袴を着し、袴掛けて市中を自慢らしく駆廻つた、芳町の藝妓が客席へ出るに馬に乗つて行つたと云ふ極端の事も行はれたさうである



●コレラ除の守札

明治十五年の夏、東京で虎列刺病が大に流行したが、其頃繪草紙屋で、三本足の猿や、老人の顔に鳥の足の付いたものなど、怪しい粗畫を賣り、其粗畫に「此繪を門頭に貼り置けば悪疫恐れて來らず」とあるので、愚民共はそれを買つて各戸口に貼付した、恰も痘瘡除に「鎮西八郎爲朝御宿」お七風邪流行の際「久松るす」と書いた札を貼つたのと同様であつたが、終に東京警視本部より左の如き布達が出た

明治十五年八月二十八日警視總監ヨリ巡查本部へ達

淺草區芝崎町十八番地坂田善吉出版ノ圖書(人面鳥形十足ノモノ)及ビ本郷區湯島六丁目二十六番地波多野常定出版(猿面三足ノモノ)ノ彫畫等ヲ門口ニ貼付シ無稽ノモノヲ盲信シテ虎列刺病豫防法ヲ忽セニスルハ不都合ニ付發賣差止め候條右圖書及ビ類似ノモノヲ門戸ニ貼付ノ者有之候ハ、差止め方至急取計フベシ此旨相達シ候事右の如く當時禁止された圖書が、何處かの好事家に保存されて居るに違ひないと思つて、先年來搜索の注意を拂つて居るが今に見當らない、若し存在するならば、妄誕の俗畫でも、我愚民性研究の資料として珍重すべきものである

後年の内閣總理大臣

原敬は政府の密偵として

郵便報知新聞記者と成る

尾崎行雄が大正二年の四五五月頃、大阪毎日新聞に連載せしめた『學堂回顧録』の一節に左の珍談がある

怪しい原敬君

原敬と云ふ名は、是迄報知新聞の論説欄に時々現はれ私も新潟に居る頃それを讀んで感心な人であると思つた、其議論や書方などに感心して其の名を記憶して居たから私は報知新聞に入ると共に、如何なる人であるか、見たいと思つて居た、所が吾々の仲間には原敬君は居ない、當時報知新聞は、上局と下局の二つに分れて、役所風に出來て居つた、上局は論説記者が居り、下局は吾々の命を受けて翻譯其他の事を働く人が居つた、其下局の方に原敬君は雇はれて翻譯をして居つたが、翻譯だけでは間暇で、退屈であるから、論説を手傳つて書いて居つた、即ち社説記者でなく翻譯記者であつた、私は原君とは直接に應對はしないが「原は感心な有望な者であるから、上局に引上げて吾々の仲間にしやうぢやないか」と提議し

た、處が上局の連中は「イヤ彼は可けない、政府の方に通じて居る、怪しい奴だから放逐しやうと思つて居る所だ」と云つて反對した、「何とか救ふ道はないか」と云ふと「いやそれはいかぬ、渡邊洪基など、方々歩いて居つた、兎に角政府黨であつて吾々仲間には置けぬ男である」と非難された、私は争つて見たけれども、強て引止める程の力もない、其内に原君は報知社を去つた、放逐されたのか、自ら退社したのか知らぬが兎に角吾々の入社して間もなく去つて了つた、去ると同時に大阪へ往つて、「大東日報」と云ふ帝政黨の機關新聞の記者となり幾何もなくして政府の役人と爲つた

我輩は彼原敬の性格より推して此スバイ説を是認するのである、スバイ、政府の密偵として報知社に入り込んだ彼は翻譯係の外、所謂「社説」代りの論文をも出して居たのであるが、果して如何なる論文を書いたのであらうかと、當時の『郵便報知新聞』に據つて一々叮嚀に通讀して見た、其總目次を左に擧げる

彼の論文が初めて紙上に出た時には「社員原敬稿」と署し其後は單に「原敬稿」である、次に十四年の一月から四月迄は一の論文も出て居ない、其中絶の理由は不明

▲原敬の論文(郵便報知新聞所載)

明治

論題

十三年八月三日	官民相對スルノ道ヲ論ス
同 九月三日	革命論
同 九月十四日	地方ノ新聞紙
同 九月二十八日	政府疑ニ處スルノ道ヲ論ス
同 十月一日	理義ノ勢力ヲ論ス
同 十月七日	東京府會再議ノ結局
同 十月二十五日	府縣會議員ニ告ク
同 十一月四日八日	政體變更論
同 十一月十六日	石油規則ヲ設クルノ議
同 十一月二十七日	治安策
同 十二月六日	處世ノ要訣
同 十二月十七日	府縣會議員ノ選舉人ニ告ク
同 十二月二十八日	救恤論
十四年四月十三日	農商務省ノ創設ヲ論ス
同 四月十九日	地方政府ト地方議會トノ關係
同 四月二十七日	地方分權論
同 六月十一日	千葉縣ノ情況
同 八月十八日	交際論

同 九月十日	北海道政策一斑 於函館
同 十月十二日	都鄙隔絶ノ弊ヲ論ス
同 十月二十四日	讀太政官第八十八九號布達
同 十一月五日	破盟商人ヲ論ス
同 十一月十日	北海道ヲ論ス
同 十一月十九日	大勢ヲ知ルハ官民ノ急務
同 十二月一日	一規則一法ノ改正
同 十二月八日	勤王ノ説
同 十二月十五日	辯妄
同 十二月二十日	航海者獎勵ノ議

以上、いづれも此時代に於ける平凡常識の論で、大相當の駁辯に過ぎない、革命論といつても明治維新の事、政體變更論は當時一般の民論であつた立憲説であるが、此外で一つ面白い事を發見した、尾崎氏の談に「原敬は放逐されたのか、自ら退社したのか知らぬ」とあるが、當時の同紙上に「政府の探偵員」と題し「我國今日人身保護ノ法律不完全ナル時ニ當リ探偵ヲ使用スルコト急ナレハ其弊人民ノ權利ヲ損ス」との主旨で、探偵政治の害を二日連載で續々痛論してある、原敬はそれを讀み、自分の密偵たる事がバレたと悟つて、自ら退社したのであらう

●重箱づめの強飯

明治八年三月三十日發行の『千葉新報』第十四號に左の珍話が出て居る、此項は諸新聞が互に轉載する時代であるから、此一條も他の新聞から轉載したものであると思ふ

○信州水内郡野尻驛木賃宿某ガ家ニハ佛事アリテ強飯ヲ炊シキタレハ妻ハ己レカ里方ニ持テ往ントテ重箱ニ詰メ着替ヘ其外一包ニシタルカ存外包ノ嵩ミ殊ニ山道壹里モアル所ナレハ隣家ノ日雇稼女ヲ頼ミ背負ハセ供ニシテ出行タリ然ルニ其日暮合頃三人ノ男客此宿ニ來リ一泊ヲ頼ミ夕飯ハ用意シ來レハ備フルニ及ハズ明朝ノ飯ノ支度ヲ頼ムナリト約東ヲ極メ所持ノ風呂敷包ヨリ重箱ヲ取出シ此内ニ飯アレハ握リテ燒キ吳レ玉ヘト差出タルニゾ亭主請取りテ爐端ニ持來リ何心ナク開キ見ルニ我カ家ノ重箱ニシテ風呂敷モ又我カ品ナレハ驚キ不審シ暫ク腕ヲ組テ思案スル中隣家同業ノ方ヨリ御客方風呂カ宜シト案内アリ(此宿三軒最合ニテ廻リ風爐ナリ)亭主ハ夫レト告シカハ三客打揃出テ行ク跡見送リテ亭主ハソコ、彼客ノ包ヲ改メタルニ正敷妻女ノ衣類並ニ着替ト雇女ノ衣類迄殘ラス其中ニ有リケレハ益ビツクリ仰天シ扱ハ途中山澤邊ニテ追刺ニ出逢タルニ相違ナシ

猶其上ニ案事ラル、ハ無難ニ逃レタランニハ何レノ人家ナリトモ驅込ミ様子ヲ知ラセ越スヘキニ今ニ其沙汰無キハ何共合點ノ行カス事ト思ヘトモ素知ラス振リシテ居タルカ其中三客湯ヨリ出來リタレハ二階ニ澤山火ヲ置タレハ移リ玉ヘ握リ飯モ燒キタリトテ漬物取添ヘ運ヒツ、茶杯與ヘテ其後ニ密ニ隣家ヘ行キ不審ノ廉々話シ合ヒシカハ隣家主人ヨリ村役人ヘ申出彼是十人程寄り集リ二階ヘ押登リ搦メ捕ントナシタルニ一人ハ見ルヨリ早ク窓ヲ蹴破リテ逃去リタレト兩人ヲ取押ヘ妻女並ニ雇女ノ始末ヲ鞠問ナシタルニ山澤ニ縛リ置タリト白狀シタレハ急キ人ヲ馳テ往キ視セシメシニ最早明六ツ過キ時分ナルニ果シテ兩人共赤裸ニテ立木ニ縛リ付ラレテアリシガ其腰部ヨリ以下骨計リニシテ肉無し全ク生ナカラ狼ノ爲ニ喰ヒ取ラレテ非業ノ死ヲ遂ケシナリ此旨早速長野縣ヘ訴出檢査アリテ兩賊ハ則チ同縣ヘ送リニ相成リタリトソ

此話は實事でなく作り物語であるらしい、されども當時の讀者は之を事實と信じたであらうが、斯様な因果的の小説は江戸時代に盛んに行はれ、其傾向は明治十二三年頃まで連續して居たのであるから、それに迎合すべく例の戯作家が作った物語と見ねばならぬ

●暗殺嫌疑の愛妾

參議廣澤眞臣は明治四年正月九日の夜、何者にか暗殺されたので、其兇行嫌疑者として獄に繋がれた者は前後六十七人の多數に達したが、いづれも皆無罪免訴であつた、最後に有力な嫌疑者として捕縛された中村六藏(澤俊造)も終に關係の無い者とされたので、廣澤參議暗殺者は今に不明と成つて居るが、右の嫌疑者として捕はれた中に一紅點がある、明治十一年十月一日の『郵便報知新聞』に

故廣澤參議が暗殺に逢ひし夜公が愛妾たりしかねは公と袂を同ふし居たりしに其物音に目を覺し直に起き出て何處ともなく逃がれしに就き其筋の不審を受け縛せられて五ヶ年間も入獄し屢々糺彈を受け遂に青天白日の身となりて放免されしより當時市ヶ谷加賀町十六番地に寄留する大坂府士族千馬某の妻となりしに又もや方今公を暗殺せし事に關する獄を理せらるゝに付同人も昨日司法省中臨時別局へお呼出しの上お調べがありし由

中村六藏と對審のために呼出されたのであらう
此下の繪は、前篇にも記した中村六藏を眞犯人として取調中の小説『名廣澤邊の萍』の一面である



●横濱は小便無用

横濱市中へ御觸之趣、往來端にて小便所も無之所諸人の見前も不憚立はだかり小便いたし候儀甚不作法至極、外國人へ對し候ては別て恥入候儀に付、以來右様の義決て無之様可仕此上不取用候得ば御取糺し之上御咎被仰付候事、右の御觸は日本人作法を正しくする爲なれば至極日本政府のよき御仕法なり、横濱も日に増し繁昌となり諸國の人も入込む場所なればいかにも住民の行儀正しくいたし度事なり、既に日本人亞米利加歐羅巴にいたり往來へ小便し、見廻りの役人に咎められ不作法のつみにより五ドルタル過料をこられたるよしき、および、且亞米利加の内にて往來においてたばこを禁する所あり、之を犯すものは町會所へ引出され五ドルタルの過料を被申付となり、日本にても往來たばこの禁はあるよしを聞けり、飛脚船に乗込み日本に來り僅二日三日の間逗留し、日本の風俗をよくも見き、せずぐさま外國へゆく旅客あり、これらの人少しの事を見て臆説を設けよくもあしくもひようばんするものなれば、上陸して日本の風俗を見感心するやうにいたし、世界中にて流石は日本と噂せられん事祈る所なれば、裸体のものは衣服を纏ひ不作法なきやういたしたき事なり、亞米利加にては

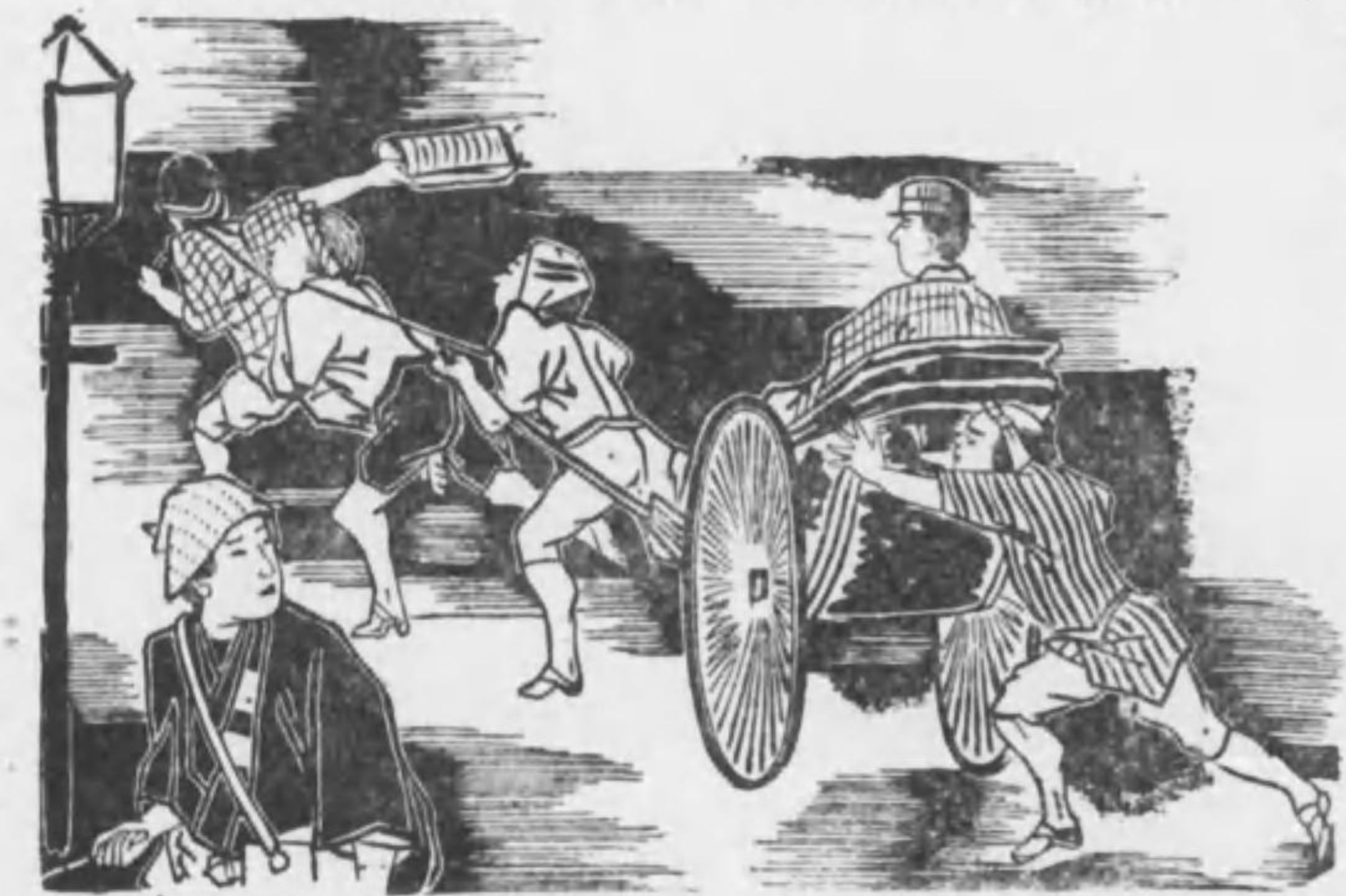
秘藏の圖書を賣る事禁制にて之を犯すものは嚴重の仕置にあふとなり、若年の人の爲めに大なる害をなし風俗をみだすゆへなりとぞ、亞米利加のサンフランシスコといふ處に支那の婦人來りて遊女屋渡世をいたさんせしが、亞米利加政府の掟にて之をさし止め、支那人をあつめ金を才覺し本國へ送りかへさしめたり、香港の支那遊女屋よりは英國政府にて運上を取立て之を病院の入院にいたし、六日目々々には遊女をあらため、瘡毒を受しものあれば全快まで商賣さし止め療治を申付け、外國人へ傳染せざるやう世話いたし、其入用として右の運上を取立るなり、此節横濱の外國人日本人はいづれも瘡毒を受たるものすくなからず、港崎町にてもこの仕法をおこなはゞ至極よろしかるべしとおもはる

●遊女に疑つて改名
何れの藩士なる歟、新吉原金瓶大黒樓今紫の許へ通ひ、頻に名娼の色香に戀着し、遂に自分替名して今村佐吉と改めたるよし
紫に朱きこゝろを奪はれて鄭聲買ひの
名にぞ立らん
(明治四年十二月、横濱毎日新聞)

(註)明治五年までは氏名改稱が隨意であつた

●大急ぎの人力車

明治十五年七月發行の『有喜世新聞』の小説に下の挿畫を加へ其敏速を證明する文がある
「辻の車にヒラリと乗り一人や二人ぢや緩いから四人來いと急るの



●電氣燈の發明
堯典曰光被四表と米國に新發明の燈あり、之を稱して電氣燈と云ふ、其築造建設は巨額の費用にして其高きこと凡そ二百ヒート、光線は數里の遠きに及び三萬六千の燭力に當れりと云へり、聞く所に依れば我が府民にも此電氣燈の目論見をなすものありて、早晚府下に不夜城を築かんとせりと、抑此燈の國家に功益あるや僅々たる瓦斯燈の比にあらず、彼の闇の夜は吉原ばかり月夜かなは昔のこととなり、府下市街は勿論朱引外に至るまで熾々皎々として平一面畫の如く、泥坊は爲に潜伏の地を失ひ、私窟は爲に誘引の處無く、巡查は角燈を振り廻すの厄介を省き、車夫は弓張提灯を持ち歩くの面倒を見ず、露肆は薩摩蠟燭を費さず、蕎麥賣は行燈を擔がず、日月は造物主の食客天上の浪人視せらるゝに至らんこと期すべし
(明治十五年四月、關ヶ谷新聞)

●西洋料理店の美人

東京數寄屋町河岸に西洋料理店千里軒といふあり、此千里軒にて美麗なる婦人兩人置き、いづれも奇麗なる筒袖の衣服を着せしめ、西洋婦人の袴をはかせ、髪飾は日本風なる由
(明治四年十月、横濱毎日新聞)

此記事、今より見れば正に是れ一片の風俗資料である

●西郷札の愛藏者

明治十三年六月五日發行『有喜世新聞』第七百二十號

西郷隆盛の贋札について妙な話といふは大坂府下南區佐野屋橋筋西清水町の柳井七兵衛は常に大酒にて極の西郷びいさ客が来れば鹿兒島の泡盛を出し子供の目覺しは薩摩芋とさだめておき煙草は車田大根は櫻じま見世の燈も薩摩燻に茶を飲時は薩摩燻はらが痛めば消毒丸この通りの薩州好きで先日同所難波新地の甚平亭へ登り吸物の出しは薩摩節にしてくれ藝子は上布を着て出せ己は西郷様が大信仰と是より九州騒ぎの話をしながら雇人を傍へ置ての大樂しみ頓て夜に入ると七兵衛は腹が痛み出しソレ消毒丸とはいへど生憎ないどて戎橋の賣藥店播磨屋嘉平で丸藥を求めため札を一枚出してやり其丸藥を飲で漸やく落つき其夜は難喉臥に夢を結び翌朝おきて紙入を探つて見るとアラ不思議や昨日まで虎の子か鬼の首とも思つて肌を離さぬ西郷札一枚が何れへか紛失七兵衛は青くなり赤く成つての大穿鑿これは必定くすりを求めにやつたとき藥種屋へ拂つたに違ひなしと急いで引替にやると藥種屋嘉平は顔色をかへ成程その札は手前に在るに違ひなしなれど三年越にどうか西郷様のお

札を一枚欲しいと思ひ居て若しや手に入る事ならば金にいとめは附まいと願つたところ昨夜はいかなる吉日か丸藥一袋を賣つた代に圖らず手に入つたは此家の榮ゆる瑞相と是此通り神棚へ上て神酒をば捧げ菓子を供へ家内残らず打寄て拜んで居りし最中ゆゑ氣の毒ながら返せぬと斷りいはれて七兵衛は最早此上は其儘に捨おかれず裁判を仰いでも取返さんと掛合ひ込む嘉平も大の西郷びいき一ト通りでは渡さないと一人で強情それより談判がむづかしくなり此程やつと七兵衛の手に入つたから其喜びは大方ならず天へも登つて西郷星に此こと早く注進と氣違の様になつて騒ぐに引かへ嘉平は力を落して居るといふは借々南洲白痴で有らう

●朝鮮征代に寅歳男

明治六年三月發行『東京新報』第四號

今般丁壯二十歳ノ者ヲ募リ兵隊トセラル、旨布告アリシ處寅歳(二十歳)ノ者ヲ選ビ朝鮮征伐ニ遣ラル、トノ風評ヲ立テシ者アリテ浴場結髪店等ニテハ其浮言専ラナリ又木更津縣下ニテハ妻子アル者ハ徵兵ヲ免ル、トテ二十歳ノ者ガ二三歳ノ兒女ヲ娶リタルアリト斯ル風説ヲ立ルハ實ニ無益ナル事ナリ

●千金丹といふ賣藥

無効無害の賣藥『千金丹』といふのが、明治十三年頃、各地に行はれた、其行装は白の蝙蝠傘に赤又は黒にて千金丹と書きしを駢し、揃ひの浴衣にて脚絆草鞋を着け、町の兩側を二人又は十數人併行し、一方の者が「本家は對州嚴ヶ原」と叫べば、一方の者がそれに應じて「住永家傳の千金丹」と叫び、「其又藥の効能は」、「頭痛目まひに立ぐらみ」など高聲に呼賣りしたのが人氣をあふり、之を買取る者も多く、滿都の人々は二三歳の童女に至るまで千金丹の名を知らざるはなく、終には全國各地にも広まりて、今尙其餘風存して時たま田舎廻りの千金丹賣子を見る事もあるが、右の當時は、原料二三錢のものが十錢に成り、利益莫大なりとて摸倣者續出し、本家は大阪安土町、本家は讃岐の琴平町、本家は越中富山などいふ偽物が數多出來た、實の本家は朝鮮である

明治十四年夏頃の『朝野新聞』に連載された狂詩に曰く「千金丹誰爲賣弘、本家大阪安土町、効能有無雖不識、賣子之聲到處聽、一自此藥擴各地、類似賣藥一時企、曰丹曰丸各附名、九々丹々互爭利」

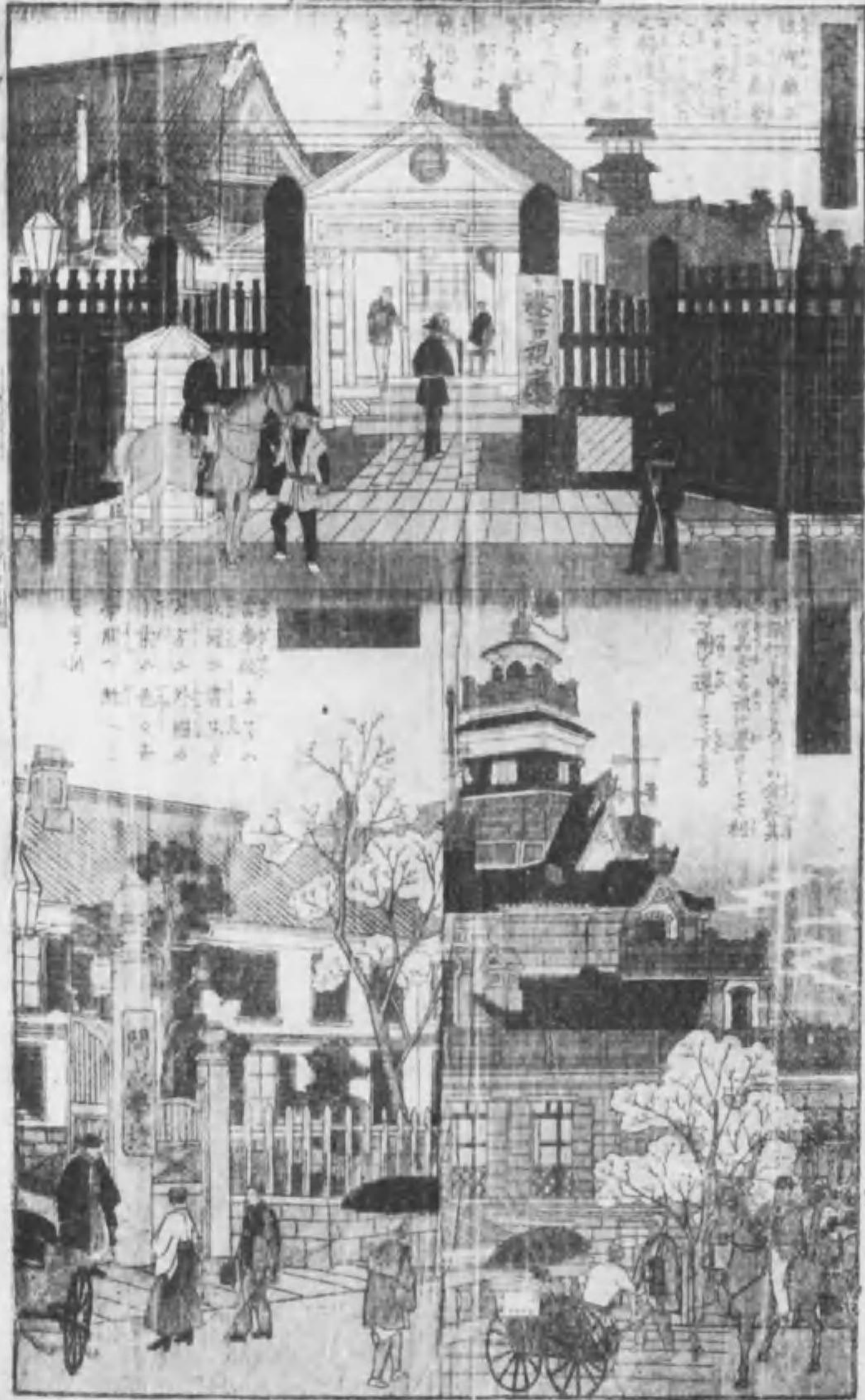
(奇態流行史)



明治十四年出版

明治大平樂府 第二篇

警視廳第一國立銀行開成學校



おとけけ異装

昇登一景筆の「東京名所四十八景」中の「柳島橋本」と題せる錦繪にコシナおとけた人物を描き入れてある



明治十六年の版行であるが當時柳島妙見参りの連中に異装する者があり支那人に扮して人々を笑はせたのであらう

●警視廳と第一銀行開成學校圖

明治九年五月版行の「東京諸官省名所集」といふ彩色繪の一枚に左の圖がある、銀行や學校を官省の部に入れたのも奇であるが、其説明の文句を珍とする

○警視廳（八代洲町三丁目）

該御廳にては亂暴者や惡

者を捕へ又は人民の心得違あるものを御諭しなされ、すべてあしき事を善き事に懲誦めて下させまるなり

今の警察署と同じ位の構造である、門前の左方に別當附の馬に乗つて居るのは、當時行はれた騎馬巡查ではなく、他の官省から来た使者であらう

○第一國立銀行（開運橋）

這銀行と申すところにては

金銀其外何品にても預け置きますと利息を附けて還して下さる

國立銀行として許可されたのも第一であつたが、其建築も西洋館造りの五層で、頂上にフラフが翻るなど、銀行として日本第一であつた

○開成學校（錦町三丁目）

當學校にては我國の書生さ

ん方に外國の言葉や色々な學問を教へられます
後の東京大學、今の帝國大學の前身である

告廣藥賣の堂善樂



●岸田吟香の賣藥廣告

新聞記者として生活して居た者で、官海に入つて所謂榮達を遂げた者は多いが、民間に居て富を成した者は岸田吟香一人であらう、そして彼が財を積むに至つたのは、新聞記者としての成功でなく、賣藥の『精銚水』といふ眼藥が大當りに當つたからである、ヘボン先生の發明傳授といふ片書も、當時の未開人を引き付けた一つであらうが、それよりも彼が其宣傳に妙を得たからである、東京日々新聞は目藥の廣告新聞なりと呼ばれるほど、彼は紙上を利用して『精銚水』の効能を書き立て、ありもせぬ事を作つて宣傳に努めたのであつた、それで『精銚水』は硫酸亞鉛に五百倍の蒸溜水を入れた一瓶一錢位の原料であるのを六錢に賣つて巨利を博したと傳へられて居る

『精銚水』が當つたのに乗じて、樂善堂では補養丸といふ強壯藥、鎮溜丸といふ胃病藥、穩通丸といふ便通藥を賣り出し、其廣告として美人が畫幅を掲ぐる様、煉瓦塀に貼付けてある引札を美人が見て居る圖などを錦繪に仕立て、それを繪草紙屋で賣らせた、右の寫眞版は其中の一枚で、中神天弓子から寄贈されたものである

士壯と車力人の繪蒔

俗風の頃年十治明



明治十二年出版 島田一郎春雨日記

●開化鍋と稱した牛肉食

徳川幕府時代の天保後には、牛肉を「黒牡丹」と稱して薬喰ひにする者があり、賣藥としての「牛肉丸」と云ふのもあつたが、一般には食はなかつた、それが外人の入來が繁くなつた幕末には、屠牛も行はれ牛肉販賣店も行はれ、明治維新後には西洋カブレの新人が皆牛肉を食ふ事になつた、明治八年の末には東京市内に中川、三河屋、野田安、釜屋等牛肉店が七十餘軒出來た事が「東京流行見世」といふ番附に鶏肉店と對照になつて居る

菅に東京のみでなく、各地にも牛肉食ひが行はれた事は、明治五年四月、加賀の金澤で發行した「開化新聞」第十五號に、左の如き廣告が出て居るのを見て知れる



牛肉上中下入交白目ニ付 壹貫八百文

開化した狼

又明治八年三月二十九日發行の「朝野新聞」第四百八十五號に左の一節がある、開化した狼と記した所が面白い

筑摩縣常盤村とは信濃國安曇郡内である

○何が開けたと云つても牛鍋ほど開けたものはあるまい六七年前までは東京でさへも洋學の書生さんでなければ牛を喰らふ者はなかりしに近來は山間僻地の處女までが牛を食はねば人間でないように思ふ程になりました中々牛の歩みぐらいではなく鐵砲玉の如き世の進歩なり筑摩縣下十大區常盤村の丸山理作と云者は流行の牛鍋を嚙きしが去月下旬のこと、か一夜客も來らねば寂寥の餘り獨り爐邊により夜半過ぎまで居眠せしに何んだか戸外に物音しけるゆへハテナと思ひぬき足して伺ひみるに瘦がれたる狼が五六頭許來り柱石の下を掘て内にある牛肉を食はんとする様子なれば理作は大におそれしづかに焚き火をなして居たりしに狼は火のもゆるを見て恐れしにやこそく逃げ去れり狼迄が牛肉を好むとは開化の世界になりました

當時此牛食だけは、煮ながら安坐して食ひ、互につつき合

右牛肉ノ義當春以來等級賣仕來候處夏向腐敗ノ憂甚敷ニ付右ノ通り相改メ當分五十毎ニ屠シ翌一六マデ穴藏ニテ保チ其餘ハ味噌漬ニ仕貯置申候且又遠方屠日ヨリ三日路マデハ生肉ノ味合不變様ノ味噌漬ニ仕御送り可申候間何卒不相替御用向ノ程奉希上候以上

附リ遠近共五十ノ前廉御注文代料御渡置被下候ハ、格別吟味可仕候事

官許屠牛所 (ト一) だんば橋あと梅本町 勝木兵藏

これより前、明治天皇は五年の正月二十四日に初めて牛肉を召しあがつたので、民衆も漸次食ふ事に成つたが、尙穢として忌み嫌つた舊習家が多かつたので、越前の敦賀縣令が左の如き諭達を發して牛肉を奨励した例もある

牛肉ノ儀ハ人生ノ元氣ヲ裨補シ血力ヲ強壯ニスルノ養生物ニ候處兎角舊情ヲ固守シ自己ノ嗜マザル而已ナラズ汚穢ニ屬シ相喫候ヘバ神前等可憚無謂儀ヲ申觸シ却テ開化ノ妨碍ヲナスノ輩不勘哉ノ趣右ハ固陋因習ノ弊而已ナラズ方今ノ御主意ニ戻リ以ノ外ノ事ニ候以來右様心得違ノ輩於有之ハ其町役人共ノ可爲越度候條厚ク可及説諭此段相達シ候事

此例は他の府縣にもあつたらしい

つて食ふたので「あぐら鍋」と稱し「開化鍋」とも稱した

安愚樂鍋の繪



假名垣魯文の著で惺々晚齋の畫を入れたる『安愚樂鍋』といふ滑稽小説は、牛肉店を主題としたものである

前頁の安坐鍋の繪は明治十一年發行の『衛生新誌』所載

牛肉の隠し食ひ

明治三十年四月十五日発行の『骨董雑誌』第二編第一號に附録として添付した『半狂堂隨筆』第四集所載の或人物語中に記した一節

或人物語けるは、去頃田舎者が牛肉の話しをして「最初私等が牛肉をたべるには、人に知れぬやう、内々やりました。其後は別に隠すにも及ばぬやうに成りました。それは近頃は又隠してたべねばなりません」と云ふから、それはまた何故かと聞けば「斯様です最初二十年も前には、若し村で牛肉をたべますと、所拂ひ同様の目に遇ひますが、其後段々開けてきまして、チヨコ／＼たべる者が殖へましたイヤモ一近頃は誰でもヤラカスので、若し一斤や二斤の肉を買つて、大ビラにたべやうとすれば、自分の腹には一片もはいりませぬツイ」

鍋賣禁止令 (病肉腐肉販賣防ぎ)

甲第三拾壹號

牛豚肉商人ノ内辻賣名義ヲ以テ從來鑑札相渡置候處右ハ不取締ノ廉有之ニ付本月三十一日限り辻賣不相成候且營業規

則中左ノ條件削除候條此旨布達候事但辻賣名義鑑札ハ結社頭取ニ於テ取纏メ來ル六月十日限り返納可致事

明治九年五月十五日

東京府權知事楠本正隆

明治六年十二月第四十貳號達シ牛肉商規則ノ内

鍋賣ト唱ヘ大道辻々立賣ノ者共出所不分明ナル肉ヲ相賣候儀不相成云々本條但し書共削除

角の無い牛肉

牛肉店が盛んになるにつれて、馬肉店も亦行はれ、狡猾な牛肉店では牛肉に馬肉を混じて出す事に成つたが、十五年の頃、東京四谷に「牛肉」と朱書した招牌を掲げた店がありそこへあがつた客が、一喫の後、怒つて「此店では牛肉と稱して馬肉を食はせるではないか、不埒至極ぢや、主人を呼べ」と騒いだので、主人が出て「誰が牛肉と申上げましたか、私店では立派に牛肉と書いてあります、牛の字は角が出てゐます」と辯じたので、客が閉口したとの話があつた、落語か事實かは不明であるが、牛肉馬肉混合の時代があつた事は予も實際上知つて居る

牛肉に關した奇聞は、此外にもマダ多くあるが、アマリ長くなるので、これに止めて置く

新聞雜誌 乙

初號(明治四年五月) 終刊(同七年十二月)

第三篇に記述した通り、固有名詞の『新聞雜誌』といふ標題の冊子から抜載する奇談珍聞のツマキである

▲泥古の強請 (明治六年七月—第一百十三號)

○福岡縣下暴動士民願出七ヶ條

一舊知事ヲ返事 一他ノ官員ヲ廢シ自國ノ士族ヲ採用ハ事 一士族ノ祿ヲ舊ニ復スル事 一年貢三ヶ年延シ收納ノ事 一官林切拂ヲ止ル事 一曆ヲ舊ニ復スル事 一地券ヲ廢スル事

▲新聞原稿遞送規則 (同上—第一百十四號)

第一 各新聞社ノ願ニ依テ驛遞寮ヨリ府下遠國等ニ遞送配

達ヲ開届タル新聞紙ニ限ルコトヲス

第二 重量ハ四文日ヨリ論ベカラス

第三 帶封或ハ開封ニテ檢査シ易キ様致シ置クベシ

但帶封或ハ上包ヘ報知スベキ新聞紙本社及ビ報知者ノ

姓名地名等ヲ詳細ニ認メ且朱ニテ新聞原稿ト記スベシ

第四 原稿紙中ニ他ノ封物ヲ竊ニ差入ル、ハ勿論報知スベ

キ事柄ノ外一語タリトモ書簡様ノ文字或ハ暗號隱語等書載スベカラス

第五 此規則ヲ犯ス時ハ其原稿ヲ報知者へ差戻シ定額一倍ノ郵便稅ヲ拂ハスベシ

第六 原稿報知スル者ノ姓名宿所不分明ナルハ之ヲ驛遞寮ニ止メテ廢紙ト爲スベシ

▲夫婦同權のかせぎ (同上—第一百廿一號)

○八丈島ノ産ニテ此頃東京ニ出稼ヲナセル夫婦ノ者アリ本所石原邊ニ借宅シ夫ハ人力車ヲ牽キ妻ハ縫針仕事ヲ請負ヒ共々日夜骨ヲ折リ各一人分ノ活計ヲナセシガ一日其妻筋違邊ヨリ歸リ掛ケ人力車ヲ雇ヒシニ豈ニ計ラシヤ其車漢ハ我夫ナレド今更變約モナラネハ其儘乗車シテ我屋ニ歸リケル斯テ夫約定ノ賃錢一朱ヲ貰ヒ受ケント云ケルニ流石ニ妻モ舌ム氣色ナク直ニ其貨ヲ拂ヘリトゾ遠島邊陲ノ地ニハ却テ夫婦同權カ、ル珍ラシキ者モアルコソ可笑シケレ

▲高砂社ノ元祖 (同年九月—第一百四十一號)

○柳原土手通りニ看板ヲ掲ゲ媒酌ヲ業トセル者アリ其文ニ華士族平民養子縁談、地面家作賣買御世話仕候トアリ斯カル營業ヲ思ヒ起セシ者アルモ今日開明ノ世運ヲ推知スルニ足レリ

字を知らぬ醫者

(明治六年十月—第四百十八號)

○神奈川縣下育英學舎寄留飯沼齋投書

予偶會所ニ隣シテ一日區中衆醫ノ來會シ履歷書ヲ呈スルヲ傍觀ス然ルニ二十四五ハ自ラ致ス書ヲ讀ム事能ハズ是レ叩ケバ人ヲ備テ作爲スルヲ答フ斯ニ於テ大ニ怖レテ驚書ヲ記シテ新聞紙ノ餘白ヲ汚スト云

方今維新ノ際御聖德ノ餘リ下民ノ病患ヲ恤ミタマヒ寒村僻邑ニ至リ今般新ニ令下リ醫人調査ノ一儀アリ是レ醫術ヲ開明シ各其業ニ進歩セシメ民ノ天死ヲ救ハントナリ然ルニ從來ノ弊習ニテ醫學ノ一端ヲモ不心得ニ狡猾ノモノ往々之アリ平生治術ヲ事トセズ只詐僞ノミヲ心トシテ愚俗ヲ迷ハシ又命ヲ誤ルルモノハ文明ノ時ニ當リ改心悔悟ナスベキニ左ハナクテ今般履歷ノ書上ナド詐僞ノミヲ書カザリ夫スラ人ヲ備テ作文シ頗ル玉石混淆ス夫レ醫ハ人命ノ關スルトロロ豊ニ容易ナランヤ然ルニ一字一文モ通ゼズ自ラ出ス履歷スラ少シモ會得ノナラス人カラノ如何テ人命ヲ關係スルヤ危モ又アマリアリスル意味ノ身ヲモナテ視トシテ耻ル色ナク履歷ヲ偽詐シ上ヲ誣ヒ開業免許ヲ得ルナド、更ニ愚俗ヲ

欺キテ日々ニ誤ル人命ハ實ニ歎息ニ堪ガタシ當今御政體多端トハ申ナガラ此事元ヨリ輕カラズ一日因循スレバ一日ノ人命ニ損アリ上早ク検査ノ命ヲ下シ奸ヲアバキ僞ヲ明シスルモノハ一時廢業セシメナバ却テ悔悟シ勉強日ヲ追テ後業術進ムノトキ重ネテ開業セシムルモ遲シトセズ凡ソ近境其一字一文ヲ解セザル蒙醫等ヲ左ニ掲ゲテ以テ悔悟セシメントス余ガ云フトコロ若シ非ナラバ試ミニ會所ニ出テ翻譯書ノ一部ナリトモ讀マシメテ各其コレヲ明シタマヘ斯ク云フモノハ十區不恤民患世ノ一寒生ナリ

- 武州多摩郡府中番場宿甲州道中 矢島 靜幹
- 同州同郡懸ヶ窪村 尾崎 傳
- 同州同郡上石原宿甲州道中 中村 秀岱
- 同州同郡深大寺村 富澤伊兵衛
- 同州同郡北秋津村 増田 元長

入浴九十度 (同上—第五百五十五號)

○先般府下湯屋渡世ノ者ニ説諭アリテ入湯温度ノ事ヲ書出サレタリ左レド右渡世ノ者一軒モ温度ヲ計リテ之ヲ焚ク者ナク況シテ入湯人ハ一字不通ノ者多ケレバ以前ノ如ク好デ熱湯ニ入レリ又下水エ小便ヲナス者少シモ減セズ中ニハザ

クロ口ニ立テ湯ヲ遣ヒナガラ竊ニ小便ヲナス者モアリテ却テ以前ヨリハ不潔ヲ益セリ茲ニ可笑シキ一事アリ此頃一人或湯屋ニテ早朝ヨリ幾數十度トナク入湯セル者アリ宛モ彼百度參リノ様ノ如シ頓テ身體モ煮海老ノ如ク真赤トナリタレド猶止マズ番頭怪テ之ヲ問シニ此揭示ノ通り八十度乃至九十度ニ及ビタレバ健康ニモ成ルベキ事カト思ヒ勉メテ斯クハ入浴セリト答ヘシ由又何街ノ某ハ一ヶ年九十度ト誤認シ四日毎ニ入浴セリトゾ是等ハ畢竟痴者ニテ一笑シテ止ムベキ事ナレド從來ノ慣習ヲ急ニ枉メ直サントスレバ斯ル類ヒハ尙世ニ多カルベキカ

眞宗禁制國の騒動

薩摩では嘯しもならぬ門徒宗 川柳

(同上—第五百五十八號)

○鹿兒島縣管下大口邊九月下旬頃蜂起ノ事アリタリ其故ハ同縣管内舊藩政ノ時ヨリ一向宗禁ノ所現今宮崎縣管下合併ノ内マサキト云處ノ農民ハ一向宗ノ僧徒ヲ招キ公然信仰妨ナキヲ見テ大口ノ農民モ同管下ノ人民ナレバ信仰妨ゲアルマシキ事トテ同宗ノ僧徒ヲ招キ説教聽聞セシカバ大口土着ノ士族三十名許九月三十日右説教場ヘ行キ制禁ヲ犯シタ

ルトテ僧徒ヲ打擲シ終ニ之ヲ引テ入獄セシメタリ依テ農民共ハ己レ等ノ頼ミニヨリテ説教セル者ヲ斯ク酷暴ノ所置ニ及ベルヲ憤リ同志ノ者四百名ヲ結黨シ士族方ヘ押寄セ僧徒ヲ取返スベク論議アリシカバ士族ノ徒モ大砲等ヲ準備セリ其間各戸長等ノ周旋説諭アリシカドモ終ニ發砲ニ及ビ農民ドモハ山林ヘ逃去リシヲ士族ノ徒追撃百餘名ヲ縛シ死傷ノ者モ數多アリシ由ナリ

珍書の賠償金

(同年十一月—第六百六十一號)

○(愛知縣ヨリ正院エ伺書)管下參河國幡豆郡寺澤村農渡邊房吉本參河誌四十冊地誌編輯御用ニ付過二月中史官エ差出有之候處皇城炎上ノ節燒失候旨同人エ相違候所右ハ己祖父渡邊政香同國ノ古誌舊記ヲ閱シ或ハ山野ヲ跋涉實地踏檢多年ノ勉力苦辛シテ纂輯仕殊ニ政香ノ自筆管一本ノミニ候故愛藏十襲致居候趣ニ相聞猶事實篤ト相糺候處聊相違無之候依テハ比例モ有之儀ニ付出格ノ御詮議ヲ以テ相應ノ御手當金下賜候様仕度此段奉伺候也

右指合伺ノ趣爲手當金三十圓被下候條大藏省ヨリ受取渡方可取計事

明治五年頃の東京



- 切下髪洋服ニテ足駄ヲ着ク
- 洋服ノ上ニ羽織ヲ着ス
- 散髪真衣帯乃洋服ヲ着ク
- 剃髪ニテ洋服ヲ着ス
- 洋人日本服ヲ着ス
- 婦人シヤンデリ髪トシヒ股ニテカフムリ傘ヲ持ツ
- 茶セン髪ニテ両刀ヲ帯フ
- ヘライ頭ニテハツチニ洋袴ヲ着ク
- 婦人袴ヲ着シ乗馬
- 笠笠割羽織踏込ヲ着ス

新舊混合の異態風俗



- 長髪^{ヤカキ}月代^{ツキしろ}ヲ舒シ仕合道具ヲ携フ
- 野郎ツキ込髪ニテ股脚ヲ頭ハス
- 散髪ニテ俗生羽織ヲ着ス
- 茶センマケニテ洋服ヲ着ス
- 少女袴ヲ着シ洋袴ヲ携フ
- 平服ニスコギヲ締メ着ク
- 奴隷足駄ニテ乗馬
- 洋服帯刀
- 解放婦女
- 半髪ニテ駕籠ヲ昇

▲花火に學問のすゝめ

(明治六年十一月—第百六十二號)

○山梨縣ニ於テハ天長節祝賀ノ爲メ管下諸村ヨリ數十號ノ煙火ヲ献シ各々奇功ノ伎倆ヲ盡ス中ニ新趣向ノ設ケアリテ晝ノ部ニ祝賀、學問のすゝめ、夜ノ部ニ「ランプ」ト云フアリ賀式ハ巨大ナル日章旗ヲ出シ空中ニテ祝砲ニ擬シ數發ノ砲聲ヲ轟カセリ學問のすゝめハ數千ノ短冊空中ヨリ降り右短冊ニ種々ノ小學課書籍名ヲ記シ之ヲ拾ヒシ幼童ハ甲府横近習町小學校ニ持參セバ記名ノ書籍ヲ與フト又「ランプ」ハ空中ニテ「ランプ」ノ如キ光輝ヲ點スル精妙ノ伎倆ヲ顯ハセリト云

▲一萬八千圓の萬代橋 (同上—第百六十四號)

○府下神田川ニ架セル目鏡形ノ新石橋落成シよるづよ橋ト名ケ本月一日ヨリ通行ヲ開ケリ其費用凡ソ一萬八千圓ナリト云フ

▲賤業防止の良戸長

(同年十二月—第百七十七號)

○山梨縣下甲府近習町ニ藤助ナル者アリ家甚ダ貧困雜業ヲ

以テ僅ニ生ヲ營ム者ナリシガ先頃或家ノ普請ニ雇ハレ誤テ

足ヲ傷キシヨリ遂ニ癡人トナリ爾來生計ヲ失ヒ已ムヲ得ズ娘ふさニ娼妓ノ業ヲナサシメ以テ前途ノ活計ヲナサント戸長土屋善十郎方ニ至リ娼妓鑑札願ノ奥印ヲ請ヒタレバ戸長其情實ノ詳細ヲ聞キ謂ヘラク此事已ムヲ得ザルノ策ニ出ルト雖トモ方今ノ時勢ニ際シ我所轄中ニ娼妓トナル者アリテハトテ深ク之ヲ耻テ副戸長大木喜右衛門ト相謀リ互ニ金若干ヲ出シテ之ニ與ヘ藤助ニハ椅子ニ用ル丸藤細工ヲナサシメ妻ニハ菓物店ヲ開カシメふさハ製絲ノ工ニ就カシメ既ニ泥水ニ陥ラントセシ女子ヲ救ヒ併テ舉家生計ノ目的ヲ立テシメタリ嗚呼土屋大木兩氏ノ如キハ眞ニ戸長ノ職ニ任ル者ト謂フベシ各縣各區ノ戸長ヲシテ兩氏ノ如クナラシメば全國人民ノ開化ニ進ム日ヲ期シテ待ツベキナリ

▲司法卿の反逆

揭示名面を變更せしむ

(明治七年三月廿八日—第百二十二號)

○(司法省大少丞ヨリ達書)江藤新平司法卿在職中布達致シ候分子今名面ヲ以テ其儘致揭示置候向モ有之哉ニ候處右ハ速ニ大木喬任名面ニ可書替此段及御達候也

▲日曜日を休日とす

(同上)

○諸學校休業從來一六ノ日ヲ以テスルアリ或ハ日曜日ヲ以テスルアリ而一六ノ日ヲ以テスル者ハ休業繁ク生徒課定ニ於テ大ニ欠失ヲ生ス因テ官立學校ハ都テ一週一日乃チ日曜日ニ改定ノ旨文部省ヨリ報告アリタリ

▲お開帳の落語

女體の觀世音、禪をしめす

(同年四月二日—第百二十四號)

○去る安政四丁己年同向院に於て柴山開扉の節も今年の如く連日の風雨なりければ「禪を忘れて来たか仁王尊六十日をふりて開帳」と云へる狂詠流行せしかば今度の開帳に又々如此浮名を立てられては末代までも佛法の名折なりと本尊十一面觀世音深く苦慮まし、門番の二尊に懇々説諭したもふにぞ「あうん」の二尊も大に畏縮の色を顯はし殊に當年は振分と云ふ我等どもにひとしき相撲取の勸進角力はあり名前旁二尊篤と熟考の上本尊に奏すらく此度は先年の如き失錯無之様能々禪を締て開帳可仕と上申しければ本尊笑を含まのたまふ我は女體なれば其實を不知といへども禪を締て開帳がなるものかど

▲やすめかけ (同年五月二日—第百三十九號)

○近來府下ノ婦人婢ニシテ妾ヲ兼ネ私唱シテ炊キコロビト云ル者アリ一月ノ給三圓乃至五圓ニ過ギズ多クハ十等以下判任官ノ家ニ雇ハル或人戯ニ左ノ一詩ヲ賦セリ

障目拭來挑燭時、品評醜面與嬌姿、約成不惜三圓給、半額摩腰半額炊

▲開化六歌山

(第百二十三號)

出來た物蒸氣鐵道傳信機

娘の書生姿々の門と附け

なくなつた物は乞食に火事喧嘩

駕籠に五節句下馬の供待ち

ふへた物辻占いに人力車

覗きの眼鏡ふらすこの壺

いらぬ物弓矢大小茶器の類

坊主山伏僧は御役者

春は雪夏のはしめは花盛り

秋の納涼に冬の御月見

大名は華族女郎屋は貸座敷

江戸はあづまの京になりけり



▲金銀貨の外國行

(明治七年九月二十二日—第三百九號)

○メキシコ屋ドル藏門口ニ入り、モシ金さんは御内に居らつしやいますか、丁稚銅助手をつかへ、金旦那は龍動へ参りました。ドル左様ならば銀さんに御目に掛りまじやう。ドル助是も先日より香港へ参りまして、ドルそれでは皆さん御留守で御座りますか、ドゥ内には唯かみさん計りで御座ります。ドルかみさんならば用事は有ませんハイ左様なら

▲江藤新平に關する錦繪と鼻首の寫眞

(同年十一月三十日—第三百四十三號)

○頃日繪艸屋ニ出セル東京日々錦繪新聞ニ佐賀縣暴動賊魁首江藤新平敗績ノ餘遂ニ縛ニ就カントスルニ際シ三條殿下ニ呈スル書狀ヲ認メ毅然トシテ恐怖スルノ景況ナキ體ヲ畫出セリ編輯ノ注意豈ニ賞セサル可ケンヤ曩キニハ刑ニ就キ鼻首ノ體ヲ寫シ採リ賣買スルト聞ク猥リニ人ノ胸中ヲ知ラス且ツ戊辰以前ノ功業ヲ問ハスシテ如斯ノ殺風景ヲナス此等ノ輩惡ム可ク又憐ム可キナリ願クハ將來諸方ノ編輯管長只管着意シ毎號發兌アラハ開化ノ裨益豈大ナラスヤ 閣修
舍外史誌 (了)

●維新前後に於ける立憲思想

尾佐竹猛先生は今度スバラシイ奇著を出された、その名は『維新前後に於ける立憲思想』といふ四六版約七百五十頁ほどの大冊で、古珍の寫眞版數十を挿入したものである、尾佐竹先生は明治維新の研究家として日本一の御方である事は知る人の知る所、吉野作造先生なども常に其教を受けて居るので「アレだけの識學者を大審院判事などにして置くのは惜い」と云はれて居る位、我々仲間にも一同が尊敬して垂教を乞ひつゝある博識弘通の御方、先日明治文化研究會の第二回集會を永樂俱樂部で開いた際、尾佐竹先生の講演があつて、維新當初に於ける廢佛棄釋の實狀を詳述され、増上寺は門前に鳥居を建て、淺草寺は本尊を觀音でない事にし、下總成田の新勝寺は「當方は印度の佛神などを祭つて居るのでははい、我國神代の

不動尊

を奉祀するものである」と曲辯して廢棄を免れやうとしたとの滑稽珍談があるなど、明治新政府の混亂を雄辯滔々ご演べられ、又數日前、帝國大學内の文化研究第四會に於て

權利に眠れる御方

も、尾佐竹先生に態々御來會を願つて、官名職名の沿革談を一同が傾聴したのであるが、其時にも學生連は「大審院判事にして置くのは惜い先生だ」と嘯いて居た。これだけの先生がモノさなただのであるから、空前稀代の珍籍であることは、我々が推奨する迄もないものと信ずる。東京銀座の文化生活研究會(振替東京五一五五一番)の發行で定價は四圓五十錢である。

序でながら茲に一つの珍話、と云ふよりも編者の迂濶談とも云ふべき事を附記する、去月吉野先生の宅で會合した際予は尾佐竹先生に對して「アナタは何時大審院判事にお成りでしたか」と問へば、「昨年十月頃であつたでせう」とのお答へ、予は「それなら、何故私が『明治奇聞』や『猥褻と科學』などに東京控訴院判事と書いたのに對して正誤を御申込にならないのですか、正誤申込はアナタの權利であり又義務でせう、外の記事に就ては一々揚足をおとりになる癖に」と詰責に及ぶと、先生は單に「義務はない」とのお答へ「さらば權利に眠れる御方ですネー」と酬むたので一

●我時來れり

『讀賣新聞』の現編輯長たる千葉龜雄氏は、其最近紙上に「舊文化と傳統の總決算から新日本文化の建設へ」と題して、今年思想界は、自己を顧る傾向で、日本といふもの、研究が諸方面に著しい熱意を以て表はれて来た、それは我々の日本、又日本の國民はどういふ物であつたか政治、經濟、宗教、教育、軍事、文藝、思想其他を通じてどう表現されたか、其表現を歸納し又演繹して、日本の本質は何であるか、國民がどんな風の本質に立歸るべきかを知らんとする傾向である、と前提して、既に今年各方面に現はれた具體的の實例を擧げて、来る大正十五年の思想界は、日本研究、日本の文化研究が盛んに行はれるに違ひないと言言された

其觀察大に當れりとするべき消息の一斑を左に擧げる

▲『時事新報』の「幕末の頃」 同新報は本月上旬より、四五段に亘る一欄を設けて「幕末の頃、維新前後の新聞記事から」といふ題で、萬國新聞、江湖新聞、もしは草等の中から、面白い記事を抜載して、更に北澤樂天の畫を加へ、尙略註略評を加へて連載して居る

▲小野秀雄氏の「新聞學研究會」 世界的新聞發達史の研究家たる權威者小野氏は、近く新聞研究會といふを設けて、新聞の本質、新聞の歴史、新聞事業としての政策、編輯、通信、廣告等の事までを研究するため、會誌を發行して會員に頒布する事に成つた、入會希望者は東京本郷駒込千駄木町五〇の小野氏へ一ヶ月會費六圓を添へて申込まれよ又東京帝國大學文學部に新聞學の講座を新設され、其講師として小野氏が招聘された

▲金澤の「開化新聞」複製 明治初年に三府一港(横濱)外で發行した地方新聞の先驅と云ふべきは「名古屋新聞」であるが、それに次げるは加賀の金澤で明治四年十二月に創刊した「開化新聞」である、今度在金澤七寶町八の中神利人子(主唱)で、同市に其複製刊行會が出来、會費一ヶ月二十錢で、同新聞が「石川新聞」と改題された第三十號ころまでを和紙印刷で續々刊行される事に成つた

●次に現はれる新刊の雜誌と著書

此「明治奇聞」は來春發行の第六篇で豫定の通り結了とするが、「文明開化」續刊の外、本書の代りとしては興味本位でなく、研究的の廉價な雜誌を發行するツモリである、其委細及び新著發行の事は次篇に

明治奇聞

第六篇

●新政府のホコトン

矛盾は滑稽的悖理である、滑稽は奇聞の一種なりとすれば、明治の新政府には悖理的奇聞少しとせずである、先づ徳川幕府を討伐するに攘夷説を唱へた者が、直ちに開港説を實行したのはホコトンの大なるもの、次に幕府の藩閥制度を倒さねばならぬと云つた者が、王政復古は形式に過ぎないで、薩長の藩閥政治を續行した事もホコトンである、「上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ」の御誓文を發表した新政府が、自家防衛のために民論を採用せず、壓迫の苛法を制定して志士を牢獄に投じた事などは憎むべきホコトンではないか、「廣ク會議ヲ興シ」たと云つても、憲法と議會とは名のみで、藩閥擁護の貴族院を設けて民意を阻止し、衰龍の御袖に隠れるといふ曲藝を演じ、其上議會を解散して選舉干涉の惡例を作るなど、ホコトン政府と稱すべき罪惡的矛盾の多い明治政府であつた

此外、官吏は商業を營むべからずとの法を布きながら、自己は政機を利用して射利を計り商人と結托して財貨を貯へ、又官紀振肅令を出した者が賄賂を貪り、風教維持を説いた者が蓄妾に溺れたなど、顯著なホコトンだけでも舉示に遑なしてある

●明治政府の自業自得

徳川幕府は諸國諸大名の中に裕福の者があると、其財貨を軍用金として謀叛を起すに至るかも知れないと懸念して、裕福の大名には種々の工事を命じて、其財貨を消費せしめて居たのである、それによつて、維新騒動の顛末を財政的に觀察すると、幕府が倒れたのは、右の政策の結果であると見てもよい、諸國諸大名が裕福であつたならば、官軍に對して充分に反抗し得たであらうが、軍用金が無いので不得已屈服したのである、それは徳川幕府の自業自得、明治政府も亦自業自得の苦みをした事實が多々ある、其中での主要な事を二三並べる

政府が一番苦められたのは、戊辰の御誓文である、尻が暖つて来た當局者は、官尊民卑の舊思想で國民を壓迫する「舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クベシ」で政府に反省促したなどの類は舉示に遑なしであるが、政府者が最もイヤがつたのは民選議院設立の事であつた、それを「廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スベシ」を楯にして肉迫されたが、御誓文を無視して拒否する事も出来ないで、今は人智の程度が低いからとて「時機尙早」で一時を遁れたのであつた

が、民衆の方では「人智の程度が低い」とは局外者の云ふべき語である、日本人は知識の程度が低いと云ふのならば、官吏も人民も同等であるから、官吏ばかりが知識進歩で人民は愚昧であるとは云へまい、など論じた者もあつて、尙早説では押さへ切れず、終には政府が民選議院を建てないのならば、政府を顛覆して共和制に變へねばならぬと、漸々赤化した民衆も多くなつたので、不承無精に十三年を期して開く事にしたのであつた

次は、政府が西洋文明を輸入することに熱注した事の一面である、幕府時代に懸々たる舊習を轉換せしめんとして、盛んに西洋の新事物を輸入したが、其新事物と共に新思想も亦輸入し來つて、歐米の歴史を諒解する者が輩出し、佛蘭西革命史、米國獨立戰爭記などまでが、民衆の心を喰るに至つて、自由民権論が盛んに行はれる事に成つた、これには政府が大に苦められ、苛酷な法律を制定して防禦に努めたが、良民を虐遇したのみで其効なく、終には專制政府を立憲制に變更せしめねばならぬ事に到つた、九州の某縣令が管下の人民に對し「民權を唱へよ」といつ布告を出したか、お上が布告もしない事で騒いではいけない」と説諭したといふ事なども、其苦衷を察すべき一笑話である

●出獄人出迎の舟

小松原英太郎といふ男は、明治十二年一月「山陽新報」創刊頃の主筆であり、又其前明治八年の末頃は、專制政府痛撃の『評論新聞』記者として、民権論者の名を博した人であつたが、後には節を變じて官途に就き、文部大臣にも成つた「明治變節家列傳」中の一人である

此男が『評論新聞』記者時代に「壓制政府顛覆スベキノ論」といふ投書に評を加へて掲出した爲め、禁獄二年の刑に處せられ、それが満期で石川島監獄を出る日に、政論家として有名な朝野新聞記者鐵腸居士末廣重恭が舟で出迎ひに行つた珍談が同居士の自記にある、如左

其の月日は確かに記憶せざれども十一年の暑氣を催ほせし時節なり二ヶ年の禁獄の上に出告して棄却せられ殆ど二ヶ年半の久しき獄中にありたる小松原英太郎氏の出獄する日に當りたるを以て余は前の評論新聞社に在りし横瀬文彦氏と舟にて出迎へに赴くことを約し三十間堀に於て涼船を備ひ酒肴を入れ小松原氏の相知れる老妓一名を携へて河流に廻り佃島監獄署門前の側なる岸下に舳して酒を飲み乍ら待つこと稍や久しく程なく小松原氏は放免せられ飄然として

岸上に来る一同直ちに船中に呼び入れ其無事を賀し先づ杯を勧め笑聲水上に反響す程なく一名の看守岸上に現れ我船を視て誰何す余は横瀬と窓より頭を出し答へて曰く我は小松原氏引取りのため來りし者なり看守驚いて曰く監獄の河岸に船を繋ぐは嚴禁なり此處に於て出獄人を引取ることには不都合千萬なりされども君達が規則を知らざりしならば是非なし以後を注意せよと言ひ放ちて歸り去れり一同大笑して曰く我々は豈に後日再び來て船を此處に繋ぐの必要あらんやと船岸を離るれば妓に命じて三絃を弾せしめ放歌痛飲して三十間堀の船宿に歸り再び小宴を開けり小松原氏曰く獄を出でて直ちに酒を飲む此の如き愉快のことなしと其後余は氏のために周旋して朝野新聞の社員となせしが程なく官途に出で次第に登用せられたり然れども明治十六年に於て發布と成り其法至嚴至峻を極めて我々新聞記者をして一大困難を極めしめたる改正新聞紙條例を起草せし者の内に此人あらんとは當時に於て殆んど意思の及ばざる所なり

(其頃英太郎は太政官法制部に勤務して居た)

同志として深厚な交誼を受けた親友に背いての就官、加之、舊友迫害、民論抑壓の惡法制に參加せしこと、憎むべき變節漢中の最惡人ではないか

國會熱望の發狂人

板垣退助等が主唱した民選議院の提案は明治七年の事であるが、それより漸次に自由民権論が盛んに行はれ、十二年頃よりは全国的に其運動が起り、十三年には各地の有志者が國會開設請願書を携えて政府に迫つたのであるが、其頃熱狂決死の人々も少くなかつた、明治十六年發行の『政黨盛衰記』には其事實を集めて左の如く略記してある

「志士ガ熱心ノ度モ益々加リ之ガ爲メニ慷慨死ヲ決スルノ徒相踵テ上京ス、十三年八月陸軍々曹小原彌惣八氏ハ國會開設ノ建白書ヲ宮内省ニ捧ゲ其門前ニ屠腹シタリ、氏ハ番兵ノ爲メニ見咎メラレ幸ニ其死ヲ支ヘラレシガ、軍人ニシテ國會開設ノ事ヲ議シタル罪アリトシ禁獄一年ニ處セラル、十四年六月新潟縣ノ人赤澤常容氏ハ國會開設ノ願望書ヲ懷ニシ、三條相國ノ邸ニ詣リ直チニ之ヲ呈セントセシモ容ラレズ、遂ニ旅寓ニ歸リ該書ヲ郵函ニ投シ屠腹セントセシガ是レ亦タ旅寓主人ニ支ヘラレテ果サズ、十月五日福島縣ノ人長沼連曉氏亦タ太政官門ニ詣リ國會開設ノ請願書ヲ捧ゲテ自及セントセシガ取り押ヘラレテ果サズ、因テ拘留セラレタリ、氏ハ六十歳ヲ過ギタ

ル老衰ノ人ニテアリシト、是實ニ明治十三十四兩年ノ形勢ナリキ、嗚呼一種ノ國會論ト雖モ其天理民彝ニ本ク社會ノ正經ナルカ故ニ人ヲシテ死生ヲ決セシムルニ至ル者ト云フベシ」

右は自殺せんとした熱狂者であるが、其熱狂が昂進して眞症の狂人に成つた者もある、明治十三年八月二十七日發行の『鳳鳴新誌』第七號に

今歳ハ氣違ノ當リ年ニテ種々ノ狂人輩出スル中ニ就テ、近頃一種ノ發狂人ヲ和歌山縣下ニ現出シタルノ報ヲ得タリ、聞ク其人ハ花野久右衛門ト稱スル同縣ノ士族ニシテ頗ル國會開設ヲ熱望スル者ナリシガ、前キニ其筋ヘ請願書ヲ呈セシニ受理ナキ所ヨリ遂ニ狂病ヲ發シテ、國會國會ト亂呼シナガラ街上ヲ奔走シテ已マズトイフ、此報ヤ果シテ實ナラバ随分珍ラシキ狂症ナラズヤ、然リト雖モ一念憂國ノ至誠ヨリ國會開設ノ今日ニ急要ナルヲ熱信シテ之ヲ請願シ其意ヲ達スルコト能ハズトセバ、悲憤慷慨ノ餘リ失心スルガ如キハ之レ無シトモ必シ難シ」云々

斯ク狂者が續出したので、政府はイヤ／＼ながらも二十三年を期して國會を開く事にしたのである、狂者も亦立憲制の樹立に功勞のあつた者ぞ知りたまへ

笑ふべき變節漢

明治十三年八月發行の『團々珍聞』第七十四號に下の如き狂畫が出て居る、これは大官連を諷と稱し、其諷から髯を頂戴して居る體で、髯を頂戴とは官吏に成ることを云ひ、其三寶に片岡、南川、松井とあるのは、土佐の立志社長片岡健吉、筑前の共愛公衆會員南川正雄、愛知縣の民権論者松井鉞二郎の三人を指したのである、當時の自由民権家として錚々たりし片岡健吉が愛媛縣の一等屬に成つたこの風説があつたに據るのである、これは讃岐國(愛媛縣)高松の立志舎長木庭繁といふ者が縣屬に任せられた事の誤傳である、片岡健吉はそんなヤスッポイ人物ではなく、後には衆議院議長にも推された意志堅固の民権家であつた

自由民権論の盛んに行はれた此頃、官吏に拔擢されん事を目的として民権論者の皮を冠つた者もあり、又民権論者であつて、其貧乏生活がイヤなため官吏に變ずる者もあつた尾崎行雄が大藏省の權少書記官に成つたのは例外としても關新吾が元老院準奏任御用掛に成り、小松原英太郎が外務省御用掛に成つたなどは變節の著名な者である、前記の南川正雄が郡長に變じたり、茨城縣の野手一郎が警部に變じ

又高知縣の愛國社員西山眞澄が沖繩縣吏に變じたなどの類は當時枚舉に遑なしであつたが、こゝに笑ふべき一事は前記の松井鉞二郎の事である、此者は自由民権論者であつたが、突然愛知縣の四等巡査(月給六圓)に任せられて、意氣



揚々と官棒を脇挟み、肩を張つて街路を徘徊したので、後ろ指さして嘲笑せぬ者はなかつたと云ふ

こんな小人を巡査に採用した當局者の愚も亦知るべしではないか

●明治帶刀時代の珍服裝



(鳥追おまつ海上新話)



(年産澤寅名)

太政官布告 第三十八號 明治九年三月二十八日
自今大禮服用並ニ軍人及ビ警察官吏等制規アル服用ノ
節ヲ除クノ外帶刀被禁候條此旨布告候事

○山縣陸軍卿殿嘗テ廢刀ノ儀ヲ上申アリシヨリ終ニ太政
官第三十八號廢刀ノ御布告アルニ至レリ本日其上申ノ文
ヲ得タリ左ニ錄ス(明治九年四月「内外兵事新聞」第四號)
皇國ノ風タル武士ト稱スル者中古以來必ス雙刀ヲ帶スルヲ
例トス其故何ソヤ之ヲ要スルニ刀劍ハ古來兵器ノ一部分ニ
屬スルヲ以テ之ヲ大ニシテハ以テ敵ヲ防ギ之ヲ小ニシテハ
以テ身ヲ護ルノ理ニ過キス而シテ戰伐ノ季封建ノ習亦以テ
已ムヲ得ザルノ故アリテ然ルナリ世變リ時移リ士ハ文武ノ
常職ヲ解キ藩ハ版籍ヲ返還シ遂ニ明治六年ニ及ヒ未曾有ノ
大典即チ徵兵令ヲ頒行セラル茲ニ二年アリ今ヤ殆ト海内ニ決
治セリ是ヨリ先キ已ニ近衛兵ヲ置キ以テ釐殺ノ下ヲ衛リ鎮
臺兵ヲ設ケ以テ七道ヲ鎮壓シ外寇ト紳賊ニ備フ其市井村落
人民保寧ノ事ノ如キハ各府縣ニ巡查ノ設アリ以テ非違ヲ糾
察ス於是乎人民保護ノ方法略盡セリト云ベシ人民タル者亦
宜シク朝廷ノ盛意ヲ體シ聊モ疑惑ヲ其間ニ措サルベキナリ
然ルニ今全國ヲ通視スルニ華士族ノ輩猶依然トシテ舊習ヲ
固守シ刀劍ヲ其腰間ニ挿ム者少カラス蓋シ此輩ハ皆頑固無

識ニシテ時態ノ變遷ト兵制ノ更革トヲ曉ラス自カラ以爲ク
敵ヲ防グハ猶己レ其一部ニ任シ身ヲ護ルハ必ス刀劍ヲ要ス
ト而シテ其究極スル所却略ノ兇器ヲ帶フル者國家ニ於テ糸
毫ノ益ナキノミナラズ徒ニ其武門武士ノ虛號ト殺伐ノ餘風
トヲ存スルヲ見ルノミ此ノ如クシテ已ザル時ハ政法上多少
ノ妨碍ヲ生スルハ勿論且軍隊ノ外兵器ヲ携フル者アルハ陸
軍ノ權限ニ關係スル又淺薄ナラズトス願タバ速ニ廢刀ノ令
ヲ下シ全國人民ヲシテ漸次開明ノ域ニ進歩セシメンコトヲ
企望ス伏テ上裁ヲ乞フ謹言

明治八年十二月七日

陸軍卿山縣有朋

太政大臣三條實美殿

上中之趣聞届第三十八號ヲ以テ布告候事

明治九年三月廿八日 太政大臣(印)

此後之同新聞に濫故兵談の軍器篇があつて其刀劍の一
節にも左の如く記してある

「明治維新ノ始メ諸有司尙雙刀ヲ横タヘタリシガ四年ニ及
ビ有司トイヘドモ帶刀セザルモ妨ナキノ令アリ是ヨリ一般
ニ之ヲ抛棄シ唯僅ニ守舊家ノミ之ヲ帶フルコトナリシガ本
年三月ニ至リ始テ帶刀ヲ禁スルノ令アリ軍人ノ外ハ妄リニ
刀ヲ帶スルコトヲ得ズ

慶應四年(明治元年)版行の「酒筒坐興酌妓婦」と題する豊原
國周筆の三枚繪草紙には、左の如き結髪で洋服の武士四人
が酒樓に上り、江戸中の名妓十二人(柳橋の小悦、お竹、
芳町の小市、お虎、金春のいく、中橋の梅吉、照吉、下谷



の仲吉等)を入れ交せての宴を張つて居るが、其床の間に
は各々の帶刀を脱いで置いてある、繪空事ではなく、騒動
中にもそんな遊興をする者があつたのであらう

●二十三年の話

△苛察を極めた悪辣の福島縣令三島通庸は、晩年警視總監に轉じ、相變らず暴舉を常として居たが、二十一年十月、其病死せる臨終に「ア、二十三年」とツメイたと云ふ、此二十三年とは國會開設のことで、其際には民衆が跳梁跋扈するに違ひない、それを峻酷に捕縛檢舉しやうと云ふのが彼れの理想であつたらしい、民衆を敵視した悪吏の標本として今に其惡名を傳へられて居る

△明治十五年十月の東京「有喜世新聞」に、何等の註解なしに「二重參院」といふ語を使つてある、これを察するに、國會は一院制でなくばならぬのであるに、政府は二院制として自己等の與黨を作る事にして居ると聽いて、二十三年には上院下院の二重制にして參院が政治に參與するとの義を駄洒落式に云つたものであらう

△高知竹枝の一として明治十五年四月の「高知新聞」に「二十三年オヤ馬鹿らしい、善はいそげと人が云ふ」とある、十四年末の豫報發表で、九年間は待遠しとして居た民衆の焦燥、自由民權論の發祥地たる高知では、花柳界の心意氣にもそれが反映して此情歌が流行したものと見える

●法律違反の縣令

明治十五年十一月二十六日發行の東京「日」の出新聞「第九十四號に左の一項があつた

○去る十二日のこと、か滋賀縣下大津石川町の青龍寺に於て同縣令籠手田安定氏が祭主となり先年同縣の令たりし故松田道之氏の吊祭を執行はれしに參詣人も最も多かりしが同地の巡查多田三樹藏氏は此程其筋へ出て遊賀郡別所村に寄留する長崎縣士族籠手田安定は本月十二日故松田道之の吊祭禮と唱へ無届けにて公衆を集めこれに折詰の食物などを與へそれが爲め非常の雜踏を極めたるは正しく法律を犯したる者なりと告發しよし其結局は如何なりしか

法治國の巡查としては、斯く告發するのが正當である、然し配下に屬する巡查が、其長官たる縣令を相手として告發するのは不埒なりとして、早速其職を免せられたであらう當人は其免職を賭して國法保持に努めたのであれば、大に其意氣を賞すべしであるが、何か不平の事があつて辭職せんとする矢先、行きかけの駄賃として此舉に出たのであるかも知れない、いづれにしても痛快の一事と見てよい

●脱管届を出せし宮地茂平

茨城縣の水戸に居た自由黨員宮地茂平といふ人が、日本政府の支配を受けない自由人になりたいとて、太政官へ脱管届といふのを出したため懲役百日の刑に處せられた珍談がある、其委細を當時の諸新聞に據つて列記する

明治十四年十一月十二日發行の「いろは新聞」第五百七十九號に左の如く出た

但し同日の東京諸新聞にも出て居るのであるが、記事の首尾に附け書きせる該記者の文を異として之を採るのである

○周の粟を食はずと首陽山に斃死をした伯夷、叔齊を模擬た者が三千五百萬の同胞仲間を脱れ度と此程茨城縣へ願ひ書を出した大天狗は同縣下水戸法學館員栗村寛亮宮地茂平の兩氏にして是迄同地方では人に知れ各町村より招聘に應じ折々政談の演説を爲し又此頃は頻に自由黨の募集方に力を盡し人望もある者なりしに去八日突然左の願書を縣廳へ

日本政府脱管届

謹而申し上候私共儀從來日本政府の管下に在て法律の保護を受け法律の權利を得法律の義務を盡し居たれ共現時

大に覺悟する處ありて日本政府の管下にあるを好まず今後法律の保護を受ず法律の權利を取らず法律の義務を盡さず断然脱管致し度此段御認可仰ぎ奉つり候以上

地球上自由生

日本政府確定
明治十四年十一月八日
栗村 寛亮
宮地 茂平

日本政府太政大臣三條實美殿

差出せしに縣廳よりは戸長の奥書と郡役所の檢印を得て申し出よとの指令ありしに夫々手順を経て再回該届け書を出したので追て何分の沙汰に及ぶとの事故其再指令を待てるとかいふが眞逆佛郎西へ轉籍をすると云文辭にも見へぬが断然と聞届けられたら何所へ驅出す了簡か倭漢蘭

これが第一の報道であつたが、脱管届とは前代未聞の珍事である、新案奇抜の願書である、徳川時代ならば首が飛びさうな問題、太政官が果して認可するか否か、など全國人を驚かして評判喧々であつたが、當人は認可を期しての事でもなく、簡單に云へば、專制政府イヤガラセの民權黨宣傳、自己賣名策に過ぎなかつたのであらうが世間の評判に煽られて、同じ賣名的に次の如き忠告狀ヲキたるものを送つた者もあつた

同月二十二日の『日本立憲政黨新聞』に載つて居たもので「目下在京中なる茨城縣人濱名信平氏は兩氏に宛て左の如き書面を送られたるよし」と前書きがある

生儀自由黨組織ノ事ニ付過日東京滞在中昨十二日東京横濱毎日新聞ニ於テ兩兄ヨリ日本政府脱管届御差出相成タル趣聞讀仕候右ハ如何ノ御發意ニヤ生カ了解ニ苦シム處ニ候蓋シ志士ハ嚴厲ノ下ニ立タストノ精神ニモヤ可有之トハ推考仕候得共尙ホ思想ヲ疑ラストキハ兩兄ガ國家ニ盡スノ太タ不親切ニシテ國民ノ幸福ヲ謀ルノ手段茲ニ出デズシテ彼ニ出ツルノ疎情ナルヲ憾マザルヲ得ズ申スモ嗚呼ガマシキ事ニハ候得共凡ソ政体ノ何タルヲ問ハズ一國ノ法律ヲ守ルハ國民ノ義務ナルヘシ而シテ正理公道ニ據リ自由ノ真理ニ基キテ政体組織ニ改良ヲ加フルモ亦國民尤モ貴重ナル權利ニ在ラ存スルニ非スヤ去レハ苟モ志士タル者ハ自由ヲ伸張スルト共ニ國家ノ改良ヲ計畫スルハ最モ今日ノ急務トス然ルニ兩兄今ヤ日本ノ法律ヲ遵奉スルヲ懼シトセス義務ト權理ヲ拋擲シ政府ノ管轄ヲ脱セントス其覺悟ハ如何ニ殊勝ナルモ何ソ一身ノ安寧ヲ望ムニ汲々トシテ同胞ノ爲メニ國家ヲ改良スルノ義氣ナキヤ況ンヤ脱管ヲ願望スルニ當リ漠然トシテ移住ノ邦國ヲ明言セザルハ恰モ同居ノ父母ニ義絶ヲ告

タルト一般ナルニ於テヤ斯ク申スモ生ハ日本ノ法律ニ異見ナシト云フニ非ザル也又敢テ服從セヨト云フニハ非ザル也只正理ノ存スル處ニ從フテ自由權利ヲ伸張シ他迄モ國家ノ改良ヲ計畫スルヲ希望スルノミ彼ノ忌ムヘク厭フベシトノ評アル魯ノ慮無黨スラ猶脱管スルニ違アラズシテ國家ヲ改良スルニ汲々タルハ治ネク世人ノ知ル處ニアラスヤ然レトモ兩兄ニシテ最早ヤ日本ノ改良ヲ謀ルノ術策ハ已ニ盡キタリト言ハ、生又何ヲカ言ハン只兩兄ノ耐忍力ニ乏シキト己ガ責任ヲ願ミザルトヲ歎息スルノミ若シ兩兄ニシテ反省熟慮己レカ本分ヲ誤ラス自由ノ真理ニ依テ目的ヲ達セントナラハ成ルヘク輕卒ノ舉動ヲ止メ一度野手一郎ノ爲メニ汚サレタル茨城縣自由黨ノ名譽ヲシテ再タビ識者ノ笑ヒニ委セシムル勿レ兩兄幸ニ諒察アラン事ヲ切望仕候

十一月十三日

濱名 信平

宮地 茂平 様
栗村 寬亮 様

右の文中に野手一郎云々とあるのは、茨城縣の自由黨員として奔走し、政談演説などで政府を攻撃して居た同人が、縣官に買収されて同年十月、突然八等警部に任せられた變節一件の事である

さて右の兩人は全國の諸新聞上に掲載されて評判を博し到る所喧傳せざるはなしの状況であつたので、妙案その圖にあたりとして鼻を高め、太政官の指令如何と待受けて居たが、案外にも其筋にては右の脱管届を違制の重き罪として茨城縣廳へ電報を以て檢舉すべしと命じたので、兩人は同月十六日捕縛されて水戸監獄署へ拘禁の身と成つた、そこで審問された末、左の如き處刑の言渡を受けると至つた

裁判申渡書

茨城縣常陸國東茨城郡水戸上市泉寄留

高知縣平民 宮地 茂平

其方儀日本政府脱管届ト題シ太政大臣へ宛テ日本政府ノ管下ニ在ルヲ好マス今後法律ノ保護ヲ受ケス法律ノ權利ヲ取ラス法律ノ義務ヲ盡サス斷然脱管致シ度キ旨ヲ記載シ其末文ニ至リ地球上自由生ト肩書シテ署名シタル書面ヲ管轄廳へ差出スコ改定律例第二百八十七條違制ノ重ニ問ヒ懲役百日申付ル

明治四年十一月二十五日 水戸 裁判所

右「違制ノ重」とは同例の條文に「凡ソ制ニ違フ者ハ懲役百日、輕キ者ハ一等ヲ減ス」とあるに照したのである

日本政府の管轄を脱したいと届け出たに對し、法制上それを認可しないのは當然の事であるが、其許否の指令をしないで、直ちに懲役百日とは、當人は勿論、世間も意外とした所であつたらしい、明治初期の法規は殆ど不文律の如く不應爲とか違制とかいつて罰したいと思ふ事を罰したのであるから、此律に擬せられたのは不得已刑罰であるが、當人は脱管どころか懲役で、嘔愕いたであらう、然し此ため賣名の目的は充分に達し得られた、明治四十年頃まで生存して居たモグリ代言業の如き法學館長宮地茂平の名を聞く者は「あの脱管届の宮地か」と誰知らぬ者はなかつた

さて脱管届は兩人の名で出したのであるに、宮地茂平一人が罰せられたのは何故であらうかと、諸新聞を調べて見ても不明であつたが、偶々『昭代史要』三編卷ノ十二、明治十四年十一月二十五日の條に、左の如く栗村寬亮は「泣きを入れて」其刑を免れたのである事を發見して釋明を得た

「高知縣平民宮地茂平、處懲役百日、初茂平與栗村寬亮上書太政大臣、願去朝廷之治下、自稱地上自由生、無幾何兩人就縛、寬亮悔其非、乞官求書、引咎而謝、茂平獨不屈、官因斷其罪、爲違制重處之懲役」

其刑を免れたので、卑怯漢栗村寬亮の名を傳ふる者はない

栗村寛亮に關する怪しい記事

以上記し了つて後、吾禍史料の中より左の如き怪しい記事を見つけた、これは明治十六年二月十九日發行の『郵便報知新聞』に載つて居たのである、宮地茂平が刑を受けた時より一年三ヶ月後の報道で、十四年末の諸新聞を調べた時には見當らなかつた事である

○處刑 一昨年中脱管届達制の科に依り水戸輕罪裁判所にて禁獄七拾日に處せられたる宮城縣士族栗村寛亮は去年十二月一日磐城國磐城郡北目村の鶴木亭に於て自由演説會を開き三島福島縣令を壓制極る胡麻摺縣令なりと侮辱せし科に依り福島輕罪裁判所平支廳に於て去る五日重禁錮十一ヶ月罰金三十圓に處せらる

これでは『昭代史要』所載の「泣きを入れて」免罪に成つたところあるのは誤りのやうである、然し右の記事も確實とは信じ難い所が見える、「一昨年中」と漠然記して月日が不詳であり、禁獄七十日とあるのは懲役刑を士族なるが故に閏刑律によつて禁獄刑に換へたとしても、舊律時代の「水戸裁判所」を「水戸輕罪裁判所」と書くなどの誤りもあるので、當時何か他の犯罪で罰せられたのを、脱管届達制の科と誤り記したのかも知れないとの疑念も生ずるのである

●西郷星

英雄崇拜の妄想で西南役中「西郷星」の出現を喧傳した事があつて、數種の繪草紙も出来、當時幼少の子は郷里の讃岐で「あれが西郷星だ」と指示された事もあつたが、其妄説の起りと知るべき記事を近頃明治十年八月十日發行の『東京繪入新聞』で發見した

尙又同月十六日の同紙上に出た西郷星の正體を説明せる記事をも共に抜載して置く

○去る三日の大阪日報に此節毎夜二時頃辰巳の方に現はれる赫色の星を望遠鏡で能く見ると西郷隆盛が陸軍大將の官服を着て居る體に見ゆると何人か妄説をいひ出したのを語り傳へて物干に夜を更す人もある由けしからぬと記して有りましたから成程まだ不開化な人も多く有る者だと思つて居ると一昨夜銀座通りでも日本橋近傍でも二三人宛寄合ては空を仰いで「エーアノ星ですか如何様光りが別段ですとか囁いて居るのを聞きました馬鹿をいふにも程の有つたもので星が隆盛と見えるなら旅團といふから満月は兵隊さんの集合て居る所に見えませう(ア、遣るせがない)

○前號に市中の不開化連が空を見ては最早西郷星が出たか

と(納涼ながらではあらふが)彼方此方へ集會て見て居るは如何にも愚な事と思つて居りましたが漸次に評判も高くなつたので東京大學校のビー、ウイウイタル氏が辯解られたる説あり此節東方の空にあたり毎夜十一時頃より一種異狀の惑星出て見ゆるを只事ならじと思ふ人も多しと聞けど是は火星にて珍らしき星にあらず火星は南に當りて輝く木星また北に當りて薄く輝ける土星などと同じく常に光明を發する故に一目見て遊星にして恒星にあらぬ事を知るべく此遊星の時として殊に光輝を増すは年周期來りて其運行線道の太陽に近づきたるにて火星は地球にもまた近寄る事ある故に光輝も増し其形の大ききも見ゆるは此道理にて今より百五十年前に今日の如く火星の光輝を増したる事ありて其時人々大きに怪しみが後七十九年目に亦同様の光輝を顯はしたるにて七十九年目には必ず火星の光輝を増す約束なること疑ひなきなり一體此星の太陽を離るゝ距離は平均の度あひ凡そ一億四千萬里なるに近日の所にては千三百万里程も近づきて有る事故極遠く隔りたる時に比較れば二千六万里ほどの近きなれば随つて光輝も増し又三倍の大ききに見ゆるも理にて明治八十九年の現象は必今日と同じか

り論にもならず唯異狀の星なりと見驚く人も是にて心得らるべし遊星といふは常に廻旋星にて恒星といふは動かぬ星なり月も星も皆太陽の光輝をうけて光明を顯はす事は學校へ行くお子さん方は知つてお出だから聞て御覽なさい毎度



申様だが學校へは早く昇校なさい何程智識が増加か知れませんぞ

西郷星とは「流星」で「隆盛」にかけた俗説なりと云つた者もあるが、それは誤見、「流星」ではなく「遊星」である

●勤儉力行の軍人

(明治十七年七月十二日「繪入朝野新聞」第四三八號)

噫儉なる哉 御容貌は關雲長の如く美しきお髭をはやし之を御自慢なさる何某君は目下政府においても陸海軍擴張の爲に成べく冗費を省るゝ時に際して藝妓杯を受し浮々と遊び居るは本意にあらずとて愛宕下町なる邸内を開拓して一面の畠となし是へ茄子胡瓜を植つけられ家政取締りの執事を始め奥向勤めの下婢に至るまで小作人にさせ頻りと培養の事を扱はせられしに孰れも最初のうちは面白半分勤めて之を萌せられるので向暑の時分この匂を嗅では堪らない終局には虎印に取つかれでもしては一年僅の給料ぐらゐの間尺にも夜喧の菜にも追つかないとして各自尻を端折つて逃出すゆゑ主公は言甲斐なき者共かな我等は既に明治十年西南事件に節し熊本縣下において苦戦の際には飢を凌がん爲め異草を摘み馬肉を喰ひし事さへあるに目今満天下とも幸ひに太平を謳ふ折斯ばかりの事に堪る者なきは薩摩武士の恥る處なりヨシ／＼然ば我自ら耕し吳んとて夫より後は役所の退より戻らるゝと直さま猿股引を穿かれ淺黄の繻絆一

枚を着され種蒔權兵衛と云ふ姿になり寄來る鳥を追廻しズンペラ／＼と一心不亂に農業に勉強されるを似た者夫婦とやらの俚言の如く細君も畑の草をむしり杯して共稼ぎをされた實効が顯れ昨今は胡瓜が盛んに生たので主公は大いに喜ばれ今年や南瓜でなくて胡瓜の當り年だが是を市場へ持出して安く賣てはつまらぬから成たけ運賃の掛らぬやうにと考案がついて近所の小賣八百屋へ賣拂はれ澤山儲け込れたが如何に節儉を旨とされても出頭の際眞逆にガラ馬車へも召れぬゆゑ先頃上り馬一頭を求められたが其馬は佐野源左衛門方より逃て來たと云ふやうなヒヨロ／＼した瘦馬なるが之に藤網代の兀散した車を附る所までは用意整ひ此上は自ら鞭を取て馭者の役を兼られるは最安けれど馬丁がなくてはならぬとて安給金の弱足を雇入れられたが可憐さうに役所の退から歸るとボンボチ米を搗せられるには殆んど當惑し馬丁一役でさへ骨の折るに米搗兼務には恐れる夫も喰物でもよければ辛抱甲斐があれば毎日鹿角菜や油揚のお菜じやア迎も助らないとて三日と居つかぬゆゑ主公は急込み昨今は出頭の度ごとに近所の閑さうな人力車夫を極直限て雇ひ之を馬丁代理となし先これにて一方の算當は立と云ふ者だが是からは奥向の改革なりとて小女一人の外は殘ら



ず暇を出され跡は夫婦掛向ひに小女ばかりゆゑ彼の馬丁が兼務せし米搗の役は細君が引請られ此節夜なべ仕事に貧乏徳利へ例のボンボチ米を入れ棒にて搗て居らるゝ由なるが斯やんごとなき方様さへ此の如くなれば器械搗は不味などと贅澤を言ふべからずと投書の儘を記しつれど何れの御方やら儲分らんで持た者歟

右の軍人とは何といふ者か不明である、容貌は當時の海軍少將仁禮景範らしいが、其居所は「愛宕下町」なく、三田綱町であつたから同人の事ではないらしい、又繪面の襟に「自我」の隠し字があるらしいので、當時の陸軍少將曾我祐準であらうかと思つて調べて見ると、祐準は神田駿河臺鈴木町の住人であり、出生も福岡との相違があるので當らない、海軍主計少監の有馬純武であらうか、此者は鹿兒島人であり、愛宕下町住であつた

有名な軍人が糞桶を擔いで野菜物を作つたと云ふ事は奇聞の一である、其何人であるかは二三の友達に訊けば明瞭するであらうと豫想して、右の繪を昨春秋複製したが不明のため掲出を見合せて今日まで差置いたのである、最終刊に際し、廢棄するのも惜いとして茲に載せるが、尾形月耕の戲畫は外に例を見ない珍畫である

地に拜し少しも早く人家を見附け清き水に有りつかんものと相連立ちて島内を見巡りたるに圖らざりき無人島にて家もなければ水もなし一同の失望譬ふるに物なし水夫等此上は據らなし尙ほ西北を指して生死を求めんと云ひ佐賀喜作神成廣吉は豫々船中にて喜作と共に如何なる島にても見當らば上陸せんと約し居たれば直ちに同人の組となり遠藤トヲも女氣の心弱く寧ろ此島に止まるべしとの決心なり他の六人は之れに反し縦令此島に留まるとも露命を繋かん術なし同じ死ぬなれば生命の續かん限り進みて運宜ければ頼みある土地に着すべし運悪くして船中に死するも萬が一其船の日本國に着かんも知るべからず兎に角にも進みて見るべしと云ふ議一致せざれば余等三人は終に別ることとなり午前十一時頃西北へ向け出帆せり残るは唯だ余等三人暫しは船を見送りて茫然たり余等三人の携さへて上りしは鍋一個、鮭の鹽引と九寸計りの短刀一口のみなり翌二十九日の朝此高山に木のなき道理なしと三人打連れて東の方へ廻りたり五丁計 行きたるに海鳥が遙か彼方に居たれば之を捕へて食せんと又二三丁登りしに諸所崩れ掛り必死を極めつ昇り昇りて行きたるに身体疲れて其夜は終に途中に明かし翌卅日の朝元の上陸場所へ歸らんとする途中一の洞穴を見

當てたり是れ窟竟なりと一ト先づ一同の住家と定めたり翌二月一日又た水の場所を探がしに出でたるにバカ鳥の大雛三四羽を認めければ十二三羽の海鳥を捕らへ持ち歸り一日三羽づゝと定め之を食せり同四日北に當りて大きな鳥模糊の中に見へたり我等と別れし船は多分彼島へ着きしならん彼島は彼れほどの大島ゆへ人家もあらん上陸せし人々は日ならず我等を向ひに来るべしと待つこと數日遂に來らず水は無し海鳥は捕ふるに隨つて盡き三人膝を合せて行末如何にと心配せる折しも住み家なる岩家の上より水滴り出てければ是れ日頃三人が祈願を籠る神佛の助けならんと戴くが如くにして之を飲み始めて水にありつきたり四月の初め或日三百石積位の和船沖の方四五里の處を南より北に向ひ走るを見掛けたるにぞ救助を請はんものと急ぎ火を焚きたるに此日に限り風強かりし爲め烟り立たず心あせりしが彼船は過去りたり三人の遺憾泣き出さぬ許りなる余等三人が島に在りて昇りつ降りつするに素足にて堪ふべきにあらねば着し居たる衣服の端裂きて足を結びつ漸く歩み居たるが其後木の葉やスダ(草の名)を以て草履を造り常住の穿きものと定めたり水は岩間より清水滴り出でし以來先づ用は足るも此に又た不自由を來せしものあり初めは

一島に男二人女一人の實生活

學者の研究參考の一として
本文の記事以外に
涉つた一件を聴取したい氣がする、
社會學上の問題でもあらう



世界各國の創始記にもない事

船中より持ち出たるマッチ残り居るが其内マッチも盡き火種も絶へ今は火を起さん種もなし木を摺合せて火を出さんと思ひ附き海邊の木片の漂着せるを拾ひ取り摺合せたるに唯だ熱を持ちしのみにて火は出でず今度は轆轤を作り火を發せしめんとしたるに是れ亦た少しの甲斐もなし早や是れ迄なり火なくして露命を繋かんこと思ひも寄らざれば日頃念する神佛の縁日を限りに死すべしと覺悟を定め其の後は海鳥を捕へ之れと其卵を鮮のまゝ食しつ命の終らんと待ち居たるに別條なければ神佛の加護ましますに疑ひなし此上は兎も角もして生命の續かん限り生存すべしと決心せり或日のごと海岸蛇鰻其他さま／＼の魚集まり居るを見たるにぞ之を釣るの工夫をなしたるごころ女の考へにて頭髪に挿し居たる簪を取り之を曲げなどして釣針に造り縫糸を持ち來りて釣糸に代へ日々數十尾の魚を釣り得るにぞ天日に乾して食せり又た或時は一錢銅貨を石にて打ち釣道具の内に用ひしことあり海鳥も後には人を怖れて多く來らず一日一食位にて十月三日迄過ぎけり其日より三日間程は暴風吹き高浪絶へず打揚げ岩屋の住家より一步も外に出て難く魚鳥を獲ることならざれば三日の間一日一食は恐か全く食を絶てり同七日は晴天にて風も静まりければ一人岩屋を出で

て海邊を廻りたるに小蝶といへる鳥何れより打ち寄せられしか既に落ちて死し居たるにぞ三四十羽を拾ひ歸りて食料となし又た夜中にオサ鳥の眠れる處を押へて三十羽程捕へたり或日珍らしき木の實の落ち居たるを認め拾ひ歸りしに其香頗る好し打碎きて食したるに味も美なれば翌朝より此の木の実を常食となせり後にて聞けば是れは洋名ルワラと云ひ小笠原島邊にてはタコと稱する木の實なりと云ふ鳥來れば捕へ蛇鰻を見れば釣り鮮にて食ひ或は白干にして食しつ僅かに其日を送りたり斯くて十九年も暮れ翌二十年を迎へ此年の三月下旬頃となりしに三百石足らずの船西より東へ向ひ硫黄島の方十里計りの沖を過ぎ行き又た八月下旬西の方に當り三本橋の風帆船北を指して二里計りの沖を行くを見掛けり其度ここに火のなき爲め知らせの烟を揚ぐる術もなければ豫て作りたる木の喇叭を吹き立てしも其聲は終に達せざりけん兩度とも見す／＼船は過ぎ去れり是れより後はいよ／＼助けられる望みたへ失望の餘り自害せんものと短刀を把り或は帶をつるしなごして死なんどせること數々なり

も立たざりし斯くて其年も過ぎ早や今年の六月六日となれり此日例の如く三人海邊に彷徨ひ居たるに一艘の漁船に出遇ひたりしかも其中に居るは我國の人々なり一同は我を忘れて駆け寄り暫し言葉も出でざりしが言葉短かに仔細を告げて救助を請へければ早速に打ち乗せたり是れ小笠原島なる南洋丸の送り船新榮丸の會々同島に立ち寄りたるなり三人は此救助の人を神佛の如く心に拜みつゝ此島を去りて右の人々と硫黄島に赴き其處に此漁船を待合はせし人達にも世話せられつ南洋丸に乗りて小笠原島に着し駿河丸の便にて上京せしは此頃のことなり三人が函館を出發せしは十八年十一月三日なれば漂流八十餘日にてサンターガスト島に着き島に在りたるは十九年の舊正月二十八日より今年舊六月六日まで都合三年半に及びたれば此三人は形容枯槁して見る影なかりしも硫黄島に連れ返られて米食を爲すに及び日々肉附き來り顔色もおひ／＼血の氣附まで來りしとぞ此三人は常に金比羅を信じ居たるよしにて今日あるも偏へに此神の加護に依れりとて先頃東京を發足し讃岐の金比羅詣に出掛けたりと云ふ

味線を造り漂流の竹片にて尺八を製し喜作は三味線を弾き廣吉は尺八を吹きトラ女之れに合はして踊るを例とせり酌みし水を酒の積り白干の鳥肉を焼肴の心ろにて食しつゝ歌ひつ舞ひつ笑ふも責めてもの鬱晴らしなり或日彼の北に見へたる島のことを思ひ出し如何にもして渡たらんと木の葉もて小さな舟を編み漂流の木にて其縁を造り之を海邊に浮べ大石を載せて何位の重さに堪ふべきやを試みんとしたるに忽ち沈みければ其の後は諦めて又た斯る考へを出さず二十年も無事に暮れ翌二十一年の一月下旬前に見たる如き風帆船同じ北方へ行くを見たり二月の或日何か漂流物はなきやと海邊を廻りしに五寸計りの船釘二本を拾ひければ石に摺り釣りに作りて木の皮を剥ぐの道具となし又た一人の持ち居たる時計の螺線を延ばし木片など刻む用に充てたり又た繩を糾りて釣糸となし赤鯛、鱈、笹魚を釣り投網を造りて小魚を探りしことあり衣服には木の皮を剥き太布の如きものを織りて衣服になせしことあり此島には別に大木なく唯だ小木繁れり山楠マルハチなどが先づ大木の方なり此難水中重もにルワラの葉を取りて行李藁など編みしことあり三人の内佐賀喜作は兼ねて二百六十七圓五十錢計りの金子を肌につけ居たるが鳥住ひには金の値ひもなく何んの用に

町内共有の釜

一厘五毛のヌクモリ客

(明治十四年三月三日發行「東京日々新聞」所載)

「東京府下で芝新網といへば貧乏人の巢窟なるが此頃の諸色高直に中にも十三軒ある一長家は最も困難を顯はし聊かある道具はあら方賣つくして方今十三軒にて釜が四つ古傘三本の身代なれば朝甲が焚けば乙は晝だきと順々に廻はずが動もすれば賣られさうなれば月夜ならぬも互ひに氣を附合ひ雨降りには二三人で一本の傘をさして出る仕儀ゆる稼ぎはます／＼出來ず臍もあらはの襤褸で寒がる子供には文久錢ひとつ呉れて芋屋へやり煖つてこいと云つけるにぞ焼芋屋は僅か一厘五毛の客が釜の前へ一ぱい溜つて頭かす程に商ひなし此風ひとり我町内に止まらず府下には幾新網あるか量るべからず此米いつか下らん我汝と共に亡びんと同町のさる腐儒者が嘆息して書送れり」

斯かる「ドン底生活」を有産階級の者から見れば、悲惨の極とする所であるが、彼等は常習で平氣に成り、ハタで想像する程の苦痛では無いやうである、そこが抑もたる天の妙理であらう

x x x x x

●大石正己の情婦

(明治四十年二月二十八日「平民新聞」第三十六號所載)

「事は今よりズツと昔明治十二年の頃新吉原揚屋町は品川樓に源氏名を盛系と呼びし花魁ありけり中根岸あたりに住ひて袋物を商へる某と深く言ひ交したるが所詮は苦界の身の末や自由ならぬ世を嘆ちて情死しける其後を繼ぎて二代目盛系と名乗りしは之れより先き横濱の神風樓より鞍替したる女にして持つて生れた容色の美しきに却々の凄腕とて一時は吉原中の全盛を一人で背負つて立つ勢なりしが明治十五年の春とか初代盛系の爲供養の心にて阿彌陀佛の尊像を長さ一尺八九寸巾一尺二三寸の黄金の延板に彫刻させ福の背に縫ひ付け裳には火車右の袖には針の山に亡者の苦しむさま左の袖には亡者が淨玻璃の鏡にかけらるゝ状などを金銀紅紫さまざまの色に畫がゝせるを着て夜毎爛漫たる櫻花の下を道中しけるにぞ物見高き都人は聞き傳へて吾れも吾れもと折柄の夜櫻よりも此方を見に押し寄せつゝ其難關言ふばかり無かりしと言ふさわれ斯かる素晴しき襦袢を仰もや何處如何なる痴者がつくつて遣りしものかと尋ねたる所これぞ彼の自由黨壓迫に蠻力を奮ひて當時福島縣縣令たり

し三島通庸其人にて盛系が第一の弗箱たりしなり斯くて盛系は例の手練手管にて思ふさま通庸を綾なしつゝ膝をつめてつて捲きあげたる金は直ちに其間夫が許に仕送りしてありしが斯かる全盛の花魁から仕送りさるゝ果報者を誰ぞと言へば今の進歩黨の名士とか言はるゝ大石正己君なりと豈驚かざるを得ざる次第でも何んでもなく當時大石は日本橋區葺屋町の吹拔亭(今の大らじ亭)にて某講談師に従つてカラ板を叩き居たるが其後盛系に悪智慧を入れ品川樓主が盛系に思召しあるらしきに附け入り遂に一夜の夢を馳走してソレを言ひかけに身の代金を踏み出し根津の大八幡へ住み替へまほろし太夫となつて現はれさせけるに相變らず此處にても全盛を極め第二の通庸となつてまほろしに入れあげたる當時京橋區南鍋町に住みて三井物産會社の社長たりし遠田某の如き遂にはそが爲に財産を蕩盡するに至れりとぞ蕩盡したる財産は勿論大石の懐中に入りしものと見て然る可し借も其後の事は聞かず従つて今日尙ほ關係ありやは知らざれど今上野廣小路は大時計のお向ふに玩具屋あり其店の女主人が即ち昔のまほろし太夫の後身なりとか行つて見給へとも何とも申さず」

大石正己と幻太夫との關係談は當時の諸新聞にも出た

天弓子雜抄

下

●散髪した西京の開化藝妓

丁輪を切落すのを首を斬る程に思つた時代、京都に散髪洋服の開化藝妓が現れた

西京二條新地藝妓七人、此節散髪に相成、洋服或は襦高袴にて遊歩し、又座敷へも出る故、追日來客多し

千歳樓政菊、歌菊、芳鶴屋友尼、小八重、扇屋米香、房路、福島屋龜鶴

右の七人は元祇園八坂新地より引移りたるよし、開化藝妓の魁なりと大評判なり (明治四年十一月、横濱毎日新聞)

●裸の道中相成らず

裸渡世の禁止は明治四年十一月からであるが横濱では翌年二月更に次の沙汰が出た、犯す者は二百文の罰金でその頃選卒の仕事は半ば裸の取締であつた

衣類を不着裸體にて稼方致或は湯屋へ出入候者の儀に付去る十一月中御布告有之候處追々暖氣に相成右體の所業無之様店々懇々申諭湯屋渡世は厚く心付裸體出入不相成候間太筆に認め張出可申様可致候事 (明治五年二月、同)

續いて其後も相守らざる者多く相見へ以の外の事に候とか他邦の辱しめを受け候とか屢々布令があつても容易に改まらず、立番の選卒差押へ罰金として錢二百文づゝ取立候と厳しく達した結果漸く減じたが、明治五年五月中横濱の選卒四百四十三人が取押へた裸の数は百九十三人で罰金三八貫六百文あつたとの事である

●横濱から東京へテレグラフ

横濱東京の間にテレグラフをかけてより甚だ都合よく相成たり、纒に一時ばかりにして東京に居る者とはなしの往返をなすにいたるべし、其價もなみ／＼の使賃に比すれば半分程なり、今にテラグラフの線も大阪より東京にかゝるべし、然る時は至て諸人の爲めに便利なるべし、且又當今世界の人民は一般にテレグラフのなくてはならぬことを知りたり、若しも箱館並に長崎にこれを仕掛しなれば、暫時間にしてかく遠くはなれし場所に於ても、早速に返答を取ることを得べし (明治三年三月、もし草)

●舶來砂糖に炭を交へた黒砂糖

舶來砂糖へ灰炭石灰等を交せ御國黒砂糖に偽造する者之ある哉に相聞へ右は人命にも拘り容易ならざる事なるを以て東京府にて嚴禁あつたるよし (明治五年、開化新聞)

● 墮胎豫防の箱館育兒會社

箱館に於て左の通り篤實の者申談し育兒會社を發起したる由誠に美譽と稱すべし
官許育兒會社大旨、皇國に生れたる人種は即ち皇國の御資にして、人に子を授け給ふは天神の御仕業なれば容易からざる事なるを、貧しき人等子を育つるの力なく、或は譯ありて産出す事を世間に恥て墮胎するは最も有るまじき事にて、神々の罰を蒙らん事目前にして恐れ慚むべき事也されば我輩この事を年來憂ひ嘆きて何ぞ墮胎の惡弊を救ひ助けんと申合せたりしに、不圖も此度官に於て開召れ御稱譽あり、其入費の内とて若干の御金を下し賜り育兒會社の御免を蒙りしは、實に道ある御代の御仁恤の深き事申も恐れある事なり、然るに此大業は我々のみにて力及ばぬ事なれば、此箱館の人々ともに力を協せて難有御仁恤の普く行わたらん事を希ふことなれば、此後もし子おろしせんと企てを聞き出し玉は必其本人へ能く申勸め止め置き、ひそかに我社中へ告知玉はるべし、わけて取揚を渡世にせらるゝ人等は自ら早く聞き出さるべき事なれば、其時は町役人衆または我社中へ速に告玉はるべし、若し本人に於て人に恥申出かぬるならば社長淳道世話方東造は醫師な

れば先不快と申して兩人の宅へきたられ密かに告らるべし然らば人にも知れぬやふに町はなれたる所へ産所を立て、うませ、其子は社中へうけとり育てあぐべし、是ぞ子おろしはふつりにとめ申さんとする我社中の誠心なるあらましを申述るなり

- 社長 大黒町 醫師 横山 淳道
- 世話方 大町 質店 小島松右衛門
- 同 大黒町 高野 誠兵衛
- 同 大町 大町テンプラ横町 醫師 佐野 東造
- 同 町役人一同補助 惣社中

● 郵便の訴状は焼捨る

爾來郵便等を以て訴訟差出し候者有之右は體裁に於ても都合に渡り實際に於ても裁判難相成候に付以來右等の書類差出候節は一切不取止其時々焼捨候條此旨相達候事
司法大輔 福岡孝悌 (明治六年五月、延寶新聞)
「體裁に於ても不都合」とは、官の威嚴とやらによつて云ふのであらう、又「實際に於ても裁判難相成」とは、書面の外に口供を必要としたにしてもヘンである、此官尊民卑の弊習は今に存して居る

● 駿河臺に富士山

高閣のニコライ堂を問題にして居た頃、文學士辰巳小次郎が「富士山を駿臺に築ては如何」といふ奇論を唱へた、明治二十二年五月の『日本人』第二十四號に出て居る

淺草公園に元として立つは、構造の富士山なり、高さ十數丈、五層の塔も遙かに之れが下に在り、之れに登れば、能く富士筑波の高嶽を指し、房相の海水を眺む可し、故に築造の後數ヶ月間、都鄙の老若男女、遠眺の歡を盡さんと欲して之に登りたる者、日に幾千を以て算し、從て金主の獲得したる利潤の金額甚だ高かりしと云ふ。今之を駿臺に移し、之れが高さを數倍増し、之れが構造を堅牢にしたらば、其外觀莊嚴なる可く、其實用廣大なる可く、其眺望の及ぶ所遠かる可く、其利潤の入る所大なる可し、世の金満家にして一旦此に氣の附きたらんには、一刻も早く同志を募り、工事に取り懸る可きなり、斯く云へばとて、余は單に金錢を得るが爲めに此篇を起艸したるに非ず、其所以次に出づ。

堂既に論者の云々する所なり、何んぞ又……と云ふなる可し、余の之に答て云はんと欲するは、「富士山を築くは教堂の視線を遮断し、以て宮城の爲めに人目隠しを設くるなり、尤も此用ありて此物を作る時、宮城に臨める部分は遺憾ながらも眺望を欠きて構造せざるを得ず」と云ふ事、是れなり。
彼の教堂は近來痛く世人の注目を惹く所となり、早晚面倒の事起るやも計られず、民間の人之を彼是と云ひ、堂主も之に對して何ぞか辯護したりけん、先頃其筋にては宗教に關する諸新聞雑誌の記者に此事に付て御説論ありしとか云ふ。外國の事はいざ知らず、我が國にては古來高き處に登りて人の屋内を窺ふを無沙法無遠慮とするの慣習ありたれば、彼の教堂の直に宮城に臨むを以て、我が國人の見るに忍びずと思ふは、實に君父に對して忠孝を盡すより出たる情感なりと云はざるを得ず、之を適用せば國家を安泰にす可く、之を抑遏せば反亂を起す可く、之を濫用せば外寇を速く可し、之を用ひ之を制する方法誠に難しと云つ可し激烈亂暴の事を好む者には、直に教堂を毀たんと欲するより、無罪の人にまで傷を加へんとするあり、穩和優柔の事を好む者には、教堂を購はんとして巨萬の金を募集せ

んとするあり、余は固より二者の所説を採らず。教堂を毀つは口より外にす可きに非ず、購買の事甚だ難し、何となれば賣主と買主との能く賣買物の價格を定むること甚だ難ければなり。故に余は教堂の視線を遮断すると同時に、巨大の利潤を收得するの方策を講ずるなり。富士山と云へるは全く名を假りたる迄にて、其物は何にても差開あるなし廟堂の君子に在ては、此等の民情に對し如何なる方略を懐かるゝや、余輩の窺ひ得る所に非ずと雖も、既に宗教に關する諸新聞雜誌の記者に御説諭を下されし一點より考察すれば、大に心を痛め思を焦さるゝ事明なりと云ふ可し。在野の志士深く此に意を注ぎ、言行に謹慎を加ふ可し、單に我が國人のみならず、彼教の人々も此日本の國俗を察して自ら制する所ありたし、余近時時事に感ずる所ありて此稿を起す、世の同感者余が意の在る所を察せば幸甚だし。

白狐の飼主に化さる

(明治元年五月發行大阪『浮世風聞』一所載)

堂島に住む何某といへる相場師所用ありて玉造り邊にゆき七ツ過る頃馬場をかへりけるに最早人絶へにて淋しきおりにからうしろより三十斗りの女もしくと呼かくるに此男ふ

を云ひながら家内をよく見れば豈はからんや狐の云ひしごとく此家の奥の間に小さき箱ありて此うちに狐の子を入れてありさてはとおもひつゝかの醫者に向ひあれは何ぞと尋ねければ醫者のいわくあれは白狐の子にて至極得がたき物なり是を生ながら黒焼にして用ゆればいかなる難病も忽ち治するゆゑ幸ひ手に入りしかば是より黒焼になすと云ふ彼の男是を聞きて狐のつげしに相違なければ心に感じ此狐をゆづりくれる様に頼みけれど中々得がたき物とて一向に用ひず此男は只たすけ得せんとして或は金二十兩又は三十兩といへどさらに負るけしきなく後は五十兩まで直上げせしに彼の醫者のいふには左ほごまでに助けんとおもひたまはゞ今は是非なし是を黒焼となさば金百五十金になるべきを何も善なり八十金にてゆづるべしと是にて此方も承知なして則ち持參せし金八十兩を渡しかの子狐を其儘に箱ともつて此家を立いで程なく馬場杉山のほとりにて彼子狐を箱より出し何角ねがひて放しやれば狐は其儘いつくともなく逃げうせけるかくて彼の男は毎日よくき事あらんかと相庭をすれども手が合す損のみなして今はしも所の住居もなりがたければこはそも狐は何のためはなしやりしぞ心得がたしいざ此上は木津に往て醫者めをたゞして見んも

りかへり見れば風俗も賤しからぬ女のためと泣いていふにはいともはづかしき事ながらわれは人間にはあらず此所にて年ふりし狐なるが此はご我に子をまふけしを其うちの白狐を生ざられすでに今日翌に命をさられんとするを我よく知りながら是を助ける神通なしあはれ是をすくひ給はゞ御身にむくひいかなる事も叶はせんと泪ながらにかりければ此男は頃日相場の手もわるく何卒して勝利を得んと思ふ折から今かく狐のうれひを聞て幸ひ是をたすけ得んとかの狐にむかひ扱其子はいづこに取れしや我これをすくひ得させん其かわりもふけをわれにあたへくれといへば此女さも嬉しうに這ひつくばりコハありがたき御仰せかな其子をすくむ下さらばいかにも御身に付添ひて何まれ心にまかすべし其子をとりしは木津村の何某といふ醫者なりとくわしく所をかたりつゝさも嬉し氣にいづくともなくかたちも見へずなりければ彼男は亡然とすこゝ我家にかへりつゝ夜の明るを待けるに此夜もすでに明近くなるを幸ひ家を出彼の本津村に尋ねゆきしにうたがふ事なく醫者のありしにまづ門の戸口よりさしのぞき見れば主人と見へて年頃四十一二の男總髪にて何角薬を取りいだし居る體なればたしかに此所なるべしとて内に入り年頃痛氣の病にてこまるよし

のとかしこにゆけば明家にて何れへゆきしと近所で問へばいつの幾日に家出して行衛しらすとこたへけるに詮方なくて此男は又すこゝとかへりけるとなん
是もとより醫者の作り事にて彼の馬場にて出合ひし女は狐にあらず彼の醫者の女房にて狐の子を得しよりかゝる工みを出せしとぞ

祭禮に猥褻の造物

『大審院刑事判決録』に據つて一珍談をサラケ出す事にする明治十六年九月十九日、山口縣周防國吉敷郡嘉川村の長富房之進といふ者が、同村八幡神社祭禮の際、陰部を露はせる婦人が櫻の樹に登らんとする摸像を作つて、公然衆人の觀覽に供したる事實があつた
これに對して、巡查は風俗を壞亂する事として告發したが山口輕罪裁判所では、同月三十日、刑法中に正條なき所爲と認めて無罪の言渡をした、檢事は之を不當として大審院へ上告したので、同院では其上告論旨の如く、擬律の錯誤に係る不當の裁判と斷定し刑法第二百五十九條の風俗を害する猥褻の物品を公然陳列したる者として罰金四圓の刑に處した



●軍國主義は大泥棒

大久保利通などいふ大臣參議の連中は、政權を壟斷して多くの人民を虐げた悪政治家であるにしても、紀尾井坂で島田一郎等に殺された利通は、自業自得の悪報で死んだものとは見ないのである

彼等が西郷隆盛の征韓論に反対したのは、朝鮮征伐を非條理としての反対でなく、今は其時機にあらずとしたのであつた、これは其時の國情より見て當然の論である、政府は財政困難の時であり、諸藩に不平連の多かつた時であるから、若しも出征などの變事を起したならば、全國は大混亂に陥つて明治政府は持續し得ない事に成つたであらう

其時西郷隆盛等が武邊一片の軍國主義で、國家の財政上に無頓着の征韓論を唱へたのは無謀の極であつた、これに反對した利通等と喧嘩して辭職したのは良いが、政權に離れたのを口惜しがり、終には暴擧の總大將になつて利通等を討ち滅し、モトの政權にありつかうとしたが、事志と違ひ反つて城山で討たれ死を遂げたのは、これぞ自業自得の悪報と云ふべけれどあらう

此隆盛を崇拜する者が多かつたのは、傳統的思想の軍國主

義に囚はれて居た連中が多かつたからであらう、隆盛が戰爭を起して以來一層其熱を高めて、西郷様／＼と言囃したそこで西郷隆盛を描いた繪草紙は、總計五百枚ほど出來たと云ふが、其中の一つに左の如きものがある、明治十年十一月の版行で『都城新座顔見世』といふ三枚續きの一枚、市川團十郎が西郷隆盛に扮したもので、陸軍大將の軍服にドラテラと羽織を被ふた百日鬘の大親分、その盜賊姿に見立てた所が面白い

西南戰鬪記の類を見ると、薩軍は熊本城へ迫つた前後、肥前肥後の各部落を荒して居る

人民貯蔵の米穀を掠奪し、野菜物を無償にて拔取り、酒醬油鹽類を徵發し、家畜の鶏を略取し、牛を殺して食ひ金錢を強借し、婦女を強姦す

等、暴虐の行爲ならざるは無しであつた、これだけでも盜賊の長たるの資格は充分であるが、彼は尙「新政厚德」などいふ美名で國を盗まんとした大賊であつた、此大賊に扮するに大きな百日鬘を冠させたのは、新演劇として奇抜な案である、果して實演したものか否かは知らないが、狂言作者にしる、繪草紙の案者にしる、軍國主義者を大盜賊に見立てたのは時勢超越の新思想から出た傑作である

梟の子を捕つた神罰



●不思議の朝日松

明治四年三月十二日四谷御駕籠町武家地あとにいにしへよりある神はく松の枝にうろ穴あり此穴にむく鳥すをかけたるゆゑその玉子をとりこれをくらゐ其うへ親鳥をとらんとつぐの日八ツ時頭かのまつへはしごをかけたうろ穴へ手をさしいれしたりけん入たる手ぬく事かなはじおどろきわめく聲にて人々あつまり木をきらんとすれば刃ものををそんじ入りきにおよびかたく社家法印のきとふにてやう／＼手を引出しおそろしき次第によりこれをあらわす

以上全文

江戸時代に瓦版の讀賣を専業にして居た者共は、火災洪水人殺し情死などの種がない時には、怪談を作り異物珍物など無根の説を作つて摺物にし、それを例の如く「是は此度」と唱へて賣り歩いたのであるが、右の摺物もそれに類したものらしい、但し彩色繪にしてあるものだから、街頭で呼び賣りしたのではなく、繪草紙屋で賣つたものであらう、然し此繪は無根の事であるにしても、畫中の人物は新舊混合時代の風俗を描いたものとして珍重すべしである

●無識の戸長

(明治十四年一月十二日「朝野新聞」所載)

「山口縣下長州美稱郡某村の或商人が鶏卵の賣買をせんと戸長役場に至り鑑札を願ひしに戸長は帳簿をくり返しく見て其人に向ひ商税規則中に玉子の税目無ければ出願に及はず無税なるべしと事もなげに云ひしを其商人は少し道理のわかりたる男にて無税の筈なしと思ひしかば猶念を推して無税とあれば誠に有難き仕合せなれど拙者は現に其品目税額等を見たることあれば御手数ながら猶篤とお調べ下されと強て言へば戸長のいふ様共は御念の入つたる事かな決して玉子のタの字も無きは受合ひなれども今一應念の爲め調べんとて帳簿を再三くり返して玉子といふ物は無けれどモコ、に鶏卵といふことがござるが若しや是れでもあるかコナ符徴が書いてあるゆゑ分り兼ねると眞面目に言ひければ商人は抱腹に堪へざれど流石戸長に恥辱を與ふるも如何なりと思ひしより成程戸長の鶏卵と讀まれしは故あり是れは鶏卵即ち玉子と申す事なれどボチ／＼が小さくして御老眼には鶏卵と見えしも御尤千萬なりといひて果は大笑ひとなり幸ひ玉子の事ゆゑ四角な話にはならざりしと

聾啞者の聴音器

栗本勤雲翁の「宛庵遺稿」に據つて抜記し、其原文所載の「郵便報知新聞」に照合して誤字を訂正したものである

聴音器を試むる記 其一

明治十三年六月二十八日日本所區の聾者八名を率ひて上野教育博物館に至り兼て照會置たる通り聴音器を用ひ感否如何を試みたり八名中老婆あり丁男少婦あり小兒女あり於是先づ最初に機を仕掛けたるヲールゴールの蓋を鎖し其鍵を猶ほ孔中に留めて其端を聾者の口に含み齒を合せて緊咬せしめ暫して其應ずるや否やを手語して問ひしに一少婦は手額にして頭腦に應ずるの意を表し一少男兒は應否を表する能はずと雖も唯何時迄も貪り聞きて鍵端を放つに忍びざるの態あり一老婆は直に胸脇に徹して臍下丹田に貫くの態を示し一男子は其聲肩胛に響くを形容せり其他四人も亦多少聞く所有るが如くなりしが十分に分明ならず於是先づ聲音の齒牙より入りて腦に達せし丈は瞭然せり因て更に聴音器を用ひて上齒に緊着せしめ大小ビヤノを鼓して其音を聆かしむるに其能く應ずるを表する前の如く前の少婦の如きは音調悠揚の處に至り殆んど感に堪へたる如く眼を細して耽

り娛み餘念なき者に似たり既にして箕作君の注意に因り三絃を出して示すに兒女輩は早くも撥を手にして之を愛するの狀を爲せしは蓋し三家村落にも有て平生目に觸れ心に其樂器たるを認識せる品なればなり左れど其如何なる音聲を發するを解せざるのみなれば尤も聴聞を欲するの態有るを見受け未だ鳴らざる先既に前二器の音聲能く其腦に達したるを證し得たり然して迫らず急にせず優遊涵養の功を積まば必らず聾兒皆能く人言を聞き又能く自言を發するを得可きを信じ今日の舉に預るの人皆欣々然喜色ありし其人は箕作秋坪佐々木東洋高木三郎先生と本所區の區長設樂謙堂書記江連堯則外四名同區議員淺川庄助青木庄太郎及び予なり又云今日用ゆる所の聴音器五柄其内四柄は米國護謄製にして一柄は文部吏菅渡邊某が創意紙製に係る交互して聾者に付し其佳惡を質するに或は其功異ならずと爲し或は却て護謄製に優るを指示する者ありき渡邊氏の功思實に妙と稱するに足る

聴音器を試むる記 其二

聴音器は始めて開拓雜誌の第一號に載せしより世間始めて此器あるを知りたれども猶ほ半信半疑の中にありしが米國在留領事館高木三郎君が格別の周旋を以て問あらざるに既に其器を傳へて我邦に來りしより忽ち傳播して遍ねく之を試みん事を欲し既に試むるに従ひ其効あるを見て又忽ち多く之を得て聾啞の人をして完全の人たらしめんと欲するに至れり

抑も其の此の如く神速に廣布を謀るに至る所以の者は時方に慈善人の四方に起り樂善の會聲豐の院漸く擧りたるに際したるに因れり其器たる極めて簡易にして一柄の漆黒の團扇たるに過ぎず端に糸あり鈎して微響し柄に紐し内向して其端を口に含み齒を合せて緊咬するのみなれば其用も又甚だ易しとす

唯其護謄を以て製すれば韌にして能く彈ず故に糸して鈎する者其糸を放てば響者復た挺して殆んど良筆を使ふの妙あり然して渡邊が創製する日本紙の者能く其彈力を有せり又工部省にても別に創製する所ありと云ふ予未だ見ざれば觀る日又必らず記する所あらん

予又更に疑ふ所あり人の五管の神は元より腦氣の一派に出ると雖も各其用る所ありて其用を異にせるか獨り耳と齒に至りては殊に其親密の交あるに似たるか今耳に聞く能はざる聾を齒牙より傳へて之を聞くに至り始めて其疑を解くに似たり此方俗傳に齶齒痛忍ぶ可からざるを救ふ法其痛左傍

聾啞者をして音聲を聴かしめたいとの思想は古い時代の人にもあつた筈であるが、それとは違ふ假想的の聴音器が寛政九年の九年坊作、細田榮昌畫の「奇遇雌雄器」といふ黄表紙に出て居る



「此器は先師より傳へたる珍物にして開曲管と名づけ上天上より下こんりん際、猛き虎狼、目に見へぬ鬼神の咄といへども耳につけて聴けば目の前にて語るが如し」とザレごとを記してある

の齒に在る者は右耳朶の内隆起せる旋稜の端末耳門に近き所に灸する數次痛頓に止む其右傍齒を病む者は其左に灸す予屢々試みて果して速功を知れり又鋸齒を鑿して音を作し蛤殼を爪して聲を爲す人の之を聞く者必らず皆齒痒を發せしむ其耳と齒の關係を有する此現證を見て知るべし然れ共予未だ人身内分の理を解せざれば書して以て佐々木東洋國手の示教を得併せて廣く江湖に問んと欲す

再び聽音器を試むる記

古の名將著月に兵を行る途中三軍渴に苦みしかば大聲に令を傳へ是より行く若干にして梅林あり其實既に酸し速に彼處に赴き汝と共に摘んと三軍此一令の爲めに口中忽ち津を生じたりと其矣人の耳と口と其相待て用を爲すや梅耳に入て津口に生ずアージュホンを倒用するのみ亞細亞人にして稍や心の理を究むるに用ゆるを知らしめば此器の發明既に千年の上に在る可きに惜むべし今日米國一啞人の爲めに地を爲す事を本月初九日蠅殼町有馬學校に於て日本橋區二十四名本所區五名深川區一名の啞者と琴通者康樂の豐に此器を試みたるは先づ警女師岩井兼をして三曲を奏らしめしに三絃尤も判然と聞へ次に胡弓次に琴にてありし又自鳴琴は甚だ能く感ずるを覺へたり總計三十一名の中恰惘にして能

雙啞聽音器

此ほど北米合衆國にて雙啞に音聲を傳ふる器械の新發明ありし事を仙が去る二十四日東京築地樂善會訓盲院に於て會員集會の節演述し並せて其發明者の所説試験の模様等を説明せり其發明たる實に神妙にして驚くも亦た餘りある事なれば其略を此に記す (津田仙)

雙啞聽音器原名これを「オーヂホン」と云ふ此器を發明したる人は米國シカゴ府のリッチャルド、ヂ、ロード氏なる者にて去年十一月二十一日同氏は紐育府の雙啞院に赴き諸教師並びに衆生徒の前にて此面白き雙啞聽音器の試験を爲したり今其節の状況を聞くに此器は傳話器の板と其實異なる所あれども粗相似たる堅硬の護膜にて製し薄く且つ彈力ありて其形恰かも我國の團扇の如く(下圖に掲げたる者を見合はして知る可し)其大きは凡そ一平方尺もあれども之に奇麗なる護膜の柄を附けて使用に便したる故に甚だ輕便なりロード氏が此器械の試験を爲すや先づ初めに此器械を發明したる原由を演べ次に之を使用する方法の説明をなし而る後に此器械を細き絹絲にて弓の如く張り雙啞生徒に其上端を含まして演説したるに聽骨又は鼓膜に故障なき生來の啞者は勿論の事中年にして雙となりたる者もロー

く感じ其効見る可き者を難波町の原田あく女(十一歳)本所東町の内田はる女(十歳)とす此兩女の如きは薰染歲月を積まば自ら用を辨するを得て且つ予が宿論の啞を以て啞を導くの教員たらしむ可し又愚にして試を解せざる者一人試みて通せざる者二人あり今日の擧は日本橋區の區長館氏書記吉川氏及び區吏の志有る者と該校委員牧野氏にして器を執りて各啞を試むるに勞せしは津田仙大内青巒箕作秋坪四君と訓盲院教員某氏にして仙君最も勗む予始め小西義敬君を扶けて拮据周旋の勞を執るを期したれど病の爲めに果さず小西君獨り之に任したり

此日津田君帯び來る二個の啞者一は十四五歳一は十二三歳皆恰惘にして且開導を蒙りたる者なれば鐸を示せば其振て聲を發するを狀し絃を見れば撥して音を作るを解し又能く五十字音を指點し稍や聲を發するを知る恰も雛鶯の既に鶯鳴を爲すが如し日後の法々華經或は期すべきに似たり云々 (以上栗本勤雲記)

此聽音器の事につき、前にいへる如く、これより半年前即ち明治十三年一月三十一日發行の『開拓雜誌』第一號に次ぎの如き記事が出て居るのである

ド氏の談話すること一々この器械に觸れ器械よりして齒に傳はり齒よりして腦に通じ是まで聞くも稀なる事又は夢にだも知らざる聲などの瞭々神に感通するありければ雙啞者は驚喜交々過り其怡悅の面色は幾んど滿座の人を感動する程なりし

幼少の時に雙となりたる人ありしが此器械の力に依り久しぶりにて通常の談話を聞き喜悅の色實に其面に溢れたりとぞ

又生來の啞なる小兒ありしが顔色容貌ために變り初めに驚き漸くにして喜び手の舞ひ足の踏むを覺へざるに至れり然れども未だ嘗て音聲を聞きたる事なかりしを以て其語を解する事は出來ざりしとぞ

又校中の全生徒に此聽音器を含ませ一婦人をして音樂を奏せしめ且つ唱歌を發せしめしに何れも皆顔色を變じて喜悅し調子の抑揚、音響の高低ある處に至れば各その眉目を伸縮し不思議の思ひを爲せるが如くなりしと



ロード氏の説に據れば聾者は勿論、生來の聾者と雖ども一たび此聾聴音器の發明ありし上は容易に談話を解し得て終には通常の談話を爲し得るに至るべしと近來器械の製作日増に精巧を極め曩きに傳話器の發明ありて物の音聲を隔遠の地に傳へ縱令千里外に離れ居るも互ひに談話を通ずるを得るに至りしより世人は往々其妙案に驚きたりしが此を第一着と爲し、第二には百里以外にて蟻蟻の這ひ歩く音までも聴き得る所の顯微音器の發明ありて更に又世人の耳を驚かし尋で第三番目には撮話器とて一たび言込たる談話は千百年の後までもよく貯蔵へ置き何時にても取出して其器械を連轉する時は昔人の談話續々出て來り逐一耳朶に上りて毫も漏さざる器械の發明ありたるが故に人皆な驚くこと限りなかりしに今や又此聾聴音器の新發明ありて世界に聾啞なからしめんと欲するに至れり吾輩は獨り第四回の驚愕を吃する而已ならず欣喜の情に勝へざる者あるなり世運の上進するに隨ひ人智も日を追ふて其歩を進め器械製作の彌よ精巧を極むるは我輩の心私かに慶ぶ所なれども此の如き天巧を奪ふて無用を有用に化するの新發明あるは感ずるも猶ほ餘りある譯合に非ずして何ぞや

吾輩は是まで耳新らしき新説奇談を耳朶に挟きみたる事は隨分少なしと爲さざれども此齒新らしき話を聞くは實に今回を以て皮切と爲す世の此新報を讀む諸君も亦た恐くは吾輩と其感と同じふすべきを信するなり

此器械を發賣する人は北米合衆國シカゴ府のマンチスト教會々堂にてロード氏及びマツクレール氏と同國紐育府ヒフス、アウエテ街十一丁目角カスウエル、ハーサルド會社とにして其價直は一組に付十弗より十五弗を通常とし其上は大小精粗に依りて差等あり上等裝飾の品に至りては其價百弗なる者もありとぞ (以上開拓雜誌所載)

▲江木高遠の書簡

前に掲げし教育博物館に於て試験せし聴音器は、紐育領事たりし高木三郎が携え歸つたのである事が判明し、尙他にも同志者のあつた事を知り得べき古手紙を近頃購入した明治十三年四月二十一日、米國華盛頓公使館一等書記官として赴任した江木高遠より、東京女子師範學校中村正直、修史館重野安釋宛に寄越した書簡である

一筆啓上仕候愈御安泰大賀の至御座候被仰聞候オジジョン此度領事高木三郎君歸朝に付同人に托し差出候間池ノ端茅町一丁目七番地高木氏へ御掛合被下候は、御入手相成可申候尤オジジョンは此度同君の買入れに相成候分を一箇

先生へ御譲り申上吳様相頼候儀に付代價等は直に同氏へ御開合にて同氏へ御拂被下度候可相成は後使オジジョン製造の必要具たるワツパー數枚日本へ相送り教師メンデンホール氏に相頼み試に日本にて製造いたしもらむ度存候間多數に御入用候は、其節迄御待被下度當地にては例のバテントの爲に十弗の價なれども日本にて製するときには僅に壹弗前後にて出來可申相考候

米國近況其外は講談會社宛一書差出候間此にて御覽被下度候用事のみ如斯御座候也

四月廿一日

江木高遠

敬宇先生侍史
重野先生侍史

斯くて博物館に於ける試験が行はれたのであるが、此後訓盲院に於ても實施する事に成り、又聴音器を我國にて模造せし等の事が、明治十五年一月八日の『東京繪入新聞』に左の如く出て居る

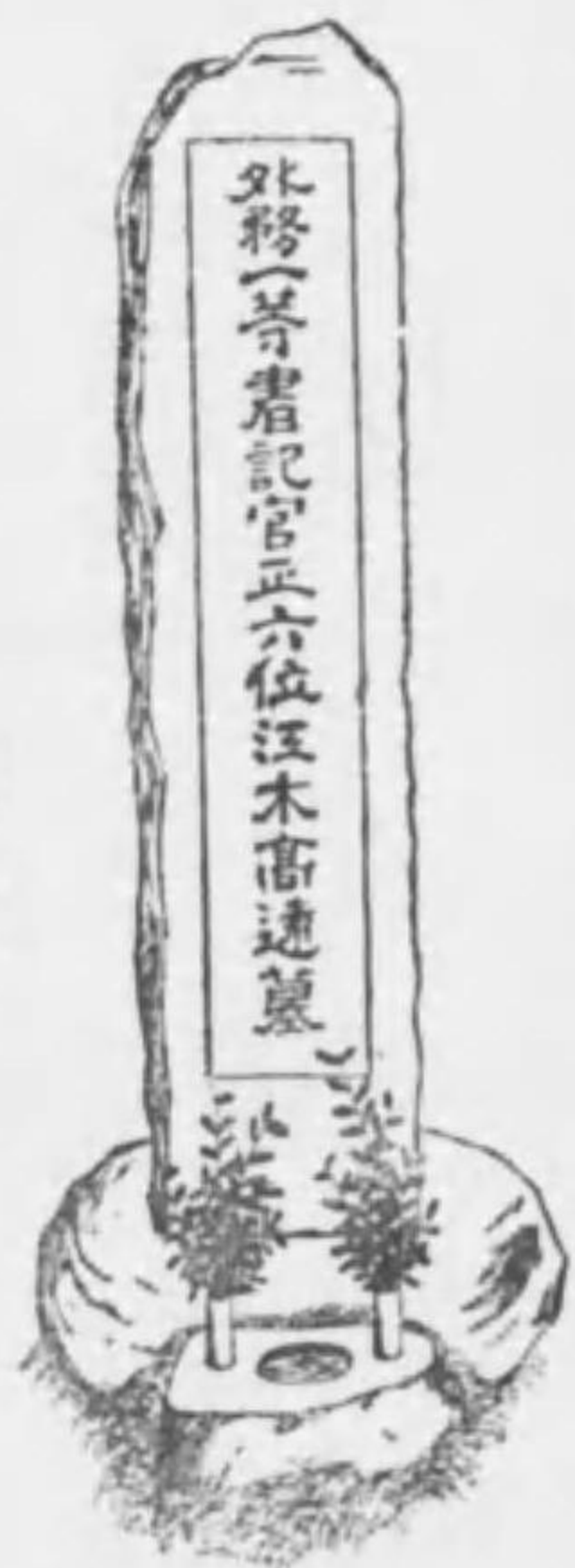
○樂善會員諸君が訓盲院において盲啞の生徒を教導せらるゝこの信切なるは今更いふ迄もなきことにて習字算術とも殊の外に進歩せしよしは追々聞どころなるが一年の春米國に發明するオプテフアン即ち聴音器といふも

のは護謄製にて團扇の形をなし聾啞の口に啣へしめて齒より音響を腦へ通せしむる器械なれば聾と啞を教ふるには關へからの器なりとて同院にて數個購求られしが價は下等の品にても十弗程にて弘く一般の聾啞者に與へんことの容易ならねばとて同會員山尾宇都宮の兩君相謀りて赤羽根なる工作分局にて紙製の團扇形に摸し造られし後是を實驗せられしかど米國製と其効用の優劣も判然せざればとて在紐育の頼川君平君に托して同府の眼耳病院の試験を乞れしに醫博士サミエルセキストン氏は深く是を稱へ價は僅に卅五錢より三圓までの低價にして其用は却て米國製に優ると紐育醫學協會の席上にて演說せられしよしたまた同氏の發明せしは白銅板を普通の團扇の上に乗み糸をかけた是を撓ませて用ふるものなりとぞ云々

(附錄) 江木高遠の傳記

此人は明治初期の演說家として著名であり、又前掲の書簡を手に入れたので、其傳記を調べて見たが、近頃の流布本には少しも出て居ない、谷中墓地内に在る碑の裏面に左の如く刻せるのを見るのみである

碑は高さ一丈内外、幅三尺に足らぬ縦長い石



外務一等書記官正六位江木高遠君遺髮之碑

君諱高遠幼字賞一郎福山藩文學江木鶴水先生第四子母五十川氏以嘉永二年生君於福山及外曾祖母高戶氏之家無嗣以君承祀因冒高戶氏君幼承家學又學英書於長崎業日進藩侯異其材特賜祿列士班後及兄乾吉君歿復歸繼江木氏明治二年候又賜學資入開成所未幾爲英學得業生三年華頂宮博經親王將航米國朝廷選英材扈從焉君當選俱留學六年親王有病護駕歸朝翌年再航米國學法律政治於紐約府開龍大學校九年業成授法學士歸朝首唱舌論之大用率先興演說會繼爲東京英語學校東京大學豫備門教授十二年任元老院權大書記官叙正六位十三年任外務一等書記官赴任米國是年六月六日俄卒於華盛東府旅舍享年三十二越八日葬於府之墓域第一等區奧美清明土理調治多雲君性至孝奉養二親無所不至人皆歎稱自幼俊拔所學輒成及長豁達雋異自明治九年歸朝聲名噴噴於朝野人目以卿

輔之材其所交友莫非當世知名之士已解褐進仕也登遷之速亦爲異數而平生最用力舌論凡立憲國之立法事成於衆議而衆議決之舌論大之國會小之縣市町村會莫不皆然故自希臘羅馬以至今日歐米列國士之欲得志於當世者多致其力舌論或因以譽高一時名垂千載舌論之與立憲制度不可相離實如此君當本邦立憲制度未開之時蚤有見於此興演說會以教導衆人抑舌論其構思立案要學與識不異文章而加之以聲音之抑揚辭氣之緩急故其術之難比之文章有過無不及也君舌論之妙稱當世無比音吐清明抑揚中節益出于天賦而使聽者感動特深則足以知學識之卓越也今也我邦行立憲之政舌論之要益大而其啓發誘導之功有不得不歸之於君者使君在今日其所爲果如何哉然辨論風發聲動一世者在君末技耳若其學與識所以裨補國家者則倍蓰於是而不幸早逝悲矣夫明治二十八年六月君之弟保男君建碑於葬君遺髮之地以予與君相知囑予記其行狀

式武官正五位矢野文雄識 叔父五十川左武郎書

明治十三年六月十四五日の東京新聞に左の廣告が出て居る「愚兄高遠義本月七日米國に於て死去致候趣申來り候に付兼て御懇意被成下候諸君へ御報知申上度存候處御宿所相分り兼候に付乍失禮新聞紙を以て此段御報告仕候

江木高遠實弟 江木松四郎

春秋山莊主人より左の抜記を寄せられた、原文は大正十五年三月發行の『我觀』といふ雜誌に出た三宅雪嶺の記であるとの事、前掲の碑文と對照して、高遠が演說の大家であつた事も知り得るであらう

「經濟學は初めに江木高遠氏が受持つた。氏は東京英語學校の教員で、後に豫備門の教員と肩書が附いたが、又は一時の囑托に過ぎなかつたか、何れにしても大學教授より一段劣つて居ると思はれるが、當時演說で賣出し、演說といへば一枚看板であつて、容貌といひ、態度といひ、音調といひ、能く肩を比べ得るものが無かつた。應接振りも頗る鮮かであつた、教場に顔を出し、經濟學の大意を語り出した時、學生が喜んで聴き、歸つて面白いとか如才ないとか言ひ、二回目に學生が満足せず、其後程なく江木氏が去つた。自分は郷里に歸つて知らなかつたけれど、金子堅太郎氏が後任となり、是れ亦た直ぐに罷め、經濟學はミルを何十枚か讀んだのみと語つたとか聞いた。孰れも教場で受けが良くなかつたけれど、教授を本職とする者よりも早く立身立世した。演說といへば江木と相場が定まつて居る程であつて、其の中に元老院權大書記官となり、大學講議室でお別れ演說をし、今後各學校で関を作り、大學で大學関を

作るを望むといふやうな事を陳べて喝采を博した。大學に近く猿樂町に住宅を新築し、瀟洒で、手綺麗で、道行く者が見上げた。家屋とか道具とかに眼が利くと言はれ、間もなく一等書記官となつて米國に赴任した。其頃何となく人氣が落ちたけれど、今と違つて公使の数が少く、公使に次ぐの官といへば高い官で、誠に頓々拍子の立身とし、賞めるもあり、羨むもあり、嫉むもあつた。處で赴任したかと思へば、ピストル自殺したといふ報道があり、それは道具類を公使館用として無税にし、税關吏に摘發され、公使吉田清成氏に面責された結果と知れ、遺言状には西南戦役の關係と記してあるといはれる。若し無難に過ぎたならば、位置も高まり、財産も出来、一流の人物と見立てられたらう。江木氏が豫備門を去つた後、金子氏が之を繼ぎ、金子氏は江木氏の後繼者といふ形を呈し、それで推しても江木氏が何の位置を占め得たかと思像するに足る。江木氏も金子氏も眞面目に勉強すれば教場で教へられぬこと無く、豫備門の經濟學の如き、何でも無からうけれど、教場に閉籠る意がなく、それだけ官吏として位置を高めることが出来たとする。經濟學は後にフェノロサ氏が受持つたが、モールス氏が招いたのであつて、井生村樓で共に講義し、菊池

麓氏がモールス氏の分を譯し、江木氏がフエノロサの分を譯した。金子氏はハーヴァード大學でフエノロサと同學と
かで、屢々フエノロサの教場に出掛けて来た。江木氏は恰
幅が良く、立派な紳士と見へ、金子氏は斯くまで風采が揚
がらぬけれど、小男ながら當時餘り見慣れない外套を着、
氣が利いて見へた。金子氏は現に子爵として存命故、尋ね
れば思出話しも多からう」

●門標の肩書を禁す

(明治十五年六月十五日「有喜世新聞」所載)

違警罪は地方長官の適宜とはいへ妙な處へ罰則を設けたも
のではある京都府下丹波なる園部の某氏が門標の肩書へ立
憲政黨員の五字を認めたるを巡廻の警察官が認め拘引の上
口供を取りて園部輕罪裁判所へ求刑されしが刑法第二條に
依り法律に明文なきものなれば無罪の宣告をされたるに政
黨の肩書を標札に記すは施政上ではない治安上妨害の廉あ
るか同府に限り右等の標札を掲ぐる者は違警罪を以て處分
する様と布達されたるよし

自由民権論者を壓迫せし専制政府の走狗が、官安保衛の
ため、斯く迄も迫害を加へた事は寧ろ笑止至極である

●坪内雄藏先生の艶聞

(明治十九年四月十五日「今日新聞」第四六五號所載)

「子持盛紫 高尾のむかしの夫ならねど根津宮永町の貸
座敷八幡樓の盛紫花魁はあばいが悪うてひこで居て先頃か
ら勤めに出なかつたは如何にも容子が有氣ゆへ段々探つて
見た處夫も其筈退て居たも道理盛紫は去年の春頃から春の
屋さんがものされた書生氣質に有る様な意氣で高等で好男
子本郷邊に御住居の或博識の大先生に血道を上げて大熱々
其快樂の塊りが終にお腹へ腫れ出たを娼賣柄に似合はぬ事
故他の手前と無理壓に八月までも勤めて居ると夫では身體
の爲にならぬと例の先生のお諭して二月頃より退込だが目
出度去る八日とかに玉の様な男の兒を安々分婉だ盛紫の
嬉しさ早く先生にお知らせ申し此兒を見せんものと矢文日
文を出したれど何したのか先生は斷然勵の道切で一度の
返辞もされぬ處から久しく退て居た間に若し又外に増花の
出来たでないかと大心配日々鬱いで居ると云ふが其先生と
は誰の事だかど時候が春だけに茫然したおぼろの様な投書
が来ました」

虚實は不詳だが、遊蕩先生の事、無下に否定もできない

●布袋腹の岸田吟香

(明治十一年九月發行「芳譚雜誌」第十六號所載)



目薬精錡水の本家岸田吟香先生は今度御巡幸の隨行を願ひ
済の上日報社の探訪を心得て北國筋へ出かけられた道中
何ものが言ひ出したことか今度の供奉の中には大久保内務
卿がお出になつたから先頃の噂は虚説に違ひないと頻りに
評判をし私も見あげましたなどいふを(其處は探訪を心
得て居るゝだけあつて)聞糺されると外でもない吟香さ
んのことを田舎の者が(腹の大きい所が内務卿さまであ
らふと思つたか)ふと左様いひ出したので夫其處へお出な
さつたなどいふので初めて心づき何だか氣味が悪い様だ
と自分から内々日報社へ言越されたといふことなるが奥羽
御巡幸のときは蝦夷人が供奉のうちにあると一時評判をう
け今度また此噂のあるは先生も餘程(精錡水の本家だけあ
つて)多人數の眼につくことゝ知られたり

●小西甚之助の情歌

讃岐の民権家小西甚之助は、諷刺的揶揄的の文書を頻々と
壓制官吏等に贈つたので、全國に其名を博したのであるが
又熱心な國會開設請願者の一人であつた、其心意氣といふ
のが明治十四年九月の「朝野新聞」に出て居る
い。く。ら。お。前。が。通。さ。ぬ。氣。で。も。開。け。ゆ。く。世。に。關。は。な。い。

●泥棒が編纂した法制書

無名子より寄稿

明治奇聞第三篇拜見、入らざる差出口の段御容赦

「泥棒が編纂した法制書」と題して、藤井惟勉が法制關係の書を編纂したることに對する外骨先生の筆法はちと酷でせう、當時の司法官があゝいふ行爲を罰したる動機、事情を審かにしないが、此の司法官の流儀で法に難致したら、明治以後著譯したる官吏(其中には顯官、教授多々)は大抵藤井同罪たるべき筈だ、今でも役人や大學教授は管守中の書籍を自宅に持つてゐて(或は役所、學校に於て)其中より拔萃し、自己の名に於て編輯出版するではないか、盜取と云へば盜取と云はるゝ如き行爲をして、有斐閣、清水書店、嚴松堂の店頭を賑はす先生方がないでせうか、ちと御穿鑿あつては如何、但し藤井のが處分されたるは無斷で而かも度々やつたのを同僚がやかましく云ひ出し(實は藤井が今日のお役人、大學先生の如く商賈上手流行の時代に何々博士と生れてこの悲しさにちよつとお役徳をやつた位だ、それを同僚がやかましくして騒ぎ立てたのぢやないでせうか)公沙汰になつたのであらう、何せよ、泥棒呼ばりは少々苛

刻、若し藤井を泥棒云々といふならば、泥棒は過去現在ザラにありませう、窃盜犯の役人が法律制度の書を編纂して出版したと云ふ事が珍であるから、其の拵へた書が見たいと仰せられますが、そんな必要はないじやないですか、法にこそ問はれぬ、同様の泥棒はそんなじよそこらにウヨウヨ因みに記す、藤井が當年のブックメーカーなりしことは御記載の二書以外にザツと左の通り、之を要するに法學博士か文學博士かのシロモノだ

- 日本法律私纂 二冊 英米 普佛 立憲政體一覽表 一冊
 - 小學正文章軌範 三冊 唐宋八大家文譯解 十六冊
 - 小學續文章軌範 三冊 提要日本地理小誌 三冊
 - 國史略考本 五冊 化學說略 八冊
 - 小學讀本字引 一冊 師範學校學問の勸 三冊
 - 正小學教授書 一冊 明治政記 三冊
 - 博物圖教授法 三冊 師範 改正小學教授本 一冊
- 外骨先生の所謂窃盜犯人が以上の如く小學又は師範學校關係の書籍を作つて居たのはそれこそ珍とすべきだ、或は官を罷めて後學校の先生でもやつて、ブックメーカー兼學校教員兼金儲屋をしてゐたかも知れない
- 編者曰 御モットモの御意見として置きませう

●藤井惟勉の編著書

前記の藤井惟勉は、日本刑法類纂、并に明治職原抄大全の編纂用として官有の書類より抜き書きしたといふ文筆上の剽竊ばかりでなく、其實物たる官有の書籍を盗み、尙官局に備置きの寫眞等を盗んで自宅の扁額に入れて居たとの財物竊取罪もあつて捕へられたのである

さて、彼れの編纂著述物の多いことは無名子の列挙で初めて氣付き、尙明治九、十年の『版權書目』四冊を調べて見ると、其列舉外にマダ八種ある

明治職原抄大全は大本一冊で九年七月大槻東陽出版、日本刑法類纂は中本三冊で九年十月自己出版

- 法令決議類纂 三冊 改 正 日本地誌略 四冊 十年
 - 改萬國地誌略 三冊 警察彙纂 二冊
 - 小學和算教授書 四冊 修身說約 一冊
 - 東洋立志編 四冊 日本文法書 二冊
- 此外、帝國圖書館書目には「明治新論、二卷、十一年出版一冊」といふものもある

二年間にこれだけの編著書があつたに、受刑後は世間に恥ぢてか、署名ある刊本は一冊も出さなかつたやうである

●本書既刊中の誤記

明治十三年七月、新刑法治罪法の發布と共に、太政官權大書記官、刑法治罪法審査委員村田保註釋として『刑法註釋』八冊『治罪法註釋』八冊を自分で出版した、其時東京の諸大新聞が一齊に攻撃を加へた中、東京日々新聞は「官吏にして其當任の事を私著するは我官省の許さざる所たり、已に往年太政官屬吏藤井某は明治職原抄を私著して除族の刑に處せられ、大審院屬吏田中某は民事類聚彙纂を私著して懲戒例に遇ひたり」云々と記して藤井が罪人であるならば村田保も罪人であるとの論據に擧げて居た

本書『明治奇聞』初篇以來の記述に付、其後自ら發見した誤記を左に擧げて置く

第三篇の一七頁「復讐のあつた邸宅」の條中、白井、豆を守舊黨の首領と記したのは新進組の誤、又同條の一瀬直久を判事補と記したのは判事の誤である

第五篇の七頁十九行目、澤田衛守を殺せし中村六藏を終身禁獄とせしは禁獄十年の誤である

此第六篇の記事に誤脱があれば前に記した通り『早晚廢刊雜誌』に掲げて訂正する

●終刊に際して

本篇の取材締切後、加盟員諸子へ豫報した概目を見て前檢事であつた某氏より左のハガキが來ました

外骨先生、明治奇聞に、無期徒刑囚の辻村庫太が判事に化けて居つた大奇聞を掲げぬのは何故です、敢て御尋ね申上げます

長野 遮莫生

ナルホド、これも採取しなければならぬ材料の一つでせうが、壯時此珍事を聞いたこともあり、辻村庫太ではなく河井庫太といつたやうに記憶して居るのですが、マダ委細をノートに採つてないので漏れたのです、古い新聞記事で見すれば、何かに掲載することはいたしませう

然し、明治奇聞として漏れて居るのはこれだけではないのです、既に發行した『明治演説史』の中にも奇聞とすべき事が二つや三つでなく多くあり、又今月發行の『明治密偵史』などには、惡辣政府の生んだ奇聞が少くないのですから、漏れたとすれば、それ等も皆漏れた奇聞ですが、本書は元來それ等の奇聞を悉く蒐集するといふ豫定でも無く主旨でも無いのです、明治の新舊過度期は二十年ばかりの短い年月ですが、政治的變革時代で、其制度の更新と共に、西洋

文明の輸入で、新事物の勃興、風俗の變化、宗教の軋轢、學事の進歩等で、新舊衝突の奇談珍聞が少くないのです、其笑ふべき事、怪むべき事、愚妄とすべき事、悲惨とすべき事など、無盡蔵と稱してよいほど澤山あり、政府者の罪惡を擧げるだけでも、詳細に涉つたならば、大藏經くらの巻冊を成すであらうと思ふのです

それを毎篇二十枚ばかりの本篇六冊に擧げ盡せるものではなく、又其奇聞残らずを、調べ上げるには、五人十人の者が百年かゝつても不可能であらうと思ふほど、際限のない奇談珍聞が埋つて居るのですから、到底拙者等個人の事業として竣成し得るものでもありません、故に『明治奇聞』として完全なものを作るには、六冊が六十冊であつてもマダ足りない位でせうから、これは其百中の一二を集めたものと見てよろしい

此外「自己消息」について皆々様、即ち愛顧家諸子に申上げた事もありますが、これが訣別といふ場合でもないので、近刊の『早晩廢刊雜誌』に載せま

す「本篇の延刊を謝し、併せて皆々様の御健康を祈り、モ一つ併せてあと口の御送金を遅滞なきやう祈ります」

明治史料

第一篇

編纂者 再生外骨

緒言

明治維新の變革時代に於ける各藩の記録といふのが多く傳はつて居るが、其記述の過半は我田引水説である、又近年明治初期を中心として活動した人物の傳記を編纂公刊する事が流行して居るが、其記述の過半は修飾、曲辯等で其人物を巨大らしく造り上げて居るものである、尙又明治史の一部と稱すべき史實らしき物も少からず公刊されて居るが、是亦所謂お座なりの記述で徹底した正史と見るべきもので無いのが多い

斯くの如く誇大と隱蔽、虚偽と瞞着の多い記録、個人傳、史籍等にては其實相を観ることが出來ない、然らば何に據れば良いかと云ふに、予は當時の新聞雜誌記事、及び私人の筆記、私人の書翰等に據るのが正鴻を獲るに近いものとするのである

新聞雜誌にも虚誕と誤見は少なくない、然れども私人の筆記、私人の書翰と同じく、實相を暴露し裏面の事情を語るに忌憚なきものが多い、只其選擇取捨に注意を要するだけで、他に於て見ることを得ないものがある、これ予が主として古い新聞雜誌の記事中より本書の材料を採る所以である

●維新に際し人民告諭

愚民の動搖を防ぐ主旨

(明治元年十月版行「人民告諭大意」初編)

神州の風儀を示し 王政の御趣意を諭さんため告諭大意といふ書冊を著し一郡へ五冊づゝ相下ヶ置候條役人は素より其他志有之者は其旨趣篤と會得し童幼婦女に至る迄精々教諭すべき事

但右の書冊賣弘の義は京地御用書林村上勘兵衛方へ差免候間下々におゐて買得勝手次第たるべき事

右の通山城郡末々迄無漏相達もの也

十月

京都府

告諭大意

夫人は萬物の靈として天地間に稟生うりせいもの人より尊きものはなし殊に我國は神州と號なづて世界の中あらゆる國々我國に勝れたる風儀なし尊き人と生れ勝れたる神州に住ながら其邊へは心もつかず徒に一生を過るは云がひなき事ならずや人の禽獸けいじゆに異なるゆゑんは道理を辨へ恩義を忘れざるの心あればなり即忠孝といふも此心にて苟も此心なきものは人面獸

心として良容よかたちは人なれども禽獸にも劣べしされば人の人たる道に叶ひ神州に生れたる主意に乖あやかざらんと思はく先神州のありがたきを考へ 御國恩に報ゆる心掛すべし抑神州風儀外國に勝れたりと云は太古 天孫此國を開き給ひ倫理を立給ひしより 皇統すうたう聊いささかはらせ給ふ事なく 御代々様承繼うけつぎせ給ふて此國を治め給ひ下民御愛憐の 叡慮深くあらせられ下民も亦 御代々様を戴き尊み仕へ奉りて外國の如く國王度々世をかへて請たる思も二代か三代か君臣の因も百年か二百年か昨日の君は今日は仇今日の臣下は明日は敵となるやうなる淺間敷事にあらず開闢以來動きなき 皇統開闢以來かはらざる下民の血統なれば上下の恩義彌厚く益深し是即萬國に勝れし風儀にて 天孫立置給ふ御教君臣の大義と申も此事なり外國度々かはる君臣にても此大義は重き事に言傳たり況斯迄久しき 御恩深飽まで報ひ奉る志なくしては叶ふべからず斯申せば一錢の御教に預りし事もなく一點の御厄介に成し事もなく我働にて我世を渡り更に 御國恩を蒙りたる覺なしと思ふ者もあらんかなれどもそれは大なる心得違にて諺に云提燈ていとうかりし思は知れども月日の照し給ふ思はしらぬといふに同じ 御國恩は廣大にして極りなし能々考へ見よ 天孫開き給ふ國なれば此國にあるとあらゆ

る物悉く 天子様の物にあらざるはなし生れ落れば 天子様の水にて洗ひ上られ死すれば 天子様の土地に葬られ食ふ米も衣る衣類も笠も杖も皆 天子様の御土地に出来たる物にて尙世渡りのなし易きやうにと通用金銭造らせられ儲る金も遣ふ錢も盡く 天子様の御制度にて用辨叶ふなり其下妨する惡人あらんかと處々に御役所番所を建置れ狼藉ものや盜賊などの御制道あらせられ小兒に錢金持歩行しても奪取ものもなく老人婦女に留守番さしても狼藉する者もなく田にも畠にも米や野菜をつくり置店端家外に賣物干し物出し置ても盜取者もなきやうにと容易ならざる御世話にて萬一悪行するものあれば種々御詮議の御手を盡され夫々御答仰せ付らるゝなり斯 御威光の御制道なきときは銘々力づくとなり弱きものは強き者に打殺され老人は壯者におしをされ米も金も奪ひ取らるゝべきに御制道のあればこそ一重や二重の扉垣は打破つても入らるれど番人付置にも不及亂入するものもなく安穩に暮さるゝなり尙も 御代々様下民の難儀を 叡念えいねんにかけさせ給ひ極寒の夜すがらもつたいたなくも御衣を脱せられ民間の寒さをおし計り給ひし事もあり御膳に向はせられては百姓共汗の膏にて作りし米とて其苦勞を 思召出され風水飢饉うげきんのなきやうに疫病暴吐瀉ぼうたがの

流行はやりぬやう民安かれと朝な夕な祈らせ給ふ事實に有がたき事ならずや此 御澤恩我身一代の事のみならず開闢以來の先祖代々皆其御蔭にて世渡りし此往子孫何代と云限りもなぐまた其御蔭に生長するなり然るに三百年來昇平の季いつとなく御政道不相立 天子様はあれども無が如く下民御愛憐の 叡慮を中途に滯り賄賂盛んに行はれ善人も罪に陥り惡人却て幸を得る體に成行ければ大に 宸襟を惱し給ひ御寢食も安からず假令如何なる御患難に逢せられ給ふとも下民の苦しみ見るに不忍との御事にて遂に此度 王政復古諸事正大公明にして上下心を一にし末々に至るまで各其志を遂させ益安穩に世渡りを營ませ永く 皇國の外國に勝れし風儀を守り廣く 皇威を世界に輝かさんと御事なれば能々此 叡慮を感戴し奉り謹而御沙汰筋を守り供々努て御爲に成べき儀を心懸累代の 御鴻恩を分毫にても報ひ奉らば神州の民たるに乖かざるべし

明治紀元戊辰年

京都府

(補) 此外に第二編があつて「宇内の形勢を諭し神州の國是を示す役人共は素より其他志有之者は其旨を篤と會得し童幼婦女に至るまで精々教諭すべき事」との長文を示してある

奥羽人民告諭

(木版摺半紙六枚綴)

天子様は 天照皇太神宮様の 御子孫様にて此世の始より日本の主にまし、神様の御位正一位など國々にあるもみな 天子様より御ゆるし被遊候わけにて誠に神さまより尊く一尺の地も一人の民もみな 天子様のものにて日本國の父母にましませば御敵たひいたし候ものは大名といへども一命を御とり遊され候てもいさゝか申分なきはづに候得共誠に 叡慮寛大にして右様不心得のものあれば全く教化の不行届故と勿體なくも 御反省遊され會津の如き賊魁すら命を助けたまひ其外荷擔の大名はわづかに滅知所替など被仰付家も知行も結構に立下され候は此上なき 御慈悲ならずやしかるに百姓共何の辨別もなく被是騒動いたし候ては誠に相すみかたさのみならずいよ／＼領主の罪をまし此上御沙汰に及れ候ようなり行候ては却て領主の迷惑となる事なれば其方ともよく／＼此道理をわきまへかならずさわざ立申まじく候日本に生れし人々はひとしく赤子と 思召され一人として安堵せぬ者もなく蝦夷松前のはてまでも御撫恤の行届き候様にと日夜 叡慮を勞られおい／＼有がたき御措置もあらせられ候事なれば諸事 仰出されに背か

ず安穩に家業を出精いたし可申かへす／＼もさわざ立申まじく事
明治二己巳年

告諭

(德島藩主)

(木版摺美濃紙五枚綴)

今般 朝政大ニ御簾正被遊萬古不朽郡縣ノ大基礎被爲建候ニ付茂詔前日奉職ノ無狀ヲ御罰責ヲモ不被遊而已ナラス勿體ナクモ御褒賞ノ 綸言ヲ蒙リ本官ヲ被免段實ニ感泣ノ至ニ堪ヘザルナリ抑前年既ニ版籍ヲ奉還シ 朝廷新ニ藩ヲ被爲建候叡詔ノ不肖ヲ以テ知藩事ノ命ヲ辱フスルコト天覆ノ御仁德ナリト謂フベシ然ルニ知事ノ四民ヲ視ル四民ノ知事ヲ視ル兎角ニ世襲ノ舊習ヲ存シ有名無實ノ弊蓋職トシテ之レ此ニ因ル故ニ速ニ藩ヲ廢シ郡縣ノ實ヲ舉サセラレンコトヲ建言セリ今ヤ前途ノ御目的ヲ確定シ内ハ億兆ヲ保安シ外ハ以テ萬國ト對峙センガ爲世襲ノ知事ヲ免シ大ニ人材ヲ四方ニ求メ給フハ固ヨリ當然ノ理ナレハ四民等能ク此大義ヲ辨ジ名分ヲ明ニシ第一 朝旨ヲ遵奉シ勉メテ從來ノ舊習ヲ去リ私心ヲ除クハ即チ茂詔ヘ對シ是迄ノ恩ニ報ズル何ヲ以テカ之ニ加ヘン然ルニ若説諭ヲ用ヒズ 朝旨ニ背キ舊習

ニ泥ミ聊ニテモ心得違アレバ則茂詔ノ罪天地ノ間ニ容レラレザラントス願クバ四民一同能ク茂詔ガ哀情ヲ察シ帖然トシテ 朝旨ヲ奉ゼンコトヲ懇祈スルノミ
辛未七月(明治四年)
德島縣士民中
從二位茂詔

告諭案

(米澤藩主)

(木版摺美濃紙五枚綴)

夫れ斯民の生れ立つ始めを釋ぬれば皆天地靈妙の性を具へ天祖 天孫の大仁を以て生々を遂しめ玉ふものにて元貴賤上下の等なく士農工商の別あるにあらず所謂萬物の靈にて均く 皇民なり但才智あり功勞ある者人の上に位し民の世話を爲し之を使役するは固より當然の道なれば官に登る者祿を受け官を去れば祿隨て去り復元の平民と成りぬ中古より以還始めて姓を賜ひ祿を世にし終に門閥を成せり爾來士族盛に成り行くの弊え天の普く賦き渡せる靈妙を獨我か有と成せしより文武の業は自ら士の常職となり政を行ひ下を使ふは専ら士の任に限り是故に國家有事の日に難に狗ひ命を致す事も亦獨士族の責に當らざるを得ざる也平民に至りては否らず安危存亡更に與り知らず譬へば敵我が境に入

れば輒すく之が使令を爲し其甚しき翻て敵の手引を爲す者あるに至る豈痛哭に堪へけんや然ども是強ち平民の罪にもあらず封建の弊えにて大制の立ざる故なり従前平民の中書を讀み物を學ぶ者あれば士類速に是を咎めて何ぞ汝が來柜を棄て士たる者の業を爲すやと一に士權を以て民の良能を抑へ固有の知識を局する如是に至る是下民をして益部下無知ならしむる所以にて我國の最惡むべき舊弊なり今や 王政維新宇内の形勢を察せられ封建の弊を一洗し郡縣の制度を立玉ふ秋なれば深く 朝廷の御趣意を奉體して此大革命を發令せり第一士の常職を解き自主自由の權を與へ文武の業を廣く民庶に推互せり士たる者既に常職を解きたれば固より定祿あるの理なし但年來其祿に生活して他に産業なし今俄に之を廢せば各飢渴の患を免るべからず因て定祿に換るに祿券を以てせり各隨意に其業を勉め祿の我が物ならざるを悟り己が力に食むの心得を以て家産を立つべし抑産を營し事に任ずる士族平民異同あるにあらず各其恒産を營み亦各其志を立て新に設る所の郷學に就き前に所謂萬物の靈たる天資に基き務めて知識を開き才能を長ずべし平生には貧富其分に隨て國用を資け有變の日には相共に國難に當り危に臨み命を致して 皇國に身を鞠むるは即ち 皇朝にて

萬民を育ぐみ玉ふ無量の 鴻恩に報ゆる所にして人民平均を爲す所以の根元なり只管平民を揚げて士權を抑ゆるにあらず士は素より貴重の民にして平民の標準なり若し安逸を偷み才能を養はずは汗下に陥らん士として安逸を偷み汗下に陥るは恥づべきの至りならず哉各深く此意を體認し志業を勵まし長く 皇國の用をなさん事緊要なり平民も亦才能あれば必登用せらるゝなり今より發憤勉勵して學問を研究し従前の陋習を去り速に士分の度に進み國事を與に共にせん事を期すべし各本意の有る所を誤り認むる事勿れ藩内を擧げ心を同ふし力を盡せて 皇國を維持せば富國強兵萬國並立の勢を爲す事必せり是今般大改革を行ふ所以なり

辛未六月(明治四年)

米澤藩知事

(補) 此外各藩とも是と同一の人民告諭を發したのである、これは太政官から各藩主へ頼んで出させる事にしたのであらうと察する
此推測を當れりとすれば、明治新政府の當路者が苦心した事の一と見るべしであらう

●開化鍋の發達徑路

牛肉半斤を一人前

(明治六年一月十二日發行「公文通誌」第十四號所載)

牛馬會社へ出る人の説に馬は運輸に用ひ牛は食料に充つべき物ならん牛は沈勇なれども遲緩にして運輸に用ひて今日至當の利を得る難し耕作にも亦しかり今牝牛の肉を賞味とすれども牡牛と雖も陰囊の玉を抜て養へば肥大にて牝牡佳味異なるなし又曰明治の初年東京府下一日屠牛一頭半二頭に過ぎず舊冬に至りて一日二十頭に及べり二十頭の肉は一人半斤と積れば五千人の食なり如斯肉食開け行けば三四年の後は一日四五百頭に至るべし即今牛馬繁殖の方法を設け給ふ事急務なりと或人の語りき

(補) 明治八年冬出版の東京流行見世番附には東京市内にあつた七十軒の牛肉店を一々列挙してある

●西郷丹といふ賣藥 賊船葬の御

(明治十一年十一月廿九日「大阪新聞」第三百五十二號)

巖谷新中の町八番地西村喜兵衛といふ人が今度官許を得て西郷丹と申す藥を賣出すよし不平病を癒すのか起すのか何だか知らぬがチト心持の悪るさうな藥だ

●新發明の風船

飛行機完成までの犠牲者

(明治七年九月十三日「東京日々新聞」第七百九十七號)

去ル七月(イギリス)ノ(チエルシー)ト云フ所ニテ憐ムベキコトアリ其ハ(ビンセント、デ、グループ)ト云フ(ヘルデム)人己ガ新ニ發明シタル(バラチウト)トテ空中ニテ風船ヨリ降ダリ來ル器械ヲ持チテ(クレモーン)ト云フ遊園ヨリ(ジヨセフ、シンモンズ)ト云フ人ノ風船ニ乘リ其人ト共ニ空中ニ昇リタルニ間モ無ク八十尺ノ高サヨリ地上ニ落テ死シタリ全體此(デグループ)ハ鳥ノ飛ブニ擬スル器械ハ必ズ出來ルハヅナリト自ラ信ジテ數年ノ間此機械ニ心力ヲ盡セリ先ヅ其ノ仕掛ケハ蝙蝠ノ羽ニ似セテ其ノ骨ハ竹ノ筧ニテ作リ羽ハ水ヲ彈ク絹ヲ以テ造レリ羽ノ長サ三十七尺廣サ四尺尾ノ長サ十八尺コレヲ乘ル所ノ木臺ニ結ビ付ケリ此ニハ三ツノ△形ノ者アリテ手ヲ以テ之ヲ運轉シ機械ヲシテ進行自由ナラシム以テ漸々ニ下ツテ靜ニ地ニ達スル工夫ナリ一年前ニモ(デ、グループ)ハ(ベルデム)ノ首都(ブルツセル)ニテ其術ヲ試ミシコトアリ此時モ見事ニハ非ラザリシカド生命ニハ障ハリナカリシナリ斯クテ今年夏(ロンドン)ニ來



至レリ倍テ最後ノ晩景ニナリテ(チームス)河岸ニ降ラントシ之ヲ爲スニハ適度ノ高サモアルコトナレバ(シムモンズ)ヲシテ風船ヲ下グシメ地ヲ離ル、コト三四百尺ニナリケレ

パ(デ、グルーフ)ハ(イギリス)語ヲ解セザルガ故二人互ニ(ゼルマン)語ヲ以テ空中ニ相呼應シ(チエルシー)病院ノ門番風船並ニカノ降下ノ機械ニ注目シ居リシガ仄カニ空中ニ聲アリテ(イギリス)語ニテ二度マデ叫ブヲ聞ク其言葉ニ寺庭ニ降レヨ見ヨヤ見ヨヤト云ヒツ、共ニ(セントリウクス)寺院ニ近ク下タリ共高サ稍寺塔ニ過グル位ナリ(デ、グルーフ)ハ直ニ機械ニ乗テ風船ヲ離ル(シムモンズ)ハ其餘リ重クシテ直行留ラザランコトヲ恐レ綱ヲ以テ相繋グリ然ルニ機械ノ重量空氣ト相適セズ機械ハ直ニ(ロバート)街ニ墜下シタリ(デ、グルーフ)氏餘喘猶存シクレバ直ニ病院ニ連レ往キタレド至リシ時ハ既ニ死セリ風船ハ直ニ飛行シ東北ニ向テ(ロンドン)府上ヲ横切リ之ヲ留ムルニ由ナク(ピクトリア)園上ニ至テ漸ク留メ得タレバ(シムモンズ)ハ其レヨリ(エセツクス)ニ至リ汽車ニテ(ロンドン)ニ歸リ來レリト云フ

附シテ曰フ余(岸田吟香)嘗テ聞シコトアリ舊肥前唐津藩ノコト、カ一人アリ雀ヲ捕ヘ其體ノ輕重ト羽ノ長短トヲ量リ此ヲ己ガ體ニ適シ羽ヲ造リ翼ヲ齊ヘ吾レ能ク空中飛行ノ術ヲ發明セリトテ國守并ニ國老ノ親シク之ヲ觀シコトヲ請ヒ期ニ至リ己レハ屋上ニ登リ飛一飛直ニ轉落シテ

死シタリト是レ輕重長短ハ量リ得タリト雖モ己レ是ヲ擲フ力ノ強弱雀ノ其羽ヲ鼓スルニ齊シキヤ否ヲ審カニセザリシガ故ナリ并録シテ一笑ニ供ス然リト雖モ遂ニヨク此技ヲ遂グルモノアラハ則其風船ヲ笑フ猶鷗ノ鷗ニ於ルガ如キノ日アラン

●寫眞師北庭筑波の聲譽

伊井蓉峰の實父

(明治八年一月五日)郵便報知新聞「第五百五十三號」東京府の影相家月を重ね日を積で益々盛に之を以て口を糊し生を營めるが獨り淺草奥山に住せる北庭筑波は然らず眞に此技を以て性命に替へ沈潜研究し其至妙に詣らざれば止まずと期せるに因り他人嘖々賞賛して措かずと雖も自心猶默然として倅色あり常に言ふ影相を巧にせんと欲すれば先づ蠟畫の三昧を理解せざれば能はずと其言高遠にして意表に出るを以て或は狂を以て目するに亦顧みず近頃新に得たる處の發明を以て盈尺の半身美人を映寫し以て各新聞社に贈り楣に額して衆客の批評を受けんと期せり我今より其巧笑の倩美目の盼なる必らず對する者をして覺へず襟を整へ領を正して自願の心を生せしむるを信ぜり

●上下議院設立の建言

卒先者か

板垣退助等が民選議院設立を
建白せしは明治七年一月なり

(明治六年四月十七日)『日新眞事誌』第二百八十五號

左院錄事
建言

正二位近衛忠房家令河田原盛美上下議院ヲ設クルノ建言抄略

國家ノ盛衰ハ政教ノ美惡ニアリ政教ノ美惡ハ生民ノ懷否ニ關ス可不慎哉現今宇内各國ノ政教體裁一轍ナラズト雖モ議政ノ大會ヲ設ケ上下同議ノ政治ヲ立テ名實相協ヒ萬國ニ超越スル者ハ獨リ歐羅巴洲中英國ヲ以テ然リトス其法タル貴族ヲ議ノ上院アリ衆庶會議ノ下院アリ之ヲ統ルニ内閣議院ヲ以テシ以テ王室ヲ保護シ三足鼎立ノ勢ヲ爲スト云ヘリ其要上下ノ情ヲ通シ政治ヲシテ隆盛ナラシメント欲スルニアリ本邦戊辰以來天誦地容德化洋溢 皇上庶政ヲ躬親ラシ初ニ左院ヲ設ケ上下開明言路壅閉ノ患ナカラシム蓋シ之ヲ彼ノ内閣議院ニ擬スト云フ左院既ニ設クレバ貴族會議衆庶會議ノ兩院モ亦創設セザルベカラズ此三者相須ツテ用ヲ達スル者ナリ今各省諸官其人ニ乏シカラズト雖モ各守ル所アリ

又司ル所アリ唯其職司ニ繫ラズ天下ノ可否ヲ獻贊スル者ハ獨リ議院ノ議院ハ天下ノ得失社稷ノ大計生民ノ利害ニ繫レリ今閣下ノ人民信ズル所疑フ所アレバ其旨趣ヲ左院ニ達スルヲ得ルト雖モ四方ノ衆民ニ至リテハ何ノ所ニ信疑ヲ展布シ國家ヲ利スルヲ得ンヤ是議院ノ設ケ無クンバ有ル可カラザル所以ナリ是故ニ議院ヲ開キ上ハ團體名分ヲ正シ内外彼我ノ辨ヲ明ニシ下ハ百般ノ産業ニ至ルマデ利害得失緩急輕重ノ處置方法ヲ詳論熟議シ一命令出レバ輒チ之ヲ改メズ屹然人民ノ方向ヲ決ス國家是ヲ以テ強ク法律是ヲ以テ立チ公明正大ノ美政ヲ見ル可シ今ヤ開化ヲ事トシ團體名分ヲ潰シ内外彼我ノ辨ヲ忽ニシ下情壅閉人民安息ノ地ナキハ議院ノ設ケナキガ爲ナリ云々

明治六年四月三日

●雜俳式の參議連

右は岩倉左は空地

(明治八年四月十七日)『平假名繪入新聞』第一號
日報社新聞の何號にか「大普請まづ板垣と木戸が出来」といふ狂句を載せたのを見て或る人が其下の句を附けました「ごとう植たし庭の井の上」

●我國産石油採取の開祖

石坂周造と岸田吟香

(明治六年一月發行長野「信飛新聞」第二號所載)

去ル十一月、中米利堅人コロネル官エーシンダン當國(信濃)石炭油湧出ノ地見分ノ爲メ外務省鑑札ヲ持シ石坂周造以下十餘人同道ニテ長野縣下ヲ始メ其外見込ノ場所巡廻シ同廿四日松本東町石炭油賣捌所丸古志ニ泊セシガ右エーシンダンノ言ニ日本ハ小國ナレドモ石炭油ノ出所多クアリ開業十分ニ至ラバ養蠶ニ劣ラザル國產ナラント語レリ同廿五日岸川通船ニ乗リ當縣下萩原村小立野村大日向村等見分セリ此他猶諸方見込ノ所アリテ當三月又々見分ニ來ルベキ由ナリ

本文石坂周造ナル者ハ石炭油會社頭取ニテ曩ニ長野縣下ノ山野ヲ跋涉シ天然油ヲ探リ出シ官許ヲ得テ偏ク世ニ行フニ其品舶來ノ油ニ勝レル事東京及横濱新聞誌ニ詳ナリ國家ニ盡力シテ斯ル裨益ノ基ヲ創メシハ最モ稱譽スベキ事ナリ

(明治七年十一月十七日「東京日々新聞」第八五四號)

越後其他諸國に有る所の臭水油即ち石腦油は實に天然の靈

品にして無上の國産なり近年美國ベンセルバニヤの地にて此油を發見し精製して燈油と成し多く西洋其他各國へ賣出せり則ち我が邦へも夥しく輸入する處のケロシン油ケロシン油はなり聞く合衆國物産中の尤も上等に居る所にして其國益たる浩大なりト日本にては千年前より既に是を發見したれども惜しむべし化學未だ開けざるを以て是を精製する事を知らず空しく農家夜業の用に供せしのみ十餘年前予美國ベンセルバニヤの醫師平文氏と共に和英語林集成と云ふ辭書を編輯せし折から不思議の字に至て遂に越後七奇の談に至りしが始めて石腦油のケロシン油なる事を知り則ち意に是を精製せん事を思ひ立てり後に中川嘉兵衛と議して越後の平野安紹渡邊友之助等に謀り社を結び器械を購ひ漸く此業を起さんとせしに人心とかく危疑を懷き社中に加はる者少なく資金缺乏して遂に成功に至らず天賜の良産をして空しく地中に埋没せしむる事誠に惜しむべきの至り也と常に残念に思ひ居たりしに其のち信州に於て石坂周造此油を發見し會社を設けて外國人を雇ひ製造場を開らし盛んに此事業を起さんとせしが中途屢々轉跌して又未だ成立に至らず因て其子を遣はして美國ベンセルバニヤに至り此業を學ばしむと雖ども隔靴の恨なきこと能はず社中其業に汲々たるを以

て此たび石坂氏自から美國に赴むき親しく此精製の法を修業し且その新製の器械を買ひ入れ熟練の教師を雇ひ來りて是非とも此事業を盛大ならしめ天産の靈物を以て永く土中に擲棄する事なからんと期せり其奮發勉勵の意實に賞すべし石坂氏は元武人にして曾て矢石汗馬の間に馳驅せり今その勇邁不退の志を以て此事業の上に移せり知るべし他日この事業の益々盛んにして日本第一等の國益たらん事を石坂氏の航行近きに在らんとす故に敢て一言を贈りて兼て我が邦の物産に富める事を天下に公告せんと欲す蓋し又予は今石腦油を説く者の翹楚たるを以てなり 吟香居士 (明治八年四月五日「解譯新聞誌」第六十五號所載)

●磐城炭坑始掘者

安政年代の片寄平藏

(明治七年三月發行「磐前新聞」第二號所載)

當管内(磐前縣磐城國)石炭礦開創ハ一大區磐城郡大森村片

寄平藏ナルモノニテ安政四巳年元湯長谷藩廳ノ許可ヲ得磐前郡白水村山ヲ發掘シ數千俵ヲ横濱へ輸出販賣ス之ヲ諸國輸入ノ産ト比較スルニ其品位上等ニ出依テ平藏益奮發勉勵大イニ工ヲ鳩メ發掘販賣數年ヲ出ズシテ其家暴富ヲ極ム爾來人々其利益ヲ知り礦坑ヲ發見シ從事スルモノ漸ク多ク同郡宮村小野村新田西小川村藤原村檜葉郡淺見川村北迫村等諸山尤盛ナリ之ニ次ク者ハ菊多郡瀬戸村三澤村下小川村小山田村等ナリ就中宮村字鬼ヶ澤ニ於テ東京淺草南松山町商太田次郎兵衛ナルモノ英人ジョージマンズヒールドヲ雇入火藥ニテ發坑シ昨十月上旬ヨリ同月下旬迄僅二十日間餘ニ拾六貫目入四千七十九俵ヲ掘揚ゲ運漕シテ去レリト云 因ニ云片寄平藏ハ元越後出生ノ木挽職ニテ大森村附籍ノ初メハ僅カニ細烟ヲ揚ルノミナリシカ途ニ此大業ニ從事シ全家俄ニ豪富ヲ極メ巨大ノ邸宅ヲ構フニ至ル管應存テ其爲ス有ルヲ知り苗字帶刀ヲ免シテ之ヲ賞シ後又徒士格ニ列シ乘馬ヲモ許サレ其榮家門ニ及フ惜哉數年前世ヲ去ル其孫唯助能ク箕裘ヲ繼キ家聲ヲ墜サスト云夫レ人金銀巨萬ヲ累スレバ公卿トナルベシ然シテ富ヲ求ムルハ只是勉強ノ二字ニアリ人能ク此二字ヲ以テ護符トナシ終食ノ間モ忘レズンバ平藏ノ富ヲ求ムル豈其レ難カラシヤ

●人體解剖學者

大學東校の田口和美先生

(明治五年正月發行「新聞雜誌」第二十七號所載)

昨宋江中東京府ニ於テ死刑ニ處セラレシ無籍ノ徒絞罪斬罪共合テ八十二人ノ屍ヲ東校ニ於テ解剖セリ其内十二月ニハ死刑ノ者最モ多クシテ五十三人ニ至レリ此科專務ノ官員田口和美晝夜ヲ廢セズ生徒ト共ニ勉勵シ外國ニ教師ノ教示ヲ受ケ骨、靱帶、筋、動脈、腦髓、脊髓、耳、内臟、等ヲ精密ニ解キ盡セリトイフ醫學ノ進歩推シテ知ルベシニ教師モ大ニ和美ヲ稱譽シテ後來必ズ解剖ノ教頭トナルベシト云ヘリトゾ

●隱岐の竹島

火を放つて開拓

(明治五年七月十四日「東京日日新聞」第三百三十號所載)

過る天保年間石州濱田在松原村の農八右衛門なる者洋中にて難風に遇ひ竹島と云る地へ漂着しはじめて針路を覺え其後數回渡海し地理及び物産等を探索なせしに竹島の名空しからず周り三尺餘盟に用ひて可なる可き大竹有之由是にお

ひて其頃石州某藩の有司に懇意の者あり竊に其有司と計り此地を開墾せんと欲す抑も深山幽谷を開かんとすには火を以て樹木を燒拂ふと言へり之は惡獸の住ん事を懼れて也然るに此竹島は朝鮮國釜山浦と海上を隔る僅なれば彼國より此火光を見て日本より襲撃なすにやと愕き羽檄を飛して對州へ通じたり是に於て對州候其事情を搜索あるに前書八右衛門官にも告げず竊に地を開かんとせし事發覺し殊に同人外國船と私の交通なせるの趣通れ難く遂に舊政府の律密商の刑に處せられしが方今至仁寛大の秋に際し其子孫を召出され同所を開拓せらるゝ由不日速に開拓ならば必ず國家の大益となるべき也

●中京の流行俗語

開化のドン／＼節

(明治五年正月發行「名古屋新聞」第三號所載)

縣下比日流行の童謡
「イキナ斬髮 イヤミナ茶筌 ドン／＼」
鬚ノアルノハ野蠻人 ホンマカネ ソウジャナイカ
ドン／＼
古人謠占ヲ重ニス放慮スル勿レ

●乞食に施與するを禁ず

厄介に申付とは笑ふべき珍布令

(明治五年十月發行「新聞要録」第三號所載)

香川縣布告に佛法に沈溺するの情より遍路乞食等へ一錢半碗の小惠を施し乞食等も亦甘じて小惠に安んじ更に改心の期なし却て害を招く甚と相成甚以宜しからざる儀に付今後右等小惠を施し候義堅く不相成萬一右の令にそむく者これあるにおいては爾後其者厄介に申付義も有之べく候條何も心得違ひこれなき様致すべき事

●獨逸人を殺害せし事件

政府當局者の配慮

(明治七年九月十五日「東京日々新聞」第七九九號)

太政官達書第百二十號 使 府 縣
去月十一日函館港ニ於テ獨乙國代辨領事ヲ暴殺致シ候秋田縣士族田崎秀親儀吟味詰ノ上別紙ノ通處刑相成候右ハ外國

御交際ノ御趣意ニ悖リ不容易罪狀ニ付改律以前ニ候得ハ梟首ニモ可被行處當今ノ刑典ニ照シ斬ニ被處候義ニ付右ノ趣相心得本年第十號ヲ以相違候通向後心得違ノ者無之様管下一般へ告諭可致旨更ニ相違候事

明治七年九月十日

秋田縣貫屬士族 田 崎 秀 親

其方儀平日從事スル所ノ皇學頹敗ニ至ルハ必竟外國トノ和親ニ基ツクト頑愚ノ心ヨリ一圖ニ存込ミ寧ロ洋人ヲ斬害シ素志ヲ果サント郷里出奔箱館表ニ至リ同處谷地頭ニ於テ獨逸國領事勤方フアパー氏ニ邂逅シ忽拔刀追逐シ兇殺セシ段甚以不届ノ儀ニ付破廉耻甚ヲ以テ人命謀殺條ニ照シ除族ノ上斬罪申付候事

●中江篤介の佛蘭西學舎

後の佛學塾

(明治七年十月五日「東京日々新聞」第八百十六號)

余新タニ佛蘭西學舎ヲ開キ偏ニ學徒進歩ノ速カナルヲ期シ專ラ其偏則ヲ教導ス講讀時間ノ如キハ請フ有志者ノ自ラ來リ間ハンコトヲ

中六番町四十五番地 中 江 篤 介

東京大學に近き根津遊廓

學生の風紀問題

(明治十三年七月七日發行「教育新誌」第七十五號所載)

○東京大學ト根津トノ關係 東海 一郎

世界有名ノ大學ハ都會ヲ距ルノ地ニ在リテ多ク古來有爲ノ學士ハ閑雅ノ境ニ教育セラレタル人ニ多シ露華美觀ハ往々大人ノ心目ヲ奪フニ足ル況ヤ多情ノ少年ニシテ田舎ノ草廬ヲ出テ京華ノ囂々タルニ浴スルニ於テヲヤ志操漸ニシテ挫ケ樓ヲ衣テ故郷ニ歸ルモノノ八九ニ居ル寔ニ國ノ爲ニ憾トスル所ナリ嘗テ聞ク我々憐れナル有司ハ既ニ茲ニ注視スル所アリ京華ヲ距ルノ境ニ於テ大學ヲ設立スルノ議ヲ發シ其地ヲ千葉縣トナル眞間鴻ノ臺ニ選ビタリト蓋シ此舉タル固ヨリ美ナラザルニ非ズト雖モ今ヤ國家ノ多事ニ際シ國帑モ亦常ニ豐盈ナラズ特ニ格幣低落シテ餓莩市ニ多キノ秋ナルガ故ニ政府力アリト雖モ亦大學ノ改設ニ着手スルニ迫アラズ況ヤ既設ノ校物ノ莊麗ナル或ハ將ニ民力ト權衡ヲ失ハントスルモノアルニ於テヲヤ憐れナル有司ニシテ其輕躁ニ失スルノ笑ヲ招クノ舉措アラザルハ余輩ノ信ジテ疑ハザル所ナリ然リト雖モ現設大學ノ地タル一ハ一橋々畔ニ在リテ一

ハ本郷街頭ニ在リ彼ハ其地卑濕ニシテ往々學生ノ健康ヲ害シ是ハ其地高燥ニシテ東臺ノ全景ヲ一眸ニ收ムルノ佳境タリト雖モ其ニ京華ノ囂々ニ接スルノミナラズ特ニ本郷ノ如キハ根津ノ遊里ニ近ク茶畦ノ間ヲ微行スレバ僅々數十百歩ニ過ギズ食後ノ散步ニ儼外ノ柔艶ニ接スルノ娛アリト雖モ伊唔聲罷ミテ絃歌情ヲ寄スルヲ奈何センヤ花晨月露ニ魂飛ビ神迷フモ亦多情ノ學生ニシテ已ムコト能ハザル事情ト知ルベシ本郷ニ醫學部ノ設立アリシヨリ根津ノ遊里ノ歲入ハ其額ヲ増加セリト聞ク亦以テ實況ヲ徵スルニ足ル然ラバ則チ大學設立ニ可ナラザルハ獨リ一橋々畔ノミナラズ本郷モ亦大學ノ地ト爲ス可カラザル乎曰ク否既ニ數十萬金ヲ此地ノ工費ニ支消シ今又將ニ理學部ヲ此ニ移サントスルノ舉アルヲ聞ク豈ニ他ニ大學ノ地ヲ求メ其改設ニ國帑ヲ徒費スルヲ願ハンヤ今且ツ根津ノ遊里ヲ移シテ他ノ遊里ニ併スルヲ可トスルノミ遊里ヲ公認スルスラ尙且失計タルヲ免ガレザルニ之ヲ數處ニ分置シテ四隣ノ空氣ヲ汚腐スルハ德義上ニ於テ須臾モ思スベカラザル事柄ナリ移居ノ不幸ニ逢フモノハ僅々數十戸ノ賤業者ニ過ギズト雖モ此遊里ノ爲ニ俗ヲ紊ルハ獨リ四隣ニ止マラズ媚々タル絃歌ノ餘音ハ遙カニ大學生徒ノ志操ヲ蕩播シ去リ國家ノ元氣ヲ衰耗スルノ實蹟アリ

トセバ安ゾ速ニ之カ計ヲ爲サ、ルコトヲ得ンヤ苟モ此遊里ヲ拂ハズシテ徒ニ本郷ニ大學部ノ増設ヲ圖ルハ蓋シ滋味ヲ備ヘテ人ヲ陷穽ニ誘フガ如シ東京ニ滋味アリ田舎ノ父老ハ多年粒々ノ汗ヲ蓄積シ愛子ヲシテ其ノ滋味ニ成長セシメントス豈料ランヤ街頭ニ陷穽アリ一宵ニシテ其ノ支體ヲ敗毀セントハ幸ニシテ再會スルヲ得ルモ今ハ一生ノ癡痴人タリ噫老父ノ恨ハ深ク骨髓ニ徹シ終身忘ル、ニ由ナカルベシ憐れナル有司其人アリ斷ジテ之ヲ等閑ニ看過シ去ラザルヲ知ル特ニ吾人ハ嘗テ里仁第四ヲ暗誦シタルノ人種タリ豈ニ茲ニ喋々スルヲ要センヤ

(解) 里仁第四とは論語の「子曰里仁爲美擇不處仁焉得」を云ふのである

(補) 右の論に對して、同誌第七十七號に日下部三之助の郵寄にかゝる駁論を掲出してある、要は「根津の遊里を他に移すも、食後に上野近傍を散歩すれば、婀娜なる美人の途に飄揚たるあり、嬌媚なる新娘の艶言を呈して氷水麥湯を進むるあり、酒家の樓上には絃聲の春情を蕩するあり、樹陰暗燈の下には私に淫を賣りて其の需めに應ずるあり、概言すれば東京は到る處として陷穽あらざるの地なし、其の空氣も亦清潔なりとすべからず、故に

東京は學業を修むるの地にあらざるなり」と論じて、根津遊廓を他へ移さんよりは「大學を千葉縣下眞間鴻の臺に移すこそ策の得たるものなれ」といふのであつた此後も亦前に掲ぐるが如き理由で、根津に遊廓あるを非難する論者輩出し、又事實に於ても東京大學の醫科學生と文科學生中、根津遊廓に耽溺して學業を遂げない者が多かつたので、政府は終に明治十七年の末、三年後即ち明治二十年十二月限り根津遊廓を取拂ふべしとの令を下したが、同遊廓の營業者より深川海岸の埋立地に移轉の事を願ひ出て許可を得、同二十一年一月に全部が今の洲崎に移轉したのである、玉藻樓主人(長尾藻城子)の漢文「根津新繁昌記」は同十八年「吾妻新誌」に連載してある



根津遊廓の南入口宮永町
載所卷上(情事柳花)年三十治明

●小間物屋の娘

持兇器強盜罪

(明治六年五月三日發行「大阪新聞」第百六號所載)

公開

播州揖西郡龍野 小間物屋伊三郎娘

脱籍 小 菊

其方儀盜盜ノ科ニ依リ大阪府ニ於テ處刑ヲ受ル身分不愼伊勢ト申合及物ヲ携ヘ往來人ヲ威シ其外一ヶ所ニテ金錢品物等賦ニ計ヘ金二十七兩餘奪取ル科持兇器強盜律ニ依リ斬罪申付ル

明治六年三月十二日

大阪裁判所 司法少判事 兒島惟謙

●奈良縣人の開化

迂愚頑冥の結髮者

(明治六年一月二十日發行奈良「日新新聞」第十七號)

政教ノ速ナル置郵シテ命ヲ傳フルヨリ速ナリトカ去辛未ノ冬奈良縣創立以來類ニ因襲ヲ破除シテ數月ノ間ニ大ニ面目改メ既ニ壬申ノ春當社新聞ニ其一端ヲ舉テ人力車ノ事抔記

載セシガ此節ハ人力車ハ勿論荷車ニ至ルマテ市在ニ遍滿シ散髮洋服スレハ人之ヲ目送スル程ナリシガ此節ハ官員ヤラ平民ヤラ違ニ物色シカタク商店ヲ開ケハホラフヲ建ツルコトニナリ挾冊ノ生徒ハ口ニ洋語ヲ吟シ僅一年ノ間ニ其體面ヲ改メタルコト枚舉ニ遑アラス又明年ノ今日ニ至ラハ其駁歩更ニ何如ソヤ唯一事恨ベキハ昨年來散髮ノ御布令アリシヨリ事情ニ通シタル者ハ疾ニ御趣意ヲ奉體シタレトモ迂頑ノ人ハ御布令ノ文面含蓄蘊籍ノ所ヲ誤認シテ今ニ首鼠決セス加之戸長杯モ同シク其文意ヲ解セナルヨリ區内ノ説諭行届カス中ニハ種々ノ詭言ヲ信用シ三人寄レハ頭ノ手變リ借モ碍ノ明ヌ事ナリ願クハ早分リニキツバリト今一タビ御布令アリタキコトナリ

合アリタキコトナリ

●京阪の往復馬車

汽車未開通時代の便利

(明治六年二月八月「大阪新聞」第八十二號所載)

頃日京阪ノ間ニ往復ノ馬車ヲ開キ其神速至便ナル事ハ五時間ヲ不出シテ着ス尤モ乘價六拾二錢五厘ニシテ阪地ニテハ天神橋南詰京地ニテハ姉小路車屋町ノ兩地ニ會社ヲ結ビ毎日午前九時午後一時ノ發途ナル由

●明治初頭の電信機架設事業

出願許可の報告書

(明治元年十月頃頒布、木刻半紙摺八枚一冊本)

傳信機出來の儀

奉申上候書附 並別紙拜借願書面共

廣 瀬 自 慙

今日ノ如キ大御一新ハ地球ノ表面附着スル有名各國ニモ未タ曾テ有ナル新舉也掛クモ朝廷之御威德ニ候然共偏ニ報國有志之盡力至尊ト可申益復古盛大途ニ萬國ヲ壓倒スル祖先トス殊ニ我等ノ學士ニ於テ喜悅スルコト甚シ殊ニ萬國公法御採用追々無不備ハ然當今御多端之折柄申上候モ奉恐入候得共今ヤ各國交際永續ノ法專務ト奉存候内先京阪ノ間ニテレガラーフ。仕掛公私ノ消息御報相成候様致度左様相成候得者誠ニ 皇國ヲ一新スルノ。一ツノ大事件ト可申者也其効用普ク世界中有志ノ知ル所上下ノ利澤無算實ニ開國至尊ト可申也文明各國ニハ早駕ナゾト申不究理因循成舉無之。テレガラーフヲ相用日用事務ノ消息ハ論ナク適クハ魯斯國セバストボル之大戰爭中ロシアノ師、エンゲリス、フランス、イ

歐羅巴人其軍情ヲ飛報スルニ「哥力米里」ロシア之國內ノ名ヨリ黑海底越一千三百餘里テレガラーフヲ以テ迅速即至ル夫ヨリ次第ニ各國エ通報スト尙近頃北亞米利加之ネウヨルク府究理學校ノプロヘセウノ儀。ヒユゼス大聖「インブリメント」此ハ數百里ノ他方ニテ紙ノ上ニ文字ノ印ヲ押付ル仕懸ナリテレガラーフ。ヲ發明シ盛ニ行ル此ハ數百里ノ他方ニテ紙ニ尙可驚ハ一千八百五十九年意太里國ノ學士ム。ル。アブベ。カセルリ大聖「ペンテレガラー」ベト申一種奇ナル器械ヲ發明ス是ハ數百里ノ他方ニテ紙ノ上ニ文字ノ印ヲ押付ル仕懸ケナリ今魯斯ベートルベルグ府ニ盛ニ行ル然ル盛ノ折柄我 皇國中未ダ一ツノ御場所ヲモ此器械ノ舉無之トハ御一新ノ折柄極テ御不都合ノ御事ニ候夫各國テレガラーフ採用スルヤ其導線往來ニ導線スルコト恰モ蜘蛛ノ巢ノ如シ此器械ハ中古獨乙國ノ大學士ヘールログマシ大聖發明スルヲ祖先トス且是ニ基キ續テ一千八百四十四年當年ヨリ二北亞米利加國ノ學士モルセ大聖トリユク。テレガラーフヲ發明ス是ハ紙ニ紙ヲ付文ニカエ用仕掛然ル處此大聖是ヲ實用セント欲スレ共其身貧ニシテ資ナシ乃合衆國政府エ願三萬ドルヲ得テ。ワシントン府ヨリ北アメリカ之首府バルチモール府迄凡拾八里ノ間エ仕掛候ヲ世界中テレガラーフ之實地採用ノ最初トス以上法國究理書ノシカモ其頃ハ未タ學行祖班ニヘ水藥等ノ費用夥數殊ニ煩敷事甚シ近頃獨乙國「ロキセン」ノ首府

ベルリンニテシーメンス。ハルスケ大聖大ニ此術ヲ變改シマダグネトノ仕懸ケニテ大成費用ヲ省キ水藥ヲ廢シ至極ノ輕便ト成キセン國中ニ用ユル數五百ニ番日ト有實ニ感成ルコト可也
皇國ヲ注目シ觸規スル所ノ形跡ニ不拘廣ク宇内ノ大勢ヲ御察シ被爲遊別紙表意御採用被成下度最右器械儀ハ私百般ノ困苦ヲ不厭多年莫大成費用ヲ出シ試驗仕リ遂ニ去ル戌年江戸府ニ於テ實驗仕候殊ニ其難形等ハ長州侯エ。御藩新庄七兵衛氏ヲ以テ御讓リ申上候次第有之。實驗ノ器械尤小形ニ候得ト消息スルニ付其頃亞美利加國。ミニストール。アラエン書記官ボルトメシ及醫官セメシスレ。之三氏ニ相見セ候處殊ノ外賞給テ恩名ベヤンミン亞美利加國ニ名譽タリ是則我。皇國ヲ輝クスルノ一端ナリト存恐奉候然。今御一共江戸府ニ於テ其頃ノ上官大因循ニテ却而恩名ヲ賞シテ山御ト謂リ。今御一新ノ折納實地専用寬廣ニ致度萬國公法御採用ノ正儀大政依之右ワシントン府ノ政府ノ例ニ比シ私共是迄千辛萬苦試驗仕候赤心之程。御了察被成下宜何卒出格ノ。御思召ヲ以テ別紙願意ノ通金札拜借被。仰付度此段奉願上候以上
辰九月三日 廣 瀨 自 慙

尙和蘭國テレガラーフノ矩則公法兼テ取調置候間追テ別紙ニ申上候
奉願上候拜借金之事
一金壹萬五千兩 但シ三度ニ御下ケ被成下度候事尤
金札ニテ宜候事
右者傳信機爲諸入用以無利足拜借被下置候様致度此段奉願上候以上
九月三日 廣 瀨 自 慙
一器械出來日限二百日尙此テレガラーフ始候得者遂ニ
皇國一般廣通スルハ必然最壹ケ所毎ニ多少ノ運上上納被
仰付候得者是等之稅令軍費之一端ヲ補足ル是則萬國公法
官許ノ運上也
一返納金之儀テレガラーフ全出來之上日々ノ利益ヲ以毎月
壹度ツ、上納可奉申上候筈ノコト
右建願之儀御採用ニ相成願之通
金札壹萬五千兩御下ケ被下成置候事
(補) 右廣瀨氏の略傳は、明治三十六年發行の「現今日本名家列傳」中に發明家として出て居る

●新島襄外人に賞揚さる

横濱ヘラルド下新聞記事抄譯

(明治七年十二月十五日「朝野新聞」第四百五號所載)
名を新島と呼べる日本の壯士は已に其學業を卒へたる愛すべき人物なり同人合衆國に滯留すること數年の後即今始めて其本國に歸れり新島は始め日本國の分裂して諸侯領となり皆殆ど獨立の勢ひをなせし時に當り其一侯の重役某が男なり其父幼より之を教ゆるに和漢の學を以てし新島も亦自ら大に文學を好み凡そ各種の書卷其手に觸れ得る者は一として之を誦讀せざるなし一日偶亞米利加地理誌の惣論を日本語に翻譯したる一書を閲せり蓋し此書は東方人民の心思をして西洋進歩の實況を慕はしめんと數年來刻苦勉強したる歐洲宣教師の譯述する所なり新島又其近港に來りて貿易に従事する和蘭船主より歐洲書籍二三卷を得て傍に人なきを窺ひ竊に之を習讀せり其後少間を経て耶蘇經典の一部分を翻譯せし一書を得たり新島此等の書を學んで孜々屈せず而して遂に經典緣起の確説を究めんと欲し在留の米人に就て之を問へば其人海を隔て西方に陸士あることを以て答ふ於是か彼れ始めて其地に到らんと決心せり是れ實に十年前

の事なり
新島心に以謂へらく脱走洋行せんとする事若し一たび發露せば父母の怒を受くるは勿論且嚴律の宥さざる所にして忽ち刑吏の手に陥るべしと種々工夫を凝すと雖も一身死を決するの外策の出るところを知らず遂に大膽にも其近港に碇泊する米國兩枝桅船に乘込みり然るに其船將彼れ已に脱走の大罪を侵したるに依り若し日本人をして之を得せしめば其生命殆ど危からんとするを知り強て之を陸上に還送せず遂にそのまゝ出帆して支那港に到着せり此船を賃備せし諸人は是に至て始めて脱走人の船内にあるを見出し驚くこと大方ならず直ちに日本へ歸らしむべしと命ぜり去れども新島は折能亦其船を脱して米國マツサキセツ州内サルムに到るべき一船内に乗込み數日の航海を経て其地に到着し二三ヶ月の後アンドベルのヒエリツブアカデミー(學校の名)に學び後カルレージ(學校の名)に入り又神教書館におゐて勸學せり此書館に修業するに當り遂に其身を以て日本國內の宣教師たらんと志を起せり新島アンドベルに勤學中日本文部理事官我が合衆國の學制を學ばんが爲め此地に來りけるが其人始めて新島の事を聞けり新島的朋友たる米人數名あり其一人は充分に彼が學費を給して其學業を全ふする

を得せしめたり千八百七十二年に至りて新島其渴望せしところを遂げたり是れ他なし日本理事官同人の事を聞きアン・ドベルに來りて之と面會を遂げ其末日本政府同人脱走の罪を赦して更に文部理事官の書記官と爲し英・佛・蘭・字・魯・白耳義・丁抹・瑞西の學制を學知せしめん爲め歐洲に遣發せり斯くて同人歐洲に留ること十五ヶ月にして又直ちにアン・ドベルに歸り終に其教法學を卒れりボストン府のモントア・ウプレン寺院に於て日本國宣教師たるの命を蒙り其後二三日を経てニウ・ヘブロンと云ふ所に於てヤール・カルレージの頭領以下の諸員及び他の有名なる僧徒を招引し亞米利加發足の離別をなせり而して數日前日本國に向て出發し歸着の上は其國內に一箇の耶蘇教寺院を設立せんとす將來同人の共國開化を全成して著明なる事業を遂げんとす亦疑を容れず敏聰なる才質を具して人の信心を引くに足れる新島(彼れを信ずる諸人然か云ふ)將に日本國內に於て耶蘇教の事業を興さんとす彼れ既に日本國に行はるべき宗教は波羅特派の外他に一物なきことを信ぜり且同人は自由衆政を好むを以て自由國の自由宗教及び庠序學校の事より公選の法(其弊害多きにもせよ)に至るまで悉く之を信用せり奇なる哉始め同人忽然其國土を脱し其本籍を離れたるに今又忽然宜

教師となりて其故國に歸れり然り而して此事獨り其信奉する波羅特派の利益のみならず又日本人民身を修め心を正ふるの一大益たるべし嚮に新島離別の時ニウ・ヘブロンに諸教僧同人の事歴は日本國に關する大要事件なりと言ひしが其定見恐らくは果して誤らず元來同人は信心に固く事を爲すに斷あり知るべし其事業外國宣教師數十名の成功に勝ること萬々ならんことを同人の説に因れば日本人遂に必ず波羅特派を固守すべし而して其恩澤を受けて年々其自由を増し且漸く歐米方今の時様に化すべし日本人曾て造物主を禮拜することを廢し又六十萬の人民加特力宗教に入て後俄然之を拒絕したり其故如何となれば嚴酷なる教則を以て其人民を束縛せしが爲めのみ然れども其終に採用するものは波羅特派並に國民の自由と繁盛となるべしとなり將來此新教僧新島の舉動如何に其國の利益を興起するかを注目すべし

(補) 新島氏は基督教に熱心であつたが爲めに、斯く外人の賞揚を得たのであらうが、歸來人格高潔の君子として尊敬され、又京都同志社の教頭として薰陶に始終されたのは、外人の期待に背かなかつたものである、我輩は明治七年に此記事があつたのを珍として敬意を強めた

● ガラス切りのせんべい角石

金剛砂に代用すべき物

(明治五年十月發行東京「新聞要録」第三號所載)
相川縣管下佐渡國雜太郡相川町第二區柴町十七番地雜業山本二平なる者今般ガラスを截斷する石を發明せり此石薄片にして煎餅の如し故に里俗せんべい角石と唱へ從來燈石に用ひ來れり山本二平儀當壬申四月以來鑛山金坑の雜形を模造せし折柄ガラスを用る處ありしが舶來截斷の器械は容易く購ひ得難きにより焦慮熟考して終にせんべい角石にて截斷する事を發明せしに恰も利刀の如く方圓長短意の儘なり依てせんべい角石に二平發明の趣意書を添て澳國博覽會事務局へ御届に來りたり

● 千里軒の乗合馬車

二階造りにて乗客三十人

(明治七年八月六日「東京日々新聞」第七百六十三號)
乗合馬車開業
弊社今般歐米各國にて専ら行る、「オムンボス」と稱する二階造の馬車運轉を始め客三十人を乗せ淺草雷神門前より新

橋汽車「ステーション」迄一時に達す毎朝六時より午後八時迄一日往返六回すべし路上の賓客便利の爲め途中の乗り下り望に任す翼はくば四方の君子伏て來駕したまはん事を一人前賃金十錢 途中半を限り五錢 千里軒

● 大阪の千日と梅田

火葬場の變遷

(明治八年四月八日「郵便報知新聞」第六百三十五號)
大阪に以前「ヨンボー」屋と稱し火葬場二ヶ所有て一を北地にて梅田と云ふ一を南地にて千日と云ふ其家は寺院に似て最大なり軒數も極めて夥多有りしが火葬禁止の發令以來是が爲め營業を失し日に月に喰込になるのみならず地面廣大なれば地租の額隨て高し故に其主所持する能はず遂に千日は悉く家を毀ちて賣却すれば梅田も亦毀賣と決着せり然るに彼の千日は道頓堀近邊なれば其廣大なる地面も既に生人形或は手品其他見世物等にて餘地無きに至る其賑ひ察すべし梅田も家を毀つ跡へ櫻木を數多く植る事を目論見たれば千日に不及と雖も昔に變て賑はしき地と爲らんかとて彼昔の俗歌に死んで花見ができるなら梅田千日花盛りと云ひしも眞に前兆と云可かりける

●娼妓檢徴廢止論賛成

朝野新聞と萩原乙彦

(明治十三年六月五日發行「靜岡新聞」第七百十九號)

近比娼妓の梅毒検査は廢すべきかとの議起りし時臨場の醫官揚言して曰く検査は斷然廢すべき條理あり夫れ青樓に登り娼妓を買ふは決して善き事にあらず若し梅毒の害を畏るゝならば自ら遊蕩を廢するに若かず然るを政府にて入らざる世話を焼き娼妓の帶下を検査し務めて病毒を去らんとするは是れ遊蕩者流を保護して不品行を勸誘するなり天下豈に不良の者を保護するの道理あらんや縱令梅毒をして世間に蔓延せしむるも是れ亦不良の徒を戒むるの事例にして之に觸れて毒を受ければ人々自ら警戒すそれを政府より務めて保護するは道理に於て實に分らぬ事なり且夫れ政府の威力を以て人身中最も秘する所のものを検査し迷惑がる者を強いて其醜態を呈露せしむるの條理は萬々ある事なし是亦壓制の一にして不都合千萬の事なれば検査は斷然廢すべしとの論なり會衆の大半其説を賛成なりといふ嗚呼公明の發議なる哉假令其弊害はある事にもせよ政府が妄りに人民の事に干渉し來るの理なきを天下に明示したるの公論に感服

仕るなり試に思へ人民の居宅は其城壘なり猥りに侵入すべからず況や貴重の身體をや加之不良なる娼妓渡世を保護し遊蕩少年をして畏懼する所なく安んじて慾を逞うせしむる豈になすべき所ならんや然れども此理尋常俗子の能く解する所に非ず必ずや異論を唱ふる者あらんを知る我々は唯政府は政府人民は人民各其條理を大眼目とすべしとの説をなすのみ豈に穢き瘡かき論をひつかく者ならんやと朝野新聞に載せたるを見る實に陰門の検査をなすや政府益を誰が爲めに與ふるならん且つ每一週間の検査中一夜に數客の輪犯をとる勤めに於ける既に先客の毒氣に染みたる假令洗滌するも後客に毒を傳へざらんや是を以て方今も尙墮鼻橫痃の少年なきに非ざるを以て其益の普からぬを知る蓋し陰門は他に見らるゝを恥づる所にて是れ人情最厚の極點なり然るを緣由なき若輩の醫學生徒が猥褻にも探り見るを拒む能はざる女人の情如何ぞやされども習ふより慣るの俚語近時都鄙の娼妓一同厚顏平然と検査に着くは人情廉薄の極點にて耻を懷はざるの甚だしきなり人道百行は廉耻を懷ふにあり耻を耻とせざるは禽獸に同等ならずや野叟(萩原乙彦)は検査開始の時より翠眉の想ひ茲に年あり今朝野新聞の勸議を得て腹肚裏の宿物を吐露して少しく愉快を覺ゆ

●電報にて禮狀

布哇國領事ウエンリート

(明治五年十月七日發行「京都新聞」第六號所載)

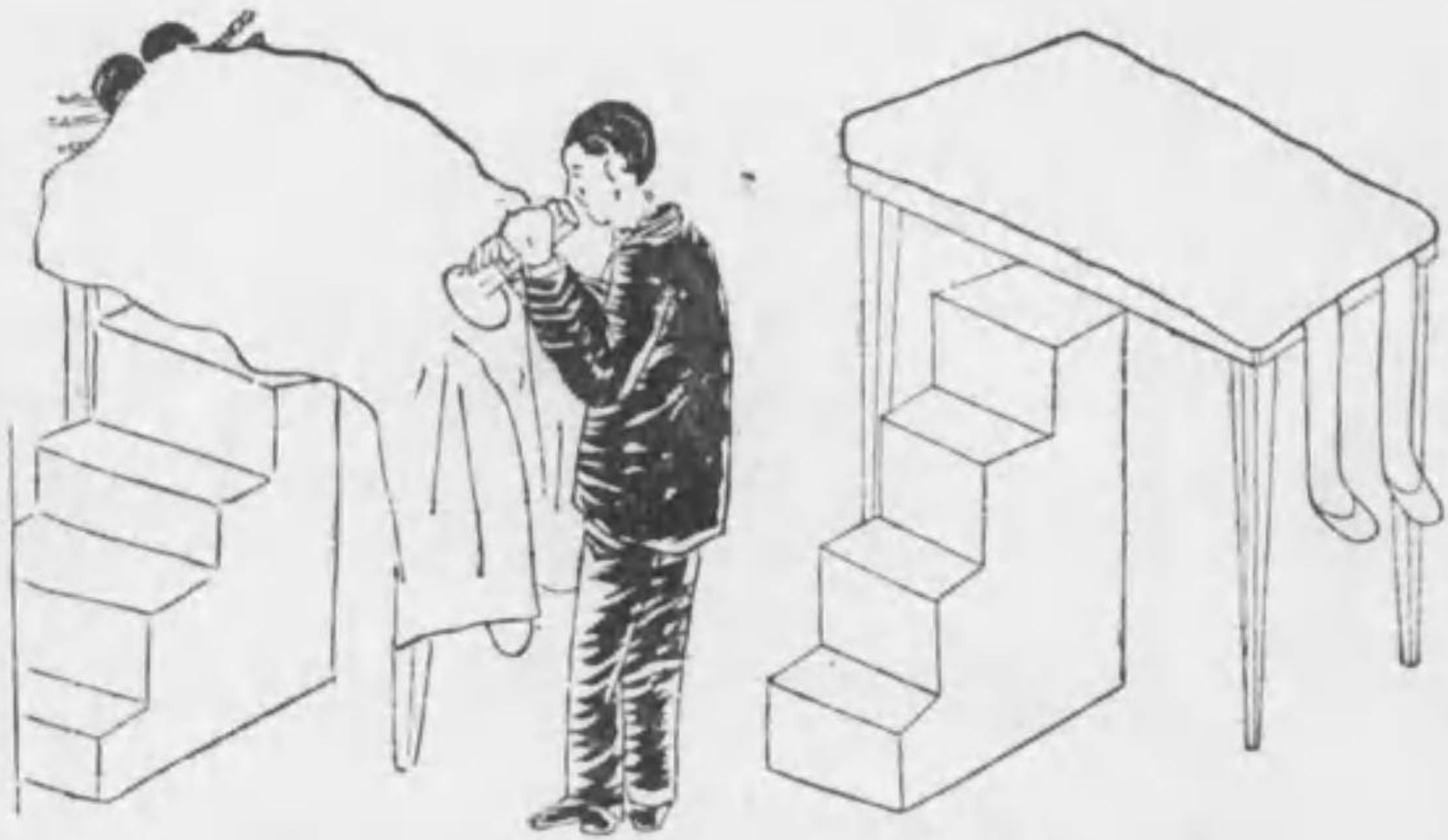
ハワイ國領事ウエンリート京都見物ノタメ過日入京陸路通り東京ニ出足セシガ庄野驛ニテ病氣差起リ外國醫者ニ診察タノミタキ趣テリガラフニテ同人ヨリ京都府エ申立タリ依テ御雇ノ獨逸醫員デヨンケル氏藥物其外用意相調九月廿九日出足ナリシガ速ニ快氣アリシナラン左ノ通り禮狀來レリ

ヤクニン タイソツ シンジツ マモリマス イシニ
 ズカ、ル 此語 未詳 ズイブン タスケマス マコトニ アリ
 ガタウ ゴンジマス ゴシンジツ

庄野宿 ウエンリート

因ニ曰テリガラフノ神速ナルハ誰モヨク知ル事ナレトモ心得違ノ者ハ魔法ジャノ何ノト種々愚論ヲ吐チラスノミナラス或ハ柱ヲキリ又ハ鐵線ニワラジヲ掛ルナト東海道邊ニテハ間々アルヨシ可敷ノ事ナリテリガラフ有レハコソウエンリート氏ノ如キ旅中ニテ危急ノ事アリテモ速ニ安全ノ場ニ至ル事ヲ得ルハ實ニ無限ノ幸福ナラズヤ人々宜シク注意シテ無賴徒ノ爲ニ煽動セラル、無ラン事ヲ企望ス

此圖繪は
 明治十三年
 年出版の
 花柳事情
 に載する
 もので、
 娼妓が檢
 査を忌み
 嫌つた時
 代の圖と
 記してあ
 る、もし
 て「今は
 腐つた體
 頭でも投
 げ出すが
 如く面薇
 ひもせず
 平氣のお
 平さん
 て絶く顔
 面の狀あ
 ることな
 りしとあ
 る



西洋人相手の私娼

ネロ／＼ヨロシイ

(明治七年九月四日「東京日々新聞」第七百八十九號)

横濱街中を夜行するに西洋商館の傍には多く窺窺たる者ありて情人を待つが如し始めは思へらく是れラシヤメンの納涼に托して私遇の約を履まんとする者なるべしと其の側に至るに及んで彼の妹なる者忽ち洋人に聲を掛けて云はく「コンバンハ、アナタスケベーヨロシイ、ワタクシ、アナタハウス、マロ／＼、アナタ、ネロ／＼ヨロシイ」と是巫山神女の流亞にして其語宜しく意を以て解すべし異國ペランノ一氏曰此等の女子誠に憎くむべきに似たりと雖も其情實に憐れむべし其全く正味の憎くむべき所は此女子の身に浴せ懸べからずして其國の習風と現在の政堂上に負はせて的當なりとすと

國事犯人に添書を與へし罪

委托を受けし裁判宣告

(明治十二年四月九日「京都日々新聞」第七十八號所載)

熊本縣平民當時下京區第十五組附屬知恩院宗學校寄宿石中

舜哲は此程當地裁判所より左の通り申渡されしと

其方儀義キニ禁獄終身ニ處セラレタル小和野廣人ナル者賊徒ニ與シ官兵ニ抵抗セシヲ知リナガラ他ニ隱避セシムル爲メ無量寺住職肇賢定宛ノ添書ヲ與フルモ未ダ官司ノ追喚ニ係ルヲ知ラサルニ付右科律例第三百十一條ニ依リ不應爲輕ニ問ヒ懲役三十日申付ル

右ハ鹿兒島裁判所ヨリ照會ニ付宣告

明治十二年三月二十八日

京都裁判所

無届公開の弔祭會

巡查が縣令を訴ふ

(明治十五年十一月東京「日の出新聞」第一九四號)

去る十二日のこと、か滋賀縣下大津石川町の青龍寺に於て同縣令龍手田安定氏が祭主となり先年同縣の令たりし故松田道之氏の弔祭を執行はれしに參詣人も最と多かりしが同地の巡查多田三樹藏氏は此程其筋へ出て滋賀郡別所村に寄留する長崎縣士族龍手田安定は本月十二日故松田道之の弔祭禮と唱へ無届けにて公衆を集め之に折詰の食物などを與へ其が爲め非常の難查を極めたるは正しく法律を犯したる者なりと告發しよし其結局は如何なりしか

蠶の蛹を絞りて燈油

飛驒人の發明(不成績か)

(明治五年八月二十六日「東京日々新聞」第百六十六號)

筑摩縣管下飛驒國高山一ノ町吉田条右衛門佐野長次郎なる者蠶を煮て絲を取り跡のムツゴを絞りて燈油を製造なす事を發明し別紙を以て縣廳へ訴へたり右ムツゴは各所養蠶場より出る所の數幾萬なるをしらず是等は皆廢物と見なして多くコヤシに用ひ來れど各地是を製して油となす時は御國益の一端にも相成べくとて製法方及び絞り油壺ピンを添其縣より大藏省へ御届相成し由

別紙蠶蛹ムツゴ油製造法方書ノ寫

- 一ムツゴ八斗此目方貳拾貫目絞り油凡五升程有之候事
- 一右絞り精ノ儀ハ凡拾六貫目程有之候事
- 一製造之儀ハムツゴヲ煎リ細末ニ致シ右ヲ蒸ジ揚絞申候事
- 一絞方之儀ハ矢絞又ハ絞絞天秤絞杯ト申儀有之候事
- 右ニテ極製ノ油ト相成申候
- 尤油絞り揚ゲ日數廿日程相立候へバ燈リ方宜敷相成候事
- 尙絞り精ノ儀ハ試ミ候處耕作ニモ培養ノモノニ候事

壬申八月

筑摩縣 御 廳

日本に共和政治は不可能

國體論にあらざる民狀論

(明治六年四月發行「東京新報」第八號所載)

横濱新聞ニ日本人ノ中ニ日本ノ共和政治トナラン事ヲ望ム者アリトテ之ヲ憂慮セル文辭ヲ載タリ此事ハ決シテ日本ニテハ能ハザル事ナリマタ望ミテモ得ザル事ナリ共和政治ト云フ者ハ日本ノ體體ノ人民學問文藝心術事業ノ次第ニ進ミ高等ノ地位ニ達シ所謂堯舜ノ民比屋封ズベキト云フニ至ラザレバコ、ニ進ム得ベカラズトヒ今ヨリ後三十年五十年ヲ經トモ日本ノ人民ハ今日ノ亞米利加ノ人民ノ如クニハ至ラザルベシ今ヨリ後歩々實地ヲ踏テ進ミ行カバ數年後ニ英國ノ政體英民ノ自由ニ似タルモノヲ作り出スベキカ英國ハ國王アリ及ビ地ヲ有ザル諸侯アリテ頗ル日本ニ似タリ抑モ共和政治ハ堯舜揖讓ノ風ニテ邦國コレヨリ上ナルハナシ然レドモ現今日本ノ直ニ共和政治トナランヲ望ムハ必ズ得ベカラザル事ニシテ眞ニ時勢ヲ知ラザル者ト云フベシ

發明人

吉田条右衛門

同

佐野 長次郎

●銀行紙幣に記入の文字

福地源一郎の書

(明治四十三年發行林董著「後ば昔の記」所載)

米國合衆國に於ては黒奴解放の爲めに南北各州互に乖離して四年に亘れる大戦争の際發行したる紙幣處分として國立銀行なる者を設けたるが其方法を記したる者我國に傳來したるを福地源一郎が翻譯したる事あり伊藤博文氏は當時大藏省に在りて此翻譯を見て是れ最も我國の財政始末に應用して可なる方法なりとし福地源一郎を淺草なるいはは長屋住居より引出し爲に其借財を皆濟し米國に伴ひ行きて國立銀行の制度取調を爲したり其歸朝して發布したる者即ち國立銀行條例なり故に米國にて初に造りたる日本の銀行紙幣に記入の文字は皆福地源一郎の自筆なり

●岩倉右大臣暗殺未遂罪

所謂喰違事件

東京裁判所審理公判の申渡

高知縣貞屬士族

武市 熊吉 武市 喜久万

其方共儀征韓之議行ワレザルヲ不平ニ存ズルヨリ岩倉大臣ヲ殺害シテ廟議ヲ動サント欲シ同志九人申合當一月十四日夜喰違ニ於テ刺傷スル科ニ依リ除族ノ上新罪申付候事
明治七年七月九日

島崎直方 山崎則雄
下村義明 岩田正彦
中西茂樹 中山泰道
澤田 悦彌太

●ポリスミいふ英語の職名

巡查の語なかりし選卒時代

(明治六年三月發行「雙龍新聞」第二號所載)

甲賀郡上朝宮村 假ボリス 荒木文助
同 宮町村 同 中川常吉
同 勅使村 同 植田平助
同 黄瀬村 同 澤田喜平次
右ノ者共大阪府准流徒刑ノ者二十二人脱走致シ候内六人一月廿四日上朝宮村ニ立越候處怪敷見込ミ同役共四人ニテ盡力及捕縛候段全ク職掌勉勵神妙ノ事ニ候依之爲褒美金三百疋宛遣之候事 右揭示スル者也 滋賀縣令 松田 道之

●大阪病院生徒教導規則

開業醫師の入學をも許せり

(明治六年五月發行「大阪新聞」第七、八號所載)

今般病院ニ於テ醫學教導致候ニ付別紙規則ノ通相定來ルニ十四日ヨリ相始候ニ付醫學修業致度者規則ノ通可願出候事

明治六年三月十九日 大阪府權知事 渡邊昇

大阪病院生徒教導規則

第一則 一 醫者司命ノ職ニシテ其任重學業精察ナラサレハ健康ヲ保全スルノ義務ヲ治癒スルノ理ヲ知ルコト能ハス今般府内有志輩ノ力ヲ合セ病院ヲ建營シ院中教導ノ席ヲ設ケ生徒ニ教授スルニ付苟モ醫ニ志ス者ハ老少ヲ選ハス入校學業勉勵司命ノ職ニ適スルコトヲ庶幾スヘキ事
第二則 一 入學ノ生徒小學校及ヒ中學校ヲ經テ正則ヲ履ミ病院ニ來ル者ハ解剖學ヨリ學則ノ序ヲ逐テ教導スヘシト雖モ晩學ニシテ其序ヲ逐フコト能ハサル者ハ之レヲ變則トシテ直ニ原病論藥性論ノ講義ニ列ネ兼テ病床ニ就テ實驗セシメ早ク其要旨ヲ得セシムヘキ事
第三則 一 毎週月曜火曜水曜金曜ノ日ハ教師藥性論ヲ講シ兼テ生理病理ヲ附説シ土曜日ニハ原病各論ヲ教授スヘキ事

第四則 一 教師講義ハ毎日午前八時ヨリ夏日ニハ七時ヨリ相始ムヘキ事

第五則 一 解剖學及ヒ生理學ノ二科ハ當分助教ヨリ講習致スヘキ事

第六則 一 入學ノ節管内ハ區長或ハ戶長ノ印書管外ハ其縣廳或ハ府内住人ノ證書持參毎週土曜日入學致スヘキ事

第七則 一 入學ノ節開業醫ハ東修トシテ金千疋ヲ納メ子弟輩ハ金五百疋ヲ納メ且ツ毎月一日ニ開業醫ハ傳習科トシテ金一圓ヲ納メ子弟輩ハ金五十錢ヲ納ムヘキ事

第八則 一 變則生徒中ニ就テ開業致シ居リ刀圭ノ餘暇ナクシテ毎日出席スルコト能ハサル者ハ單ニ土曜日ノ講義ニ無懈出席可致事

第九則 一 休業ノ外ハ各課講目毎ニ定時ニ出席致シ各々其課ノ講義ヲ受クヘシ若シ病患其外無據故障有之節ハ定時前書附ヲ以テ相斷可申事

第十則 一 等級ノ進退ハ毎月末試験ヲ以テ相定メ候事

第十一則 一 院内ノ規則ヲ犯スコト三回ニ及フ者且ツ月末ノ試験毎ニ續テ退級三回ニ及フ者ハ證人ニ引渡シ退院申付クヘキ事

大阪府病院正則生徒學科年期

大阪府病院正則生徒學科年期

初年	第一半期	解剖學 原學總論
	第二半期	原學各論 組織學 解剖術
第二年	第三半期	原病總論 外科總論 繡帶術
	第四半期	原病各論 藥劑學 瘡病學 病床實驗
第三年	第五半期	外科各論 產科 製藥學 病床實驗
	第六半期	各病治療科 外科手術 病床實驗
第四年	第七半期	婦人病 皮膚病 養生學及食規學 病床實驗
	第八半期	此期二屆レハ新ニ講義ヲ授ルコトナク 唯病院ニ在テ其術ヲ習練セシム

● 幫間禁止の布令

恥づべき業體の者

(明治五年十月發行東京「新聞要録」第三號所載)
大坂府の布令に人々有用の職業に就き自由の權を以て世を渡るは日新の今日緊要の事に候處從來男藝者と唱へ遊廓其他料理屋等に於て醉人治郎の爲め髯を拂て媚を進め恬然自ら甘じ一生を過るものあり可愧の至有間敷事に候向後一切令禁止候條其業體の者は速に他業に相轉じ銘々其力に食し今日の風化に不背様可心掛候事

● 大鳥圭介の學歴と行動

幕軍の一勇將

(慶應四年明治元年閏四月二十日發行「東西新聞」第二號)
大鳥圭介過日脱走の後はず／＼兵士を募り北軍の爲に粉骨碎身してちからをつくし先日より來野州に在りて自ら隊下の兵を引率常に奇計を行ふて官軍を惱せり去る閏四月廿日白河戰爭中に加はり居し哉に風説あれども實はその時分は日光近郊に潛み居當時又宇都宮邊に出て城を奪ひ取らんとの謀略を盡し居るよし
因に云元此人は阿州の産なりしが始め浪花に遊て漢學を學び中ごろ蘭學をまなび成業の後幕府より陸軍所附翻譯方に用ひられたり其せつ芝新錢座に一箇の塾をたて扶搖堂と號て厚く書生を導しが英學世に行はるゝ時節到來せしより終に英學をまなび其後又佛學にうつり末々は横濱に出て佛式の炮技を直傳習せしところ下地學力ある人なれば速に進歩終に歩兵指圖役に用ひられつぎに歩兵頭となり追々歩兵奉行迄經上りたり全體先生の人となり沈勇にして大度あり且文武兼備の人なれば當時の豪傑ともいふべきか

● 復讐禁制後の珍事件か

斬首の太刀取り願

(明治五年十二月發行「茨城新聞」第四號所載記事)
新治縣第三大區常陸國鹿島郡角折村農長岡文衛門ノ伯父ニ萬藏ナル者アリ何ノ遺恨ナリシヤ七月十五日同村農小澤惣衛門並ニ長男宗之介次男菊次郎惣衛門妻ノ弟遠峯藤三郎四人シテ萬藏ヲ殺害シ遂ニ亡命セシニ官藤三郎ヲ縛シ茨城裁判所ニ於テ糾問アリシニ同謀ノ行衛ヲ白狀セシカバ遠部ノ吏ヲシテ蹤跡セシニ惣衛門菊次郎ハ岩城國菊多郡江栗村ニテ縛セラレ宗之介ハ磐前郡米野村ニ潛シモ大網洩ル、コト能ハズ遂ニ縛ニツキタリ是ヨリ先ニ萬藏ノ甥長岡文衛門同常次小澤助衛門ノ三名復讐ノコトヲ新治縣廳ニ訴シニ允可ハナシト雖モ遺憾止ミガタクテ水戸ニ來リ柔劍ノ業ヲ鍊磨シ敵ハ濱邊ノ産ナレバ磯稼シテアラント屢常與ノ瀬海ヲ捜索シ常次ノ家ニ歸リ文衛門助衛門ハ大津村士族大貫某ノ家ニアリシガ此時遠部吏多賀郡神岡ノ驛ニ到リ兩人ヲ召シ汝等讐ヲ復セント心ヲ碎クコト孝子ノ至情感ニ勝タリサレド今既ニ官ノ縛ニ就シレバ官ニ於テ處置アルナレバ官ニ乞テ處刑ノ節太刀取ヲ懇願セヨト説諭セラレテ遺憾ノ泪ヲ掩フ

テ大貫某ト共ニ囚ヲ警固シ十月十四日何レモ當裁判所へ着セシトゾ右三賊捕縛セシ巡査兼遠部ノ和田正明野間口正清堅山利定ヨリ文衛門等骨肉ノ情ヲ熟察シ復讐セントスルヲ佩刀取揚ゲ途中警衛イタセシコト職掌トハ乍申憫然ノ至トテ三賊處刑ノ節太刀取り仰セ付ラレタキ旨同裁判所へ願出シトゾ
(補) 本文記述の如く、斬首の太刀取りを願出でしめてそれを許したか否かは珍問題である、若しそれを許したとすれば眞に新舊過渡時代の珍事件である
當時は明治三年十二月公布の新律綱領、父祖被毆の條に「祖父母、父母、人ニ殺サレ、子孫、擅ニ行兇人ヲ殺ス者ハ笞五十、其即時ニ殺死シ、及ビ曾テ官ニ告ル者ハ論ズルコト勿レ」といふ條文があつたのみであるが、前掲事件後タル明治六年二月には、太政官布告として「人ヲ殺スハ國家ノ大禁ニシテ人ヲ殺ス者ヲ罰スルハ政府ノ公權ニ候處古來ヨリ父兄ノ爲ニ讐ヲ復スルヲ以テ子弟ノ義務トナスノ風習アリ右ハ至情不得止ニ出ルト雖モ畢竟私情ヲ以テ大禁ヲ破リ私義ヲ以テ公權ヲ犯ス者ニシテ固擯殺ノ罪ヲ免レズ加之甚シキニ至リテハ其事ノ故誤ヲ問ハズ其理ノ當否ヲ願ミズ復讐ノ名義ヲ挾ミ濫リニ相構害ス

ルノ弊往々有之甚以不相濟事ニ候依之復警嚴禁被仰出候條
今後不幸至親ヲ害セラル、者於有之ハ事實ヲ詳ニシ速ニ其
筋ヘ可訴出候若無其儀舊習ニ泥ミ損殺スルニ於テハ相當ノ
罪科ニ可處候條心得違無之様可致事」との制令が出たので
ある

●馭者の過失罪

罰金を治療代

(明治七年七月六日、東京日々新聞「第七百卅五號」)

東京裁判所審理公判の申渡

宮内省十五等出仕 土居 在 久

其方儀急御用有之馬車之馭者相動候節制止聲相掛致通行處
前行之婦人打倒ル、場合馬車間近ニ相成可差留ト致スニ馬
勢強ク制止出來兼候連右婦人ヲ馬車ニテ疵爲負科人命律車
馬殺傷人條ニ依リ過失ヲ以テ論ジ例圖ニ照シ懲役百日ノ收
贖金五圓申付候事

南鍛冶町二十六番地武井安右衛門妻 三、い

其方儀土居在久過失ニテ疵受候ニ付醫藥料トシテ同人、ヨリ
取立候收贖金、カ、四下、遺候事

明治七年六月二十九日

●初めて保険金を貰ひし人

我國生命保險會社の開祖

(明治十五年一月卅一日、いろは新聞「第六百四十一號」)
明治生命保險會社は昨年七月開業以來加入せし者已に千餘
人に及びたれども幸ひにして被保人中一人も死者無かりし
が被保人の一人なる前神奈川縣警部長川井久長氏は身體肥
大にして平生極めて強健の人なれども急性レウマチス性心臟
外囊痙衝に罹りて去る二十日死去せられたるゆゑ同社より
其遺族へ保險金千圓を渡した、川井氏よりは是迄拂込みたる
保險料は僅かに三十圓程なれば差引九百七十圓は同社の損
耗なれども畢竟生命保險は不幸短命の人の爲に設けたるも
のなれば其効用始めて顯はれたりと謂ふべし

(註) 明治生命保險會社は資本金十萬圓にて明治十四年
七月九日より開業せしもの、發起人

- 早矢仕有的 渥美 契縁 西脇悌二郎 朝吹英二
 - 中村道太 肥田昭作 小幡篤次郎 莊田平五郎
 - 小泉信吉 杉本正徳 阿部泰藏
- 昨今同社が廣告せる所に據れば、各地に十一支店あり、
契約高五億餘萬圓、積立金九千餘圓とある

く聽と人の筆無いなけ書も紙手
字 題 助 退 垣 板
か 否 か 珍

法は根粒心知
皆具花於詞女
南海月題

板垣退助公題辭

阪田年五十治明
南指說演教佛
りあ説ふいとんらな單代の一亮原梁

●馬場辰猪英國行の送別會

東伏見宮の祝文

(明治八年四月七日「郵便報知新聞」第六百三十四號)
共存同衆の社員馬場辰猪君這回再び英國へ遊學するに付同衆諸君去る三日を以て賣茶亭に會し送別の宴を開き馬場君を客位に請じ相互に健康を祝し宴會悉く歐式を用ひ頗る盛會なりし其來集せる諸君社員には

馬場辰猪 福原芳山 尾崎三郎 岩崎小二郎 石野基將
矢島作郎 小野梓 廣瀬進一 大内青龍 高原弘造 萬里小路通房 南保 堀川五郎 武者小路實世 内藤頼二郎 松平信正

客員には 東伏見嘉彰親王 同君御息所とも君 松平晨若 莊田平五郎 岡田翁助 岡林徳馬 漢口一藏 三宅十郎 日下義雄 久米井隆吉 島地默雷 馬場こま子 馬場りつ子 裏松千代姫 跡見花蹊 佛人ガール
等の諸君にして諸君各祝辭を唱へ送序を述べ玉句金章多かりしが今茲に二品嘉彰親王の祝辭一篇を登錄して其他は之を略す
寡聞淺學の嘉彰今日共存同衆諸君の盛宴に列り共に馬場辰

猪君が再び英國へ遊學の上程を祝することを得る何の幸か之に若かん因て諸君の爲に聊か寸志を表し茲に祝言を述べ聞く曩に諸君共存同衆の社を結びしより聯綿相ひ勵で學術を琢み共に國家の爲に謀る所あると是れ實に我國の裨益と謂つ可し自今尙ほ其社名に背かず倍々賢明の衆員を増して盛大ならんことを謹で期し謹で祝する所なり且今日此賀杯を擧げ會長君を始め諸君の健康を祝し馬場辰猪君が航洋の恙なきを祈り併せて我國の學業をして倍々隆盛ならしめんことを希望す
明治八年四月三日

●男女同權論の先驅か

警察の岡ツ引と其女房

(明治六年八月發行「埼玉新聞」第十一號所載)
或投書云第七區捕亡附屬鈴木某の宅を過るに折節夫婦にて世帯得失の論をなし夫いたく婦を罵る婦曰郎君官より毎月三圓の給賜あり妾も日々課業毎月三四圓を稼で以て費用に供す今日相共に生活を計りながら何ぞ如此罵るの太甚しき夫終に默然稍あつて曰汝の言や善し自今利の多少に依て主たらんと

●佛蘭西法學と英學の教授

林欽次の私塾に於て

(明治五年四月十五日「東京日々新聞」第五十號)

報告

芝愛宕下林氏の迎曦塾に於て五月朔日法學を開校す有志の輩來り就て學ぶべし

法國元砲隊ウテナン フック 敬白

(明治五年五月十五日同新聞第七十七號以下三回)

曩日予友人佛學教師フック、デボワソ愛宕下迎曦塾に於て大ニ教養ヲ開ク入學ノ生徒其教ノ懇切ナルヲ悦デ孜孜以テ勉勵ス予亦我英國ノ學術ヲ授ク彼兩友ト俱ニ戮力シ英佛ノ學術ヲ盛ニセントス請フ四方有志就テ學バンコトヲ
但五月二十日開塾
英國教師 フルソ

○附記

(明治五年六月二十二日同新聞第百十號所載)
第二大區小四ノ區愛宕下町迎曦塾林欽次方ニ寄留せる佛人の部屋へ本月十七日午後三字頃年齢廿一二才位散髪にて白き帷子を着せし男忍び入り佛人の午睡暇を伺ひ胸に掛けありし時計を奪はんとせしを林氏其物音を怪み盜賊なりと聲

掛ければ大に狼狽なす折柄佛人も起きあがり忽ち之を捕へ最寄の取締組へ引渡せしと也
此者門を入る節塾中の者居合せければ失敬と挨拶して入りたりとなり

●官軍方探偵の横死

獄中にて首を刎ねらる

(明治五年七月十七日「東京日々新聞」第三百一十一號)

元鹿兒島藩田中太郎太儀去ル戊辰五月中官軍從探偵ノ爲當

地へ立入旅籠町ニ止宿致シ候折柄仙臺米澤ノ賊隊屯集ノ者共聞及直様押捕遂ニ及刎首候趣紛擾ノ際實不分明ニテ打過候處太郎太儀子藤太儀巳年來諸所致搜索此度仙臺ヨリ當地尋來願出候ニ付則其向相札シ候處太郎太儀當當地獄中ニテ仙臺兵ノ爲ニ刎首セラレ其儘獄傍ニ埋置候始末具サニ相分候問其段藤太へ申聞候處右遺骸歸葬仕度申出候間則聞届歸葬ニ及候太郎太儀官軍ニ隨ヒ急難ノ間ニ周旋終ニ殉 王事候者ニ付此段御届申上候以上
壬申七月十三日
大藏省御中
山形縣

●庸醫と賣藥を排斥の建白

病に死せずして薬に死す

(明治六年七月二十日發行「愛知週報」第二十六號)

○三河國寶飯郡森村醫第十二大區長武田準平建白

國ノ政タル蒼生ヲ基本トス國ニ蒼生ナカリセバ何ゾ又政ヲ用ル事ヲセンヤ政ヲスルニ蒼生ヲ愛スルヲ以テ重シトス蒼生ノ世ニ在リ健康ヲ以テ快樂トシ疾病ヲ以テ憂患トス故ニ疾病ヲ救テ以テ安樂ヲ得セシムルモ亦政府ノ職務ナリ方今文明開化ヲ以テ自誇スル諸國ニ於テハ病院ヲ設ケ以テ民ノ疾苦ヲ救フヲ先務トセリ然ルニ我國ハ開化未ダ遍カラズ殊ニ良醫ニ乏ケレバ病院ノ方法ヲ處スル事甚難シ縱令其方法ヲ處スルモ共事行ハレ難カルベシ我愚按テ以テスレバ病院ヲ建ルハ開化ヲ進メ良醫ヲ出シテ後ニ非ザレバ空ク國用ヲ費シテ其功少カラン病院ヲ設ケ以テ民ノ疾苦ヲ救ハント欲セバ先ヅ醫ノ弊害ヲ除クベシ其弊害ヲ除ント欲セバ醫輩ヲ検査シ其道ヲ正シ其業ヲ守ラシメ其術ヲ研究セシムベシ方今醫ノ風俗甚野ニシテ其業ノ仁術タルヲ知ラズ人ノ死生ヲ以テ己ガ任トセズ唯己ガ活計ヲナスヲ旨トシテ其職ヲ盡ス者殆ド少シ余茲ニ慨然タル事久シ甚シキニ至テハ社會或ハ

寺院等ニテ神教夢想ト稱シ方外ノ藥劑ヲ出シ其他農商ノ輩傍ラ賣藥藥店ト稱シ終ニハ醫同様ノ所業ヲナス者世間ニ多シ其ナス所ヲミレバ病因ヲ察セズ藥性ヲ究メズ秤量ヲ知ラズ暗投安施危キ事云ベカラズト雖モ愚俗ハ其辯口ニ欺カレ死ニ至ルマデ甘シテ其藥ヲ服シ死スルトキハ復タ家人ヲ欺テ曰良藥ヲ與ヘ其術ヲ盡スト雖モ命數如何トモスル能ハズト遁辭ス其事ヤ厭フベク其言ヤ惡ムベシ實ニ天下ノ罪人ニアラズヤ是孟子ノ所謂人ヲ殺スニ梃ト刃トヲ以テスルノ論ナリ現在近者一服ノモルヒネヲ以テ斃レ一服ノ家方藥ノ爲ニ斃レシ者ヲ見テ之ヲ政府ニ訴ント欲スル所ナリ幸ニシテ政府ノ下問ヲ得タリ豈之ヲ默止スベケンヤ更始ノ際人民保護ノ道漸ク將ニ立タントス此時ニ當テ之ヲ問ハザルノ理アラシキ願クバ政府速ニ命令ヲ下シ神教夢想藥店調劑俗醫診察配劑等ヲ嚴禁スベシ今此地ノ醫輩ヲ以テ病院ヲ設立スルモ畢竟無益ニ屬セン若シ設立セント欲セバ他ノ大先生ヲ雇フベキノミ余草莽ノ庸醫敢テ事ヲ論ズベキノ非ズト雖モ愚俗ノ不知不識方外ノ藥ヲ服シ病ニ死セズシテ藥ニ死スル者アルヲ見ルニ忍ズ故ニ具狀以テ聊カ國恩ニ報ゼント欲スルノ微志也

右建議ノ趣近世醫家ノ弊ヲ辨ジ又人命保重ノ爲メ深切ナ

リト謂フベシ是ニ於テ乎方今病院ヲ報立シ洋醫ヨハンヌヲモ雇入ラレタリ尙創業ノ際或ハ全管數千ノ醫員技術ノ巧拙ト熟不熟トヲ一々検査調査スルニ違アラザレドモ漸次此ニ注目措置シ醫風モ一大變革アラン事必然ノ勢亦言フ俟タザルナリ加之來九月一日ヨリ醫學校ヲモ創建セラレ廣ク醫生ヲ教育薰陶アル趣ナレバ數年ヲ出デズ鴻醫碩手陸續輩出シ建議者ノ意モ亦自然通暢徹底スルニ至ランカ

●共同墓地へ十字架の墓

眞宗信徒の撤去訴訟

(明治十四年六月十五日「大阪新報」第千四十八號)

先頃三河國額田郡の眞宗信徒とニコライ派天主教徒との間に紛議を生じたるす眞宗信徒が原告となりて名古屋裁判所岡崎支廳へ出訴せしに遂に原告が負けとなりたるより此儘に捨置かば外教信徒は益々跋扈を極むべしとて原告は更に東京上等裁判所へ上告せし趣は或る新聞にも記載せしが其事の起りは岡崎八幡町に住む士族にて天主教の信者なる若林軍治が昨年の十一月妻の死せし時祖先以來墳墓のある所にて今は人民の共有に屬する明大寺村の墓地に天主教の式を以て葬むりしに村民は日ごろ嫌忌する十字架を見つけ

て驚き騒ぎ軍治の所業なるを知りて大に怒り共有墓地へ斷りなく埋葬せしを咎めて早速取拂ふべき旨を掛合しかば軍治は神官僧侶に托せず私に妻を葬りし廉の落度とならんことを恐れて其筋へ自首し法の如く處分せられて一の懸念を除き村民に對しては少しも屈せず墓地を引拂ふべき謂れなき旨を抗論せしより生じたる事の由なるが此訴訟は轉々看過すべからざるは三河は元來眞宗信徒の多き所にて已に徳川家康公も宗徒の爲めに惱まされしことあり程なるに此事件の起りし後は愈々宗門に凝結し若し今度の訴訟に負くことあらば宗教保護の爲め一同生命を如來に捧げ外教を追退けんと頻りに同意者を募り上等裁判所の裁決如何と頻を延して待ち居るの有様なれば自然負公事となる時は如何なる騒動を起し出すかも測られず又被告の方に於ては宣教師ニコライ氏が頻りに肩を入れて數多の費用をも辨じ同じくその判決の如何を行望する折柄なるに元來魯國は希臘教徒の保護を名として畏るべき陰謀を逞くするは珍らしからぬ事なれば假令萬々日本に向つて土耳其に對したるが如き故習を施すことなしとするも相手が相手なれば輕々看過すべからざる所なりとて上等裁判所に於ても頗る其審判に注意せらるゝ様子なりといふ

●無學の區長戸長

布達の意義を解せざる者

(明治六年九月發行「新聞雜誌」第四百四十二號所載)

頃日秋田縣ヨリ左ノ報知ヲ得タリ同縣下六大區三小區田村戸長鈴木與次右衛門ナル者先キニ秋田縣令杉孫七郎宮内大丞ニ轉セラレシ事ヲ一般ニ達シアリタル時右與次右衛門儀轉任兼任ノ分チヲ知ラザルニヤ伐木願書ノ名當ニ秋田縣令宮内大丞杉孫七郎殿ト認メ出シタリト又同縣下或區ノ戸長某是モ一般ヘ御達ノ結文ニ右之趣區内不洩様可ニ觸知ノ者也トアルヲ戸長ノミヘノ觸ニテ區内ヘハ露計リモ漏ラス事ナク内密ニシテ置クベキ事ト誤解シテ仕舞置タル由ヲ傳聞シタリ畢竟秋田ノ如キ遠國人民ノ見聞ニ慣レザル御文言ノミ多キ故地方官員ニ於ケル戸長ノ職ニ於ル又御布告御達向等説諭方ニ於ル實ニ其任ニ當ラザレバ一日モ堪ベカラザルヲ知ル今秋田縣官大ニ茲ニ注意シ縣下ニ新聞局ヲ開キ又御布告御達ノ類モ活字ヲ以テ六カシキ漢語ニハ兩側ニ音訓ヲ施シ御趣意ノ下民ニ通シ易キ様ニシテ配達スル法則ヲ設ケラレ總テ官費ヲ仰ガズ夫々有志輩ニ命ジテ施行盛ンナリト聞ク尙一層縣官保護ヲ加ヘレバ年々越ヘズシテ秋田縣宮内

大丞又不洩様内密ニシテ置クナドノ誤解モナク眞ノ開明ノ緒ニ至ルベク右等ハ一笑シテ過グベキ事ナレドモ其誤解亦大ナレバ傍觀ニ及バズ依テ貴社ニ投ジテ江湖ニ預告スト云々

●公議輿論を顧ざる政治家

内務卿大久保利通

(明治十二年十月卅一日「有喜世新聞」第五百四十四號)

此程愛民社で舊度會縣權合從五位元田直先生の演説に大久保利通君が戊辰前後大に力を國事に盡され名譽ある事は皆人の知所だが或日舊石川縣令内田政風君が大久保君を訪ひ公議輿論に基いて天下の大勢を論議せられし時大久保君が答のうちに書生輩は兎角輿論と云へど政府には政府の都合が有故公議輿論などには構はぬ也と云れしにより流石の内務卿が一言にて内田君は夫迄でと退座されしが其後内田君の話に彼論語に一言以て國を破り一言以て國を興すとある通り大久保氏は該一言を以て身を破りし者なるが苟も文明の今日にして公議輿論に構はぬ杯とは却て同氏が大量ある處にして斯は放言されしにやとの演説を警部等も黙して聽て居られしよし或人の話し

●自由民権といふ語

太政官の布令に出づ

明治六年五月十五日 太政官布告第六十二號

夫婦ノ際已ムヲ得ザルノ事故アリテ其婦離縁ヲ請フト雖モ夫之ヲ肯ンゼズ之レガタメ數年ノ久シキヲ經テ終ニ嫁期ヲ失ヒ人民自由ノ權利ヲ妨害スルモノ不少候自今右様ノ事件於有之ハ婦ノ父兄弟或ハ親戚ノ内附添直ニ裁判所ヘ訴出不苦候事

(補) 政府が初めて唱へし語を覺醒せし國民に逆用されて政府が頭痛にやんだのであるとすれば面白い

●帝國議會豫想圖の的中

公論新報の附録繪

明治二十一年十月二十八日發行の「公論新報」第二百七十七號に附録として、山本芳翠畫の「國會類例略圖」といふ四面の状況を描いたものを添へたが、其一面に下の如く議員亂闘の圖がある、二十一年は國會開設前二年である、歐米議會の例を採つたのであるとしても、我國の議會に實現された事を豫想せし圖として珍重すべきものであらう



●西洋事情偽版一件

元著者福澤諭吉の告訴理由

(明治八年一月十四日「郵便報知新聞」第五百六十一號)

偽版の始末 福澤諭吉著書偽版ノコトニ付明治七年十二月廿七日東京府ヨリ同人ヲ呼出シ前年大坂ニテ偽版關係ノ者ヨリ取上ゲタル賣徳金ヲ版主ヘ渡シタリ其次第左ノ如シ

大阪安堂寺町 河内屋助七

右ノ者西洋事情偽版致シ四百部賣捌賣徳貳百貫文

同傳馬町 河内屋佐助

右助七ヨリ九拾七部買取候内秋田屋太右衛門並ニ九州邊

ノ商人ヘ賣渡シ賣徳金都合三兩貳分

同安堂寺町五丁目 秋田屋太右衛門

右佐助ヨリ十部買取八部ハ店先通行ノ者住所不存者ヘ賣

渡シ賣徳金壹分貳朱ト錢貳百五拾文

同博勞町 河内屋勘助

右ノ者西京三條通御幸町吉野屋仁兵衛ヨリ西洋旅案内偽

本十一部尙又同斷三條通東洞院村上勤兵衛ヨリ増補西洋

事情四冊物五部買取候内一部ハ當地唐物町河内屋太助ヘ

賣渡シ餘ハ店先通行ノ者ヘ賣渡シ候賣徳錢三貫七百四拾

八文

同唐物町 河内屋太助

右助助ヨリ買取候増補西洋事情福澤諭吉ヘ賣渡シ賣徳金壹朱

同南久太郎町六丁目 河内屋徳兵衛

右ノ者西京四條通富小路丁子屋榮助ヨリ西洋事情大編偽本五部買取四部ハ往來ノ者ヘ賣渡シ壹部ハ取上ゲ賣徳錢一貫二百文

賣徳(金三兩三分三朱

錢二百五貫二百文

金ニ引換拾七兩三朱ト二百三拾六文

但相場金壹兩ニ付拾壹貫八百廿四文

總計金二拾壹兩二朱ト二百三十六文

偽版ノコトニ付テハ福澤氏多年ノ間力ヲ盡シテ議論スル所ナリ都テ人民ノ所見尙尙ナラザルノ世ニハ少シク入組タル事物ニ付其曲直ヲ談ズルコト甚ダ易カラズ偽版ナドモ即チ其一箇條ニテ粗忽ニ考レバ天下ニ偽版ヲ許ス方却テ文學ノ便利タル可キヤウニ思ハルレドモ苟モ經濟勤工ノ大義ヲ辨ズル者ハ果シテ其大不便利タルヲ知ル可シ此度福澤氏ノ手ニ取タル金 僅ニ二十圓ノミ同氏ハ此事ニ付キ訴訟ノ煩シキヲ願ミズ書面ヲ認メ府廳ニ出タルコト其數ヲ知ラズ又一

●惺々曉齋の醉興

狸々狂齋時代と同一の放逸

(明治十一年十月十二日「郵便報知新聞」第一七一三號)

元數寄屋町一丁目の料理店萬年樓へ先頃より止宿する群馬縣下の或る學校掛の某は何に歎取調ぶる書冊の中に挿繪が入用なれば日々某と呼ぶ畫工を招きて畫き貰ひ其報に酒を振舞ふ約束と見へ畫がき終ればいつも夜の更なる迄酒を酌み替せしが去る九日には珍らしく彼の畫工先生が酔ひ潰れ傍らに侍べる藝者小菊を見返り其方が姿を此處に寫して見せんと有合ふ手拭に墨を含ませ座敷の壁へ二間四方一杯に猫が三味線を弾く體を畫きしかば樓主は夫を見るより何處の畫工かは知らねども座敷を汚がす不届者と痛く怒り學校掛の某へ向ひ其贖ひを求むるにぞ某は頬笑みしつゝ主人よナ再び驚きアレが曉齋先生か夫なら此壁は我家の寶物とて次ぎの日畫工の來るを待ちアレコレ響應したるは其昔佐文山が「此處小便無用」と落書せし跡へ其角が「花の山」と書き添へし金屏風と同じ話

(補) これと同様の逸事は此外にも屢々あつた

方ニハ京攝其外ノ地ヘ探索ノ人ヲ遣リ或ハ自カラ行キテ之ヲ視察シ其時ヲ費シ金ヲ失フタルハ管ニ二十圓ナラズ又ニ百圓ナラズ既ニ先般大阪府ニテ出來タル天地文ノ偽版ノ如キハ其字數僅ニ千字ニ足ラズ紙ノ數ハ四五枚ノミ此偽版ノ不正ヲ爭フガ爲メニ同氏ノ願書答辯書ノ類ハ恰モ一冊ノ書ヲ成シテ訴訟ノ原因タル偽書ニ比スレバ數十倍ナル可シ其事モ漸ク著シテ同府ノ官員某ハ贖金三四圓ヲ出シタリ右ノ如ク福澤氏ガ偽版ノコトニ付強情不屈ニシテ爭論スルハ何ゾヤ唯世間ニ偽版ノ不正タル所以ヲ明ニシ後身ノ學者ヲ勸メテ著書ノ發行ヲ盛大ニセント欲スルニ在ルノミ固ヨリ京坂ノ書林輩生來ヨキ教育ヲ得タルニ非ズ利ヲ見テ走ルハ其當然ノコトナレバ深ク咎ルニ足ラズ唯如何セン其所見高遠ナラズシテ或ハ利ノタメニ罪ヲ得或ハ不行届ノタメニ咎メラル、ナリ故ニ今日マデ偽版ニ由テ罪ヲ得タル者ヲ見ルニ或ハ貪慾ノ惡心ニ出ル者モ多シト雖モ稀ニハ其人ノ無智ニ由テ致スモノナキニ非ズサレドモ政治上ニ於テ論ズルトキハ無智ノ罪モ有智ノ罪モ其罪ニ輕重アル可ラズ無智ヲ罰スルハ無智ヲ少ナクスルノ術ナリ福澤氏ガ金ト時トヲ費スヲ願ミズシテ囂々劇論スルモ其意蓋シ愛ニ在ルモノニテ所謂其罪ヲ惡デ其人ヲ友視スルモノナラン 朝吹英二

●明治初年の人民と官吏

制せられたる者制せんとす

(明治十二年九月一日発行「扶桑新報」第六十號)
「伊藤内務卿ハ近々辭表ヲ出サル、トカ例ノ風説」と題せる條中に左の論述あり

熟ラ國家ノ大勢ヲ顧レバ社會ノ變遷ハ夢ノ境ヲ轉ズルガ如シ蓋シ施政ノ鍼路ヲ改心ノ方向ニ取リ斯民ヲ揮推提醒シテ今日ノ進歩ヲ致サシメタルハ元ト明治功臣ノ黨誘ニ之レ因ルト雖モ其實際ハ則チ官吏ハ退テ進マザルモ人民ハ進ンデ止マル所ヲ知ラズ進ンデ止マザル者ハ退テ進マザル者ヲ凌駕スルハ固ヨリ理ノ當ニ然ル可キ所ナルヲ以テ人民ノ進歩ハ却テ官吏ノ上ニ出デントスルモノアリ蓋シ官吏ト雖モ社會ノ風潮ニ刺戟セラレ幾分力進歩ヲ致セシ者ナキニシモ非ズト雖モ官吏寸進スレバ人民ハ尺歩シ官吏尺歩スレバ人民ハ丈進シ之ヲ人民進歩ニ比スレバ其遲速固ヨリ同フシテ語ル可キニ非ズ明治四五年ニ至ル迄ノ人民ハ官吏ノ黨誘ニ因リ其迷夢ヲ提醒セラレタルモ明治六七年以來ハ言論ヲ以テ刺戟ヲ政府ニ與ヘントス明治四五年ニ至ル迄ノ人民ハ官吏ニ制セラレタルモ明治六七年以來ノ人民ハ官吏ヲ制スル者

●耶蘇教の蔓延を畏る

佛教と神道者との結合

(明治五年四月寫本「教部省日誌」第一號所載)

邪宗ノ患駭々乎トシテ日々ニ迫ルノ勢アリ之ヲ防グノ術尤モ容易ナラザル義ト奉存候譯ハ古來三百年ノ久キガ間一ニハ嚴刑ヲ設テ之ヲ懲シ二ニハ僧徒へ宗門改權ヲ委ネ且葬祭ノ式ヲ設サセ殊ニ右宗旨ノ入來ヲ嚴禁シ古來之ヲ犯スノ徒ヲ戮スルコト數十萬ニ及ブト雖モ長崎近傍ニハ尙往々其遺種アルノ形勢ニテハ重ク御用意ナクテハ不相濟義ト奉存候因テ建言如左御座候(無名子)

人ノ一念タルハ政令刑法ノ能ク移ス可ニ非ルコトハ古來ノ論ニモ判然仕候前文邪宗ノ儀ハ所謂教化ノ然ラシムルニ非レバ恐クハ能スベカラズ若シ此儘ニテ此ヲ擱カバ佛ノ廢滅スルニ隨テ耶蘇教ハ次第ニ盛ニ相成共和政治ノ論起ルニ至ランコト知ル可ラサル也因テ宣教使モ擔當佛徒モ盡力有之度是故ニ左ノ如キ目的ヲ立テ諸宗相奉シ人民教化致候様有之度存候

一 奉敬神祇祇事 一 君臣ノ大倫ヲ明ニスヘキ事 一 國家ヲ保護シ忠愛ヲ可存事(下略)

ニシテ今日ヲ以テ之ヲ明治初年ニ比スレバ官吏ト人民トハ其地位ヲ轉倒シタル者ナリト云フモ可ナリ明治四五年ニ至ル迄ノ人民ハ維新ノ功臣之ヲ籠絡シ得タルモ最早ヤ今日ノ人民ニ至リテハ之ヲ籠絡スル能ハザルハ其狀宛モ徳川政府ガ嘉永安政ニ至ル迄ノ人民ハ兎ニ角糲メ來タレルモ元治慶應ノ人民ニ至リテ終ニ制シ能ハザリシガ如キト一般ナリ蓋シ新陳交代ノ期モ亦タ將ニ近キニアラントスル乎

●各地在村に郵便局設置

五等より七等までの分局

(明治十二年十月廿九日「有喜世新聞」第五百四十二號)
西曆一千八百七十一年我明治三年庚午十二月八日を以て本邦に郵便事業を開設され此法行はれしより釐下は勿論遠隔僻地の差別なく數日を経ずして音信を達し而して僅の税なれば人民今日の便利此上に超ものはあらじ然れども偶在村へ達する物に配夫の内村里の理髮所などに書狀を頼置様なる事もありて延着する者なきにあらねば右様辨利を闕かぬ爲め今度各地在村にて適宜の位置を撰み五等より七等までの郵便分局を設立さるゝよし何よりも結構な事でありませす

○説教ノ節自讃毀他ノ義尤モ戒ムヘシ異教防禦ノ策ハ至當也ト雖モ公然トシテ之ヲ説破スベカラズ或ハ邪宗或ハ耶蘇天主教杯其名目ヲ顯シテ誹謗スルコト甚不宜何トナラハ方今御雇入ノ洋人二百餘人皆耶蘇崇信ノ徒也而シテ諸官省並府縣ニ參入セリ彼等ガ毀斥聲ヲ聞バ必ズ野心ヲ抱テ將 皇國ニ不利ナラントス此等ノ機會能ク心得ヘキコト
○今日(五月十五日)高崎君ノ御説諭ニ曰ク今度教部省ヲ被立候而神佛ノ二教ヲ以テ必ズ國體ヲ維持スヘシ勿論長崎其外共宗邪蔓延實ニ國家モ已ニ傾カント欲ス依テ神官僧侶共ニ異見ヲ去リ隔心ヲ忘レ同心戮力シテ教法ヲ天下ニ宣布シ人民ヲシテ情意ヲ團結シ彼ノ邪教ニ陥ラサル様捨身決定シテ我カ人民ヲ説諭スヘシ云々

●耶蘇教書肆の開店

十字屋の準前身

(明治六年四月発行「東京新報」第八號所載)
築地居留地七番地ニ耶蘇教書肆トイヘル文字ヲ金泥ニテ書シタル額ヲ掲ゲシ書房開店セリ

(註) 米國人カロヅルスの經營で、アメリカン、パイブルンサイチーの出張所であつたといふ

●變事利用の投機

政府要路者の射利

(明治十年二月十八日「近事評論」第四十號所載)

二月七日ノ夕景ニ於テ東京米商會社ノ相場ハ驟カニ拾三錢ヲ増加セリ或ル新聞記者之ヲ聞キ曰ク必ラズ變故ノアルアリント八方人ヲ遣ハシテ之ヲ探偵シ始メテ鹿兒島士族ガ彈藥製造所ヲ乗取シ事アルヲ聞ケリト蓋シ非常ノ警報ハ皆ナ暗號ノ電報ニシテ廟堂ノ内機ニ參スルモノニアラザレハ輒ク之ヲ伺ヒ知ル能ハザルナリ今ヤ電報ノ政府ニ達スル僅カニ瞬間ニシテ空米相場師中ニ已ニ之ヲ確知スルモノ有リ直ニ米價ノ騰貴ヲ致シ八方ニ探偵者ヲ配置スル新聞各社モ徒ニ其後ニ瞻若タルノミ豈ニ之ヲ貴重ナル變事ノ晴雨計ト謂ハザルヘケムヤ然レトモ秘中ノ秘密中ノ密ニシテ容易ニ相場師ノ手ニ漏洩スルモノハ誠ニ怪ムベキノ至リニアラズヤ或曰ク蓋シ樞機ニ參スルノ人ニシテ密カニ山師ニ馴レ合ヒベテテノ商法ヲ營ムモノ有リト然レハ其人ハ身ニ一世ノ責望ヲ負ヒナカラ天下ノ變動ヲ以テ一身ノ私利ヲ營求スルノ奇貨ト爲スモノナリ今日内閣ノ間ニ於テ寧ロ此ノ如キ卑劣ノ小人アルノ理アラランヤ曰ク子カ言ノ如クナレハ暗號

ノ電信ハ誰カ之ヲ洩シテ誰カ之ヲ傳フルヤ曰ク予ハ之ヲ知ルアタハズ子其レ去テ西洋究理先生ニ就キ變事一パロメートル一ガ水銀縮伸ノ原因ヲ問ヘ

●凡鳥道人結城贊

漢文「橋北十七名花譜」の著者

(明治十四年三月廿五日「有喜世新聞」第九百五十六號)

陸軍省御用掛りにて斯文學會首唱者の一人結城贊氏は昨冬以來肺病に罹り居られしが名醫良藥も其効なく一昨廿三日午前十時漸く廿九歳を一期として冥府へ籍を轉ぜられたりア、感い哉此氏や元來高知縣の人にして天稟の才器凡ならず能く古今字内の學を修め就中支那學は彼の北京上海等に在る事數年最も濫奥に涉りて且詩文に富み書を能くす別號を凡鳥道人又順反居士と稱し素より花月を弄するを好み嘗て橋北十七名花譜を著して早く風流才士たるを世に博すも未だ壯年一己の事業も成さざるに既に今日に迫らんとは當社の須藤南翠は斯文學會にて因故あり又斯いふ岡本起泉は嘗て莫逆の親友たるを以て數行の紅淚を硯海に注ぎ暫し此餘白を借て以て追悼の意を爰に表し併せて同氏を知るの諸君に報ず

●河竹新七の傳

(假名垣魯文記述)

技藝名譽小傳の中

(明治十一年三月四日「魯文珍報」第十一號第十二號)

文章一家を機杼し稽古の力以て一生大家を爲す者その原め學問の琢磨を経て而して光彩を發するにありとす然れども元來奇才の敏捷神を驚かし鬼を泣しむるは辭賦の非凡天賦に非ざれば焉ぞ世に屈指の名譽を得に至らんや唐の五物我菅公の如き俱に幼稚して文章を善く著述せしは一双の珠玉鳳雛麟兒を生ずる者と雖ども子安(勃の名)も菅家も等く博士の家に生るゝの徳あり余が友河竹其水翁が壯年より傳奇の作に富るや豫じめ書を涉獵て後に其脚色を得る者に非ざ七歩の奇才宜く時好を計り人情世態を模して毎回新硯を研ぎ一日の趣向百年の談柄ならざるはなし余は翁を知る事二十餘年來殊に同社中久保田彦作は其始め翁が門に入り傳奇著作即と成り假に村柑子と號し後に竹柴幸治と改む此故に略翁の履歴を知れり余も亦見聞に親しければ併せて其小傳を擧ぐ翁文化十三丙子年日本橋通二丁目(俚俗式部小路)に産れ父は吉村勘兵衛と稱し混堂の株式を多く所持し此賣買をもつて營業とす其水翁その次男にして幼名芳三郎といふ

文政八乙酉年勘兵衛芝金杉一丁目へ移住し新に質物渡世を創む天保三壬辰年時に芳三郎十七歳當時の慣習にて市民の門に入らしめず然るに芳三郎は常に獨學を欲し深く雜書を好むの餘り終に貸本屋となりて三ヶ年間荷を脊負て東家西家に貸歩行餘暇には讀つて稗史小説の微意を味ひ或は劇場を好みて狂言の活物を慕ひ其頃口上茶番の遊戯連に列なりて種々の題を得品物に托し之を演ずるに其趣向毎度異表に出て衆人をして喝采の聲を發せしむ同六乙未年春三月志しを決し狂言作者鶴屋孫太郎(四代目南北の孫後に五代目南北)の門に入り勝蔵と假稱て葺屋町市村羽左衛門座の作者看做ひに出動して出藍の譽れありしも同年十月病病の爲に戲場を辭き二ヶ年餘閑散の餘り雜俳の林に連り戲號を芳々と呼び折句五文字に秀逸多し同九戌年春正月再び狂言作者の群にいらりて木挽町河原崎權之助座へ出動す此頃當座の帳元鈴木屋松藏なる者謔藏の頓才他の看做ひの徒にあらざるを看認周旋して追々其位置を進ましむ故に同年十一月(顔見世)狂言より始めて一場の正本を控へ俳優稽古の事に従事す同十一年庚子年秋九月實家相續の舍弟死去せしより師に名を歸し父の業を嗣ぎ家産を専らとせしに翌年辛丑夏

四月狂言作者中村重助の頼依あり素より好める道なれば假に柴骨輔と名乗河原崎座に出勤す同十四癸卯年歌舞伎三座等しく淺草猿若町に轉座の際同年冬十一月事故ありて河竹新七と改名し筆研の琢磨光輝普く始めて立作者となるに及び三代目櫻田治助を後見す

嘉永四辛亥年時に河竹氏三十三歳同年十一月河原崎座の顔見世狂言(昇鯉瀧白幡)に一番目は小野道風第二番目は鶴賀新内節の若草伊之助を種子本とし龜戸村の佛像師閻魔小兵衛の隣家は道心者の住居にて極樂の圖を壁に貼て合壁に地獄極樂を分界といふ世話狂言にて趣向最も妙案を極む故に大入なりし由此劇場に扮且俳優は市川海老蔵嵐丸寛岩井条三郎(當時半四郎)市川九藏(後に團藏)一座なりしといふ此趣向を新狂言の筆始めとして才筆の聲價都下に高く殊に豊後節 常磐津富本清元)三家舞臺出語りの新淨瑠璃に筆を採つて章々句々奇にして巧ならざるはなかりき安政元甲寅年七月天日坊の事跡を編案して一日替り(二日にて序幕より大詰に至る)に綴り以て一部の筋だてをせし始めとす同乙卯年河原崎座休業となりしより同三丙辰年正月より近來俳優中に名譽ありし市川小團次と同座して互に其素志を協せ是より一層憤發し新狂言の筆を揮ふに小團次宜く河竹氏

の微意を味ひて扮所ろ見物を佳境に入らしめ役者作者及び行はれて一對の高評を得たり爾後河竹氏の名戲場道のみならず風流社會雅俗の間に鳴渡り殊に探筆の餘地粹狂連の徒に交りて即席三題話を演ずるに毎回述る所ろ耳新しく分て能辯の聞えあり其他狂畫合狂句雜俳の秀逸聯合扇子合等の趣向非凡にして精工至れり盡せり文久元辛酉年守田(始め森田勘彌)座の依頼により助筆して其短を補ひ慶應元乙丑年中村 勘三郎)座を助筆し明治六癸酉年に至りては澤村座(後に中橋座)を助筆し同年市村座に在て守田中村澤村座を補助し四座の普通番附に其名目を掲載する者狂言作者に古今その例を看す同七戌年六月河原崎座芝新堀座に再興の櫓を掲しより舊縁あるを以て出勤なし九代目市川團十郎の需に應じて楠公記の新狂言を綴り結局櫻井驛正成父子留別の一段翁の筆に隨ひて團十郎宜く其役に堪へ翁天保六年より今年迄狂言作者たること四十四年その中立作者の位置を占ること三十五年時に年齒六十三今に於て筆頭ます(尖く強記をさ)壯年に劣らず然も道德慈善を好み貧友に恵み門人を恤み寡寡孤獨と聞いて財を分つの德行屢々なりしは其門戸に入る者竊に見聞する所なり古人曰之を譽るは諂ふなりと故に纒に一斑を擧て小傳の真なるを證す

●子守學校の創立

茨城縣猿島郡小山村

(明治十六年九月三十日「大日本教育會誌」第一冊)

子守學校

茨城會員 渡邊嘉重

下總ノ國猿島郡小山村ハ茨城縣ノ西隅ニ在リテ戶數三百有餘アリ可ナリノ大村ナレドモ元來土俗ハ舊習ニ安シ今尙更メヌ家々又富有ナラナレハ其子弟モ多クハ子守ニ從事シ貴重ノ教育モ爲メニ施ス能ハス余甚タ之ヲ憂ヒ客年十二月ノ頃東西ニ奔走シ有志ノ輩ニ促シテ若干ノ醜金ヲ募リ遂ニ本年二月一ノ子守學校ヲ設立セリ爾來子守ニシテ入學スル者殆ト五十名今度初等科第六級ヲ卒業スヘキモノ三十名アリ夫ノ路傍ニ徘徊シテ惡戯ヲ逞フスル無知ノ徒ヲシテ斯ノ如キ教育ヲ與ヘ他日社會ニ立テ兒童ノ父母ト爲ルコトヲ得セシムルハ亦人生ノ幸福ト謂フヘシ因



●國會開設の聖詔取削請願

明治日報にも此論ありたり

(明治十五年十一月廿六日「有喜世新聞」第一四六二號)

國會開設に不平を鳴らし昨年十月十二日の 聖詔の取消を請願しやう杯といふ馬鹿者はあるまいと思ひの外日外の帝政黨會議に出かけた愛媛縣下の愚黨員は日本の御國體にて國會を開くなど、は思ひも寄らぬ事なり古語にも陪臣國命を執る亂臣賊子出るとは申さずや畢竟するに 皇帝陛下の叡慮に出たるにはなく青書生們か燥しきより茲に至りしなるべし兎にも角にも 論言の御取消を請願すること要務なれと言出せしかど其説行はれざりしかば歸縣の上同志の愚物を聚めて討議の末彌々委員を上京せしめ大臣參議の邸に至り百方議論をなし聽れざる時は腕力を以て勝敗を決す事に纏まりしよし如何に南海の孤島に棲む四國猿とはいへ明治元年の御誓約明治八年の 勅諭を讀ぬ事はあるまじきに今と成てこんな愚説を擔ぎ出すとは痴とや申さん狂とや笑はむ

●野魔師の共立銀行

金庫には一文銭もなし

(明治十三年七月十四日「東京自由新聞」第百卅八號)
竹田機(たけだ)の糸が切れると人形が動かさずお負(おまひ)に尻尾(しっぽ)を出すに至る兼て前號に取敢ず鳥渡(とりわた)記載せし日本橋區本材木町一丁目共立銀行の騒動の概略を聞くに元來此銀行は所謂布袋(ぶくろ)の輕業にて野魔師(やまじ)共の集りて成り立ちたる者にして外銀行と事變り至つて危き綱渡り(つなわた)一本の足を踏損(ふみこ)する時には忽ち瓦解(わかい)に及ぶ程なる恐る可きの仕懸也(しけん)と然るに舊真砂新聞(ふるまごしんぶん)の諸器(しよき)械(けい)を是迄同所に預り置きしを斷りもなく他へ抵當(ていどう)に入れ金策(きさく)をなしたるにより一昨(けつ)十二日夕方大車の八輛(はつりょう)に積み引出(ひきだ)さんとするを聞き真砂(まご)の社員(しんぱん)は驚き慌て差押(さしお)へんと談判(だんぱん)するに不當(ふたう)の返事に堪(た)へられず遂に立廻り(たちまわ)り及びしに兼て是迄人望(ひとぞ)なく土地(ち)の者にも憎まれ居る野魔銀行(やまじぎんぎやう)の事なれば名丁(なぢやう)を打振(う)り跳り込み(とまりこ)み狼狽(ろうたい)廻る銀行社員(ぎんぎやうしんぱん)中西福田(にしやま)の兩名に數ヶ所(か所)の手傷(てを)を負(お)せしかば其騒動(さわどう)は一方ならず巡查警部(じやうさけいぶ)は駆附(かけつけ)られ朱(しゆ)に染りし兩名(にんめい)を助け一先分署(せんぶんじよ)へ拘引(こいん)され治療(ちりやう)の手當(てう)に及べしと扱(あつか)其騒(さわ)ぎに銀行(ぎんぎやう)の金の庫(くら)なるドッ箱(どっば)を

開きて見れば其裡には文久一ツの貯蓄(ちよく)なく帳場(ちやうば)に据たる錢箱(ぜにば)に大小(たうせう)取交(とけ)せやうやく拾五圓(しゆごえん)程(ほど)の紙幣(しへい)而已(のみ)にて堂々(たうたう)たる札(し)を掲(たか)げ共立(きやうたつ)の名(な)を貪(ね)りて銀行(ぎんぎやう)の列(れつ)に加(か)はりしは大膽(だいだん)不敵(ふてき)の所業(しよぎやう)にして野魔銀行(やまじぎんぎやう)では有魔(あま)仙乎(せんか)

●上下一心の解

兩極端(りやうきくたん)の舉(こ)示(し)例(れい)

(明治十五年六月二十五日發行「自由新聞」第一號)
高知縣(たかち)土佐國(とさく)高岡郡(たかおかぐん)高岡町(たかおか)に於(お)て去(こ)十五日(にじふご)日夜政談(にやせいだん)演說會(えんせつかい)を開(ひら)かれしが辯士(べんし)安田某(やすだ)が演(えん)舌(ぜつ)中(ちゆう)陛下(てんげ)下の御警文中(ごけいぶん)上下(じやうじやう)と云(い)ふを註解(しゆげ)して上(う)は天皇陛下(てんかうてんげ)より下(くだ)は橋(はし)の下の乞食(こじき)迄(いた)をいふ云々(いふいふ)の言(こと)ありければ臨會場(りんかいばう)の警部(けいぶ)澤田某(さわだ)は之(これ)を誤聞(ごもん)して天皇陛下(てんかうてんげ)を乞食(こじき)と相比(たいひ)したるものと取り違(まちが)へし乎(や)突然(とつぜん)として曰(い)く其方(そのかた)の演說(えんせつ)中(ちゆう)上(う)は天皇陛下(てんかうてんげ)より下(くだ)は橋(はし)の下の乞食(こじき)まで云々(いふいふ)の語(こと)は全く陛下(てんげ)を侮辱(おご)したるものなれば全會(ぜんかい)を解散(げんさん)する上(う)其方(そのかた)を拘引(こいん)すると安田(やすだ)を拘引(こいん)して會場(かいばう)を出(で)てければ高岡(たかおか)市民(しみん)大(だい)に劇動(げきどう)し警部(けいぶ)の引き取りし途次(とじ)は瓦石(わしやく)の雨(あめ)を降(ふ)らせしと警察官(けいさつ官)には能(よ)く演說(えんせつ)の主意(しゆい)を聞き取りて誤解(ごげ)なからん事を望(のぞ)みたま(たま)事(こと)なり

●京阪鐵道の起工

梅田(うめだ)のシテイション

(明治六年五月三日發行「大阪新聞」第百六號所載)
大阪(おさか)ヨリ西京(せいけい)マデノ鐵道(てつどう)建築(けんちく)ニ付測量(そくりやう)ノ人員(じんいん)出張(しやうちやう)セリ當府(たうふ)下曾根(しもぞね)崎村(さきむら)梅田(うめだ)堤東(ついで)ニ當リ「シテイション」建營(けんえい)ノ地(ち)アリ東西(せい)三百間(さんひゃくま)南北(なんぼく)五百五十間(ごひゃくごじゅうご)間(ま)ニ及(およ)フ無數(むすう)ノ人丁(にんぢやう)日々土砂(つちさ)ヲ運送(うんそう)セリ其形勢(けいせい)モツトモ盛大(せうたい)ナリ鐵道(てつどう)落成(たつじやう)ノ上(う)ハ其近傍(きんぱう)ノ繁榮(はんじやう)ヲ察(さ)シ豪商(ごうしやう)富農(ふのう)四邊(しへん)ノ地所(ちじよ)ヲ爭(ま)ヒ買(か)フヨシナリ

●賄所をマヒナヒトコロ

公然(こげん)看板(かんばん)を掲(たか)ぐと見(み)し支那人(しやなじん)

(明治十八年三月十三日「自由燈」第二百八號所載)
賄所(わいじよ) 支那(しな)朝鮮(せうせん)にては賄賂(わいらく)公行(こうぎやう)するも敢(あ)て之(これ)を怪(あや)しむ者(もの)もなく醇親王(じゆんしん)や李鴻章(りこうちやう)の門番(かど)となる者(もの)は其株(き)を餘程(よほど)の高直(たかぢき)に賣買(うりかひ)するも賄賂(わいらく)の役得(やくとく)あるが爲(ため)にて又(また)平日(へいじつ)は衆庶(しゆじゆ)の縦覽(じゆうらん)を禁(か)ざる普光(ふくわう)同慶(どうけい)殿井(てんせい)に各官衙等(かくくわんが)の場所(ばうじよ)とても當該(たうがい)官吏(あんじ)への賄賂(わいらく)次第(さいだい)にて隨意(じゆい)に出入見物(しゆにんけんぶつ)することを得(え)るは毎々(まいまい)彼の國(くに)へ遊歷(ゆうりやく)せし知友(ちゆう)の話(わたり)に聞(き)く所(ところ)なりしが此(こゝ)某國(あつた)の使節(しせつ)が我が東京(とうきやう)の各官衙并(かくくわんが)に製造所(たうぞうじよ)を縦覽(じゆうらん)して海軍兵學校(かいぐんへいがく)へ來(き)り

しところ或(ある)る隅(ぐも)の方(かた)なる一間(いつけん)に賄所(わいじよ)と掲示(たか)せる札(し)を見て使節(しせつ)は如何(いか)思(おも)ひけん隨從(じゆいじゆう)の同國人(どうこくにん)と暫(しば)く囁(ささ)きたる末案内(すえあんない)の役(やく)に當(あた)れる某武官(あつた)某武官(あつた)に向(む)ひもちくとして拙者(せつしや)は不案内(ふあんない)なるが何(なに)分宜(ぶんい)しく御指圖(ごしちど)ありたしといふに某武官(あつた)は合點(がてん)ゆかず此(こゝ)は全く料理(りやうり)の事(こと)にても聞(き)くにやあらんと汁(じゆ)や菜(さい)の献立(けんたつ)等を詳細(しんじゆ)に説明(せつめい)したれば使節(しせつ)も同じく不審(ふしん)の顔色(げんしやく)にて更に使室(ししつ)を巡覽(じゆらん)して歸(かへ)りたるあとにて某武官(あつた)は賄(わい)の文字(もじ)に始めて心(こゝろ)つき果(は)ては大笑(だいしやう)となりたるよし

●火災保險會社の前驅

山師(やまぢ)の事業(じぎやう)か永續(えきぞく)せず

(明治十四年十一月發行諸新聞掲出の廣告文)

火災豫備毎月義會廣告

本會(ほんかい)ハ五ヶ年(ごねん)ヲ一期(いつき)トシ會員(かいじん)千口(せんこう)ヲ限(かぎ)リ毎月(まいげつ)一回(いちかい)豫備(よび)金(きん)五拾錢(ごじゆせん)ヲ醴集(れいじふ)シ其月(そのげつ)内(うち)ニ火災(かさい)ニ遇(あ)フ會員(かいじん)アレバ五百圓(ごひゃくえん)迄(いた)ノ資(すけ)金(きん)ヲ贈(たま)リ幸(さい)ヒニ火災(かさい)無(な)ケレバ翌月(ぎつげつ)其金(きん)ヲ籤引(せんいん)トナシ的籤(てきせん)拾口(しゆく)ハ各五拾圓(ごしゆじゆえん)宛(あて)火災(かさい)ニ先(ま)タツテ是(こゝ)ヲ分與(ぶんい)ス而(しか)シテ該金(がいきん)ヲ受(う)ルノ會員(かいじん)ハ其金(きん)額(がく)ニ割(わり)テ本會(ほんかい)ニ積立(せきだつ)大火(たいか)ノ節(せつ)等(とう)偏(へん)ク他(た)ノ類(るい)燒者(しやう)ヲ救恤(きうじゆ)スルノ慈惠(じゐ)金(きん)トシ自然(じぜん)積善(せきぜん)ヲ兼(か)ルノ方法(かうほう)トス尤(もつと)詳細(しんじゆ)ハ規則書(きそくじゆ)ヲ呈(せい)スヘシ請(こ)有志(よし)諸君(しよきん)一覽(いちらん)ノ上(う)入會(に)有(あ)ル事(こと)ヲ淺草新福井町(せんそうしんふくゐい) 二番地(にばんぢ)順天(じゆんてん)社(しゃ)内(うち) 火災豫備毎月義會(かさいよびまいげつぎかい)

●おやまかチャンリン節

蕎麥屋の風鈴

(明治十一年三月一日發行「讀書新聞」第九百三十三號)
 近來東京で流行の「おやまかチャンリン節」といふは一種奇
 々妙々で府下の方は各君も御承知なれど田舎では御存知な
 からうと思ひ二ツ三ツ湯屋で聞た儘を貴社へ送る若し投書
 の隅へ出して下されば東京の様子を遠國で知る一ツに成ら
 うか
 芝新橋 虎五郎

「鱈のお髭でぬらくら歩行き」

「重いのメリの下駄見りやい、が」

「箱入むすめと騙して見せて」

「串もさしたがる煮込みのおでん」

「初ニヤ鼻毛の勘定をはじめ」

「楊弓ひくとて矢竹に通よふ」

「末ニヤお尻の毛もぬくだんべ」

「初ニヤ鼻毛の勘定をはじめ」

「殿様氣どりで猫よぶお客」

「やッぱりお尻が其的だんべ」

「やッぱり役所ジャ等外だんべ」

●傳書鳩利用の相場師

泉州堺の米商人

(明治五年四月十三日「東京日々新聞」第四十八號所載)
 頃日大坂より歸りし人の話に泉州堺の津に大きな米商
 人あり居ながら大阪の相場を知る事堂島に會せる人よりも
 逸早しされば此人と取引をなす者はいつも其利を奪はる依
 て誰言となく彼はイヅナの法を用ゆるか切支丹を學ぶにあ
 らずんば自宅にありて其日の相場を知る事いかか如斯な
 らんと大に疑惑を生じたり或人其謂を問けるに是は日々堂
 嶋へ到る手代に云附飼習せし鳩二三羽を風呂敷に包みて持
 參させ相場の知るゝを待ち鳩の脚に結びて放ち歸せば鳩は
 忽ち我家の中庭に戻れり此故に人より早く彼地の相場を報
 知せりと答ければ人々扱は鳩使の働さなりけるかと疑惑を
 散じて感服せりとなん
 因に云鳩使の妙ある事を字佛戰争記に依りて知り早くも
 今日の家業に施せしは便利を活用せし者と云べし

●エルメレンスの碑文

大阪府病院雇教師たりし人

(明治十四年四月二十七日「大阪新報」第千六號所載)

和蘭國醫學士設乙越爾蔑噠斯先生紀念碑

天地之大徳曰生。害生者爲疾。人代天療疾謂之醫。其業至
 重。何以治之。曰精審。何以行之。曰忠實。此千古醫道之
 大綱也。凡具茲二道。而致功績於我邦者。宜敬愛下讓矣。
 若設乙越爾蔑噠斯先生。亦其人非耶。先生和蘭國人。天資
 敦厚而英敏。修業於獨逸國。受學士稱。技術該通。最精外
 科。傍善英佛諸國語。曩者其同國人抱獨英氏爲我大阪醫學
 校教師。將歸。薦先生自代。明治三年夏。先生乃應聘來。
 久之會官廢校。六年春。府新設病院。因托其醫治。兼督生。
 徒。七年歸省母氏。八年再來。十一年期滿而去。先生在府
 前後凡七年。其診治懇篤。回生如神。受治者以萬數。其導
 生徒。備有秩序。誘掖不倦。應才成業者數百人。其所講說
 諸科書。上梓者數部。皆大益也。嗚呼先生之於醫道可謂至
 矣。且當明治新政之初。先生代抱氏。先衆恢張醫風。爾來
 各國名醫踵至。我邦醫術。大改面目。先生唱導之功。實居
 多矣。此不可不表章也。先生既歸郷。歲余。遊佛蘭西國。

●處刑後に裁判宣告の取消

管轄違ひの罪人

(明治十四年五月十四日「大坂新報」第千二十一號所載)

法律は權利の城堡にして人民休戚の係る所苟くも法官たる
 者は之を輕忽に附す可からず況んや軍民法律を混同して人
 權を毀傷するが如きは私かに否公けに法官の爲に取らざる
 なり茲に大阪鎮臺病院看護卒河崎熊助(廿六)は去三月十八
 日梅屋敷に一杯を傾け猶足らずして天王寺に赴き煮賣店田
 原方にて酒肴を命じ豪飲せしが僅に三拾錢の會計に乏しく
 同家の透を窺ひて裏口より逃げ出しを早くも女婢に認めら
 れ巡行の査公に捕はれ安堂寺町警察署へ拘留の身とはなれ
 り然るにこの河崎は鎮臺に奉職し即ち軍人たるを以て犯罪
 の處分は成規の通り陸軍裁判所にて受くべきが故に早速鎮

臺へ護送せられたしと同署の警部に請たりしかば警部某は鎮臺に引渡すも大阪裁判所に送るも汝の喙を容るべきに非ず皆警部の見込次第に任す而已と答へ猶取調の末大阪裁判所へ廻送せられ兩三日を経たる後咎五十の處分を受け鎮臺病院へ歸りてみぎの宣告書を差出し届け出でたるより直に參謀部へ照會なりしに河崎熊助は軍人なるを以て軍律に照し處分すべき筈なれば地方裁判所の處分を受くるの謂なし然るにこれに宣告書を渡して處分せし而已ならず本人拘留取調中といへども一言の照會なきは返すも其意を得ずこれ不問に付し去るべからずと參謀部より大阪裁判所へあて一封の書を飛して照會なりしに依り裁判所にては直に河崎を呼び出し向きに犯せる罪は軍律を以て問ふべきに付當裁判所に於て處分したる宣告は取消す旨申渡されたりと抑も此の如きの處分をなせる判事其人は果して誰なるや

(同月三十一日發行同新聞第千三十五號所載追報)
當鎮臺病院附看病卒河崎熊助が天王寺に於て罪を犯し軍律に問はるべきを大阪裁判所にて咎五十の處分を受け鎮臺參謀部より照會となり近頃奇怪なる宣告取消の申し渡しを受けたることは去る十四日の紙上に委しく掲げ打れ損に止むか或は相當の處分あるかと其後の報を待ち居りしに一昨々

日當鎮臺裁判所より飲食代價不拂逃亡の罪軍律に依て禁錮二十五日に處すべき處向きに大阪裁判所に於て誤て處分されたるを以て其罪を問はずと申渡されたる由

●政府が禁止せし俗謠

チイ〜がタイ〜節

(明治五年五月二十四日「東京日々新聞」第八十五號)
此程坊街にてチイチイがタイ〜と云へる俗謠を誦ひしが既に政府より御停止相成たりとて附會の一説を設ていはく彼チイチイがタイ〜とは之を譯せば知事が度々更る義なりと又チイチイは蟲なり國にしらみのたかる義理にて何にもせよ不吉なる唱歌なるを以て御停止相成しと言へり何故かかる蛇足を添へ何故浮説を信するや堂々たる政府何ぞ瑣末の俗謠に關し給んや前漢及び三國の時偶々童謠を以て策略をなす事ありと雖も皆小説家の後案なる疑を容ざる所なり今政府の停止ありしものは彼チイ〜に限りたるにはあるまじ都て道路を過るもの鳥糞の口中に入をもしらず巴蛇の卵に等しき濁聲を發し拙劣の俗謠を唄ふ其蒙昧庸愚以て知るべし他邦の人に對して恥入る儀とて摠て高聲に唱歌を發し往來を過る者を制し給ひしならん

父明開化道中双六 〇版 御國屋新嘉

振り出しが浦賀

明治十年五月五日發行 圖々珍聞 第七號

東京新燧社の記

マツチ製造の開祖清水誠

(明治十三年二月三日發行「交詢雜誌」第三號第五號)

東京府下本所柳原町壹丁目拾三番地ニ設立セル新燧社ハ我カ國ニ於テ最モ盛大ナル摺附木製造所ニシテ現ニ本社(交詢會)發起社員清水誠君ノ管スル所ニ係ル抑々新燧社設立ノ起原ヲ釋スルニ明治七年ノ夏清水君留學シテ佛國ニ在リシトキ吉井友實君ノ來歐ニ會シ共ニ心事ヲ談シテ遂ニ我カ輸出ノ不均ノ事ニ及ヒ工業ヲ内地ニ起シテ此ノ大患ヲ救ハン事ヲ約セシニ在リト云フ清水君ハ此ノ約ヲ踐ミ先ツ摺附木製造ニ着手セント欲シ巴里ニ於テ木支刻ミ器械ニ挺ヲ購求シ次デ自ラ歸朝スルニ及ヒ明治八年四月ヲ以テ東京霞ヶ關吉井君ノ私邸ニ就テ始メテ其製法ヲ試驗セリ此ノ時清水君カ試製セル摺附木ハ我カ國ニ於テ目下一般ニ用フル所ノ安全摺附木ニ非ス清水君カ在佛ノ日親シク彼ノ國ニテ使用スルヲ視タル生燧製ノ尋常摺附木ヲ摸シタルモノナレハ物ニ觸レテ容易ニ火ヲ發シ且小兒輩誤テ其頭藥ヲ口ニシ其劇毒ニ觸ル、ノ恐アリ故ヲ以テ第一回ノ試製頗ル良結果ヲ生シタレトモ清水君ハ敢テ之ヲ發賣セス更ニ安全

摺附木ヲ製出セント決心シタレトモ如何セン當時東京横濱間ノ藥店一トシテ之ニ必要ナル赤燧ヲ貯有スル者ナケレハ已ムヲ得ス遂ニ自ラ之ヲ製セントシ其器械已ニ成レルニ方リ清水君會マ徵サレテ官ニ就キ公務繁忙未タ素心ヲ達スルノ暇アラス在萬翌九年三月ニ至リ横濱在留英國人某將ニ安全摺附木ヲ製セントスルノ舉アルヲ傳聞シ憤慨措ク能ハス遂ニ同四月十四日ヨリ僅々二十日間公務ノ餘暇ヲ得三田四國町ナル吉井君ノ別邸ニ於テ始メテ安全摺附木ヲ試製セリ蓋シ此ノ時清水君カ製出セル安全摺附木ハ全ク君ノ自ラ發明セル製法ヲ用ヒタルモノニシテ毫モ外人ヨリ傳習シ得タルモノニ非ス安全摺附木ノ試製十分ニ其効ヲ奏シ製造ノ準備モ亦稍々成リタレトモ公務ノ故ヲ以テ清水君ハ自ラ之ヲ督スル能ハス其製法等ヲ舉テ陸原惟孝氏ニ授ケ三田四國町ニ新燧社ヲ起サシメ君ハ再ヒ其任所橫須賀造船所ニ歸リ時々公務ノ餘暇ヲ以テ出京シ諸事ヲ教示セリ是レ即チ我カ國第一ヲ以テ稱セラル、摺附木製造所新燧社ノ起立セシ所以ニシテ安全摺附木ノ我カ國ニ製セラレシ濫觴ナリ但シ此ノ時使役セル職工ハ僅々五六十名ニ過ギス隨テ製出スル所ノ摺附木モ亦極メテ少量ナリキ

新燧社設立以來其製出スル所ノ摺附木頗ニ聲價ヲ得製出ス

ル所以テ常ニ江湖ノ需要ニ供スルニ足ラサルニ至レリ然レトモ新燧社ノ目的トスル所ハ一大國益ヲ起スニ在ルヲ以テ苟モ小利ニ安ンセス清國上海ハ摺附木賣售ノ高數十萬圓ニ上ルヲ聞知シ乃チ九年六月ヲ以テ出張所ヲ長崎ニ設ケ陸原氏自ラ出張シテ諸事ヲ負擔シ專ラ輸出ニ盡力セリ然レトモ事業益々隆盛ナルニ從ヒ資本ノ多キヲ要スルハ論ヲ俟タサル所ニシテ新燧社資金ノ如キモ亦漸ク寡少ヲ訴フルニ至リシカハ遂ニ同年八月ヲ以テ内務省ニ請願シ官庫ヨリ三萬圓金ヲ拜借シ又其翌九月ヲ以テ製造所ヲ目今ノ位置ニ移セリ蓋シ新燧社ノ位置ヲ此ニ移シタルハ運輸ノ便利ヲ謀ルト共ニ摺附木製造ノ業ハ固ト危險ニ屬スルヲ以テ人煙稠密ナラサル地ニ於テセサルヲ得サルヲ以テナリ此ノ時ニ方リ職工ノ數漸ク増シテ三百人内外ニ至レリ

同年十二月清水君病ヲ以テ官ヲ辭シ爾後ハ一ニ摺附木製造ノ事業ニ盡力シ翌年二月陸原氏ノ退社スルニ及ヒ代リテ新燧社々長ノ任ニ當レリ此ニ於テ益々社業ヲ擴張セント欲シ十年二月再ビ内務省ニ請ヒテ資金貳萬圓ヲ拜借シ以テ鹽酸「ボツタアス」及ヒ赤燧製造所ヲ深川ニ設立セリ然ルニ同年梅雨ノ候ニ際シ新燧社製出ノ摺附木濕氣ニ冒サレ發火セサルモノアリ頗ル聲價ヲ落シ一時賣路閉塞セシカハ社員大ニ之ヲ患ヒ更ニ勵精シテ改良スル所アリ同八月内國勸業博覽會アルニ際シ新製ノ附木ヲ出品シテ鳳紋賞牌ヲ得テ益々世上ノ信愛ヲ固ウセリ故ニ新燧社設立以來十年六月迄ニ製出セル高大箱四百四十六個此代價金壹萬六十一圓餘ノ多キニ及ヒタレトモ未タ以テ世人ノ需用ニ供スルニ足ラサルニ至リケレハ同十二月三タヒ内務省ニ請ヒテ二萬五千圓金ヲ借用シ愈々製造ヲ擴張セリ



上野博覽會場ニ於テ改正摺附木ヲ發賣セシ以來其賣捌高一時ニ増加シ新燧社永續ノ見込既ニ立チ殆ト全ク我カ輸入品ヲ謝絶スルニ至リ清水君平生ノ素志モ亦稍々成レルニ似タレトモ嘗テ長崎ニ設立セル出張所ハ木材乏キ等ノ故ヲ以テ其業振ハス僅々ノ製出高以テ上海輸出ノ用ニ充ツルニ足ラサレハ更ニ東京本社ノ製出高ヲ増シ以テ直ニ上海へ輸出セント欲シ十一年四月ヲ以テ四タビ内務省ニ請願シテ二萬五千圓金ヲ拜借シ同六月人ヲ上海ニ派シテ賣路ヲ擴開セシメシカハ上海輸入ハ過半新燧社製品タルニ至レリ此ノ時ニ至リ新燧社ノ政府ヨリ借用セル金高合計拾

萬圓ト爲リ社外ニ於テ小箱貼立テ等ニ從事スル者無慮三千ヲ除クモ本社ニ使役セル職工凡ソ千二百名ト爲リ又十年七月ヨリ十一月迄ニ製出セル摺附木ノ高大箱千六百九十六此代價金三萬四千七百六拾八圓ニ上レリ

十一年十二月新燈社火ヲ失シ工場三棟燒失爲メニ三萬圓餘ノ巨額ヲ損亡シタレドモ此ノ時ニ方リ業務稍々鞏固ニ至リタレバ甚ダシキ影響ヲ工業ニ生ゼザルノミナラズ爾後賣路益々旺盛セリ即チ十一年七月以後十二年六月ニ至ル一年間ニ製出セル高大箱四千八百四十三個此ノ代價金九萬六千八百六十圓ニ至レルヲ以テ之ヲ徵スベシ然レドモ此ノ時社内ニ使役セル職工ハ僅々七百名ニ過ギズ是レ全ク其各自ノ業ニ習熟セシニ因テナリ習熟ノ効亦大ナリト謂フベシ

是ヨリ先キ清水君官命ヲ以テ歐洲ニ遊ビ本務ノ傍獨逸丁抹瑞典ノ諸國ノ安全摺附木製造場ヲ巡視シ中ニ就テ瑞典ノ最モ此ノ業ニ長ゼルヲ視乃チ其使用スル所ノ諸機械ヲ購求シ十二年四月歸朝ノ節之ヲ齎シ來リタレバ遠カラズシテ將ニ之ヲ實地ニ使用セントス共果シテ活用セラル、ニ至ラハ更ニ一大改良ヲ製造上ニ見ルベキヲ信ズルナリ

抑々新「社」ノ事業タルヤ竈下ニ使用スル附木ノ製作ニ過ギズ其物ノ價タル動百以テ一錢ヲ費スニ足ラズ故ヲ以テ貧賤

流浪ノ民往々此ノ業ヲ執リ之ヲ路頭ニ鬻ギテ糲口ノ資ト爲ス者アルニ至ル然ルニ清水君夙ニ其一大利源ヲ開クノ路タルヲ知り奮テ之ニ從事シ其學識ト經驗トニ由テ自ラ一良法ヲ發明シ起業以來僅ニ數年ヲ出デザルニ果シテ此ノ盛大ヲ致シ營ニ外品ヲ國內ニ謝絶スルノミナラズ又我が國ヲシテ輸出ノ一要品ヲ得セシメタリ然リ而シテ其製出スル所ノモノ品位ノ良好ナルノミナラズ其價モ亦極メテ賤ク至貧者ノ爐邊トイヘドモ能ク之ヲ備フ可シ故ヲ以テ目今ノ製造高盡ク售レテ一片ノ殘品ナク只製品ノ少ナキヲ是レ憂フルノミ

而シテ此ノ工場ニ使役スル所ノ數百ノ職工ハ大抵老幼ノ婦女ニシテ其多クハ若シ此ノ工場ヲシテ無カラシメハ自カラ附木ヲ路頭ニ鬻ギタルベキ貧民ナリ然ルモ清水君ノ訓御宜シキヲ得テ各々自活ノ道ヲ得タルノミナラズ皆有用事業ノ良好ナル職工ト爲リ一タビ工場ニ臨觀セル者ヲシテ其伎倆ノ巧ナルニ驚カシムルニ至レリ且職工ノ疾病若クハ不慮ノ災ニ罹レル者ハ之ヲ救恤スルノ備アリ其幼少ナル者ハ工業ノ餘暇ヲ以テ之ニ普通ノ教育ヲ授クルノ設アリ又工銀ヲ節シテ貯蓄セント欲スル者ハ之ヲ預カルノ法アリ其保護殆ド至ラザル所ナシ此ノ如ク社内ニ備役セラレテ活路ヲ求ムル

ノ職工ノ外又社外ニ在リテ小箱製作等ニ從事シ以テ新燈社ノ恩澤ニ浴スル者今ニ於テ大約二千人ニ下ラズト云フ

清水君ガ國ニ建テタルノ功ソレ如ク大ニ其貧民ニ施セルノ德ソレ如ク深シ其業ノ今前ニ繁榮セシガ如ク今後ニモ亦駭々乎トシテ旺盛ニ赴カン事決シテ疑ヲ容レザルナリ今更ニ新燈社ノ現況ヲ左ニ記述シ人ヲシテ其將來ノ好景ヲ想ハシメント欲ス

合計 七六一名 此年分給料 二〇、三九五、二〇〇

但シ男工中平民三十三名士族五名十五歲以下五名女工中平民二百四十三名士族十八名十五歲以下三百三十七名各種共備入後凡ソ一ヶ月ニシテ其業ニ熟ス

木材 代價

木支 三、二四二、八〇〇東 一七、八三五、四〇〇

經木四二、九二〇、〇〇〇組 八、一五四、八〇〇

右木支ハ専ラ白楊、澤胡桃ヲ以テ製作スル所ニシテ日光宇都宮靜岡ニ請負人アリテ之ヲ新燈社ニ運送ス經木ハ檜ヲ以テ製作スルモノニシテ府下ニ請負人アリテ之ヲ製ス

製出總高(明治十二年間ノ調査ニ係ル以下之ニ倣フ)

大箱 代價

內國販賣高 二、七五九 六二、〇七七、五〇〇

外國輸出高 三、四〇五 九六、一九一、二五〇

合計製出高 六、一六四 一五八、二六八、七五〇

但シ大箱一ハ小箱七千二百ヲ入レ小箱一ハ木支凡ソ七十本ヲ入ル

右製造ニ要スル諸項

役員 二五名 此年分給料 五、四〇〇、〇〇〇

職工男上(出場平均數)一九名 此一人別日給 二、二五〇

中同 一三名 同 〇、二〇〇

下同 六名 同 〇、一五〇

女上同 五三名 同 〇、二〇〇

「ハラヒン」 一〇八、三〇〇斤 一七、三二八、〇〇〇

鹽酸「ボツタアス」二七、七七六斤 七、〇八二、八八〇

赤燐 三、五四九斤 四、九一九、九一〇

鐵類 一五、一五七斤 八四九、四二〇

糊類 四一、九八三斤 七、一三七、一一〇

右鐵類ノ中凡ソ七分ノ四及ビ糊類ノ中凡ソ五分ノ四ハ外品ヲ仰ギ他ノ藥品ハ皆日本品ヲ用フ

紙類青紙 三、三一九連 此代價 七、四六七、七五
 黃紙 一、三〇四連 同 二、五四二、八〇
 白紙 二〇連 同 三九、〇〇
 上包紙 二、〇五二連 同 四、六五八、〇四
 右四種共専ラ舶來品ヲ用ヒシガ近時大坂眞島製紙所ニテ
 青黃白ノ三種ヲ製出スレドモ獨リ上包紙ニ至リテハ未ダ
 洋品ヲ仰ガザルヲ得ズ但シ青黃白ノ三種皆小箱貼立ノ用
 ニ供ス

外箱類
 大箱 三、四一〇個 此代價三、四一〇、〇〇
 中箱 七、九〇〇個 同 一、二八〇、〇〇
 「ブリツキ箱」二〇、一〇〇個 同 六、四三二、〇〇
 大箱ハ海外輸出ノ用ニ供スルモノニシテ松一寸板ヲ以テ
 作り中箱ハ内地運輸ノ用ニ供スルモノニシテ松六分板ニ
 テ作り「ブリツキ」箱ハ防濕ノ爲メ海外輸出用ニ供ス但シ
 大箱ハ此ノ「ブリツキ」箱六個ヲ容ルベシ
 右ニ掲出セル所ニ據レバ新燈社ノ事業ヲ以テ外品ノ輸入ヲ
 防ギ得タル金額ハ六萬二千圓餘ニシテ其輸出ヲ増加セシ金
 額ハ九萬六千圓餘ナリ之ヲ同社工業ノ爲メニ要スル金屬藥
 品等ノ代價總計四萬六千圓餘ト差引タモ尙十萬圓餘ノ巨額

ヲ剩ス是レ即チ新燈社ノ事業ヨリ起リタル國益ナリ而シテ
 役員職工ノ給料ヲ初メ同社ノ諸工賃合計四萬八千圓餘ノ巨
 額ニ上レリ是レ即チ新燈社ノ事業ヨリ貧民ノ受ケタル潤澤
 ナリ豈ニ亦盛ナラズヤ此ノ大利益タル摺附木製造ノ手順及
 ビ其賣捌方ニ就テモ亦記スベキモノアリト雖モ他日ヲ以テ
 之ヲ述ベント欲シ姑ク此處ニ筆ヲ擱ス

自由民權と壓制官權の風

遊戯の政争問題化

(明治十四年四月八日發行「大坂新報」第九百九十一號)
 宮城縣仙臺の某氏より社員へ贈りし書翰の端に曰く當縣諸
 郡の青年輩が去二十七日を以て台野原(鎮臺操練場)にて
 催したる大風揚は自由、民權、壓制、君權の文字を風に記
 し午前は君權、壓制の紙鳶が半空に飛騰し自由、民權の二
 個は卑々屈々揚らんとして落ち昇らんとして降り青年輩は
 大に憤懣の色ありしが突然何者か壓制の綱を斷ちしかば該
 紙鳶は飄々として遙かに飛び去れり午後に至りては自由、
 民權の二個物乎として飛揚し忽ち最高の位地を占しかば此
 場に臨む三千餘の參觀人は一齊に拍手喝采實に天地をも動
 かす程なりし云々

横根勘宗といへる遊客

實は軍曹の偽名

(明治十四年八月二十七日「大坂新報」第千一百一十一號)
 能く戲謔すれども誰を爲さず一時の惡戯におもはぬ困難を
 惹起し悔ひて返らぬことの起るは世間々、ありてならぬも
 のなれば小事なれども人々これは慎み玉へ一昨々夜軍卒ら
 しき壯年客が二三名新堀安治川上通一丁目席業鎌田善次
 郎の樓上にて鯨飲馬食娼婦を相手歌へよ踊れの大騒ぎ稍興
 も酣なる頃乾娘がさし出す人名帳へ何れもさら／＼書き認
 めさてチトお休みと引かるゝまゝに酔脚蹠躑各かし、敵娼
 に伴はれて閨房に入る其時早く此時遅し履聲ボク、亭主
 人名帳を見せ誰ぞ怪しき男は泊りはせぬかと逡巡の廻りに
 「はい、之を御覽下さいませ、ム、愛媛縣下讚岐國多度津
 港の平民横根勘宗とは如何にも不審の姓名なり亭主案内致
 せ「ハ」と二階に案内する一室の内は牝牡方さに突戦最中
 コレお客と亭主の聲を破られ「何用なるか」お手前姓名
 は横根勘宗とナ如何にも怪しい姓名なり速に本姓名を語ら
 れよ長く包まれなば愈々罪は重ならんと不意を撃たれて客
 はもじ／＼遂に拙者は廣島鎮台高松分營の軍曹佐澤圓次と

申者にて二三日前同隊兵卒池田佐七外一名と同營より囚兵
 を當鎮台へ護送し來り最早引渡も済みたればせめて一夜の
 興を盡さんとかくは此樓へ遊びに來り酔興の餘まり覺へぬ
 戲を爲して候と偽名の件判然として分りたれば一同拘引の
 上兵卒二名は放免と爲り軍曹は差返されしと云ふ人を護送
 の役で來ながら己れ亦た歸りに護送せられて戻るとは能く
 護送に縁ある官人なり

吉原根津四宿の遊興費

私娼が四百文(四錢)時代

(明治十年八月九日「東京さきがけ」第八十七號)
 先月中吉原貸座敷の上り高は七千六百八十六圓三十六錢で
 娼妓の稼ぎ高は五千八百一十一圓八十九錢根津貸座敷の上り
 高は二千五百六十四圓十錢で娼妓の稼ぎ高は二千八百八十二圓十
 五錢品川貸座敷の上り高は四千五百七十九圓三十錢で娼妓
 の稼ぎ高は三千四百六十五圓十八錢四厘内藤新宿貸座敷の
 上り高は二千十七圓八十七錢で娼妓の稼ぎ高は千八百五十
 五圓五十五錢千住は貸座敷娼妓ともに千三百八十七圓二十
 五錢づゝ板橋も貸座敷娼妓ともに五百四十圓三十錢づゝに
 て總計三萬三千三百二十九圓五十錢四厘でありました

●北垣國道の戀妻

學生中の馴染女

(明治十四年七月二日「大坂新報」第六十三號所載)
 ●京都府知事北垣君のまだ年若くして東京に遊學されしころ
 銀治橋なる割烹店吉浦屋にお種と呼びなす一個の令嬢あり
 才色共に勝れて嬌艶並びなく君には一見して文君の美貌あり
 るを慕はれしが風流の因縁最も深くお種もまた琴心の挑を
 待たず一雙の慧眼早くも英雄を逢鬢被褥の中に知り芳艶相
 投じて遂に情交を百世に盟はれしが此頃は徳川幕府の威令
 已に天下に行はれず有志の士東西に起り尊攘の論紛々たれ
 ば固より威揚の志を懷きて搏撃の機を待つ君が突ぞ一婦女
 子の愛に春々たらん一日お種にわが本志を語り再合を萬死
 一生の後に期して袂を分たれしこそ武士の世にあぢきなき
 離合なれ斯て君には直ちにわが本國なる但馬に歸り近郷の
 豪士を募り生野銀山の美學に與して義を天下に唱へ其後ち
 は四方に流離して艱難の事も多かりし茲にお種は一たび君
 に訣別を告げしより兩夫に見へざるの婦徳を守り唯君の厚
 運を祈る計り責ては君の苦心を慰めんとわが衣類などを賣
 て君に贈ることも度々なりしが幾くもなくして君は頻りに

本意を伸べ四海平定の後に至り某官を奉じて東京に上り流
 石昔しの忍ばれて吉浦屋を訪はれしにお種は固く清白を守
 り居たれば互いに稀世の喜びをなし曲さに終絶の情を盡し
 正室に迎へんことを母公に乞はれしも母公は其業の賤しき
 を嫌ひ承諾せられざるをもて已むを得ず一時側室に備へ置
 かれたるに今度河田議官が媒介となり改めて母公に請はれ
 たらば母公も快く承諾されしを以てめでたく結婚の式を行
 はれ近日相伴なひて歸府さるゝと云ふ文君の涼徳なくして
 紅拂の卓識を備へられたるお種夫人の美を世に傳ふと云爾

●隠賣女取締規則

強制的に公娼たらしむ

(明治八年四月七日「解譯新聞誌」第六十六號所載)

○第八號 市在各區區長戸長
 隠賣女ノ儀ハ風俗ヲ敗リ健康ヲ害シ其他種々ノ惡弊有之ヲ
 以從前嚴禁ノ處近頃右體ノ者漸次増殖イタシ不埒ノ事ニ付
 今般取糺ノ上夫々處分相成候自今以後同様ノ所業致候者於
 有之ハ相當ノ罪科ニ被行候上猶又微毒ノ延蔓ヲ防キ健康保
 護ノタメ左之規則之通可及處分候條此旨各區無洩可相違事
 明治八年四月四日 東京府知事大久保一翁

第一條 隠賣女之所業致候者ハ娼妓鑑札下渡之上吉原津根
 其外四宿 品川新宿板橋千住(貸座敷渡世之者)へ相預取糺可
 爲致事

第二條 右期限ハ壹年間タルベキ事

但賦金上納徵毒検査等總而一般之娼妓ニ可準事

第三條 右期限後ニ至リ猶又本人ノ勝手ヲ以テ娼妓渡世致
 度者ハ其情願ニ任セ尋常娼妓ノ通可爲相心得事

第四條 貸座敷渡世之者へ一旦被相預候後正業ニ就キ候目
 途有之候歟又ハ縁付候歟ニテ再ビ隠賣女之所業致間敷事親
 戚或ハ地主家主差配人等身元儘ナル者ニテ保證致シ候ハハ
 詮議之上放免可致事

第五條 右之者再犯致候ニ於テハ保證人ヨリ五圓以上廿五
 圓以内之科料可取上内

第六條 隠賣女之宿主致候者ニ於テハ十圓以上五十圓以内
 之科料可取上事

第七條 右同斷媒合容止之者ニ於テハ五圓以上三十圓以内
 之科料可取上事

第八條 此規則ヲ違背スル者ハ初犯再三犯之差別ナク同一
 ノ處分ニ可及事

第九條 右ノ科料金ハ女工場並徵毒病院之費用ニ可充事

第十條 若シ資力無クシテ科料金取上ベカラザルモノハ保
 證人ハ一ヶ月以上五ヶ月以内宿主ハ二ヶ月以上十ヶ月以内
 媒合容止ハ一ヶ月半以上六ヶ月以内女工場又ハ徵毒病院ニ
 於テ薪水洒掃及ビ看病等之雜役ニ充候事



これは「團々珍聞」に出た地獄符の狂畫である、柳下に
 立つ怪美人を本燭に照せば、白鬼の正體を現はすと云
 ふ意であるさうな

●杉田定一の改心

福井縣令石黒務の書翰

(明治十七年十二月十一日附自筆ノ實物全文)

拜啓寒氣日増ニ相加候當地ノ如キハ日夜雪霰多降一層不愉快ニ有之候先以拜別以來益御壯健奉啓賀候先般上京中ハ參館御示教ヲ蒙リ難有奉拜謝候猶今一應緩々拜話可仕事ニ御約仕置候處實ハ日夜俗務ニ追ハレ更ニ可尋人サヘモ惣テ無音ニテ松平春嶽ヨリモ毎々手紙有之候得トモ遂ニ參リ兼又舊主井伊ヨリモ來候様申越候得トモ是又緩々參候儘出無精ノ事ニテ實ニ不本意ヲ極メ御寛恕願候吳々モ相濟不申定テ御立腹候半カト存候得トモ務ノ不肖心底モ御熟知被下候譯ニ付懸念ハ不仕候猶不相替御愛顧願候兼テ御話ノ御門人阿部見龍氏ハ御都合次第御遣シ可被下採用可仕事ニ協定致居候歸縣早々御禮答且御挨拶可致之處歸路滋賀又ハ敦賀等ニ居リ先月廿七日歸縣候處折柄警察會議又ハ引續キ郡長之集合今又大藏主稅官來縣ニテ不得寸暇御無音仕候又手茲ニ一ツノ奇談アリ且可賀又可助ト自信仕候ハ彼ノ杉田定一ニ有之候當五月來支那ニ參居(三字不詳)トモ北京ニテハ御同居御世話ニ相成申候該地ノ景況ハ逐一承リ申候老臺ノ御厚意

モ先方ニテ(二字不詳)頗ル感佩申候最喜悅ニ奉存候右定一ノ儀ハ斷然針路ヲ改メタルコトハ此度支那ニ參リ歐米各國人ノ銳意支那ニ着目シテ其透ヲ窺フノ現況アル事ト支那人ノ馬鹿ニシテ共ニ語ルニ足ラザルト又吾日本帝國ノ内輪ノ困難トノ事ヲ對照比準シテ考フル時ハ吾輩誤テリ々々是迄ハ内治ヲ鞏固ニスルトカ又ハ一政黨ヲ樹テ、區々ノ冷評ヲ政府又ハ他黨ニ試ルトカ皆一小僅事區々タル事ニ眼ヲ注キ居リシハ皆目的違ニテ今吾國ノ目的トスル處ハ内輪ハ官民一致協同只内ヲ養ヒ國ヲ富シ外ハ以テ各國ノ侮リヲ防キ今ヨリ進取ノ氣象ヲ養フテ時機ヲ待テ他ヘモ手ヲ出スト云フコトニ着眼セサル可カラス然ルニ自分等ハ今日迄ニ茲ニ眼ヲ着ケルコト能ハス内輪ニテ區々タル政黨トカ自由トカ馬鹿計ニ目ヲ費シ折角ノ身代迄モ傷ケタルヲ痛ムノミト而此後ハ斷然眼ヲ轉シ志操ヲ改メ官民ノ別ナク有志ノ諸君ヘハ深ク交際ヲ需メ漸次教ヲ乞ヒ衆ト共ニ同心協力進シテ斃シコトヲ誓フニ付テハ小生モ大ニ之ニ賛成シ兼テ申如ク無偏無黨ニ無之候テハ天下ノ大事ヲ貫ク事ハ難叶足下其邊ニ目ヲ轉シタルハ實ニ足下一人ノ幸福ノミナラス公衆ノ幸福也ト大ニ賞賛シ付テハ第一藤田一郎君ニ面シテ同人ノ紹介ヲ以テ先々官野ノ有志者ニ交ル可シト申置候處大ニ喜ヒ飽迄藤田

君ヲ慕ヒ其教ヲ聞ント申候ニ付來ル廿日比當地出立上京候ニ付何卒御愛顧御示教被遺被下度願候同人モ性質ハ正直ナル男ニ候所謂善ニモ強ケレバ惡ニモ強ヒト申様ノ意味ニ有之候同人今日ニ至リシハ妙々第一當縣ト縣會ノ折合宜ク可相成ト存候之レハ杉田ガ煽動スルニハナケレトモ當時ノ民權ヲ唱フルモノ矢張杉田黨ノミ諂諛心ニテ甲ト云ヘハ乙ト云フガ如キ傾向アリ之ハ悉皆杉田治療爲致事ニ約シ置申候右ニ付當地ノモノトモ杉田ノ爲辯解シ十分交リノナル事ニ野生紹介致遣候間老兄ノ御愛顧ヲ以テ當路ノ先生達ニモ面會相成候様御盡力只管願候松方品川ニハ手紙ヲ添可申ト存居候此段御安意可被下候追々天下ノ人我黨ニ入ルヲ約スル事ニ可相成ト御互ニ欣喜ニ堪ヘス候右ハ特ニ願候委曲ハ本人ヨリ御聞取願候右御無音ノ御詫特願勞々勿々不盡

十二月十一日 辱知生 務拜 藤田老兄 几下

(補) 右書翰の封筒には左の如く書けり
東京芝區濱松町一丁目一番地
藤田一郎様 御親展
越前福井毛矢町 石黒 務

福井郵便局印「一七、一二、一二、〇便、福井」とあり、東京着同十六日、書留郵便
右の藤田一郎は明治十四年の秋、勸農義社といふを創立して失敗し、翌十五年三月、立憲帝政黨が發表演說會を新富座に開いた時、其會主となるなど、官權派の下働きをもした人である
石黒務は滋賀縣人、明治十四年二月より同二十二年二月まで福井縣令、同知事を勤めた人である
杉田定一は曾て衆議院議長にもなつた現存の人である、明治九年には政府攻撃の『采風新聞』記者として禁獄六ヶ月に處せられ、同十四年には『經世新論』を公刊せしめた同禁獄六ヶ月に處せられ、愛國社、自由黨、愛國公黨に加はつて政府に肉迫した名士、此杉田氏が悔悟改心したと記せる前掲の書翰、當時何等かの事情があつたものと見るべき珍參考書類であらう
書翰本文の如く、杉田氏が當時藤田一郎を訪問したか否かは判らない、又石黒務より松方正義や品川彌二郎宛の添書を貰つて兩人を訪問し、悔悟的の述懐をしたか否かも判らないが、或人の説に、杉田氏は一時軟化したと見らるべき行動があつたらしいとの事

●師弟間の民事訴訟

信教上の衝突か

(東京始審裁判所の判決、勝本(實物)に據りて寫せしもの)

裁判言渡書

東京府日本橋區菅屋町六番地平民

銅石版職業

原告人

吾妻健三郎

東京府日本橋區濱町一丁目三番地

寄留大分縣士族

代理人

伊藤松男

東京府下谷區竹町一番地寄留

靜岡縣士族 銅石版業

被告人

龜里權一郎

東京府下谷區下谷竹町一番地寄留

靜岡縣士族 海軍少機關士

被告人

大塚文倫

東京府京橋區本八丁堀三丁目五番地

士族

右兩名代理人

丸山名政

右吾妻健三郎ヨリ龜里權一郎大塚文倫ニ對スル修業料請求ノ訴訟ヲ審理シ原告被告双方代理人ノ陳述ヲ聽クニ原告代理人陳述ノ要旨ハ原告ハ明治十五年十月被告共ト甲第一號證ノ如ク契約シ爾來被告龜里權一郎ハ銅石版職ヲ授業シタル處被告權一郎ハ明治十九年八月廿六日突然外出シタル儘歸來セズ即甲第一號證ノ契約ニ違背シタルニ依リ同證書ノ明文ニ基キ明治十五年十月ヨリ明治十九年八月マテ四拾七ヶ月分ノ修業料一ヶ月金三圓ノ割ヲ以テ合計金百四拾壹圓被告兩名ヨリ速ニ辨償受度ト云フニ在リ

被告代理人答辯ノ要旨ハ被告龜里權一郎カ原告方ハ入門セシ際甲第一號證ヲ差入タルニハ相違ナシト雖モ權一郎カ明治十九年八月中原告方ヲ退去セシ理由ハ明治十七年十二月申ヨリ原告即師匠健三郎ニ於テ基督教ノ教師ヲ招キ權一郎等職工生徒一同ニ講義ヲ聽聞セシノ尋テ原告ノ勸誘ニ依リ生徒一同基督教會ニ加盟シ同教ヲ信奉シタル處其後原告ノ思想一變シ職工生徒カ基督教會ニ往クコト及ヒ同教ヲ信奉スルコトヲ止メント圖リ種々ノ抑壓手段ヲ施シ生徒一同職業上及ヒ信向上自由ヲ得ルコト能ハサルヨリ切迫ノ餘一同申合セ乙第二號證ノ如ク原告へ請願ヲ爲シタルニ原告ハ之ヲ許容セスシテ到底汝等ノ請願ヲ許可スル能ハス此上汝等

ヲ備役スルモ互ニ面白カラサルニ付自今解備スヘシ一切ノ事ハ保證人ト談スヘキヲ以テ各一ト先ツ立去ルヘシト命シタルニ依リ無據生徒一同原告方ヲ立去リタルナリ右ノ始末ニテ被告權一郎原告方職業ノ規則ヲ破リタルコトナク且甲第一號證ノ約定ニ違背セシコトナキヲ以テ原告ノ請求ニハ應ジ難シト云フニ在リ

依テ各證據ヲ審閱シ説明スルコト左ノ如シ
被告權一郎ハ甲第一號證ヲ以テ約定セシ受業年限内ニ原告方ヲ退去セシコトハ其自陳スル所ナルヲ以テ被告ニ於テ原告カ解備シテ立去ルヘシト命シタルニ依テ退去シタリト主張セハ則チ其證據ヲ舉示セサルヘカラス然ルニ被告共ノ抗辯ハ口頭ノ陳述ノミニテ他ニ憑ルヘキノ證ナキヲ以テ原告ヨリ被告權一郎ハ退去ヲ促シタルモノトハ看認メ難キニ依リ被告權一郎ハ原告ノ許諾ヲ得スシテ原告方ヲ退去シタルモノト見做サ、ルヲ得ス乃チ甲第一號證ニ所謂自儘ノ振舞ヲ爲シ修業ヲ廢シタルモノナルヲ以テ被告權一郎ハ勿論被告文倫モ亦該第一號證末段ノ約定ニ基キ修業料辨償ノ責ヲ免ル、ヲ得サルモノトス

右ノ理由ナルニ依リ判決スルコト左ノ如シ
原告請求ノ通り被告權一郎ノ銅石版職修業料明治十五年十

月ヨリ明治十九年八月迄四拾七ヶ月分一ヶ月金參圓ノ割ヲ以テ合計百四拾壹圓被告兩名ヨリ速ニ辨償スヘシ
訴訟入費ハ被告共之ヲ負擔スヘシ
明治廿年三月二十六日東京始審裁判所公廷ニ於テ始審ノ裁判ヲ言渡ス者也

始審裁判所判事 世良重徳
裁判所書記 長谷川直太郎

(註) 右ノ原告吾妻健三郎は東陽堂と號せし銅版石版業者にて『東洋繪畫叢誌』及『風俗畫報』等、數百冊の雜誌を發行した著名人である

●イカサマの高砂社

入社金詐取の山師

(明治十四年十月八日「いろは新聞」第五五一號)

結婚共惠社々員募集廣告

○入社基礎金壹圓○月掛二錢○社員ハ東京府下住者男女共一萬口○當社ハ日曜ヲ除テ外毎日入社ヲ許シ規則書閱見ヲ望マルレバ直ニ之ヲ送附スヘシ

神田區一橋通二十番地
明治十四年十月 結婚共惠社

●油繪師高橋由一

西京の岡本春暉等

(明治七年十一月七日「東京日々新聞」第八百四十五號)
 高橋由一は油繪を畫く事に精神を費やす事すでに十餘年に及べり然れども其家素より貧なるを以て妻子屢々凍餓を訴ふるに至るも亦さらに其志を屈する事なく夜以て日に續ぎ汲々孜孜として只繪事を之れ勉む殆んど彼の西國立志編中の諸名家に譲らざるべし近來有名の銅版家玄々堂と力を合はせて益々其業を進めたり昨日美國の學士ミストルハウス氏來れり是れ予(岸田吟香)と同じく臺灣に従軍せし人なり談話の間予が傍に有りし石版繪の額を見て是西洋舶來に似たれども其畫する所悉く皆日本の人物風景なりとて惟しめり予是れ友人高橋由一の畫く所なりと云ひしにハウス氏大に驚歎して云く日本すでに此良上手ありや實に我はじめて見る所なりと因て別に八幡太郎勿來關の圖を出して之れに贈れり横山松三郎も亦曾て此道に勉勵し家人の生産を事と爲ざる者久し蓋し其志また高橋の下に在らず畫も亦伯仲の間なり而して川上氏は之れが翁たり近來西京に岡本春暉加島菱洲あり肥後に能富氏あり横濱に下岡遠枝ありまたみな

各門下ありて能く刻苦勉強せり夫れ此所の有様を彼地に示し今日の景光を後代に傳ふるは繪より善はなし今時世に傳ふる能造の繪にてさへも少しは昔の模様を見るに足る事あり況んや此油繪石版その精妙なるに至ては獸は走り鳥は飛び人は共に語るべきが如し今此諸氏の燦然として世に輩出するは實に聖代の祥瑞にして文明を粧飾するに足る者なり

●外國人の名に擬せし藝人

手品遣ひの一曲

(明治八年五月十三日「郵便報知新聞」第六百六十六號)
 日新真事誌に今般本所回向院に於て外國人チレメチスト、エンチヤンテル、チニネブレネス、フロンドンと云ふ者等外國の業盡しと云ふものを興行する由記しありしが我が探報者の言にはチレメチストとは何れの國の詞なるや知らざれども工夫人大太夫の事にて則ち淺草下平右衛門町外國手品遊麗誕三郎エンチヤンテルとは奇妙の技を爲すと云事にて若太夫則ち同人伴傳兵衛チニネブレネスとは婦人にて男子の技を演ずると云義にて則ち小太夫同人娘ていの事フロンションも同じく小太夫にて妹いわの事なりと云へり何れが是なりや餘り相違の事なれば掲て觀者の判決を乞んとす

東京無双當以長揃

中村芝翫

町人形 具足屋版

洋画	高橋由一行草	高林二窓
腕力	柳田正齋振附	能本希七
篆刺	高田綠堂排優	
硯田	成島柳北巨魁	
耕筆	條野有人甲越	田邊南龍
人形	松本喜三郎狩野	繪
花鳥	滝宮和亭軍談	神田信
箴語	竹本綾瀨大夫墨蘭	窪田萬峯
老儒	東條琴臺謠曲	日吉吉左衛門
		正本
		桂
		文治





●華族を武邊に導くの説

福澤諭吉先生の上書

(明治十二年五月十三日「東京繪入新聞」第一千一百七十二號以下連載)

去二月のはじめ福澤諭吉先生が華族を武邊に導くの説といへる一篇を書して岩倉公へさしげられし事は其頃諸新聞にも掲げたりしが今其全文の寫を得るにより(傳寫の訛りと見ゆる所もあれど其儘)逐次に登錄すべし

謹白左右益御清穆被成御座奉拜賀候陳者華族の事に付ては兼て鄙見有之舊主人奥平を始め知人へは毎度談論も仕候事なれども固より實際に着手の路も無御座此度は公然一書に認め呈上候儀何卒御閑の節御一覽被成下度奉願候尙詳なるは他日拜謁の時に付し候此段要用而已申上候早々頓首

二月七日

福澤諭吉

岩倉殿下執事

尙以華族の事に付ては既に明八日弊塾演說館に於て愚説を逃候積なれども其説の大意は唯華族の内部を奨勵するのみにて別紙の如く政府上に關する事には無御座候此段爲念申上候以上

華族を武邊に導くの説

貪利事權今の禽獸世界に於て苟も一國の社會を成し其獨立の體面を保護するに兵力の要用なるは特に喋々の辨を俟ず諭吉嘗て言へることあり兵は有る道理を護するの力に非ずして無き道理を造るの器械なり此言果して今日の事實に適するを信ず論理若此に疑ひあらば現に各國交際の情を見て之を發明すべし既に兵の大切なるを知らば我日本人民も此に注意して力を用ふ可きは無論なれども財政の許さざる所なれば亦これを如何とす可らず故に今國の經濟上に於て大なる故障を見ずして苟も兵力に益すべきものあらば假令其事は迂遠に似たるも又些細の如くなるも斷じて之に着手せざる可らざるなり即ち其事とは何ぞや華族を奨勵して兵事の氣風を養ふの策なり

抑兵の事たるや元人の情威に生じて毫も道理に基くものに非ず其元素を解剖すれば唯殺奪すると殺奪を防ぎて又殺奪するとの二箇條に止るのみ故に兵制の内部に入り其軍律規則の嚴刻にして他の社會に異なるもの多きも畢竟殺奪の空氣中に止むを得ざるの權道なれば兵事は都て尋常の道理外に在るものと云はざるを得ず此道理の外に在て最も行はれ易きものは大人を欽慕するの氣風是なり凡軍人にして一度功名を成す者あれば其兵軍の社會にて之を尊崇するのみな

らず世間一般の人情に於て之を忘るゝこと能はず益これを慕ひ大人の人物は益大を致し功名の聲は益轟き恰も破竹の勢ひを以て拔山蓋世の名を成し管に其一世のみならず數百年の後に至ても尙其名を煙滅せざるを常とす佛帝ナポレオン豊太閤の如き是なり今虚心平氣強て情を冷にし唯道理に由て考へなば佛帝とて左まで非常の人に非ず豊太閤も固より鬼神に非ざるを發明すべしと雖も如何せん天下の衆口以て其人の名を成し其名を以て又其人の功名を取るの器械と爲り名以て名を生じて遂に千歳著名の大人と爲り萬世不朽の家名を遺したることなり今日佛蘭西に於て尙ナポレオンの家名を慕ふて其子孫を奉ずる者甚だ多く亞米利加にても舊將軍ブランドを既に再撰して大統領と爲し又近日は三撰の議ありと云ふ世界人情の赴く所以て知る可し

右の如く軍人の名望は殆ど實を離れて虚に屬するが如くなれども人情の赴く所其虚を以て實用を爲すときは決して之を輕々に看過す可らず緻密に着意して之を利用すること策の上なるものと云ふ可けれ今我日本に於て有名の學者乏しからず有功の士人少なからずと雖も其家の名望上一般に普く稱して寒村僻邑に至るまでも之を欽慕し是を尊崇して疑ひを容れざるは華族の右に出る者なかる可し都會の地に

居り日新の事物を見て書生流の談論を聞けばこそ華族も亦唯一富豪の主人の如くにして甚だしきは輕卒に之を蔑視するが如き事情なきに非ざれども其これを蔑視する者は所謂都會を見て地方を見ざる者なり日本の一部を知て全國を知らざる者なり歩を轉じて舊藩藩地に至れば今日の華族は即ち大名なり地頭なり恰も一種上等の人類なり青年の書生輩が口を極めて罵詈するとも未だ此上等人類の名望を害するに足らざるなり管に之を害するに足らざるのみならず其書生なるものが現に己が舊主人地頭に對して何の觀を爲すや議論上に於ては一般に華族を無益有害の者の如くに公言して一心には私に其舊主人の利害を謀り其名望を保護することならん即ち今の華族の名望は此私心の集りたるものなれば必ずしも寒村僻邑の人望を求めざるも日新の書生相互に結合して華族一般の名譽を成す者と云ふ可し

華族の名望の重きこと斯の如し其事跡に顯れたるもの、一例を挙げれば廢藩以來の政略にて舊藩主をば勉めて其藩の士民と分離して地方官をも勉めて其土地の舊士族を除ける程のことなりしかども明治十年西南騒亂の際臨時の兵を募るの一段に至り地方の士民は何人の名を目的にして募に應じたるや諸縣廳百回の公布は舊藩主一片の諭告に若ざりして

とならん又當時谷少將が熊本龍城の偉功は古今絶倫なりと雖も若も偶然に此少將をして三百年前長篠の城將奥平九八郎歟伏見の城將島井元忠歟又は高松龍城の援兵毛利兩川の子孫ならしめば今日世俗の所評にて少將の聲價も一層を増したることならん右の大第を以て諭吉敢て華族に私するに非ざれども兵に急なる國の爲を謀て該族固有の名望を利用せんことを欲するのみ即ち之を獎勵して兵事の氣風を養ふの一策なり此策果して迂遠なる歟些細なる歟讀者の判断に附するのみ其方法の大略は

兼て所聞の如く華族は朝廷の藩屏たるの旨を以て華族會館の設あることならん固より至當の職分なれば今より此旨を擴め該族は兵事に力を盡して内は朝廷を保護し外は外患に當るものと覺悟して専ら兵書を読み兵事を講じ現に陸海軍省の官途に従事すると否とに拘はらず一族を擧て一社の講武會「ミツタリ、クラブ」と爲し積金も武の爲にし散財も武の爲にし榮辱死生其期する所を武邊に定むる事

又國法に於て華族と平民と尊卑の別あり國民の權利を平等にするの至義ならず華族の名を設くるも固より無益なれども既に族名あり又隨つて特典たるも之を妨げとするに足らず故に今華族に限りて徵兵の法を殊にし該族の子弟は固よ

り兵役に服すれども之を兵卒に用ひずして海陸軍士官學校に入れ最初より士官の技術を教ふる事但し其入校の年齢及び免役の金額の如きは都合に由る可し又士官學校にて卒業したる者定規に於ては少尉補なる可きを華族に限りて上等の官位を與へ以て其族の榮譽を表する事但し榮譽の官位には相當の俸給なし且つ實際の軍事を執らしむるにも斟酌ある可き事

右は何れも華族を兵事に獎勵して望を抱かしむるの法にして人生一度前途の望を抱て之を養ふときは其進歩も亦自ら速なるものなれば族中次第に人物を生じて海陸軍上流の將校たる者もあらん既に官途に地位を得之に加ふるに平素其家に屬する固有の名望を以てす下流の兵卒は無論世間一般の人情に於て之を欽慕尊崇すること固より疑を容れず即ち國に名將を生ずることなり滔々たる天下の事實に於て良將の良は名將の名に若かざる者にして始て其味を知る可し聞て亞米利加にては宗教の制全く自由にして官吏を撰ぶに其宗門を問ふことなしと雖も唯武官に限りて「ジュー」(古教の名にして彼國人常に嫌惡するもの)の宗派に屬する者は假令如何なる才幹ある人物にても之を採用せずと云ふ蓋し亦道理に拘泥せずして人情の向ふ所に從ひしものならん

又所論の點を異にし華族の名望如何は姑く之を捨て問はず唯其家に屬する財産のみに就て之を見るも決して容易ならざるものなり今該族の祿券のみにして既に三千萬圓の巨額に至り之に加ふるに家々私蓄の財産を以てせば實に驚く可きの資本ならん此資本を有する主人が其力を兵事に用ふると又之を傍觀するとの利害は多辨を俟ずして明なり今華族をして講武護國の責に當らしむるの方法を得れば其所有の資本は間接に護國の資本となり年々歳々政府の會計外に幾分の財を國有に供するの姿と爲る可し是亦偶然の利益なれば此利益を買んが爲には政府に於て妨げなき部分丈は華族の爲に特典を設るこそ上策と云ふ可きなれ

又一方より論じて華族の爲に謀りても専ら武を講ずること上策と云ふべけれ今の華族中に學問を勉強する者甚だ少なからず法學なり理學なり其志す所美は則美なりと雖も都て人生事を爲すに本末無きものを造るは既に有るものを利用するに若かず方今日本の學問世界に於ては後進の輩が法學理學を研究するは何れも皆無きものを造るの道なり此道場に於て共に其進歩を争ふ時は華族も平民も區別ある可らず双方相互に拮抗して並び進むも結局並行ふに過ず就學成業して社會に事を爲すの日に至りても僅に平等の地位を得る

に過ぎ況や華族は平生の生活豊なるに過ぎ之が爲却て身心の活潑力に乏しく尋常の學生と鋒を争ふこと能はざる者多きに於てをや必ずしも學問の實力に兼て又別に依頼する所のもの無かる可らざるなり其依頼する所のものとは何ぞや尋常學生に求めて得べからざる舊大家の名望即ち是なり此名望を用ひて實益を爲す可き處は文に在らずして武に在るの理は前に既に之を述べたり故に華族にして武を講じ兵に慣るゝは國の爲めに益するのみならず一家一身の爲に大なる利益にして既に存する固有の實を利用するの上策と云ふ可きなり

此論果して是にして此利果して利ならば華族は政府の議政行政等の事をば暫らく度外視して講武護國の一方に身心を委ね後進の少年普通學を終りたらば兵學の専門に入り兵書を読み兵事を談じ集會にも武人に交り遊戯にも武器を弄し尙細に亘れば車馬人力車を廢して必ず馬に騎り邸内には射撃場を築きて火器を習用し道場を開て劍術柔術等を研究し遠馬遊獵發砲等純然たる武人の一社會と爲し社中或は花柳に戯れ風月に耽るが如き柔弱のあらば之を擯斥して共に齒せざるの氣風を養成するに至らば華族の權勢は今日に百倍して日本國中の一大動力たる可き智者を俟ずして明なり但

し華族の中にも家産の厚薄ありて必ずしも一樣の姿には行はれざることもあらん此一事に就ては別論を要すと雖も或は祿券の多寡に應じて族中に階級を定め某級以下の者は強て之を講武の社に加入せず又徵兵の特典をも與へず其代りとして商法營業を許すこと士族同様にするも其細密は政府の議に在ることなれば爰に之を云はず

明治十二年二月七日

福澤諭吉記

別紙一通華族を武邊に導くの説は諭吉兼ての鄙見に付供

御覽候御参考の一助にも相成候はゞ難有奉存候也

明治十二年二月七日

福澤諭吉印

岩倉右大臣殿

尙以同様の説一編は別に認め山縣有朋殿西郷從道殿河村純義殿連名に當て本日郵便を以て西郷殿へ呈し置候

●北陸鐵道と眞宗信徒

兩本願寺の獎勵

(明治十四年六月九日「大坂新報」第千四十三號所載)

越前敦賀の鐵道を延して金澤に達せんと議は曾て本紙上にも掲載せしが今兩教雜誌改題法教雜誌の報ずる處に據れば此議いよゝ勢力を得て先づ越前福井以西丈は略決し兩

本願寺にも加擔せられ委員を派出せしめて株主役夫等の募集に盡力さるゝ由また愛知縣に有名なる自任削坂大將兼天爵大臣兼非厄介願望者水谷忠厚氏は矢田川架橋の發起人たれば其美舉を贊成し名古屋西本願寺別院の輪番土井普應氏は尾濃飛信參甲六ヶ國の信徒を獎勵し義金募集を承諾されしが此程東派の門主殿の名古屋へ參られしを幸ひ天爵大臣より架橋の事を陳述ありたるに付き門主どのも此舉を嘉し信徒誘掖の儀を約されたる由

●静岡の民權家と藝妓

政府の壓迫が及ぼす情事

(明治十五年二月七日「いろは新聞」第六百四十七號)

頃日静岡より出京せし人の話に該縣では近日來民權擴張自由主義の演説や新聞の論説で禁獄や罰金のあつたお灸をすえられたは随分多く今では同地の女童までが喋々噂するのて一般人民も膽を潰し追々評判が嵩じて來て駿府二丁町の藝妓が寄ると集ると唄ひさゝめさ夫から夫へ町々でも其俚歌を云傳ふに「色にするなら民權家はよしな妾の自由も仇となる(激烈バアとも云ふまいが)との小唄が大層流行するが

●私擬憲法の全文

政府案に先だつこと數年

(昭和二年七月發行「新舊時代」第三年第七冊所載)

「私擬憲法」は明治十四年の政變、即ち當時國會開設論が熾烈の時に於て、内閣參議の首席を占め、權勢隆々たりし大隈重信が、福澤諭吉を始め民間の有志數輩と謀議し此機に投じて國會急設を企て、二年の後を以て國會議員を召集すべしとの意見書を作り、不用意にも單獨で左大臣有栖川親王を経て上奏した爲に、政府の大議論を生じ遂に猜疑心の深い薩長閥人の大隈排斥と成りて辭職せしめ、延いて福澤一派(三田出身)の者を官途より一掃する事となつた、其前に福澤の意を受け、小幡篤次郎、中上川彦次郎、矢野文雄、馬場辰猪、小泉信吉等が交詢社に集會共議して立案し、右の意見書と共に上つたものである(中略)

私擬憲法案 緒言

頃日國內至ル所人々國會開設ノ邦國ニ急務ナルヲ説キ開設ノ一事ニ至テハ殆ント異議ヲ容ルモノ無キカ如シ然リ而シテ國會開設ノ日如何ノ憲法ヲ制定アラシムニハ以テ邦國ノ安

寧ヲ永遠ニ保持シ其權利ヲ天下ニ伸暢シ得ヘキヤニ至テハ寧々聞ク所無キカ如シ蓋シコレアラシムルモ或ハ之ヲ膺裏ニ藏メ或ハ之ヲ篋底ニ埋メ偶々之ヲ吐露スルモノト雖モ一ニ重要條件ニ就キ其意見ノ一斑ヲ示スニ過キサレハ未タ其全豹ヲ知ルコト能ハス抑モ憲法ノ事タルヤ至大至重其一字一句ハ皆以テ億兆ノ衆庶休戚ノ由テ生スル所ナレハ輕忽ニ之ヲ言フヘカラサルハ固ヨリ論ヲ待タサルナリ是レ憲法ノ議論寥寥世ニ聞ヘナキ所以ナランカ余輩亦之ヲ知ラサルニ非スト雖ドモ今ヤ黨論未タ分レス心情未タ熱沸セス此際憲法ノ條件ニ付慮心平坦互ニ其意見ヲ吐露シ一章ヲ定メ一句ヲ作り以テ國安ヲ保持シ國權ヲ伸暢スルノ方策ヲ論究シ豫メ人心ノ向フ所ヲ定ムルハ今ノ時ヲ措テ亦何レノ日ソ是レ余輩カ輕忽ノ罪ヲ顧ミ私ニ憲法案一篇ヲ擬草シ以テ親友知己ニ頒タントスル所以ノ微意ナリ親友知己幸ニ其謬述ヲ示シ其缺ヲ補ヒ其剩ヲ刪リ以テ憲法ノ主義ヲ明晰ニシ餘蘊ナキニ至ラシメナハ豈獨リ余輩ノ幸慶而已ナランヤ

(明治十四年四月廿七日「大坂新報」第千六號以下連載)

在東京の親友數氏が數日間會同合議して私擬憲法案を草定したればとて昨日其憲法案數部を弊社の加藤政之助へあて送付されたり依て之を左に掲ぐ

私擬憲法案

第一章 皇權

第一條 天皇ハ宰相並ニ元老院國會院ノ立法兩院ニ依テ國ヲ統治ス

第二條 天皇ハ聖神ニシテ犯ス可カラサルモノトス

政務ノ責ハ宰相之レニ當ル

第三條 日本政府ノ歳出入租稅國債及諸般ノ法律ハ元老院國會院ニ於テ之ヲ議決シ天皇ノ批准ヲ得テ始テ法律ノ効アリ

第四條 行政ノ權ハ天皇ニ屬シ行政官吏ヲシテ法律ニ遵ヒ

總テ共事務ヲ執行セシム

第五條 司法ノ權ハ天皇ニ屬シ裁判官ヲシテ法律ニ遵ヒ總テ民事刑事ノ裁判ヲ司ラシム

第六條 天皇ハ法律ヲ布告シ海陸軍ヲ統率シ外國ニ對シ宣戰講和ヲ爲シ條約ヲ結ビ官職爵位ヲ授ケ勳功ヲ賞シ貨幣ヲ鑄造シ罪犯ヲ宥恕シ元老院國會院ヲ開閉シ中止シ元老院議員ヲ命シ國會院ヲ解散スルノ特權ヲ有ス但海關稅ヲ更改スルノ條約ハ豫メ之ヲ元老院國會院ノ議ニ附スヘシ

第七條 天皇ハ内閣宰相ヲ置キ萬機ノ政ヲ信任スヘシ

第二章 内閣

第八條 内閣ハ各省長官内閣顧問ヲ以テ之ヲ組成ス

第九條 内閣宰相ハ協同一致シ内外ノ政務ヲ行ヒ連帶シテ

其責ニ任スヘシ但シ其ノ事一宰相ノ處置ニ出テ他ノ宰相ニ關セサルモノハ此ノ限ニ非ス

第十條 内閣中首相一人ヲ置キ上裁ヲ經タル諸法律並ニ政令ハ其名ヲ署シテ之ヲ布告スヘシ

第十一條 内閣ノ議決定セサルトキハ首相之ヲ決メ上裁ヲ仰タテ得ヘシ

第十二條 首相ハ天皇衆庶ノ望ニ依テ親ク之ヲ撰任シ其他ノ宰相ハ首相ノ推薦ニ依リ之ヲ命スヘシ

第十三條 内閣宰相タルモノハ元老院議員若クハ國會議員ニ限ルヘシ

第十四條 政府ノ歳入出豫算ノ議案ハ必ス内閣之ヲ起草スヘシ

第十五條 内閣ヨリ出ス所ノ議案ハ先ツ之ヲ國會院ノ議ニ附シ議決ノ後該院之ヲ元老院ニ移シテ共議ニ附スヘシ

第十六條 内閣ハ毎年前年度ノ歳出入計算及其施行シタル事務ノ要領ヲ元老院國會院ニ報告シ且時々緊要ナル内政外交ノ景況ヲ兩院ヘ報告スヘシ

第十七條 内閣ノ意見立法兩院ノ衆議ト相合セサルトキハ

或ハ内閣宰相其職ヲ辭シ或ハ天皇ノ特權ヲ以テ國會院ヲ解散スルモノトス

第三章 元老院

第十八條 元老院ハ國會院ト共ニ政府ノ歲出入租稅國債及諸般ノ法律ヲ議決スル所トス

第十九條 元老議員ハ特選議員ト公選議員トヨリ成立スルモノトス

第二十條 特選元老議員ハ皇族華族及嘗テ重要ノ官ニ在リシ者學識アル者ノ中ヨリ天皇之ヲ親選シ過失アルニ非ナレハ終身其職ニ居ルモノトス但其人員ハ元老議員ノ總數三分ノ二ヲ過ク可ラス

第二十一條 公選元老議員ハ每元老議員選舉區ヨリ各二人ヲ選舉シ四年毎ニ改選スヘシ

第二十二條 各府縣ノ管轄地ヲ以テ元老議員一選舉區ト爲シ一區内國會議員選舉權ヲ有スル者ヲシテ元老議員選舉人二百名ヲ選舉セシメ此二百名ノ公選ヲ以テ元老議員各二名ヲ選舉スヘシ

第二十三條 日本國民ニ生レ年滿三十歲以上ノ男子ハ左ニ記載スル者ヲ除クノ外凡ソ何レノ選舉區ヲ問ハス其ノ被選候補トナリ元老議員ニ選舉セラルハ得ヘシ但シ府

知事縣令郡區長及ビ元老議員選舉掛ハ其選舉區内ニ被選候補タルヲ得ス、處刑中ノ者、嘗テ重罪ヲ犯シ未タ政權ヲ復セラレサルモノ及身代限ノ處分ヲ受ケ未タ辨償ノ義務ヲ終ヘサル者、白痴及風癩ヲ病ム者、日本國內ニ住居セサル者、判事及判事補、神官僧侶

第二十四條 元老議員ハ特選ノモノト雖モ日本國民ニ生レテ日本國內ニ住居スル者ニシテ皇族ハ年滿二十五年其

他ハ滿三十年以上ノモノニ限ルヘシ

第二十五條 各省長次官内閣顧問侍從長諸寮長及罷職將官ヲ除キ其他ノ官吏ニシテ特選若クハ公選元老議員ト爲ル者ハ其官ヲ辭ス可シ又元老議員ニシテ以上諸官ヲ除キ其他ノ官吏ニ任セラレタル者ハ議員ヲ辭スヘシ

第二十六條 元老院議員タルモノハ其在職中國庫ヨリ毎年三千圓ヨリ少カラサル俸給ヲ受クベシ

第二十七條 元老議員ハ重罪ヲ犯シタルニ非サレハ元老院ノ會期中及其前後各三十日間之ヲ拘引スルヲ得ス又其會議中ノ演說言論ハ自カラ之ヲ出版公布スルニ非サレハ該議院外ニ於テ之ヲ罪スルヲ得ス

第二十八條 元老院ハ國會院ノ彈劾ニ依テ行政及司法官吏ノ國事犯及職務上ノ過失ヲ審問シ出席議員三分ノ二以上

ノ同意ニ依テ有罪ト決スレハ奏聞ノ上天皇ノ命ヲ以テ其職ヲ免スヘシ但シ有罪ト決セラレタル者ハ再ヒ他ノ裁判所ニ於テ法律ニ從ヒ之ヲ審問シテ刑罰ニ附スルヲ得ヘシ

第二十九條 元老院ハ詔勅ヲ以テ國會院ト同時ニ於テ之ヲ開閉スヘシ

第三十條 元老院ハ四年毎ニ其議長副議長ヲ議員中ヨリ公選シ奏聞ノ上天皇之ヲ命スヘシ

第三十一條 凡ソ事ヲ議決スルニハ出席議員ノ過半數ニ依ル可シ但可否數相同シキトキハ議長之ヲ決スヘシ

第三十二條 元老院ハ其議員總數過半ノ同意ヲ以テ其議事規則ヲ議定シ上裁ヲ經テ之ヲ施行スヘシ

第三十三條 元老院ハ其議事規則中ニ相當ノ罰則ヲ設ケテ議事規則ヲ犯シタル議員ヲ罰スルヲ得ヘシ

第三十四條 議事ハ總テ傍聽ヲ許スヘシト雖モ議事規則ヲ以テ其數ヲ限リ或ハ臨時ニ之ヲ禁スルヲ得ヘシ

第三十五條 元老院ハ其議員ノ出席全員五分ノ一ニ滿タサレハ會議ヲ開クヲ得ス

第三十六條 元老院ハ其ノ都合ニヨリ休會ヲ爲スヲ得ヘシト雖モ國會院ノ承諾ヲ得ルニ非サレハ十日以上ノ休會ヲ爲スヲ得ス

第三十七條 元老院ハ其ノ議事録ヲ作リテ時々之ヲ印行スヘシ但シ其印行スヘカラスト思考スルモノハ此ノ限ニ非ス

第三十八條 本院議決ノ議案ニシテ未タ國會院ノ議決ヲ經サルモノ及國會院ヨリ移シタル議案ニシテ本院ノ修正ヲ加ヘタルモノハ之ヲ國會院ニ移シ該院議決ノ後テ兩院議長ヨリ天皇ニ奏聞シテ上裁ヲ仰クヘシ

第四章 國會院

第三十九條 國會院ハ元老院ト共ニ政府ノ歲出入租稅國債及諸般ノ法律ヲ議決スル所トス

第四十條 國會議員ハ全國人民中選舉權ヲ有スル者ノ公選スル所ニシテ四年間其職ニ在ルモノトス

第四十一條 國會議員ノ選舉區ハ各州ヲ以テ一區若シクハ數區ニ別チ人口八萬人毎ニ一人ノ割ヲ以テ公選スルモノトシ八萬人ニ滿タサル端數四萬人ニ滿ル分ハ同シク一人ヲ公選シ四萬人ニ滿タサル分ハ之ヲ除クヘシ但シ一州ヲ成スモノニシテ人口二萬ニ滿ル分ハ一人ヲ公選スヘシ

第四十二條 人口二萬人以上ノ都市ハ別ニ一選舉區トナシ一區二萬人以上四萬人以下ハ各一人ヲ公選シ四萬人以上八萬人以下ハ各二人ヲ公選シ八萬人以上ハ六萬人ヲ増ス

毎ニ各一人ヲ公選スヘシ

第四十三條 國會議員選舉人名調査ノ期限ニ其選舉區内ニ於テ郡村ハ地税金五圓以上ヲ納ムヘキ土地ヲ所有シ若シクハ價直金二百圓以上ノ所有家屋ニ住居シ人口三千以上ノ都市ハ地税金三圓以上ヲ納ムヘキ土地ヲ所有シ若クハ價直金二百圓以上ノ所有家屋ニ住居シ又ハ價直金四百圓以上ノ家屋ヲ既ニ二十ヶ月借住シテ其年齡滿二十一歳ニ達シタル男子ハ左ニ記載スル者ヲ除キ總テ其ノ選舉區内ノ選舉人タルノ權ヲ有スヘシ、處刑中ノ者、嘗テ重罪ニ處セラレ未タ政權ヲ復セザレサルモノ及身代限ノ處分ヲ受ケ未タ辨償ノ義務ヲ終ヘサル者、白痴及風癩ヲ病ム者日本國內ニ住居セサル者、判事及判事補、府知事縣令及國會議員選舉掛、神官僧侶

第四十四條 日本國民ニ生レ年齡滿二十五歳以上ノ男子ハ左ニ記載スル者ヲ除クノ外凡ソ何レノ選舉區ヲ問ハス其被選候補ト爲リ國會議員ニ選舉セラル、ヲ得ヘシ但シ府知事縣令郡區長及國會議員選舉掛ハ其選舉區内ニ被選候補タルヲ得ス、處刑中ノ者、嘗テ重罪ヲ犯シ未タ政權ヲ復セラレサルモノ及身代限ノ處分ヲ受ケ未タ辨償ノ義務ヲ終ヘサル者、白痴及風癩ヲ病ム者、日本國內ニ住居セ

サル者、判事及判事補、神官僧侶

第四十五條 各省長次官内閣顧問侍從長及諸寮長ヲ除キ其他ノ官吏ニシテ國會議員ニ當選シタル者ハ其官ヲ辭スヘシ又國會議員ニシテ以上ノ諸官ヲ除キ其他ノ官吏ニ任セラレタル者ハ議員ヲ辭スヘシ

第四十六條 國會議員ノ中缺員アルトキハ其補缺議員ヲ公選スヘシ

第四十七條 國會議員ハ其在職中國庫ヨリ毎年三千圓ヨリ少カラサル俸給ヲ受クヘシ

第四十八條 國會議員タル者ハ重輕罪ヲ犯シタルニ非サレハ國會院會期中及其前後各三十日間之ヲ拘引スルヲ得ス又其會議中ノ演說言論ハ自カラ之ヲ出版公布スルニ非サレハ該議院外ニ於テ之ヲ罪スルヲ得ス

第四十九條 國會院ハ内閣宰相其他行政及司法官吏ノ國事犯及職務上ノ過失ヲ彈劾スルコトヲ得ヘシ

第五十條 總テ租稅ニ關スル議案ハ本院若クハ内閣ノ他之ヲ起草スルヲ得ス又其議案ハ元老院ニ於テ之ヲ修正スルコトアルモ本院之ヲ再議シ出席議員三分二以上ノ同意ヲ以テ之ヲ決スレハ其決議ノ元老院修正ト一致スルト否トヲ問ハス直ニ本院議長ヨリ上裁ヲ仰クヲ得ヘシ

第五十一條 國會院ハ毎年必ス一度ノ定期會ヲ開キ事若シ急施ヲ要スルトキハ臨時會ヲ開クコトアルヘシ

第五十二條 國會院ハ第六條ニ依リ之ヲ解散スル事アルモ解散ノ後九十日以内ニ其議員ヲ改選シテ會議ヲ開クヘシ

第五十三條 國會議員ノ議長副議長ハ議員中ヨリ公選シ奏聞ノ上天皇之ヲ命スルモノトス

第五十四條 凡ソ事ヲ議決スルハ出席議員ノ過半數ニ依リ可否ノ數相同シキトキハ議長之ヲ決スヘシ

第五十五條 國會院ハ其議員總數過半ノ同意ヲ以テ其議事規則ヲ議定シ上裁ヲ經テ之ヲ施行スヘシ

第五十六條 國會院ハ其議事規則中ニ相當ノ罰則ヲ設ケテ議事規則ヲ犯シタル議員ヲ罰スルコトヲ得ヘシ

第五十七條 國會議員ノ中非法ノ選舉ヲ受ケ議員トナリタルモノアレハ本院審査シテ之ヲ退クルヲ得ヘシ

第五十八條 國會院ハ其ノ議員總數三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ議員中罪ヲ犯シテ其體面ヲ辱シメタル者ヲ退職セシムルヲ得ヘシ

第五十九條 議事ハ總テ傍聽ヲ許スヘシト雖モ議事規則ヲ以テ其數ヲ限リ或ハ臨時ニ之ヲ禁スルコトヲ得ヘシ

第六十條 國會院ハ其議員出席全員五分ノ一以上ニ至ラサ

レハ會議ヲ開クヲ得ス

第六十一條 國會院ハ其都合ニ依テ休會ヲ爲スヲ得ヘシト雖トモ元老院ノ承諾ヲ得ルニアラサレハ十日以上ノ休會ヲ爲スヲ得ス

第六十二條 國會院ハ其諸事録ヲ作テ時々之ヲ印行スヘシ但其印行スヘカラスト思考スルモノハ此限ニアラス

第六十三條 本院議決ノ議案ニシテ元老院ノ議決ヲ經サルモノ及ヒ元老院ヨリ移シタル議案ニシテ本院ノ修正ヲ加ヘタルモノハ之ヲ元老院ニ移シ該院議決ノ後兩院議長ヨリ天皇ニ奏聞シテ上裁ヲ仰クヘシ

第五章 裁判

第六十四條 裁判ハ總テ法律ヲ以テ定メタル裁判所ニ於テ法律ニ遵ヒ裁判官之ヲ司ル可シ特別ノ裁判所ヲ開キ特別ノ裁判官ヲ命ジテ裁判ヲ司ラシムヘカラス

第六十五條 裁判官ハ凡テ天皇ノ命スル所ニシテ過失アルニアラサレハ終身其職ニ在テ其俸給ヲ受ルヲ得ヘシ

第六十六條 裁判所ニ於テノ訊問辯論及裁判宣告ハ總テ之ヲ公行スヘシ否ラサレハ裁判ノ効ナシ但其事件風俗ヲ壞ルノ恐レアルモノニ限リ訊問及ヒ辯論ノ傍聽ヲ禁スルコトヲ得ヘシ

第六十七條 裁判ハ總テ刑事被告人ヲシテ辯護人ヲ用フル事ヲ得セシムヘシ辯護人ヲ許サ、ルモノハ裁判ノ効無シ

第六十八條 軍律ヲ犯ス者ハ陸海軍裁判所ニ於テ之ヲ裁判ス可シ

第六章 民權

第六十九條 日本國民ハ國安ヲ妨害スルニ非サレハ各自所信ノ教法ヲ奉スルノ自由ヲ有ス

第七十條 日本國民ハ國安ヲ妨害シ若シクハ之ヲ誣謗スルニ非サレハ其意見ヲ演說シ及ヒ出版公布スルノ自由ヲ有ス

第七十一條 日本國民ハ兵器ヲ携ヘスシテ靜穩ニ集會シ又其疾苦ヲ訴フルノ權ヲ有ス

第七十二條 日本國民ノ財産所有ノ權ハ決シテ之ヲ侵スラ得ス若シ公共ノ用ニ共スル事アルモ相當ノ償ヲナスヘシ

第七十三條 日本國民ハ現行犯罪ヲ除クノ他法律ニ遵テ裁判官ノ發シタル令狀ヲ示スニアラサレハ之ヲ拘引シ若シクハ其家屋ニ侵入シ其物件書類ヲ搜索シ若シクハ之ヲ持去ルヘカラス

第七十四條 日本國民ハ拘引ノ後四十八時間ヲ出スシテ裁判官之ヲ訊問スヘシ若シ其時間ヲ經過シ裁判官令狀ヲ發

シテ拘留セシムルニアラサレハ之ヲ釋放スヘシ

第七十五條 日本國民ハ罪狀未決中保證人ヲ設ケ相當ノ保證金ヲ出シテ保釋ヲ受ルヲ得可シ但被告人ノ遁逃若クハ罪證ヲ隱滅スルノ恐アルモノハ此限ニアラス

第七十六條 日本國民ハ拷問ヲ用テ自カラ其罪ヲ白狀セシメラル、コト無カル可シ

第七十七條 日本國民ハ其族籍爵位ヲ別タス同一ノ法律ニ依テ其自由權利ノ保護ヲ受ク可シ

第七十八條 既往ニ溯リテ施行スヘキ法律ハ制定スヘカラズ但制定ノ法律ニ依テ罪ノ輕減若クハ消滅ス可キモノハ其法律ニ從フヘシ

第七章 憲法改正

第七十九條 此憲法ハ元老院國會各其議員總數三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ之ヲ改正シ天皇ノ上裁ヲ仰ク可シ但皇權ニ關スルノ條ハ勅許ヲ得タルノ後ニ非サレハ改正ノ會議ヲ開クヲ得ス

● 刑法註釋と治罪法註釋

村田保非難一件

我國の刑法治罪法は明治十三年七月十七日の公布で翌十四年一月より實施されたのであるが、此公布後間もなく兩法の註釋本が出版發賣になつた

太政官權大書記官兼外務權大書記官

刑法治罪法審査委員 村田保註釋

三條實美題辭 山田顯義序文 柳原前光序文

細川潤二郎序文 (此序文同十三年四月と五月附)

刑法註釋

全八冊 金二圓 五十錢 内田正榮堂

明治十三年七月二十六日版權免許 同七月出版

熾仁親王題辭 玉乃世展序文 (此外は削除)

治罪法註釋

全八冊 金二圓 五十錢 内田正榮堂

同上 九月出版

此兩書の出版が問題になつた、東京の諸大新聞が殆ど一齊に攻撃の矢を放つたのであるが、重複を避けて二三新聞の記事を茲に抜載することにした



(明治十三年七月三十日)『東京日々新聞』(第二五九一號)

○村田保氏が註釋兼出版の刑法註釋の一部(八卷)は一兩日前に發兌したりこの大部のものを改定刑法の頒布より昨日まで僅かに十二日間にして能くも出來たるかな神通ならで人力にては迎も叶はじと思ふ如何となれば村田氏は太政官の權大書記官にて外務をも兼られ公務の執掌なるは勿論にて又氏は刑法審査委員なれば審査局にて扱はれたるものの方寸の間に記憶せらるゝを太政官第卅六號布告の日則ち七月十七日より稿を起して剞劂に付したると假定するも五十餘枚のもの八冊を十二日の間だには出來べき筈なし實に不思議なりとて其の末巻を見るに十三年六月九日御届七月廿六日版權免許とあり未だ其法の頒布あらざるに既にこの註釋成りたりとは猶々不可思議のこと云ふべし

(同年八月二日發行)『郵便報知新聞』(第二四九號)

○此ほど日々新聞に村田保氏が註釋されし刑法註釋の發布迅速なるを訝かりし末其の末巻に十三年六月九日御届云々とあるを以て未だ其法の頒布あらざる前に既に此の註釋の成りたるを不可思議なりと太く怪しみ記載せし爲めではあるまいが一昨日右刑法註釋發賣人内田彌兵衛の使ひなりとて弊社の受付に來り過日差上げし刑法註釋と引替へてと同

様の書籍を差置き歸りゆきし跡にて偶然末巻を讀して見ると前の書にありし六月九日御届の文字を刪り去り七月出版と改正してあるに扱はると一同失笑せしが若も我輩の想像の如くならば昨日の東京横濱毎日新聞の社説を讀まば每篇表題に記する所の刑法治罪法審査委員の九字も刪除さるゝやも謀り難し呵々

(同月七日同新聞第二二五四號)

○村田保氏が刑法註釋一度世に出でしより物議紛々各新聞紙上その不都合を論じて遣さず依て大金を抛ち數日間各新聞廣告欄内に於て其發布を江湖に吹聴するよりも疾く世上の高評を博し爲めに該註釋の確實なるを表するに至り却て人の信用を來たし發賣の部數俄かに増加せる景況あるは新聞各社が暗々裡に之が提燈持をなせしが如き場合なれば發賣者は竊かに喜び此圖を外さず既に刻成の治罪法註釋八冊をも發布せんとするに際し同書に序せし某氏等より拙者の序文だけは除いてくれ僕の序詞の月日を七月十七日以後の月日に改刻してくれのと種々の注文が一時に蜂起せしが既に製本に取掛るばかりになりしのみか折紙同様なる大事な序文を取除けたり美事に刻成せし序詞の文字を改刻したりするは甚だ以て難儀な次第ゆゑ相成るべくは刑法同様發兌

して各新聞の社説でガヤ／＼云て貰ひたし左すれば四百部や五百部は賣捌上に於て増加するを以て其割合には如才ありませんと出版人の世話方とかへ請求すれど序文の記者が怖がつておるゆゑ中々急に折合はず依て刑法註釋發市の迅速なるに似ず治罪法註釋の發賣は躊躇すと世上の風説なるが受け難き話なり

尙又同新聞は社説欄内に「官吏ノ著書」と題して左の如く論じた

太政官權大書記官兼外務權大書記官村田保氏ノ所著ナル刑法註釋ノ一タビ世ニ現ハレシヨリ論鋒四面ニ起リ村田氏ヲシテ假令蘇張ノ辯アラシムルモ之レニ答フルノ困難ナルベキヲ信ズルナリ又十二日間ニ八冊ノ刑法ヲ解釋スルノ鋭筆アルモ此事ニ就キ世人ノ疑惑ヲ解釋スルノ方アルヲ知ラザルナリ苟クモ耳目アルモノハ此刑法註釋ノ卷末ニ明治十三年六月九日御届七月廿六日板權免許云々ト記シタルヲ見テ疑惑ヲ抱カザルハナカリキ理論ヲ好マザルモノハ之ヲ一見シテ冷笑シ能クモ用意ノ調ヒシモノ哉射利ニハ拔目ナキモノナリト一言シ去ルニ過ギズト雖モ饒舌ナル事我輩ノ如キモノハ一タビ此著述ヲ見テ理論ニ訴へ喋々論辯セズンバ已マザルナリ

毎日記者初メニ之ヲ論ジテ曰ク我改定ノ刑法ハ明治八九年ノ頃司法卿ヨリ一ニノ書記官及ボアソナードニ命ジテ起稿セシメ其後元老院刑法審査局ノ審査ヲ經明治十三年七月十七日始メテ全國ニ頒布サレタリ村田氏ガ假令其審査員タルモ勞ヲ衆ト共ニシテ獨リ其酬ヲ收ルガ如キ同氏ノ心ニ羞ヅベキ事ナランヤ又同氏諸説ヲ集輯シテ書冊トシタルノ功アルガ故ニ同氏ニ板權ヲ附シタリトスルモ社會ハ決シテ満足セザルベシ又同氏才學逞シク一人ノ考案ヨリ成レリトスルモ書記官タルノ性格ヲ以テセル考案ハ之レヲ著述シテ私有所スベカラズ云々日報記者亦其意ヲ擴メ官私ノ別ヲ明カニシテ其疑惑スル所ノ簡條ヲ開陳シ又更ラニ刑法註釋ニ序スルノ疑ト題セル一篇ヲ草シテ山田參議柳原議官細川議官ノ序文ヲ之ニ附シタル當否ヲ論辯シタリキ我輩亦兩論者ト疑フ共ニスルモノアリ而シテ我輩ノ問ハントスル所ノモノハ兩論者先ヅ之ヲ世ニ問フノ煩ヲ取リシヲ以テ我輩ハ更ラニ我ガ疑フ所ノモノヲ執リテ世ニ問ハント欲スルナリ抑モ此事ハ專ラ村田保氏ノ藏板ナル一著書ニ關スル瑣小ノ事件ナレバ此事ニ生ズル世人ノ疑惑ハ顧ルニ足ラズトスルモノナキニアラズト雖モ我輩ヲ以テ之ヲ見レバ大ニ然ラザルモノアリ此事固ヨリ村田氏ノ一身ニ關スルノミナラズ此

ハ如キノ一例、ハ後來官吏タルモノ、書ヲ著スルニハ必ず準
 測セザル可ラザル事ナレバ、村田氏ガ刑法註釋ヲ發行セル事
 柄ニシテ、果シテ理ニ悖ラズトセバ、後來官吏ノ著述ヲナスモ
 ノハ皆此法ニ準據スベシ、果シテ然ラバ、官府ノ事ニ關スルノ
 書籍ハ皆其筋々ノ役人ガ豫ジメ之ヲ著述シテ、人民ハ夢ニダ
 モ知ラザルノ前ニ完成シ、官令ノ共事ヲ發表スルヲ待チ直チ
 ニ之ヲ發賣スルニ至ルベシ、便利ハ則便利ナリト雖モ、我輩ハ
 其理ニ當レリヤ否ヲ知ル事能ハザルナリ、獨リ著述ノミナラ
 ズ、官府早晚施行スベキ事ニシテ、未ダ世ニ發表セザルノ前、其
 事ニ任ズルモノ豫ジメ種々準備ヲナシ、其事ヲ發表スルト同
 時ニ兼テ準備セル所ノモノヲ以テ、人民ト利ヲ爭フガ如キノ
 弊ハ此ノ類ノ事ヨリ、其端ヲ發スルナシト云フ可ラズ、向キニ
 株式云々ノ事ニ付キ、其事ニ關スル官吏ニ向テ種々ノ説ヲナ
 スモノアリキ、我輩ハ當時之ヲ信ズルノ確證ヲ得ザリシモ、世
 人ノ口舌ハ甚ダ自由ニシテ、官吏ノ德義如何ヲ喋々スルモノ
 アルヲ如何センヤ
 蓋シ村田氏ノ此著述ハ豫ジメ之レガ準備ヲナシタルニアラ
 ザルベシ、又或ハ準備ヲナシタルモ、固ヨリ利ヲ爭フノ目的ニ
 アラズシテ、公益ヲ謀リシニ出デタルナルベシト雖モ、已ニ其
 書籍ハ賣物ニシテ適當ノ定價アル以上ハ、商賣ノ點ヨリ之ヲ

見ルモノハ其發賣ニ至レル順序ノ敏捷ナルヲ見テ利ヲ得ル
 ノ恰例ナルニ吃驚スルノ徒ナキニアラザルベシ、此輩ノ言ハ
 取ルニ足ラザルモ、豈亦士君子ノ潔シトスル所ナランヤ
 今夫村田氏ガ刑法註釋著述ノ一件タル世人ノ論議スル所ニ
 反シテ、咎ムベキノ理ナク、非トスルノ謂ナキ乎、必ずヤ深遠微
 妙ナル理由ノ存スルアリテ、我輩淺識ノ知悉スル能ハザル所
 ナラン、又世人ノ疑フ所其理アリ、議スル所其謂アリトセン乎
 是レ固ヨリ簡明ナル條理ニシテ、最も觀易キモノナレバ、法理
 ニ明カナル村田氏ノ如キ決シテ之レヲ知ルニ苦マザルナリ
 若ク觀易キ條理ナルニ猶ホ世人ノ爲メニ之ヲ論議セラルハ
 ハ知ラズ識ラズ此ニ至レルモノナル乎、果シテ然リトセバ、朝
 野新聞紙上ニ記シテ「此様ノ事ハ有弊社會ニ是レ迄深山有
 リシ事ナレバ吃驚スルニ足ラズ、今度ノ一件ハ不幸ニシテ品
 柄ガ書物ナル故、忽チ新聞屋ノ目ニトマリ、世上へ鳴リ響キタ
 ルノミ云々」ト言ヘルガ如ク、往々官吏社會ニ行ハレタル慣
 習ナリシヲ以テ、此ノ觀易キ理ヲモ觀ル事無クシテ、覺エズ世
 ノ議論ヲ惹キ起シタルモノナルカ否カ、何レニシテモ我輩ノ
 疑惑ヲ免ル、能ハザル所ナリ

(補) 此外「東京日日新聞」にも同月四日の社説に「刑法
 註釋」と題して「官吏にして其當任の事を私著するは我

官省の許さざる所たり、既に往年太政官屬吏藤井某は明
 治職原抄を私著して除族の刑に處せられ、大審院屬吏田
 中某は民事類聚彙纂を私著して懲戒令に遇ひたり、村田
 氏が此禁を犯して無事なるは如何」と論じた

尙同新聞は翌五日の紙上に「刑法註釋に序するの疑」と題
 して、諸顯官が同書に題辭序文を寄せたるを難し、翌々
 六日の紙上には「内閣政治の弊」と題して未だ勅裁を経
 ざる法案を、己が意見のまゝ御批准を得るものと豫定し
 て註釋を加へ、加之公布前彫刻に附して射利に急なるは
 卑劣至極といふべし、これ君上勅裁の政治なりと云ふと
 雖も、其實は内閣制の政治なるを以てなりと論じたの
 で、内閣諸公の職務に關して讒謗したる論なりとて、同
 月二十七日同社署名人は東京裁判所に於て罰金五十圓の
 刑に處せられた

●三菱商事學校設立の趣意

貧乏故の民權家といふ曲論

明治十年十二月 同校長 森下岩楠記述

民權ヲ擴充スルハ我國今日ニ於テ最モ急務ナルハ政府モ人
 民モ共ニ領諒スルモノ、如シ而シテ民間ノ民權家ヲ視ルニ

或ハ衆ニ雷同スル迄ニテ眞ニ民權ノ何モノタルヲ知ラズ、或
 ハ糊口ノ爲メ又ハ地位ヲ官途ニ得ンガ爲メ一時民權ヲ唱ル
 モノニシテ、確固眞正ノ民權家アル事ナシ、是レ民間ニ金力乏
 キノ致ス所ナリ、民間ニ金力ナケレバ、斯ノ如キ鄙劣ナル民權
 家ノ起ルハ止ヲ得ザルノ勢ナリ

歐洲ノ歴史ヲ視ルニ、歐洲中最モ早ク民權ヲ唱へ之ヲ實行セ
 シモノハ窮困ノ人民ニ非ズ「ベニス」及ビ「ハンズ」等
 ノ都府ノ人民ナリ、此都府ハ歐洲中最モ早ク通商ノ開ケタル
 所ニシテ、其富貴ハ他ニ超越セリ、且一般ニ商ハ人ニ接スル事
 農ヨリモ多クシテ、其交際ニ多量ノ才智ヲ要スルモノナレバ
 歐洲諸國ニ於テハ、商賈ヲ以テ民權主唱ノ嚆矢ト稱スルニ至
 レリ、我國ノ如キハ、歐洲ニ無類ノ士族ナルモノアリテ、世人皆
 之ヲ日本ノ精神ト云フ、今日ノ民權家ハ多クハ此種屬ニシテ
 歐洲ノ事情ト我國ノ事情トハ大ニ異ナル所アリト雖ドモ、今
 後士族ノ日々ニ貧困ニ陥ルニ於テハ、糊口ニ汲々タラザル可
 ラザルヲ以テ、敢テ民權ヲ唱フルニ暇アラザルニ至ル可シ、況
 ヤ今日ト雖ドモ、士族ノ民權家多クハ鄙劣ノ民權家タルニ於
 テヤ、故ニ眞ノ民權家ヲシテ起ラシメ之ヲシテ實行セシム
 ルニハ、商賣勤業ヲシテ開進セシメ、從前ノ商賈ハ勿論士族ノ
 輩ヲシテ之ニ從事セシムルニ在リ

●金を拾ひし新平民

落し主は薩人伊知地正治

(明治十一年十月三日「郵便報知新聞」第七百五號)

昨年迄太政官の修史館總裁たりし正四位伊知地正治君は職を辭されし後兵庫縣下に足を駐めて居られしが或る日有馬の温泉よりの歸り路何處へか懐中物を落されたれど素より夫等のことを意とせぬ君ゆゑ心に掛けねば人にも告げず其儘に過せしが翌日晝頃旅館の下婢が慌しく隔ての襖押し開け御前様只今當所の新平民(舊機多)某が参りまして昨日途中で紙入れを拾ひ取りしに其落し主が知れざれば他人の物を断りもせて中を披き見るは心ならねど手掛りなければ是非なく改め見るに金札が二十圓書類の外に伊知地正治と認めし手札のあるを證に今朝から市中を此處彼處と探し漸くのことにて探し當てしとて之れを持參致しましたと差し出す紙入れを見返りもせず成る程昨日紙入れを落したるが左るにても正直な男かな其心に愛で、金も紙入も取らせると傳言せよと事もなげに云ひ放たれ下婢も驚き馳せ出で、斯く告れば彼の某は却々合點せず斯る物戴く了簡ならば商賣を休みて朝から落し主を探しは致しませぬ何卒金も紙入

もお請取り下されと手にだも觸れず承け引かねば君も感じ入て某を傍ら近くに招き玉ひ理り責めて諭さるれど田舎育の一徹心顔を赤めて理屈を述べ其調子の餘り高かりしより表を通る警察官は必定物争ひならんと思ひ官棒かひ込み其場に來り様子を聞けば其儘にも爲し置兼ね君と共々諭したれば漸く納得して押し戴き歸りし跡で君も幾度か其正しき心を賞されたり却説君は夫より四五日を過ぎ市中を坐ろ歩行さるゝ折不圖兵庫學校の前にイみ何心なく寄附金の人名札を讀まれしに最後に金二十圓正四位伊知地正治と記せし札のあるに驚き這は誰が業ぞ此學校へ寄附金せし覺のなれば必らず何にかの間違ひならん左れど餘りの不審さに立寄りて仔細を尋ねらるれば二三日前君の御使なりとて某なる者が來り其金圓を皆納して歸りしとの答へに初めて彼の新平民が業なることを察し玉ひたれど彼も斯く迄の強情者ゆゑモ一と通りにては受取るまじ一層歸京した上に證術もあらんとて其儘になし置けどなんにしても珍らしき強情な正直者があるものなりと此頃該地より府下の某氏が許へ書き送られしとぞ

(評) 賤民として蔑視されて居た人に、斯かる性格の者があつたのを異とする

●美人は精錡水

西南陣中の戯語

(明治十一年十一月一日「讀實新聞」第八百三十九號)

先ごろ薩賊御征討のとき戦地では女を見ることが稀でたまに女を見ると大騒ぎで何時ごろよりか美女をさして精錡水と唱へ出しヤア向ふから精錡水が來た杯と言ふのは目の薬だといふ隠し言葉であるが或日本營で諸將校たちが雑談の折から一人が今日の精錡水は餘程品が落ちるあれは本家岸田のでは有るまいといふを參軍某が笑ひながら近ごろはだいぶ偽製の精錡水が見へる様だといはれたのでいつの間にか隠語までを御承知かとして一同が黙つてしまひましたと

●日本畫の凋落

過渡期の一時的現象

萬事萬物西洋崇拜で日本畫をも排斥した時代、幸野梅嶺が油繪の美人を描き、森翠石が石版の下繪を描くなど、西洋畫ばかりが隆興を極めた際の一話

(明治十二年三月三日「安都新聞」第五十七號所載)
當今油繪江湖に普く行はれ寫眞(寫實)の妙に驚きしより從

●淫具形のカマボコ

違式註違條例に牴觸

(明治十二年四月十七日「大坂繪入新聞」第八十九號)

馬鹿な事をすると直にチヨイとやられますニツ井戸町の蒲鉾商薄田おつる方の職人が陰莖と陰門の形體なる蒲鉾を店先へ列へ置しを査公に見認められ其筋へ拘引になりましたが無着茶男サ

●天理教の毒牙

妖婆中山ミキ

（明治十四年七月十七日、大新報「第七十六號」）
近頃奇怪なる一老婆こそ現れたり處は大和國丹波市邊に齡九十有餘の老婆あり自から轉輪皇帝と號し晝間は何處へ潜伏なすものか更に影だに見せざるも毎夜十二時を過ぐる頃忽然と現れ出て頭には蓬々たる霜髪を振亂し身には皎々たる白衣を纏ひ諸所を徘徊しながら「萬代の世界一れつ見はらせば棟の分かれた物が無いぞや」と妙音を發して口吟し且我宗門の徒に歸するものは一百五十年の長命を授くべしとあられもなき妄言を吐くにぞ近郷の愚民等はこれぞ天より降り玉ひし神女ならねば山より出て玉ひし仙人なるべしと神佛は棚に上げ一心不亂に此老婆を信仰する者現に該地方には三百餘名もありその影響は遠く我が本田及び九條邊へも波及しこの邪説に惑わされ妄信者となりしものまた二百餘名の多きに至りたる而已ならずその内五十餘名は丹波地方に出張し親しく老婆の體を拜み日夜これを守護するよしまた近々妄信者一同申し合せ甘露臺と名づくる高さ三丈餘の物を石にて造り老婆に奉納せんと協議中なるが世には

愚民も多きものなりとの投書を得たり信偽はもとより保證せざるも記して該地方の人に問ふ

●横濱氷會社の發起人

不屈不撓の成功者

（明治五年五月發行「新聞雜誌」第四十四號所載記事）
昨夏横濱ノ氷會社ヨリ氷ヲ賣出シ其價甚ダ安ク衆人ノ賞美大方ナラズ此會社ノ發起人ハ中川嘉兵衛ト云ヘル者ニテ七八年前ヨリ氷ノ事ニ苦心シ或ハ富士山絶頂ヨリ採來リ途中ニテ悉ク水トナリ大損ヲ爲シ或ハ東奥ノ山民ト約シ冬ノ間ニ氷ヲ貯ヘ春ニ到リ運送セント謀リ適々時變アリテ果サズサレドモ會社志ヲ届セズ猶種々ノ工夫ヲ運ラシ北海道ニ於テ製氷場ヲ設ケ大氷塊ヲ製シタリシガ此計極テ機宜ニ叶ヒ遂ニ發賣スル事ヲ得タリ文政天保ノ際ニ奢侈ヲ極メシ貴人豪富ト雖モ知ラザル所ノ一味ヲ一貧生ニシテ飽マデ消受スル事明代ノ餘澤ナラズヤ又熱病ノ治療ナドニハ不治ノ症モ氷ニ因テ癒ユル事アリ且魚類、獸肉、蒸菓子、酒類、青物等ノ腐敗シ易キ物モ氷ヲ以テ圍ヒ置ケバ新鮮ヲ保ツト聞ケリサレバ氷會社ノ功德モ亦大ナラズヤ當夏益々其業ヲ盛大ニナサントテ報條ヲ出シ五月五日ヨリ所々ニ於テ發賣セリ

●諷刺的奇文

三井組と小野組

政府當局の顯官が三井組と結托して小野組を倒さんと計り突然小野組に抵當物提出を命じて破産せしめたのであるとの風説が行はれた時の記事、成島柳北の作であらう、トローアは三井組、ベチイは小野組
（明治七年十二月七日「朝野新聞」第三百九十八號）

二妾相争の話

會て洋史を讀で一話を記せり（今其書名を忘れたり）羅馬に一帝王有り二人の愛妾を養ふ一をトローアと云ひ一をベチイと云ふ二人共に狡黠にして能く媚を献じ寵を要む而してベチイは少しく愚なり二人外は相親むが如く内は甚相忌めり常に相害せんと企てたり王多くの金貨を貯へり又多くの紙幣を造れり王其紙幣を人民に通用せしめ而して金貨を二人の愛妾に命じて之を預からしむ二人皆其金を私用に運轉して居たり然るにトローア心の内にベチイの少しく愚なるを測り竊かに之を罪に陥れんと謀る先づ自ら衣箱鑿叙其他價貴き寶石の類を集め置きたり而して時を窺ひ王の大臣に告て曰く君王妾等二人に鉅萬の金額を預けたり然れども妾竊かに思ふに若し抵當物無れば妾等若し其金を私費に用ひし

時價ふの道無かる可し宜しく妾等をして抵當物を出さしむ可しと大臣之を聞て大に然りとす王も亦大に然りとす於是二妾に命じて急に抵當物を出さしむトローア兼て用意せし裙釵寶玉（其金高に十分値りしや否やは知らねど）を直ちに王に奉れりベチイ其事の不意に起るを以て金を償ふ能はず又抵當物も備はらず困難極れり而して王の臣下常にベチイと親しく交はりし者も皆反覆してトローアに黨し其讒罪を鳴すに至りベチイ遂に罪を獲て幽閉されたり然るに其比の學士モアネング氏王に建言して曰愛妃ベチイの罪に伏するは其愚にして黠なるを以てなり因より冤と云ふ可らず然れ共トローアも亦専ら信じて委任す可らず恐らくは遠からずして亦ベチイの覆轍を踏まん其時に於て陛下復た彼を罪せざるを得ず然らば則陛下金貨を託するの故を以て二人の愛妃を失ふ陛下誰と共に老を樂まんや而して王の臣下多くは反覆貪婪信ずるに足る者少なし陛下宜しく注意有る可し且つ臣一件を陛下に問はん所謂預け金に必ず抵當物を要すること歐州各國盡く然るに非ず若し我が國の人民より陛下に向て今日通用する紙幣の抵當物は何處に在るや幾百萬バオリ（羅馬貨幣の名）有りやと問はゞ陛下將に何と答へ給はん王左右を顧みて他の話をせられしとぞ

●舊會津藩士中根半七

時勢に反抗せし頑強人

(明治十一年九月十九日「大坂新聞」第二百九十四號)

是まで出沒自在にて更に其踪跡を確と知る者なかりし舊會津の藩士中根半七は、船ははや古稀を過れど強情我慢の性質にして一昨年(明治十一年)の十月中前原一誠と謀叛を語り、東西に分れて事をなさんと隠語をかねて通じ、其手筈を謀じ合せて思案橋から下總の登戸へ船にて越さん、其手の巨魁なる同藩士長岡久茂と俱に同所へ來掛りし時、警察官に見咎められ、同類は大抵捕縛になりしも半七ばかりは辛くして其場を切抜け、翌朝未明に赤坂なる久茂が宅へ至り其妻のおせんに何氣なく先生は歸られしかと問にまだ歸らじといひしかば然らば一休せんと二階へ登り自身に蒲團敷て寝たりしが頓て起出で最早洗湯もわきたるべしといひつゝ手拭を提て出行し程もなく其筋の方々が踏込まれて夫々調べられしに只半七が臥床の下に刀一本藏せしとか斯て其後越後路へ落しとも又は直に鹿兒島へ行て潜居り既に昨年の逆徒に加はり植木田原の戦ひの折も度々見掛しなど彼を知る者の咄しによれば多分城山落去の砌り討死せしならんともとりぞ噂

せしのみなりしに何時の間にかさしも嚴重なる圍みを脱出でしと見へ先頃より會津へ戻り形を替て此頃まで同所に忍居たるが何分其筋の探偵厳しく遂に身を置きかねてか又も飴賣と姿をやつして其所を立出で去月二十三日に熊倉まで來り筈を敷きて垢染みたる衣を側へ投げ遣りいと潔げなる白帷子を著し腹十文字に掻切て果てたるが手拭を疊みて額へ當て座りたる儘に少しも行儀を亂さず死せし様は其膽勇の程も見られたるが傍への石垣に血の塊りが粘付てゐしは正しく臟腑を掘出して投付けしに相違なく其憤死の體を顯はせしを見る者襟元を寒からしめ又側らに殘せし書置を讀下すに其大意は吾死すべき時を知れど死にもやらず今日まで命存へしは少しく爲す事あらんと欲せばなり然るも時運吾に與せず事皆齟齬す依て事業のならざるを悟り此所にて相果る云々とありしが是にて半七が數度の敗れにも屈せず尙逆意を逞しふして我政府に抗せんとせし心志の剛強なる驚くに堪たり

(補) 明治九年十二月出版の「思案橋の暴徒(捕縛)事件」と題する三枚續きの錦繪にも此中根半七(米七とある)を圖中に入れ、大刀を抜いて警部寺本義重に斬りかゝる様を描いてある

明治名數集

甲

隨見隨聞筆記の中より、明治時代の名數を撰出して茲に抜載し、これに漏れたのは次篇に乙として掲出のツモリ、補遺としての投書をも歡迎いたす

御一新

徳川幕府倒れて明治の新政府が樹立した時を云つたのである、「御一新の際」といふ語は、明治二十年頃まで、古い士民の懷舊談中にも屢々用ゐられた、これは慶應四年(即ち明治元年)の春以來、太政官の布告中に

此度王政一新萬機從朝廷被仰出候
御政權復一に歸し凡百の宿弊も更始一新し
王政御一新萬機御新裁の秋と相成候
大政御一新折柄未ダ御政事向不行届
朝政御一新ノ時ニアタリ云々

などの語が數十回連發されたのに基くのである、此「一新」といふ語いつしか「維新」と變り、後には明治維新の際と稱する事になつた

一世一元

慶應四年九月八日、明治と改元されて同時に一世一元の制を定められた、同日の詔勅に曰く「改慶應四年爲明治元年、自今以後革易舊制、一世一元以爲永式、主者施行」と、これは我國に於ける未曾有の新制である、斯く制定されたので、明治は四十五年七月まで續き、大化以來例のない長年月であつた

親兵一萬

明治四年四月十三日令「鹿兒島藩より歩兵四大隊砲兵四隊山口藩より歩兵三大隊、高知藩より歩兵二大隊騎兵二小隊砲兵二隊を徴して親兵と爲し、兵部省に隸す、總數約一萬人」とある

一日一年

明治六年一月九日、太政官の布告
凡一日十二時ヲ以テスルモノ改テ二十四時ヲ以テス一年
三百六十日ヲ以テスルモノ改テ三百六十五日ヲ以テシ閏
年ハ三百六十六日ヲ以テス

一使一藩三府三百二縣

明治四年七月十四日、廢藩置縣の際、左の如く改更せり

一使 開拓使(北海道) 一藩 琉球藩

三府 京都府(山城) 東京府(武藏) 大阪府(攝津)

三百二縣 奈良縣(大和) 五條縣(大和)

堺縣(和泉) 兵庫縣(攝津) 度會縣(伊勢)

甲府縣(甲斐) 葦山縣(伊豆) 品川縣(武藏)

神奈川縣(武藏) 浦和縣(武藏) 小菅縣(武藏)

宮谷縣(上總) 葛飾縣(下總) 若森縣(常陸)

大津縣(近江) 笠松縣(美濃) 高山縣(飛彈)

伊奈縣(信濃) 長野縣(信濃) 岩鼻縣(上野)

日光縣(下野) 白川縣(磐城) 角田縣(岩代)

若松縣(岩代) 福島縣(岩代) 登米縣(陸前)

江刺縣(陸中) 膽澤縣(陸中) 盛岡縣(陸中)

山形縣(羽前) 本保縣(越前) 新潟縣(越後)

柏崎縣(越後) 佐渡縣(佐渡) 久美濱縣(丹後)

生野縣(但馬) 濱田縣(石見) 倉敷縣(備中)

丸龜縣(讃岐) 日田縣(豊前) 長崎縣(肥前)

金澤縣(加賀) 熊本縣(肥後) 名古屋縣(尾張)

鹿兒島縣(薩摩) 和歌山縣(紀伊) 廣島縣(安藝)

福岡縣(筑前) 山口縣(周防) 佐賀縣(肥前)

靜岡縣(駿河) 德島縣(阿波) 高知縣(土佐)

岡山縣(備前) 秋田縣(羽後) 鳥取縣(因幡)

松江縣(出雲) 弘前縣(陸奥) 津縣(伊勢)

福井縣(越前) 松山縣(伊豫) 高松縣(讃岐)

彦根縣(近江) 豐津縣(豊前) 姫路縣(播磨)

柳河縣(筑後) 大泉縣(羽前) 富山縣(越中)

小濱縣(若狹) 米澤縣(羽前) 水戸縣(常陸)

福山縣(備後) 前橋縣(上野) 平戶縣(肥前)

宇和島縣(伊豫) 岡縣(豊後) 嚴原縣(對馬)

仙臺縣(陸前) 中津縣(豊前) 大垣縣(美濃)

佐倉縣(下總) 久留米縣(筑後) 新發田縣(越後)

郡山縣(大和) 高田縣(越後) 島原縣(肥前)

淀縣(山城) 明石縣(播磨) 津山縣(美作)

豐浦縣(長門) 忍縣(武藏) 館林縣(上野)

松代縣(信濃) 松本縣(信濃) 小田原縣(相模)

飯肥縣(日向) 館縣(渡島) 西尾縣(參河)

上田縣(信濃) 今治縣(伊豫) 桑名縣(伊勢)

川越縣(武藏) 岡崎縣(參河) 杵築縣(豊後)

秋月縣(筑前) 村松縣(越後) 鶴田縣(美作)

蓮油縣(肥前) 松尾縣(上總) 西條縣(伊豫)

長尾縣(安房) 宇都宮縣(下野) 舞鶴縣(丹後)

菊間縣(上總) 朝日山縣(近江) 高槻縣(攝津)

丸岡縣(越前) 新宮縣(紀伊) 高鍋縣(日向)

高島縣(信濃) 郡上縣(美濃) 水口縣(近江)

一關縣(陸中) 久留里縣(上總) 安中縣(上野)

赤穂縣(播磨) 足守縣(備中) 上山縣(羽前)

庭瀬縣(備中) 壬生縣(下野) 鹿島縣(肥前)

棚倉縣(磐城) 飯田縣(信濃) 日出縣(豊後)

小諸縣(信濃) 重原縣(參河) 八戶縣(陸奥)

鴨方縣(備中) 柏原縣(丹後) 岩槻縣(武藏)

高梁縣(備中) 三日月縣(播磨) 黒石縣(陸奥)

天童縣(羽前) 下館縣(常陸) 岡田縣(備中)

烏山縣(下野) 飯野縣(上總) 篠山縣(丹波)

白杵縣(豊後) 中村縣(磐城) 高崎縣(上野)

岸和田縣(和泉) 大洲縣(伊豫) 岩國縣(周防)

延岡縣(日向) 大聖寺縣(加賀) 土浦縣(常陸)

龜岡縣(丹波) 龍野縣(播磨) 尾崎縣(攝津)

宮津縣(丹後) 唐津縣(肥前) 大村縣(肥前)

小坡縣(肥前) 豐橋縣(參河) 村上縣(越後)

古河縣(下總) 膳所縣(近江) 笠間縣(常陸)

人吉縣(肥後) 新莊縣(羽前) 龜山縣(伊勢)

鶴舞縣(上總) 久居縣(伊勢) 田邊縣(紀伊)

關宿縣(下總) 高遠縣(信濃) 三田縣(攝津)

沼田縣(上野) 岡部縣(丹波) 鯖江縣(越前)

吉田縣(伊豫) 廣瀬縣(出雲) 府內縣(豊後)

出石縣(但馬) 福知山縣(丹波) 岩邑縣(美濃)

本莊縣(羽後) 加納縣(美濃) 松嶺縣(羽後)

鳥羽縣(志摩) 二本松縣(岩代) 犬山縣(尾張)

高取縣(大和) 大野縣(越前) 三春縣(磐城)

佐伯縣(豊後) 龜田縣(羽後) 飯山縣(信濃)

眞島縣(美作) 岩崎縣(羽後) 長島縣(伊勢)

大多喜縣(上總) 鶴牧縣(上總) 勝山縣(越前)

與板縣(越後) 綾部縣(丹波) 刈谷縣(參河)

福江縣(肥前) 清末縣(長門) 磐城平縣(磐城)

西大路縣(近江) 山崎縣(播磨) 神戸縣(伊勢)

丹南縣(河内) 柳本縣(大和) 新見縣(備中)

林田縣(播磨) 矢島縣(羽後) 松川縣(常陸)

舉母縣(參河) 森縣(豊後) 伯太縣(和泉)

峯山縣(丹後)	田原縣(參河)	菰野縣(伊勢)
柳生縣(大和)	小泉縣(大和)	清崎縣(越後)
伊勢崎縣(上野)	一宮縣(上總)	峯岡縣(越後)
豐岡縣(但馬)	母里縣(出雲)	黒羽縣(下野)
吉見縣(和泉)	佐野縣(下野)	小野縣(播磨)
石岡縣(常陸)	芝村縣(大和)	麻田縣(攝津)
生阪縣(備中)	安志縣(播磨)	苗木縣(美濃)
山上縣(近江)	新谷縣(伊豫)	結城縣(下總)
三草縣(播磨)	小松縣(伊豫)	宮川縣(近江)
三門市縣(越後)	千束縣(豊前)	黒川縣(越後)
麻生縣(常陸)	萩野山中縣(相摸)	櫛羅縣(大和)
泉縣(磐城)	佐貫縣(上總)	山家縣(丹波)
椎谷縣(越後)	須阪縣(信濃)	岩村田縣(信濃)
加知山縣(安房)	小幡縣(上野)	淺尾縣(備中)
三池縣(筑後)	松岡縣(常陸)	生實縣(下總)
成羽縣(備中)	茂木縣(常陸)	野村縣(美濃)
龍ヶ崎縣(常陸)	村岡縣(但馬)	曾我野縣(下總)
牛久縣(常陸)	高岡縣(下總)	吹上縣(下野)
館山縣(安房)	小久保縣(上總)	西端縣(參河)
西大平縣(參河)	湯長谷縣(磐城)	田原本縣(大和)

高富縣(美濃)	多古縣(下總)	六浦縣(武蔵)
七日市縣(上野)	大田原縣(下野)	下妻縣(常陸)
堀江縣(遠江)	小見川縣(下總)	足利縣(下野)
志筑縣(常陸)	宍戸縣(常陸)	七戸縣(陸奥)
佐土原縣(日向)	花房縣(安房)	今尾縣(美濃)
櫻井縣(上總)	斗南縣(陸奥)	半原縣(參河)

前掲の三百二縣を同じ四年の十一月に、七十二縣に改めた、一使一藩三府は据置き

一使一藩三府七十二縣

東京府	京都府	大坂府
神奈川縣	兵庫縣	長崎縣
入間縣	足柄縣	木更津縣
茨城縣	群馬縣	栃木縣
堺縣	安濃津縣	度會縣
濱松縣	静岡縣	山梨縣
岐阜縣	筑摩縣	長野縣
磐前縣	若松縣	水澤縣
山形縣	置賜縣	酒田縣
福井縣	金澤縣	七尾縣
		新川縣
		柏崎縣
		埼玉縣
		新治縣
		奈良縣
		額田縣
		長濱縣
		福島縣
		青森縣
		敦賀縣

相川縣	豐岡縣	鳥取縣	島根縣	濱田縣
飾磨縣	北條縣	岡山縣	深津縣	廣島縣
山口縣	和歌山縣	名東縣	香川縣	松山縣
宇和島縣	高知縣	福岡縣	三浦縣	小倉縣
大分縣	伊萬里縣	熊本縣	八代縣	都城縣
美々津縣	鹿兒島縣			

同五年八月に右七十二縣中の十一縣を左の如く改稱した

安濃津縣を三重縣 名古屋縣を愛知縣 大津縣を滋賀縣
長濱縣を犬上縣 福井縣を足羽縣 金澤縣を石川縣
深津縣を小田縣 松山縣を石鐵縣 宇和島縣を神山縣
伊萬里縣を佐賀縣 熊本縣を白川縣

以上の七十二縣を廢合して明治八年八月に三府三十五縣一使(開拓使)一藩(琉球藩)と改め、其後改廢常なく、右三十五縣中の堺縣を廢して一部を大阪府に合併し一部を奈良縣と稱し、更に地方人の運動により福井、富山、鳥取、香川、徳島、佐賀、宮崎の諸縣を新設又は復舊し、開拓使を北海道廳、琉球藩を沖繩縣と改稱して三府四十三縣一廳と成つたのである

改廢常なき一例、予の郷國讃岐は初めの高松縣九龜縣を合せて香川縣と稱し、其香川縣を廢して阿波の名東縣に合併し、後には名東縣を廢して伊豫の愛媛縣に屬し、明治二十一年末獨立して香川縣を再置されたのである

八里をいふ、明治十五年五月二十六日付の司法省指令中に「一日程トハ片道八里ノ儀ト心得ベシ」とある、汽車の發達しない時代、官吏が地方へ出張する旅費支給の標準に規定した事である

二大法律

明治十五年一月一日より實施された刑法、治罪法をいつたのである、刑法は第一編より第四編までの四百三十條、治罪法は第一編より第六編までの四百八十條、こんな大法條は未曾有の新律例であつた

二大政黨

明治十五年頃より數ヶ年間は行はれた稱呼で、自由黨と改進黨をいつたのである、此際東京に立憲帝政黨あり、大阪に日本立憲政黨あり、其外各地方に小結合の政黨はいくつもあつたが、いづれも前記二政黨の如き勢力はなかつた

自由黨は明治十四年十月に結黨式があり、立憲改進黨は同十五年三月に結黨式があつたものである

○團菊 明治十三年六月八日發行の『東京自由新聞』第百八號雜報欄内に「俳優の巨擘市川團十郎は従前藝名を本名に稱へてゐたりしが去る五日京橋區役所へ更に堀越秀と改名し度旨を願出しと又た尾上菊五郎・市川左團次兩人も同斷出願せしと聞きました」とある、此事につき「官場回願」に



「好劇家として名高き東京府知事松田道之のすゝめに依り市川團十郎は堀越秀、尾上菊五郎は寺島清、市川左團次は高橋榮藏と戸籍の訂正を願出づるに至つた」とある
裁判役民尾諭に扮した團十郎、高橋お傳に扮した尾上菊五郎は明治十二年五月の『歌舞伎新報』第十七號表紙繪

梨園の二名優

明治の九代目市川團十郎(成田屋、堀越秀)五代目尾上菊五郎(音羽屋、寺島清)の兩人は、二三十年間を通して、天下に雙び無き技藝絶妙の聲譽を博し、其性格も亦墮落界に似氣なき堅實との評を得、團菊二優と略稱されて知らぬ者なき人氣者であつた

此二優に市川左團次を加へて三名優とも稱した

一大富豪

東京では三井家と三菱の岩崎家、大阪では鴻池と住友、當に明治時代ばかりでなく、昭和の今日までも連続して居る東京では安田家を加へて三長者、大阪では藤田家を加へて三丸持

流行二大料理店

明治十八年前後の頃、東京で流行した二大料理店、銀座の松田、山下の鴈鍋を云つたのである、銀座一丁目の松田、上野山下の鴈鍋、これが民衆的安價の料理店として旨い物を食はせるとの評判で大に繁昌した

維新三大雄藩

王政復古の大義に賛同し、討幕軍に加擔した維新の三大雄藩と稱せられしもの
薩摩 鹿兒島藩 島津家
長門 萩藩 毛利家
土佐 高知藩 山内家
其勳功として此三藩臣たりし者が新政府の政權を掌握するに至つたのである

維新三傑

依估の選定と見るべきものではあるが、左の三名
鹿兒島藩臣 西郷隆盛 南洲
同 大久保利通 甲東
山口藩臣 木戸孝允 松菊

大正八年三月發行晴川漁叟編述の江畔漫録「春汀采藻」中に左の一節がある
川崎紫山子少壯維新三傑傳を著し西郷大久保木戸三子の人物風格を金玉にす、後紫山子同社の爲めに西南記傳を編し、始めて大久保の日録を見、浩嘆長嗟するもの數回

予遂に其何の故なるを知らず、其後予其日録に依りて大久保其人を見る、私懸點綴復た三傑傳中の偉丈夫に非るなり、唯た其れ盜跖の徒盜跖を聖人となさば、大久保の徒、亦大久保を呼て傑士偉人と做さんも、大久保の徒に非ざる吾曹に至りては、未だ必しも其跡を拜して、其人を金玉にせず (聞々子)

明治三傑

明治四十二年二月、東京盛林堂發行、林甲子太郎編輯のものに「明治三傑傳」といふのがある、それは西郷隆盛 大村益次郎 勝安房の三人である、これも偏見の一つであらう

土陽三傑

明治十三年六月、大阪で出版した木村勘十郎編輯のものに「土陽三傑銘々傳」といふ定價六錢のヤクザ本がある
三菱會社社長 岩崎彌太郎
立志社長 板垣退助
文武兩道達人 木戸駒次郎
名高くない木戸駒次郎のために發行したものであらう

三院十省

明治十年一月、教部省が廢止される迄の稱
 正院 左院 右院 (此三院を太政官と稱す)
 外務省 大藏省 陸軍省 海軍省 文部省
 教部省 工部省 司法部 宮内省 内務省
 内務省は同六年十一月に出來たのである

三大節

太陰曆を太陽曆に改めた明治六年一月より舊來の五節句を廢し、別に大祭祝日として一月一日の四方拜、一月二十九日の神武天皇即位日祭、三月一日の祈年祭、三月二十日の春季祭、九月二十三日の秋季祭、十一月六日の神宮神嘗祭、十一月十一日の天長節祭などを定められたが、其時日名稱等の變更が度々あつて、終に左の祭日を三大節と呼ぶことになつた

四方拜 一月一日
 紀元節 二月十一日
 天長節 十一月三日

これが明治四十五年まで繼續したのである

三千萬の同胞

今は日本人口八千萬人と號して居るが、明治七年頃は三萬萬の同胞と稱して居た、其頃の調査表に左の如くある

華族 男四百八十四人 女二人
 同家族 二千四百五人
 士族 男四十萬三千八百二十八人 女二千三百八十一人
 同家族 百四十七萬七千五百六十六人
 卒 男一千六百五十一人 女二十三人
 同家族 五千五百七十二人
 僧 六萬九千二百五十六人
 同家族及弟子 十二萬九千七百七十九人
 神官 男一千八百四十人 女十八人
 同家族 七千五百六十六人
 尼 四千二百四十八人
 同家族及弟子 三千四百三十二人
 平民 男六百三十七萬三千二百六十八人 女二十七萬九百三十六人
 同家族 二千四百八十七萬六百三十一人
 合計 三千五百五十一萬四千八百三十五人

教部省の三教則

明治五年四月末に教部省より各教職の者に左の教則三條を布告した

一 敬神愛國ノ上旨ヲ體スベキ事
 一天理人道ヲ明ニスベキ事
 一 皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムベキ事
 神祇省を廢して宣教本旨の教部省を新設したのは明治五年三月であつたが、同十年一月に廢止された

醫事の三雜誌

明治十三年四月頃より醫家連中が唱へた名數である
 東京醫事新誌 明治十年二月創刊
 醫事新聞 明治十一年五月創刊
 中外醫事新報 明治十三年一月創刊
 此前後發行した醫事雜誌は數多くあつたが、或は廢刊し、或は微々として振はなかつたので、右の三雜誌が認められたのである、此三雜誌は昭和の今日までも尙繼續して居る、明治の雜誌類で五十年内外永續して居るのは醫事の雜誌ばかりである

言論壓制法起草の三人

明治八年六月公布の新聞紙條例、同八年九月公布の出版條例、同十三年四月公布の集會條例、此三條例の起草者と目して民權家が怨府としてゐた人々
 新聞紙條例の起草者尾崎三良
 出版條例の起草者海江田信義
 集會條例の起草者渡邊洪基
 言論壓制の三惡魔といふべき意義の反語として「言論自由の三神」と揶揄した者が明治十四年末頃にあつた、者とは讃岐の民權家奇人小西甚之助

立身の三事

明治十一年十月發行の『生讀新聞』第十號に「東京三事歌」と題して、官吏に登用さるゝ資格は
 第一 法螺 第二 量負 第三 學事
 官吏生活を羨望せし時代、嫉妬者落伍者の放言として行はれた此語は、予も少年時に聞いた事がある、然れども古今此弊なきにあらずで、學事よりは縁故情實の方が有力であり、又大言壯語が學事に優る果報を得て立身する者もある

私學三大校

明治十年前後の頃より十六七年頃までの間に東京で唱へられた稱呼である、生徒の多かつた私立の優良學校

- 芝三田 ●慶應義塾 ●福澤諭吉
- 小石川 ●同人社 ●中村正直
- 芝新錢座 ●攻玉舎 ●近藤眞琴

慶應義塾は慶應四年閏四月創立現存大學、同人社は明治六年創立で同十六七年頃閉止、攻玉舎は後に攻玉社と改めたが、文久三年創立で初めは攻玉塾と稱した、眞琴先生の歿後は近藤基樹といふ人が繼續し中學として現存

三大老農家

明治十年頃より稻種の改良に盡力して多大の功績があつた左の三人を云つたのである

- 筑前國早良郡重留村 ●林 遠里
- 攝津國下川邊郡永原村 ●中村直三
- 讃岐國三木郡平井村 ●奈良專二

此三人は其動功によつて二十年前後いづれも内閣賞勳局より褒賞を賜はつた

民権家三奇人

明治十三年の頃、民権家の三奇人と呼ばれた者がある

- 小西甚之助 ●讃岐國寒川郡長尾村の人
- 櫻井 靜 ●上總國山武郡二川村の人
- 忍峽稜威兄 ●備中國淺口郡西原村の人

これを國會請願者の三上戸とせる記事が同十三年發行の佐々木秀二郎著「新聞記者列傳」二篇、忍峽稜威兄の條にある「客年ノ冬、本年ノ春ニ際シ、我國三個ノ國會開設唱道者ヲ生出セリ、則チ南總ニ櫻井靜アリ怒ル者ナリ、南海ニ小西甚之助アリ笑フ者ナリ、而シテ中備ニ忍峽稜威兄アリ泣ク者ナリ、余私ニ之ヲ所謂泣上戸笑上戸怒上戸ノ三幅對ニ譬フ一云々

右の三人は何方も其地の豪農である、小西甚之助は壓制官吏に諷刺的の手紙を送ること著名となつた人で、初期以來の國會議員に選出されて居た、櫻井靜は千葉で「房總共立新聞」を創刊し、又國會議員にも選出された、忍峽稜威兄は明治十一年六月以來一年有半自家の所在地たる西原村で「好事雜報」といふ雜誌を編輯發行して居たが、早く歿去したのか其後の消息を知らない

狂詩三大家

明治十年前後より同十五年頃までの間、東京の文壇で狂詩が大流行であつた、其頃の稱呼である

- 瀧上漁史 ●成島 弘 ●柳北
- 南橋散史 ●石井瀧治
- 源無水 ●原 退藏

此源無水は著名人でないが、柳北が「朝野新聞」に狂詩の墮落を痛罵した長篇を載せ、其結句に眞の狂詩作家は「只今唯有源無水」と推賞したので、其頃評判の好かつた人

明治三書家

明治十五年頃より同二十年頃までの間、名書家として

- 長三洲(英) ●巖谷一六(修) ●日下部鳴鶴(東作)

此外に隠れた妙筆家もあつたが、世間に名高く又揮毫の多かつた書家としては適評であらう

書家の三舟

同じ頃書家の三舟として傳唱された名人

- 勝海舟(安芳) ●山岡鐵舟(鐵太郎) ●高橋泥舟(精一)

壓制三縣令

明治十五年頃、政府が民権家を敵視して壓迫を加へた當時、最も辛辣を極めた地方官中の三縣令

- 福島縣令 ●三島通庸
- 岡山縣令 ●高崎五六
- 愛媛縣令 ●關 新平

これに兵庫縣令森岡昌純、石川縣令千阪高雅の二人を加へて「壓制五人男」と稱する者もあつた

三人政黨

明治十五年三月に發表した政府御用の立憲帝政黨を當時世間で三人政黨と呼んだ

- 東京日々新聞日報社長 ●福地源一郎
- 明治日報忠愛社長 ●丸山 作樂
- 東洋新報社長 ●水野寅次郎

此三人だけが黨員であると警視廳へ届書を出したのに因る何故黨員を三人限りにしたかと云ふに、實は民権派たる自由黨改進黨旺盛の時代であるから、嘲罵を恐れて官權派たる帝政黨に加盟する者の少きを見越しての事であつた

明治初期の三毒婦

情夫と共謀して旦那を殺した罪で、明治五年二月死刑に處せられた夜嵐お絹、アバグレ生活の果、明治十年二月に狂死した鳥追お松、明治十二年一月に殺人罪で死刑に處せられた有名な高橋お傳、其後此三人を合せて三毒婦と稱した

閨秀三名家

明治十四五年頃より約十年間、書畫の妙手として
跡見花菱 野口小菟 奥原晴湖
最も生命の永かつたのは、跡見學校を建てた花菱女史

初期議會の三名物男

明治二十三年に開いた帝國議會に集つた衆議院議員中、長髪の高梨哲四郎、結髪の芳野世經、赤服の粟谷品三が異彩を放つたので議會の三名物男と呼ばれた

落語界の三人氣者

明治二十年前後の頃、東京落語界に於ける評判者
萬橋のヘラ／＼ 圓遊のステ、コ 圓太郎の喇叭

とて、紙上に公表せし商界の三傑なるもの

- 信用家 岩崎彌太郎
- 敬腕家 中上川彦次郎
- 老練家 澁澤榮一

三教合同會議

明治の中期には佛教、儒教、耶蘇教を三教と云つたが、後には儒教を宗教と見るのは當らないとして、神道、佛教、基督教を三教と云つた、明治四十五年の春頃、政府が國民思想の悪化を防止する策の一として此三教を合同せしめ、内務省の指導で三教の代表者を華族會館に會合せしめた事もあつた

舊弊の三幅對

大正五年三月發行の「圓了隨筆」に
「明治の時代において舊弊の豪傑を算へ來らば、淺田宗伯、佐田介石、平野五岳の三人の右に出づるものなし、此三人共に西洋風を厭ふこと蛇蝎より甚しきも、亦各其厭ふ所を異にす、淺田宗伯は人力車を西洋風なりとて之

東京の三評論雜誌

明治二十一年の頃、三評論雜誌として好評を博したものの
東京經濟雜誌 田口卯吉主筆 明治十二年一月創刊
國民之友 徳富猪一郎主筆 同二十年二月創刊
日本人 三宅雄二郎主筆 同二十一年四月創刊

東京經濟雜誌は田口卯吉の歿後甚だ振はず、國民の友は國民新聞の發行後廢刊、日本人は日本新聞を官僚系に買収されて後、日本及日本人と改題した

三國干涉

明治二十七八年の戦役と稱する日清交戦後、戦勝の我國が講和約款の一として遼東半島を領有することに決定せしが露西亞、獨逸、佛蘭西の三國が干涉し「日本は遼東半島を支那に還附せよ」と威嚇して還附させ、露國は旅順口を、獨逸は膠州灣を、佛國は廣東州を租借した事、即ち我國外交失敗史の一を云ふのである

商界の三傑

明治三十年の春頃、報知新聞社に於て投票募集の結果なり

を用ひず、常に東京市中を駕籠にて乗り廻れり、佐田介石は「ランブ」は西洋風なりとて之を全廢せんと欲し、「ランブ」亡國論を唱ふるに至れり、平野五岳は西洋館を見ることを厭ひ、之を一見すれば終日頭痛を催ふすとして、偶々人車に乗じ西洋館の前に至れば、毎に眼を閉じて過ぐと云ふ、是れ舊弊の三幅對なり

四民平等

明治五年に穢多非人を廢して平民籍に編入せし以來、文明開化の叫聲が勃興して「四民平等」といふ語が行はれた、四民とは舊來の士、農、工、商で、職業に貴賤なく、人權に等差なしとの舶來新思想である

報知新聞の四天王

明治五年に創刊の「郵便報知新聞」は、同七八年頃より慶應義塾出身の新進學者が追々に入社して活動した爲め聲價を高め發展を遂げるに至つたのであるが、明治十五年頃、同社の四天王と稱せられた四人
矢野文雄 犬養毅 尾崎行雄 箕浦勝人
此外に藤田茂吉が居て明治十年以來主幹(社長)であつた

五ヶ條の御誓文

慶應四年(明治元年)三月十四日の御詔勅

- 一 廣く會議ヲ起シ萬機公論ニ決スヘシ
- 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
- 一 官武一途庶民ニ至ルマテ各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス

一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
 我國未曾有ノ變革ヲナサントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先シテ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立テントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ
 此御誓文は福岡孝悌、由利公正等の立案であつたらしいと傳へられて居たが、近頃雨花先生が発見された所によると木戸孝元が草案者であつたらしいといふ

東京大川の五大橋

江戸時代の萬治三年に武藏國と當時本所が下總國に屬して居たので、其下總國との國界であつた大川に初めて架した兩國橋、其後元祿六年に新大橋が出来、元祿九年に永代橋

が出来、明治七年九月に厩橋が出来、明治二十年十二月九日に鐵材洋式の吾妻橋が開通した、此吾妻橋は安永三年に出来た大川橋の架け替へである、これを五大橋といつた

- 吾妻橋
- 厩橋
- 兩國橋
- 新大橋
- 永代橋

厩橋は私設のもので渡行人より橋錢を徴して居た

五刑名

刑法は姑く幕府の舊制に據るとせしは慶應三年十一月のと、それから政務も漸次緒に就き、刑部省が出来て明治二年八月に磔罪、梟示、斬罪、徒罪、答罪の五刑に改めた、是も舊制墨守であつたので、後に磔梟答の三刑を廢した
 生命刑(死刑)自由刑(禁錮)身體刑(答刑)財産刑(罰金)名譽刑(公權停止禁止)の五刑は、法學が盛んに行はれた後年の稱であつたが、身體刑は野蠻刑なりとして廢止された

東京五大新聞

明治十二年の末頃から同十四年の夏頃までの間、東京で五大新聞と呼ばれたもの此間一ヶ月餘發行した東洋自由新聞は除外
 東京日々新聞
 東京横濱毎日新聞
 東京曙新聞
 郵便報知新聞
 朝野新聞

吉原の五大樓

明治十年より十數年の間に唱へた事、但し下記の樓主氏名は同十三年頃の調べである

- | | | |
|------|---------|--------|
| 大文字樓 | 江戸町一丁目 | 波木井清次郎 |
| 品川樓 | 揚屋町十九番地 | 栃木 莊吉 |
| 角海老 | 京町一丁目 | 砂村 すみ |
| 稲本樓 | 角町十八番地 | 杉浦 庄三郎 |
| 尾彦樓 | 江戸町 | 中村 彦太郎 |

此五樓を「大見世」と稱し、引手茶屋より送り込んで來た客でなくば登樓せしめなかつた

六鎮臺

明治四年四月、東山西海の二道に鎮臺を置く事にし、東山道の本營を石巻に、西海道の本營を小倉に置いた、それを同年八月に廢して新たに東京、大阪、九州、東北に四鎮臺を置いた、後又それを六鎮臺に増加した

- | | | |
|-------|-------|--------|
| 東京鎮臺 | 仙臺城鎮臺 | 名古屋城鎮臺 |
| 大坂城鎮臺 | 廣島城鎮臺 | 熊本城鎮臺 |

これを後に師團と改稱したのである

東京五大藥舖

當時は論説文があり、活字に傍訓のない日刊新聞を大新聞と稱し、讀賣新聞、東京繪入新聞等を小新聞と稱した
 右の曙新聞が東洋新報と改題し、又更に明治日報、時事新報自由新聞が續出したので八大新聞と呼んだ時代もあつた

- | | | | |
|--|--------|-------|---------|
| 明治十年頃より同二十五年頃までの間であつた、其後はツブレたり衰微したのがあつて此名數の稱は消えた | 實母散本舖 | 京橋大鋸町 | 喜谷市郎右衛門 |
| 錦岱園本舖 | 下谷池之端 | 芝大助 | |
| 寶丹本舖 | 同 | 守田治兵衛 | |
| 精鑄水本舖 | 銀座 | 岸田吟香 | |
| 神藥本舖 | 日本橋駿河町 | 實生堂 | |

當時これに次ぐは、野村の鳳龍丹、白井の神効丸であつた

篆刻五大家

明治二十二年頃、東京で名高かつた人々
 中井敬所
 齋藤拜石
 高田綠雲
 濱村藏六
 益田香遠
 中井濱村益田の三人を篆刻の三名家と稱した時もあつた

帝國六法

明治十五年一月より刑法治罪法を實施されて以來、漸次法律が完成したので、憲法、民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法を帝國六法と稱した

帝國六大教育家

明治四十年五月十二日、全國教育者大會を東京に開いて、我國の教育に功勞のあつた左の六名士を推選し、書冊を編纂して其功績を表彰した

- 大木喬任 森有禮 福澤諭吉 中村正直
- 新島襄 近藤真琴

公平な推選と見て誰も異議のない所であらう

東京六大法律學校

明治三十年四月、司法大臣清浦奎吾が左記六大法律學校の主幹を招いて、學級の進展を促した事があつた

- 明治法律學校 東京專門學校 和佛法律學校
- 日本法律學校 專修學校 東京法學院

これが漸次大學制によつて進展し、明治大學、早稻田大學、

法政大學、日本大學、專修大學、中央大學と改稱したのである、いづれも現存

七曜日

明治六年一月より西洋曆に擬して
日 月 火 水 木 金 土
の七曜日を連記することになつた、そしてゾンタツグの訛りたるドンタク即ち日曜日を休日とし、半日休みの土曜日を半ドンと稱した

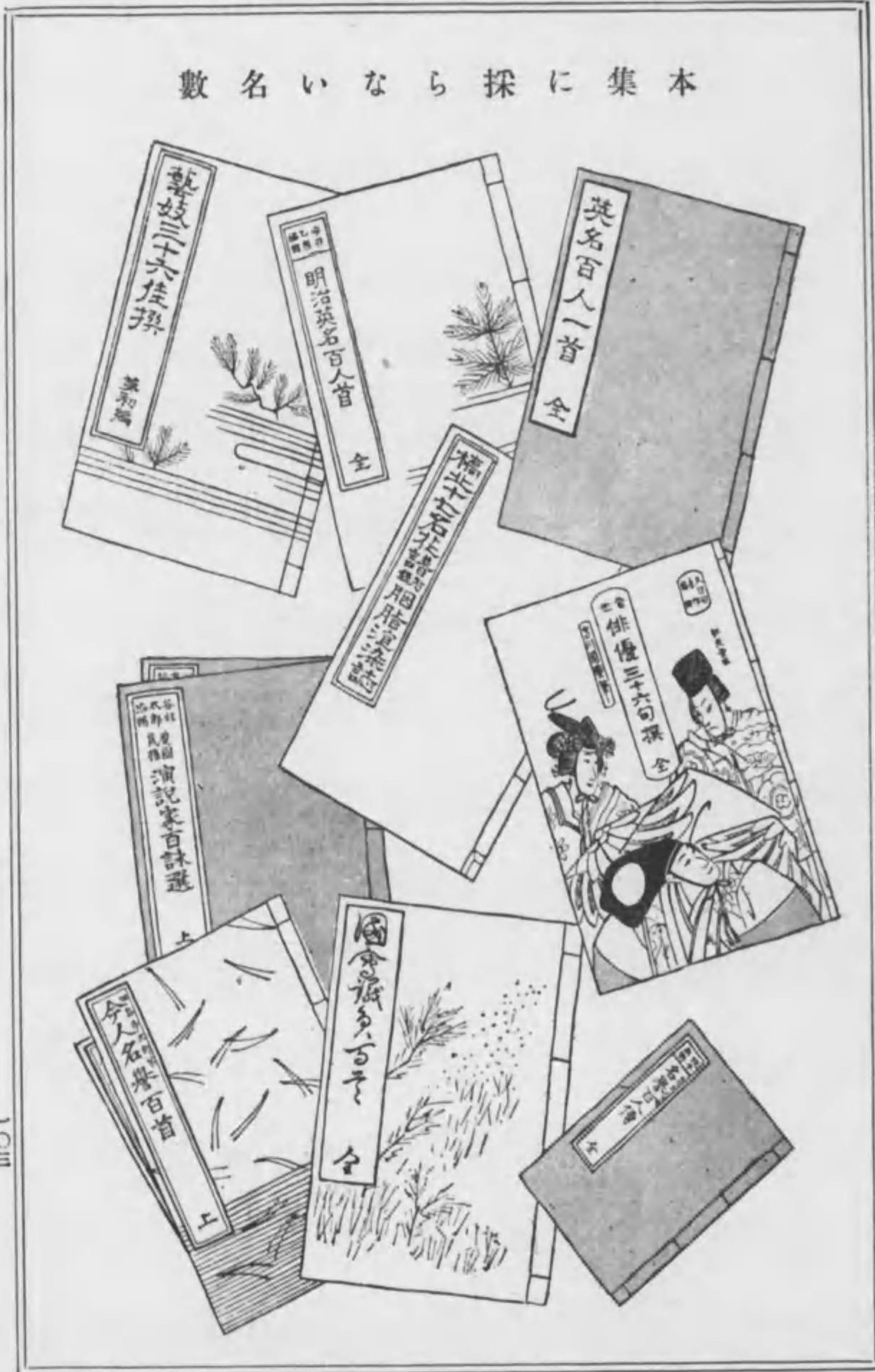
筑前七俊

明治三十年三月、在京の筑前福岡人某、汎く世人に筑前の七俊を投票せしめたる結果なりとて左の如く發表した、そして其當選者に三組銀盃を寄贈したといふ

- | | | | |
|------|-------|------|---------|
| 國文學 | 金子堅太郎 | 義俠家 | 頭山 滿 |
| 天文学 | 寺 尼 壽 | 投機師 | 玉井 勝一 郎 |
| 能書家 | 宮小路康文 | 横綱力士 | 梅ヶ谷 藤太郎 |
| 壯士俳優 | 川上音次郎 | | |

これも郷土愛の自慢であらう、そして今は現存する人は二三に過ぎない

本集に採らぬ名數



主戦論の七博士

日露の風雲急を告げた明治三十六年六月、露國陸軍大臣ク
 ロバトキンは滿韓交換の交渉に入京した、恰もこの時我國
 朝野の露國に對する憤激は其極に達し、所謂對外硬派は一
 齊に起つて開戦の止む可らざるを説くに至つた、即ち近衛
 篤磨を中心として、貴族院議長官舎に集合せる七人の法學
 博士は、對露同志會等の各派と一團を組織して大いに主戦
 論を唱へ、政府當局に迫つた、其時の七博士とは次の人々
 戸水寛人 寺尾亨 富井政章 小野塚喜平次
 高橋作衛 金井延 中村進午

時代思潮の發露とは云へ、斯く大學教授連が揃つて主戦論
 を唱へた事は史料としての珍であらう

新政府の八局

慶應三年十二月に新政府は總裁、議定、參與の三職を置き
 翌慶應四年(明治元年)二月に左の八局を置いた
 總裁局 神祇事務局 内國事務局 外國事務局
 軍防事務局 會計事務局 刑法事務局 制度事務局
 これが太政官、内閣、九省、十省等に進展したのである

東京八大家一覽

明治二十三年春頃に竹村貞次郎といふ人が刷行したものに
 『東京八大家一覽』といふのがある、書家に高林兩名を加へ
 たなどの依估があつて、悉く適評なりとは云へないが、大
 なる杜撰と認むべき所もないやうである

書 八大家 高林二峰 巖谷一六 金井金洞 長三洲 股野藍田 高林五峰 日下部鳴鶴 中根半嶺	畫 八大家 瀧和亭 長田雲堂 川村雨谷 望月金鳳 長野栗山 大倉雨村 衣笠豪谷 菅原白龍	詩 八大家 大沼枕山 岡本黄石 小野湖山 向山黃村 鱸松塘 森春濤 伊藤聽秋 關根痴堂	文 八大家 重野成齋 中村敬字 川田剛 龜谷省軒 岡鹿門 三島中洲 南摩羽峰 福羽美靜	歌 八大家 黒川眞頼 小中村清矩 高崎正風 福羽美靜 鈴木重嶺 本居豊穎 黒田清綱 海上胤平	俳 八大家 夜雨庵金羅 月洒本素水 阿心庵永機 太 白堂吳仙 佳峰園等裁 寶ノ屋月彦 不白
---	--	---	---	--	---

軒梅年 桐子園幹雄

此外に華族技藝八大家といふのもあるが、それは採らない

硯友社の八才子

硯友社の樂屋咄を書いた『紅子戯語』に現れてゐる尾崎紅葉
 山田美妙、石橋思案、川上眉山、巖谷小波、月の舎圓、香
 夢樓緑、丸岡九華の八人は、當時明治二十一年頃、硯友社
 の八才子と呼ばれて『我樂多文庫』の編輯に従事してゐた、

硯友社の樂屋



紅子戯語所載

彼等が明治新興文壇の先頭に立つて、所謂硯友社運動なる
 華々しい活躍をした事は、に贅言する迄もない、其後明
 治二十三年の春頃硯友社連が小石川黃鶴樓で芝居をしたこ
 とがある、其時の切狂言が『花競八才子』といふので、美妙
 去つて江見水蔭加はり、夫々町奴の伊達姿で評判を博した
 此時の芝居が所謂文士劇の先驅である

新内閣の十大臣

明治十八年十二月二十二日、太政官を廢し太政大臣を廢し
 て新内閣を組織し、從來「卿」と稱したのを「大臣」と改めた
 時の十大臣

總理大臣 伊藤博文	陸軍大臣 大山巖
海軍大臣 西郷從道	內務大臣 山縣有朋
外務大臣 井上馨	大藏大臣 松方正義
文部大臣 森有禮	逓信大臣 板本武揚
農商務大臣 谷干城	司法大臣 山田顯義

此時宮内大臣は伊藤博文が兼ね、太政大臣であつた三條實
 美は内大臣となつた

日本現今十傑

明治十八年五月二十日の『今日新聞』に左の如くある
 ○豫て諸新聞を以て廣告せし現今日本十傑の指名は幸ひ諸
 君の賛成を得て去十五日限り到達せし投票は一千四百零六
 通の多きに至れり(一切後に達せしものは没書とす)依て此
 指名書につき各々點數を計算して左の最高點者十名を得た
 れば催主は此方々を以て日本現今の十傑と定めたり其姓名

は即ち左の如し

問題	指名	點數
政治家	伊藤博文君	九二七
軍師	榎本武揚君	四二三
藝術家	中村正直君	五九二
法律家	鳩山和夫君	六一八
著述家	福澤諭吉君	一、一二四
新聞記者	福地源一郎君	一、〇八九
教法家	北島道龍君	四八六
商法家	澁澤榮一君	五九六
醫師	佐藤進君	五六五
畫家	守住貫魚君	四五九

明治天皇御愛の十名馬

明治三十年六月上旬、東京の二三新聞に出た記事我が 天皇陛下には文武の御暇特に馬術を好ませ玉ひて其奥秘に達し玉ひ斯道の人々にすら時々御教訓ある程なれば御料の馬匹は皆逸足にて總て十頭なるが孰れも内國種及び雜種にして純粹の外國種は一頭もなし馬名は

友鶴 朝日森 大櫻 玉帚 朝嵐 洪海

南海 花館 東路 白雲

此の内 陛下が別して愛でさせ玉ふは友鶴(内國種)なりと承はる

條約十一ヶ國

明治四年七月迄に我國が條約を締結せし諸外國

英吉利	本條約	安政六年己未六月十二日
魯西亞	本條約	安政六年己未七月十日
佛蘭西	本條約	安政六年己未八月廿六日
荷蘭陀	本條約	萬延元年庚申二月九日
亞米利加合衆國	本條約	萬延元年庚申四月三日
葡萄牙	本條約	文久二年壬戌三月十日
瑞西	本條約	慶應元年乙丑五月十四日
白耳義	本條約	慶應三年丁卯八月十三日
丁抹	本條約	慶應三年丁卯九月四日
伊太利亞	本條約	慶應三年丁卯九月六日
獨逸北部聯邦	本條約	明治二年己巳九月九日
西班牙	本條約	明治三年庚午三月八日
瑞典那耳回	本條約	明治三年庚午十一月八日
布哇	本條約	明治四年辛未七月四日

澳地利

本條約 明治四年辛未十二月三日

清

假條約 明治四年辛未七月廿九日

福澤諭吉著にて慶應三年出版の『條約十一國記』は是と違ふ

向ヶ岡の十二勇

明治三十年六七月頃の體育専門雜誌『運動界』紙上にて絶叫せし第一高等中學校の學生十二人

井原外助 中馬 庚 五來欣造 井上匡四郎
森脇幾茂 青井銀男 藤野修吉 村田素一郎
上村行榮 市岡準介 富永敏磨 宮口 竹雄

これに向ヶ岡の十二勇と稱せしは、在横濱の外人と屢々野球の技を競ひて華々しき大勝を博せしが故である

明治十二傑

東京の出版屋博文館が、創立十二週年記念として明治三十二年六月に發行した雑誌『太陽』の臨時増刊に此名數がある

政治家	伊藤博文	文學家	加藤弘之
美術家	橋本雅邦	法學家	鳩山和夫
教育家	福澤諭吉	科學家	伊藤圭介
醫師	佐藤進	宗教家	雲照律師

これに附録として左の十二選を列記した、これも當時現存の人々を選出したのである

○十二詩宗

小野湖山	森 槐南	野口寧齋	江馬天江
依田學海	國分青厓	秋月天放	本田種竹
杉浦海潭	永坂石埭	巖溪裳川	福原周峯

○十二歌匠

高崎正風	久我建通	稅所敦子	小出 榮
本居豊顯	東久世通禧	大和田建樹	佐々木信綱
黒田清綱	中村秋香	坂 正臣	大口鯛二

○十二俳仙

老鼠堂永機	正岡子規	春秋庵幹雄	尾崎紅葉
花の木聴秋	聽雨窓竹冷	樂天居小波	雪中庵雀志
大野洒竹	幸堂得知	内藤鳴雪	桂花園桂花

○十二書家

巖谷一六	日下部鳴鶴	中根半嶺	小野鷲堂
金井金洞	小杉楳邨	吉田晚稼	中林梧竹
跡見花蹊	村田海石	岡田起作	野村素軒

○十二畫伯

橋本雅邦 川端玉章 瀧 和亭 武内桂舟
 久保田米僊 野口小巖 田能村直入 黒田清輝
 淺井 忠 渡邊省亭 富岡永洗 今尾景年

大分縣の十五傑

明治三十年五月、大分の豊州新報社で、大分縣内十五傑といへる投票を募集した結果として左の如く發表した

(種別)	(當選者)	(次點者)
政治家	元田 肇	箕浦 勝人
教育家	福澤 諭吉	秋月新太郎
宗教家	小栗 栢香頂	大洲 鐵然
徳望家	小幡 篤次郎	谷 謹一郎
商略家	莊田 平五郎	中上川 彦次郎
美術家	田村 直入	野中 萬助
交際家	山本 達雄	末廣 殿石
法律家	横田 國臣	朝吹 英二
實業家	南 一郎	横井 忠直
漢學家	元田 直	
文學家	物集 高見	

雄辯家 矢野 文雄 今井 良一
 膽力家 大井 憲太郎 中村 元雄
 能書家 秋月 新太郎 奥井 清風
 醫術家 河村 豊洲 池邊 棟三郎

但し右の内、元田と箕浦、莊田と中上川は同點數であつたと云ふ

東京府十五區六郡

明治四年二月に全國の郡村を區分けにした時、東京市中を八大區に分ち、大區の内に小區を置き、何大區何小區と稱したが、それを明治十一年十一月に廢止して東京府下を十五區六郡とした

麴町區	神田區	日本橋區	京橋區	芝 區
麻布區	赤坂區	四ッ谷區	牛込區	小石川區
本郷區	下谷區	淺草區	本所區	深川區
荏原郡	東多摩郡	南豊島郡	北豊島郡	南足立郡
南葛飾郡				

西多摩郡、南多摩郡、北多摩郡は當時神奈川縣に屬して居たのである

會津白虎隊の十六士

(明治二年五月十五日發行「明治新聞」第五號所載)

去辰八月二十三日會津城下へ官軍討入の節白虎隊といひて十六歳より十七歳迄の少年にてしかも武勇すぐれし人をえらみて組立し隊伍あり此人員五十人程なるが城下より二里あまり繰出し防戦に及ぶといへども目にあまる大軍なれば終に打まけ散亂す其内十六人の若もの心を一致にし引かへして籠城せんと二ッ屋入と云ふ所まで馳かへり遙に城下の方を見れば敵ははや城下に充滿し猛火さかんにもへあがる扱は落城と覺えたり此大軍に取かこまれ是非一方を切ぬけんとなまじひの事をなし若し敵の手に生捕られ縛り首の恥辱を請るも口惜しければ潔きよく割腹せんと各爰にて自殺せしは哀れなりける最期なり然るに此十六人同じ枕に臥したるが其中飯沼某は咽を突きけれども突き損じ死にかねて居たる折しも六十餘りの老婆一人通りかゝり此體を見て吾家へ連行し治療を加へ介抱せしが幸ひにして快復す爰におひて十五人の姓名も分り其節の爲體も飯沼のいふによりて詳らかに是を知れりとぞ

兵庫次男 篠田義三郎 十七 久之助伴 西川勝三郎 十六

東京十七劇場

明治二十七年、東京市内にあつた大小各座

歌舞伎座	京橋區木挽町三丁目	深野座	京橋區新富町
明治座	日本橋區久松町	市村座	下谷區二長町
鳥越座	淺草區西鳥越町	春木座	本郷區春木町
眞砂座	日本橋區中洲町	三崎座	神田區三崎町
柳盛座	淺草區向輪原町	福榮座	淺草區七軒町
淺草座	淺草區新旗原町	常盤座	淺草區公園地
吾妻座	淺草區千束町二丁目	藍染座	本郷區根津八重垣町
演伎座	赤坂區溜池町	桐 座	四谷區荒木町
新盛座	深川區富岡門前神町		

新富座は一時深野座と稱したのである